

2019（令和1）年度  
大東文化大学自己点検・評価報告書

学校法人大東文化学園

## 目 次

第1章	理念・目的	2
第2章	内部質保証	9
第3章	教育研究組織	17
第4章	教育課程・学習成果	21
第5章	学生の受け入れ	40
第6章	教員・教員組織	55
第7章	学生支援	66
第8章	教育研究等環境	87
第9章	社会連携・社会貢献	106
第10章	大学運営・財務	
	(1) 大学運営	128
	(2) 財務	141

## 第1章 理念・目的

### 1. 現状説明

1-1 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：理念に基づく大学の目的の明確化、学部・研究科の人材育成その他教育研究上の目的の適切性及び大学の理念・目的との関連性

本学は、1923（大正12）年に設立された大東文化学院を前身とし、当時の帝国議会で採択された建議「漢学振興ニ関スル建議案」に基づいて設立された。漢学の振興という建学の精神は、1985年に「漢学（特に儒教）を中心として東洋の文化を教授・研究することを通じて、その振興を図ると共に、儒教に基づく道義の確立を期し、更に東洋の文化を基盤として西洋の文化を摂取吸収し、東西文化を融合して新しい文化の創造を目ざす」（『大東文化大学の建学の精神』学園長期教育研究計画策定委員会第一小委員会報告書）ことと成文化された。また、教育の理念には、「大東文化大学は、建学の精神に基づき、東洋の文化を中心として広く全世界の文化に関する諸学を研究・教授し、その振興を図ると共に、東洋固有の文化を尊重し、その伝統的な美德を身につけて豊かな人格の形成に努め、併せて国際的な視野を持ち、世界の文化の進展と人類の幸福の実現に寄与できる有為な人材を育成することを目ざす」（前掲報告書）ことが掲げられた。

建学の精神と理念は、社会の進展と時代の変化の中で検証が行われてきた。学校法人大東文化学園の『中期経営計画「CROSSING」(2009-2023)』（2008年9月理事会承認）では、21世紀に入って加速するグローバル化の現実と課題に対応するため、建学の精神の中で謳われた「東西文化の融合」は、「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」と読み替えられた。

東洋の文化の研究・教育から出発した本学の歴史においては、アジアに軸足を置いた研究と教育に最も蓄積がある。さらに現在は、欧米を含む世界を見据え、国際的な視野に立った研究と教育を特色としている。そのことから、2012年に設置された大東文化大学改革推進会議における検証を経て、現在は、「アジアから世界へ——多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」を大学の理念として掲げており、建学の精神と、東洋固有の文化を尊重し、併せて国際的な視野を持つという理念は、本学の教育の基礎をなすものとして受け継がれている。

大東文化大学学則（以下、「学則」という）第1条において、学士課程の目的を、「建学の精神に基づき、学問の理論と応用を教授・研究して真理と正義を愛する自主的精神に充ちた良識ある人材を育成し、文化の発展と人類の福祉に貢献すること」と定めている。大学院は、大東文化大学大学院学則（以下、「大学院学則」という）第1条において、「高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究・教授し、その深奥を究めて、文化の創造・発展と人類の福祉に寄与することを目的とする」とし、大学院法務研究科（法科大学院）は、大東文化大学大学院法務研究科学則（以下、「法務研究科学則」という）第1条において、

「本研究科は、法曹養成のための教育を行うことを目的とする」と定めている。

各学部・学科及び各研究科・専攻は、大学の理念とする「アジアから世界へ——多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」及び、大学学則、大学院学則に定める目的を踏まえ、教育研究上の目的を学則に定めている（学則、大学院学則等参照）。例えば、文学部の教育研究上の目的は、「人文諸科学に関する学識を修めることを通し、広い識見と深い洞察力をもち、人間の生き方やあり方を考究し、多様な現代社会ならびに国際社会の諸問題に対応できる人材を養成することを目的とする。」であり、外国語学研究科（博士課程前期課程）の教育研究上の目的は、「高度な言語運用能力と専門的な知識、豊かな教養を修め、国内外の社会で活躍できる有能な人材の育成を目的とする。」である。これらは、特に、国際的な視野の醸成や社会への貢献ができる人材の育成を目指している点で、大学の理念・目的と連関していると言える。ただし、法務研究科（2015年度学生募集停止）については、その目的が法曹教育に特化している内容であるため、直接的には連関しているとは言えない。

さらに、「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」（2014年2月17日）の中で、建学の精神、理念とともに、大学の具体的な教育目標として「主体的な学びにより大東学士力を育てる「教育の大東」の実現」を示している。

現在、大学創立100周年に向けて、建学の精神、大学の使命・戦略指針を踏まえた本学のブランド人格やタグライン、ステートメントの策定\*を行っており、それに合わせた広報展開を計画している。

以上のことから、本学は、建学の精神に基づく教育の理念を明確に定め、大学の理念・目的と学部・研究科の目的は連関している。また、理念・目的の実現に向けた大学としての取り組みを実施しており理念・目的は適切に設定していると判断する。

※ブランド人格＝大学の価値や個性を「人格」として表現したもの

タグライン＝ステートメントの内容を端的に伝える短い言葉

ステートメント＝ブランド人格の要素と考えを文章化したもの

1-2 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：理念・目的及び、人材育成その他の教育研究上の目的の学則への明示と公表

評価の視点2：構成員に対する大学及び学部、研究科等の目的の周知方法と有効性

前項目1-1で述べたように、学則第1条、大学院学則第1条、法務研究科学則第1条において課程の目的を定めている。また、各学部、研究科の教育研究上の目的も学則、大学院学則、法務研究科学則にそれぞれ定め、大学HPへ掲載している（基礎要件確認シート1、2参照）。さらに、教職員には、「大東文化大学将来ビジョンと基本方針」（2019年度以前は、紙媒体で配付、2019年度以降は、学内共有フォルダおよび学内クラウド上に掲載）に「大東文化大学の理念・目的」として建学の精神とともに本学の社会的使命を掲載し、在学生には「学生手帳」に「大東文化大学の建学の精神と教

育の目的」を掲載、受験生向けには、「大学案内 CROSSING2019」に学長のメッセージとともに、建学の精神および教育の理念を掲載している。

学生への周知方法としては自校史教育の実施が挙げられるが、今年度5月に実施した内部質保証に関する教職員アンケート調査によると、昨年度、回答者自身の授業で自校史教育に関する内容を扱ったかについては、5.2%（専任教員の回答。回答率61.6%）の教員が「扱っている」と回答している。また、今年度より、大学としての履修推奨科目を「DAITO BASIS 科目」として設定したが、その中で自校史関連科目「自己・人間をみつめる（現代の大学A, B）」を指定した。この2科目の2018年度受講者は計161名であったが、2019年度受講者は計221名へと増加した。周知度を測定した結果、同アンケート調査では、大学の理念・目的については96.1%（専任教員、専任事務職員の回答。回答率53.1%）、所属学部（学科）の教育研究上の目的については93.6%（専任教員の回答。回答率61.6%）が「知っている」という回答であった。学生への周知度については、3月に行われた新年度ガイダンスで実施した学生生活調査（休学・留学者を除く学部2～4年生対象。回収率80.7%）において、大学の理念・目的を「知っており内容も理解している」と回答した学生は11.6%、「あることは知っているが、内容は良く分からない」という回答は43.9%、「知らない」学生の割合は44.5%であった。また、大学院生への調査では、「全く知らなかった」という回答はなかった（大学院修了時アンケート、回答率88.4%）。

「大学の理念・目的」について「知っている」と回答した教職員は9割、「学部・学科の教育研究上の目的」については8割を超えているが、学生については学部生、大学院生とも大学の理念・目的を「知らない」という学生の方が少ないものの、特に学部生では内容まで理解していると回答した学生は1割程度に過ぎない。これらのことから、教員への周知方法は有効と言えるが、学生への理念・目的の周知については課題が残る。

以上により、学生への理念・目的の周知については課題が残るものの、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的の明示と公表について、概ね適切であると判断する。

1-3 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた、中・長期の計画、その他の諸施策の設定

評価の視点2：中・長期の計画、その他の諸施策は、大学の組織・財政等の裏付けがある等、理念・目的の達成に向けて実現可能な内容か。

本学は2023年に創立百周年を迎えるにあたり、6つのビジョンからなる「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」（2014年2月17日）を策定した。その骨子は下記のとおりである。

#### 創立百周年に向けた6つのビジョン

- 1 主体的な学びにより、大東学士力を育てる「教育の大東」を実現する
  - (1) すべての学生が大東学士力を身につける質の高い教育を展開する。
  - (2) 参加型・問題解決型の主体的な学びを実現する。
  - (3) 垣根をこえた学びにより複数の専門に挑戦できるカリキュラムを創造する。
  - (4) カリキュラムを全学的に共通化・柔軟化・スリム化する。

## 2 自主・参加・共同による学生生活を支援する

- (1) 主人公として大学生活に参加することを支援する。
- (2) 学習支援、生活支援を充実させる。
- (3) 学生のさまざまなニーズ（障がい学生、心の病など）に適切に対応した施策を行う。
- (4) キャリア教育・就職支援の全学的な体制をつくる。
- (5) 留学生への支援を強化する。
- (6) スポーツ・文化活動をはじめ自主的活動を支援する。

## 3 「開かれた知の共同体」をつくり、大東文化らしい高度な研究を創造する

- (1) 個人の自由な研究活動を発展させると同時に、「知の共同体」としての機能を充実する。
- (2) 基礎研究を重視すると共に、地域や社会の要請に基づくプロジェクトを展開する。
- (3) 研究所体制を再編成し、学際的でダイナミックな研究を発信する。
- (4) 大学院を再編成し、「大東文化」らしい教育と研究を充実させる。

## 4 国際的な学術・教育のネットワークの拠点となり、世界に向けて発信する

- (1) 大学の国際的なネットワークに参加し、国際水準の研究を推進する。
- (2) 留学の制度（受け入れと派遣）を充実し、交流の国・地域、留学生数を増加させる。
- (3) 国際的な学術交流を発展させる。

## 5 「学術の中心」として地域と連携・共同し、社会の発展に貢献する

- (1) 地域の生涯学習の拠点となり、学習・文化活動の発展に貢献する。
- (2) 地域の諸課題解決のための共同研究を発展させる。
- (3) 学生の地域参加型学習の機会を増やす。
- (4) ボランティア活動を支援し、拡大していく。

## 6 人権と自由を尊重し、公正な大学運営を行い、社会に信頼される組織となる

- (1) 教育・研究の場にふさわしく、学生、教職員の自由と人権が尊重されるキャンパスをつくる。
- (2) 社会に開かれた自治的なガバナンスを行う。
- (3) コンプライアンスを徹底し、社会に信頼される大学にする。
- (4) 安全と安心の危機管理体制をつくる。
- (5) 教育・研究のための財政基盤を確立する。

本学は理念・目的を実現するためのこれらのビジョンについて、具体的な計画を立案し、各部局において中期目標を設定し、取り組んでいる。これらの計画については「目標シート」を作成し、達成状況を年度末に検証している。

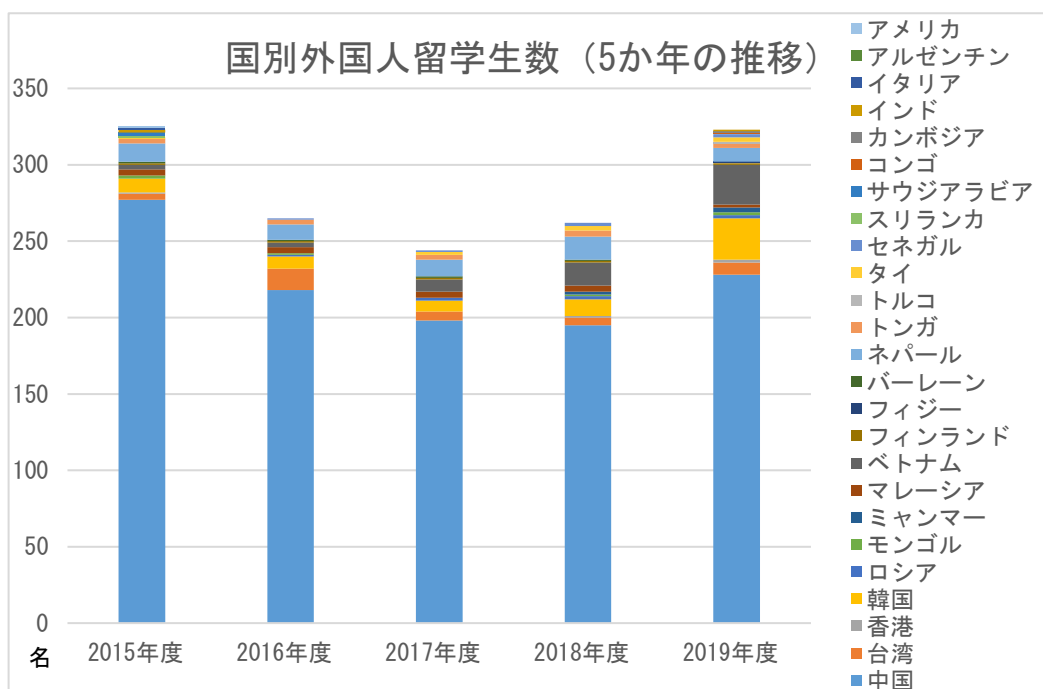
例えば、「教育の大東」を実現する施策として、全学で取り組む参加型・問題解決型の主体的な学び（アクティブ・ラーニング）を推進するために、東松山キャンパスにアクティブ・ラーニング型授業対応教室を3教室設置し、2017年度には全学プロジェクト事業（学長提案事業）として、アクティブ・ラーニング手法を活用した「学生リーダー育成プログラム」（ビジョン番号 1-(2))を実施した。本学の教育の目的としてその能力と人格を定めた「大東学士力」を身につけさせ、質の高い教育を展開するための施策と

して、学習成果の可視化に向けてのカリキュラム・ツリーの作成、科目ナンバリングの導入、アセスメント・ポリシーの策定を行った。また、ジェネリックスキルのアセスメントである「PROG テスト」を2018年度から実施しており（2018年度は一部学部のみ、2019年度から全学部を対象）、テスト結果を返却する際に「大東学士力 能力開発 HANDBOOK」を活用した PROG テスト解説セミナーを開催している（ビジョン番号 1-(1)）。さらに、複数の専門に挑戦できるカリキュラムとして副専攻科目を置き、「スポーツ科学系副専攻」「留学（英語）副専攻」を導入している（一部学部を除く）（ビジョン番号 1-(3)）。

また、学生への学習支援、生活支援として奨学金の拡大（詳細は第7章で記述）や、留学生と日本人学生の混在型宿舎を設置した（ビジョン番号 2-(5)）。研究活動の発展策としては、2019年4月より、それまで各部局に分散していた研究に関する業務を一括して取り扱う研究推進室を設置し（ビジョン番号 3-(1)）、研究活動を専門的に支援する体制を整えた。社会貢献では、東松山市との連携事業である「子ども大学ひがしまつやま」や、「教員免許更新講習」などを実施している（ビジョン番号 5-(1)）。大学運営に関しては、学生や教職員等の安全安心に配慮した危機管理対策として防犯カメラの設置等を行っている（ビジョン番号 6-(4)）。

国際的な学術・教育のネットワークの拠点となることに関しては、外国人留学生の増加を目指している。国別在籍者数の5か年の推移をみると、中国、韓国をはじめとする東アジアからの留学生が中心となっていることに変わりはないが、ベトナム、ミャンマー、セネガル、コンゴ、カンボジア、インド等、東アジア以外からの留学生も増えており、人数も増減はあるものの、2018年度からは増加傾向にあるといえる（ビジョン番号 4-(2)）（図 1-2-3）。（「国際学術交流」については基準9を参照）

図 1-2-3 国別外国人留学生数（5か年の推移）



学部・研究科単位でみると、例えば、国際関係学部では、ビジョンの教育効果の可視化の具体的施策として、「卒業論文ループブック」の本格導入を2023年度に向けた目標に設定し年次計画を進めている。文学研究科英文学専攻では、主体的な学びの向上と英語教育・多言語教育の充実のため、科目編成の整備と英語教育専門教員の配置を目標として計画を策定し、2020年達成を目指している。

また、経営研究所、法学研究所、国際比較政治研究所では、公開シンポジウム等を開催し研究活動を推進しており、その他、国際交流センターでは、2014年度2月策定の「国際化に関する方針」の下、改革総合支援事業(タイプ4:国際化)の申請に協力し、2018年度も採択されている(ビジョン番号4-(3))。

財政については「教育・研究のための財政基盤の確立」を明示しており、将来計画としての「中・長期財政計画」に基づき、諸施策を実行しているが、新設学科の状況を加味し施策の再検証を行う予定である。(ビジョン番号6-(5))。

ビジョンのうち、「研究所の再編により研究所体制を再編成し、学際的でダイナミックな研究を発信する」(ビジョン番号3-(3))および「大学院を再編成し、「大東文化」らしい教育と研究を充実させる」(ビジョン番号3-(4))については、現状を検証した上で、今後再編について具体的な検討を行う。

現在、「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」を基礎とした、創立100周年である2023年からさらに10年先を見据えた大学の将来基本計画を「DAITO VISION 2023 +10」として、策定の作業を行っている。

以上のことにより、中・長期計画「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」は、組織、財政等の資源の裏付けを伴い、具体的諸施策は着実に実行されていることから実現可能な内容であるといえる。また、10年先を見据えた中・長期の計画として「DAITO VISION 2023 +10」の策定を進めており、大学の理念・目的の達成に向け、推進していると判断する。

## 2. 長所・特色

本学の建学の精神、教育の理念は、適切性について数度に亘り検証が行われており、学部・研究科の教育研究上の目的も、各学部・研究科の自己点検・評価において毎年度検証を行っている。

また、それらは大学HP等を通じて学内外への周知を図っている他、今年度より、大学としての履修推奨科目「DAITO BASIS 科目」として自校史関連科目を指定することにより、自校史を学習する学生が増加するような取組みを行った。(自校史関連科目「自己・人間をみつめる(現代の大学A, B)」2科目の2018年度受講者は計161名であったが、2019年度受講者は計221名へと増加した。)

## 3. 改善すべき事項

「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」の6つのビジョンのうち、「研究所の再編により研究所体制を再編成し、学際的でダイナミックな研究を発信する」(ビジョン番号3-(3))および「大学院を再編成し、「大東文化」らしい教育と研究を充実させる」(ビジョン番号3-(4))については、現在未着手である。現状を検証の上、今後具体的な検討を行う。また、「中長期財政計画」についても、新設学科の状況を加味し施策の再検証を行う。

理念・目的の周知度は教職員アンケート、学生生活調査アンケートにおいて検証されており、教職員への周知度は高いが、学生への周知度は「知っている」と回答した学生は半数程度いるものの、内容まで理解している学生は少ない。今後、授業、学内広報等を通じて内容を含めた学生への周知度を上げていく必要がある。



#### 4. 全体のまとめ

本学の建学の精神、教育の理念は1985年に成文化され、その後数度に亘り検証が行われてきた。学部・研究科の教育研究上の目的は、概ね大学の理念・目的に関連している。現在、大学創立100周年に向けて新たな大学ブランド人格やタグライン、ステートメントの策定を行っており、それに合わせた広報展開を計画している。

また、大学HP等を通じた学内外への周知の他、今年度より、履修推奨科目「DAITO BASIS 科目」を設定、その中で自校史関連科目を指定した。今後の課題として、内容を含めた学生への理念・目的の周知度を上げていくことが挙げられる。

大学としての中・長期計画としては「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」を2014年2月に策定し具体的な施策に取り組んでおり、その検証結果をもとに新たな中・長期計画である「DAITO VISION 2023 +10」の策定を行っている。それと並行して、現在創立100周年である2023年からさらに10年先を見据えた大学の将来基本計画を、「DAITO VISION 2023 +10」として、策定の作業を行っている。

## 第2章 内部質保証

### 1. 現状説明

2-1 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：内部質保証に関する方針への大学の基本的な考え方の明示と、内部質保証に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担の明示

評価の視点2：教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針等（PDCA サイクルの運用プロセスなど）の策定

本学は2013年度に、「大東文化大学基準別基本方針」の一つとして、「内部質保証に関する方針」を定めてその手続き等を明確化し、2018年度に当該基本方針の見直しを行った。内容は以下のとおりであり、大学HP等で公表して学内外への周知を図っている。

#### 内部質保証に関する方針

##### 1. 内部質保証の目的

本学は、理念および教育研究上の目的に基づき、教育・研究活動と学生の学習成果の向上を実現するため、自らの責任において教育・研究活動の適切な水準を維持するとともに、改善・向上に向けた取り組みを公表し、継続的に大学教育の質の保証・向上を図る。

##### 2. 教職員個人レベル、組織レベルにおける恒常的質保証

###### 《教員個人》

授業内容や成績評価および授業方法等の適切性についてFD・SD活動への自主的な参加や、学生による授業評価結果を踏まえて自己点検と改善に努める。また、教育研究業績のHPでの公表を義務付けることで、質保証を担保する。

###### 《事務職員個人》

学園ビジョンに基づいた組織目標の達成に向けて事務職員一人ひとりが目標を持って仕事に取り組むことを定め（人的資源管理の基本方針）、これに基づいた「事務職員人事制度」により、業務に関する自己評価を行う。また、SD活動や研修への参加を通じて意欲や能力の向上に努め、所属上司による客観的かつ公平な人事評価を行う。

###### 《学部・研究科、その他の部局組織》

各学部・研究科とその他の部局は、自ら定めた目標を達成するために、計画の組織的実行に努めるとともに、関連する組織や委員会と連携を図る。

###### 《全学》

部局間に跨る課題や横断的プログラムについては、全学的機関として、学長室、全学教務委員会、全学人事委員会、全学研究推進委員会、全学FD委員会および、各センター等において実施計画を策定し、全学的な機関決定を経たうえで改善に努める。

全学的な方針・手続に基づき、部局レベルのPDCAサイクルを全学の教学マネジメントとして統

括するために内部質保証推進組織を整備し、質保証を図る。

### 3. 定期的な自己点検・評価の実施

内部質保証の方針および学校法人大東文化学園内部質保証規程に基づき、毎年度、各部局等による自己点検・評価を行い、それを踏まえ全学的観点からの自己点検・評価を行う。

### 4. 第三者評価の実施

外部評価委員会による評価を実施し、質保証の客観性を担保する。

### 5. 内部質保証の組織体制

#### ≪内部質保証推進委員会の責務と役割≫

大学全体の内部質保証に責任を負う組織として、理事会のもとに大東文化学園内部質保証推進委員会（以下「内部質保証推進委員会」という。）を置く。内部質保証推進委員会は、学園全体の内部質保証システムを有効に機能させることを責務とする。

具体的な役割としては、教学マネジメントに関わる目標・計画を設定し、その適切性、有効性を自己点検・評価活動により検証する。検証結果は次年度の行動計画や、将来ビジョンへ繋げていく。

#### ≪内部質保証推進委員会と学部・研究科その他部局との役割分担≫

各学部・研究科、その他部局に、部局別の自己点検・評価委員会を置く。委員会は毎年度、当該部局の目標の達成状況等について点検・評価を行い、必要な改善計画とともに年度末に内部質保証推進委員会へ結果を報告する。

内部質保証推進委員会は、部局等の点検・評価結果を全学的観点から検証し、改善を指示するとともに、助言や支援を行う。

### 6. 教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上のための指針

内部質保証推進委員会は、自己点検・評価結果を「学校法人大東文化学園中長期財政計画」に沿った各部局における年度事業計画に係る予算に適切に反映させることにより、大学の改善・改革を着実に推進する。自己点検・評価や計画の検証に関しては、信頼性、客観性を高めるため教学 I R のデータ類を蓄積し、活用する。

学長は、自己点検・評価結果、外部評価結果等の報告を受けて「学長方針」として行動計画を示し、理事長へ報告する。理事長はこれを理事会へ提出し、理事会で最終決定する。各部局および全学的機関組織は、この行動計画を踏まえ自ら策定した改善計画を事業計画に反映させる。

### 7. 行政機関等の指摘事項に関する現状把握、必要な指示と調整

内部質保証推進委員会は、行政機関や認証評価の指摘事項についても、全学の取り組み状況を把握し改善の進捗状況に応じて適切な指示、調整を図る。

## 8. 環境変化に応じた目標、行動計画等の見直し

本学の教育研究目標、各基準別方針、行動計画は、学園を取り巻く社会環境等の変化に応じて適宜見直しを行うこととする。自己点検・評価の軸となる各基準の方針の変更が必要となったときは、「変更届」を内部質保証推進委員会に諮り、その承認をもって学長から理事会へ報告する。

## 9. 社会への説明責任、公表

内部質保証として、法令に定められた大学の教育情報、財務関係書類等とともに「自己点検・評価報告書」および「外部評価委員会報告書」を、大学HPに公表する。

## 10. 内部質保証システムおよび全学的PDCAサイクルの適切性の検証

大東文化学園は、内部質保証システムおよび全学的PDCAサイクルの適切性について、毎年度点検・評価を行い、その結果を外部評価委員会において客観的に検証する。

本学では、組織と教職員個人がその教育研究活動等について内部質保証の基となる自己点検・評価を毎年度行い、その結果を改善に繋げることを基本方針としている。上記の基本方針には、教職員個人レベル、部局レベルにおける質保証の他、全学的な組織の権限、責務と役割、全学的組織と各部局組織（学部・研究科その他の組織。以下、同じ。）との役割分担について明示している。教育研究活動等の自己点検・評価については、第三者評価を経て、内部質保証推進委員会が検証および改善指示・提言を行い、学長方針を踏まえた上で、各組織が次年度への行動計画・事業計画に繋げることにより、PDCAサイクルおよび全学的な内部質保証システムを構築することを明示している。また、社会への説明責任として、これらの結果のHP公表についても明示している。

### 2-2 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織に関する規程の整備と、推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

本学 2019 年 2 月に新たに制定された「学校法人大東文化学園内部質保証規程」（2019 年 4 月 1 日施行）に基づき内部質保証推進体制を整備している。本規程において、内部質保証の推進は学校法人大東文化学園内部質保証推進委員会（以下「内部質保証推進委員会」という。）が担い、大学を含む学園全体の内部質保証に責任を負うとしている。

内部質保証推進委員会は、学長をはじめとする各附設校の長、常務理事、学務局長、事務局長、副学長、学部長、大学院研究科委員長（大学院法務研究科長を含む）、図書館長、大学附置研究所長、センター所長、学長室長、高等学校教頭など学園、大学等の役職者、および総合企画室長、学務部長、総務部長、財務部長、管理部長、東松山事務部長、研究推進室事務長など学園・大学事務部門の管理職者、全学教務委員会委員長、全学研究推進室委員会委員長、東松山キャンパス運営委員会委員長、全学FD委員会委員長、全学人事委員会委員長など全学的委員会の委員長、そして内部質保証推進に係る施策の策定を行う企画調整委員会委員長を構成員としている。

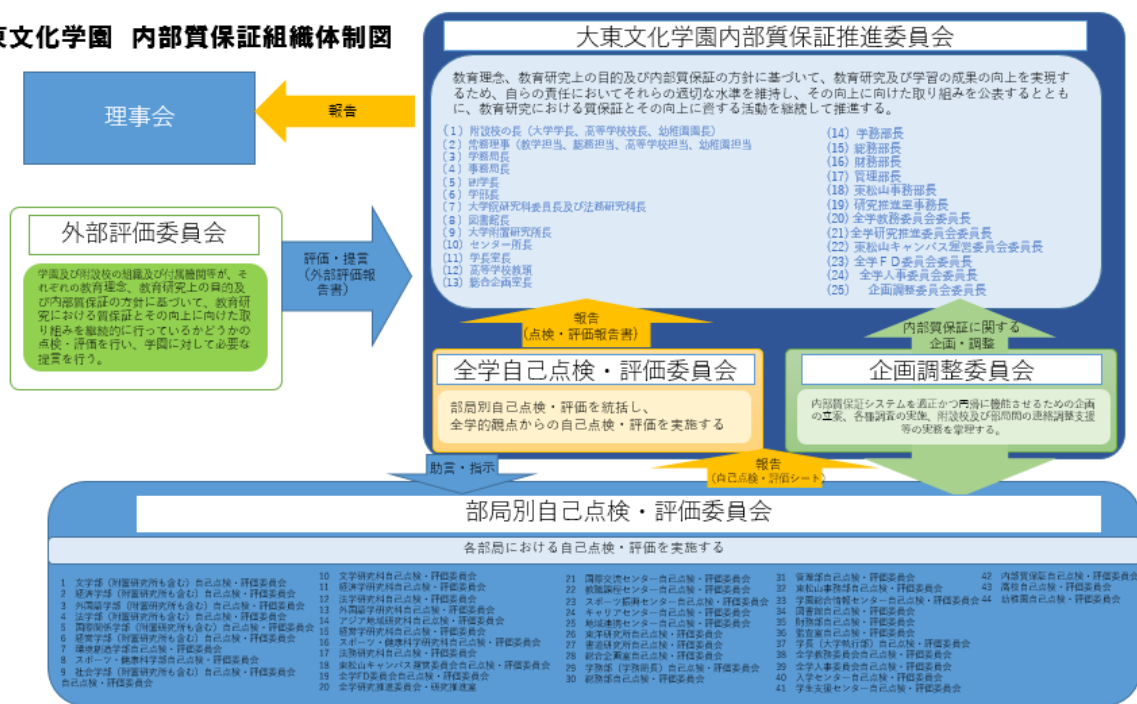
内部質保証推進委員会の下には、内部質保証システムに関する企画、調整等を行う組織として企画調整委員会を設置している。また、全学的観点から自己点検・評価を行う組織として全学自己点検・評価委員会を置き、自己点検・評価報告書の作成および内部質保証推進委員会への報告を行う。

部局ごとには、部局別自己点検・評価委員会を設置し、それぞれの組織における自己点検・評価を行う。

2018年度までは、学園全体の自己点検・評価組織として設置された学園自己点検・評価推進委員会の下に、大学、第一高校、法人の各自己点検・評価委員会を置いていたが、大学と学園の委員会のほとんどが重複する構成員となっており、それぞれが担う役割が明確になっていない部分があった。現行体制では、学園としての内部質保証推進を担う内部質保証推進委員会、その下に全学的観点からの自己点検・評価を行い内部質保証推進委員会に報告する全学的自己点検・評価委員会、具体的な施策の企画調整を行う企画調整委員会を設置し、部局ごとには部局別自己点検・評価委員会を置くことによって、各委員会の役割分担が明確化され、個人レベルから学園全体までのそれぞれの内部質保証を担保する体制が整備された。

本体制での内部質保証サイクルは開始されたばかりであり、今後はそれぞれのサイクルが有効に機能し、実質化するように努めていく。

### 大東文化学園 内部質保証組織体制図



### 2-3 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- 評価の視点1：3つの方針の策定のためのガイドライン（全学基本方針）の設定
- 評価の視点2：内部質保証に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させるための取り組み
- 評価の視点3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査、認証評価結果等）に適切な対応
- 評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性の確保
- 評価の視点5：自己点検・評価の結果をもとに、教育の改善・向上に連動した明確な行動計画の策定と実行

教育活動の質を保証するため、3つの方針を策定する際の全学的な基本方針を明確にしている。

## 学部、学科等の三つのポリシー策定に関するガイドライン

学部、学科等において、三つのポリシー（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）を策定する場合は、以下の内容を踏まえて策定することとする。

### ■学位授与方針策定に関するガイドライン

1. 本学の建学の精神および学部、学科等の教育研究上の目的と整合していること
2. 学位授与基準および当該学位にふさわしい学習成果（知識、技能、思考、判断、表現、態度等）を明確にすること

### ■教育課程の編成実施方針策定に関するガイドライン

1. 学位授与方針と関連していること
2. 入学前教育、入学時教育、リメディアル教育を含む基礎教育、ジェネリックスキルを育む教育課程が、専門教育やキャリア教育と関連を持ち、有機的に建学の理念、教育研究上の目的と関連していること
3. 教育課程の体系、教育内容および、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を明示していること
4. 教育課程における学修方法、学修課程、学修成果の在り方等を具体的に示すこと

### ■学生の受け入れ方針策定に関するガイドライン

1. 学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえて設定していること
2. 入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を明確にし、入学希望者に求める水準の判定方法を明示していること
3. 入学時に求める学ぶ態度や学力水準、能力等も求める学生像を明確にし、入学希望者に求める水準の判定方法を明示していること
4. 学力の3要素「(1) 知識・技能、(2) 思考力・判断力・表現力、(3) 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」について、どのような成果を求めるかを明示すること

### ■その他留意事項について

1. 本学における教育研究の特性を踏まえ、学位授与方針、教育課程の編成実施方針および学生の受け入れ方針を一貫性・整合性のあるものとして策定すること
2. 本学に関心を持つ様々な関係者（多様な入学希望者、学生、保護者、高等学校関係者、地域社会、国際社会、産業界等）が十分に理解できるような表現とすること

この基本方針に基づき、2017年度に学部における3つの方針の見直しを行い、研究科においては、この基本方針をもとに見直しに関する共通事項と書式を定め、見直しを行った。新しく設定した各学部・研究科の3つのポリシー（基礎要件確認シート5参照）は全学の基本方針に整合している。

毎年度、各部局組織で作成する「点検・評価シート」において自己評価および次年度への課題等を明確にして推進委員会に報告している。部局により、目標の設定方法に差はあるもの、部局単位での自己点検・評価活動は機能している。2017年度まで、大学全体として全学の現状を総括し、改善・向上のための計画策定プロセスに関する制度は確立していなかったが、2018年度より、各部局委員会の作成する報告書

(点検・評価シート)をもとに全学的観点としての「報告書」を作成する自己点検・評価プロセスに変更した。これらの報告書をもとに外部評価委員会の評価を受け、その評価結果を踏まえて各部局へ向けた学長方針を策定しており、次年度の事業計画につなげるように仕組みを整備している。

また、内部質保証推進委員会は、部局等の点検・評価結果を全学的観点から検証し、改善を指示するとともに助言や支援を実施することとしている。

本学は、教育基本法、学校教育法、大学および大学院設置基準、文部科学省からの各種告示などの各種法令を遵守しており、文部科学省や認証評価を受審した公益財団法人大学基準協会からの留意事項、指摘事項についても真摯に対応している。指摘事項等は該当する部局間において連携し継続して取り組み、設置計画履行状況等調査(基礎要件確認シート3参照)および改善報告書の提出等適宜対応している。例えば、2018年度に設置した歴史文化学科、社会学部社会学科、看護学科の設置計画履行状況等調査は、2018年5月に1回目の提出を行い(提出した調査結果に対しての指摘事項はなし)、2019年5月に2回目の提出を行った(結果は2020年3月の予定)また、第2期認証評価(2016年度受審)における努力課題、改善課題については、課題に対する受審後の取り組み結果をまとめた改善報告書を、内部質保証推進委員会の議を経て(最終的には理事会承認)、2019年7月に提出した。以上により、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項への対応については適切であると判断する。

点検・評価における客観性、妥当性の確保として、外部評価委員会による第三者評価の結果を「外部評価委員会報告書」として、毎年度理事会に報告している。

新規による自己点検・評価活動をもとに、PDCAサイクルを機能させる取り組みは行っている。しかし、自己点検・評価活動を含め内部質保証の推進に関して、特に、「点検・評価シート」の記載や確認などの自己点検・評価作業を直接的に行う構成員以外の構成員一人ひとりにまで理解されていない局面があるのは事実であるため、その理解を得るための情宣活動に課題が残っている。また、各部局の点検・評価活動の合理化を考慮し、点検・評価シート作成に係る労力の軽減は課題である。

以上により、内部質保証システムは整備されたが、新しい体制になって間もないため、実質的には有効に機能しているとはまだ言うことができないが、今年度「学長方針」で「内部質保証体制の確立とPDCAサイクルの実質化」を掲げており、目標シートを作成し検証していくこととしている。また、構成員に対する情宣活動等については、課題が残る。

2-4 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等のHPへの公表と、それら情報の正確性、信頼性および適切な更新

教育研究活動は、「教育・研究業績システム」を導入し、全専任教員(特任教員、助教を含む、以下同じ)を対象に随時データの更新を行い、大学HPで公開することを義務づけている。ただし、未だデータ更新が全専任教員に浸透していない現状にある(2019年4月3日から5月11日までの更新期間における更新状況：55.2%)。

自己点検・評価結果、財務、その他の教育情報は、毎年度の状況を大学HPへ公表している(基礎要件

確認シート 4、5、6 参照)。これらの情報については、一括して収集・管理する部署はないが、該当する関係部署から提出された原案を取り纏める部署において各々精査し、適宜更新している。

以上により、情報の公表に関する社会への説明責任は概ね果たしていると判断できる。

2-5 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性

評価の視点 2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価と、点検・評価の結果に基づく改善・向上への取り組み

全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性については、各部局で作成する「点検・評価シート」を基に、全学自己点検・評価委員会で全学的観点から評価を行い、その後、外部の有識者で構成する外部評価委員会の評価を受ける。それらの評価結果と改善の進捗状況を根拠として、内部質保証推進委員会において検証している。

毎年度、各部局組織において点検・評価活動を実施し、各部局としての PDCA サイクルが機能しているかを確認している。また、大学全体の総括として将来構想計画に関する検証を行う体制として、2018 年度から大学全体を総括した「全学的観点報告書」を作成している（2019 年度から「学園（大学）点検・評価報告書」に名称を変更）。また、外部評価委員会からの指摘もあった「点検・評価シート」のフォーマットも今年度から一新している。部局別の長所及び課題を明確にし、それらの具体的計画（アクションプラン）について、上位目標（2023 年の目指す状況）と評価指標と目標値を設定することで、第三者にも分かりやすいものとなっている。また、基本方針の見直しおよび点検・評価シートの書式の改訂により、具体的計画は、学園の行動計画、各部局の事業計画、予算措置とも関連づけられるようなものになっている。一方、PDCA サイクルの有効性に関しては、目標に向けてアクションプランを実行するための戦略的な予算措置を行うためのプロセスに課題が残っている。なお、学園の行動計画との連関を図るため、さらなる検討が必要である。

自己点検・評価活動を含め内部質保証を推進するため、教育の改善・向上に連動した明確な行動計画を実行するにあたっては構成員が一丸となって推進する必要があるが、構成員個人としての質保証の検証について、事務職員は評価制度が確立されているものの、教員は「学生による授業評価」を実施し、その結果をフィードバックした上で教員個人がコメントを提出し、学部において結果の分析を行っているのみである。今後教員の資質向上に関する施策および評価に関する検証方法の確立が必要である。

## 2. 長所・特色

2018 年度に「内部質保証に関する方針」について見直しを行い、「学校法人大東文化学園自己点検・評価規程」を廃止、新たに「学校法人大東文化学園内部質保証規程」を制定（2019 年 4 月 1 日施行）することにより、従前の自己点検・評価組織で不明確であった各委員会組織の役割分担を明確にした。また、改善の優先課題を示した「学長方針」を策定し、次年度の事業計画・行動計画に各組織の予算措置を関連づけできる仕組みとしたことにより、より具体的で実現性の高い計画の策定ができるようになった。



### 3. 改善すべき事項

内部質保証の推進に関して、特に、具体的な自己点検・評価作業を行う者以外の構成員への情宣活動に課題が残っている。また、各部局の点検・評価活動の合理化を考慮した、点検・評価方法（スケジュール等）の見直しやシート作成及びデータ作成に係る労力の軽減が課題である。

組織としての質保証の検証については、全学および部局別の自己点検・評価組織を整備しているが、個人に関しては、事務職員は評価制度が確立されているものの、教員は「学生による授業評価」の実施と学部による結果の分析を行っているのみであり、今後全学FD委員会による教員の資質向上に関する施策および大学執行部による教員の評価制度に関する検討が必要である。

また、基本方針の見直しおよび点検・評価シートの書式の改訂により、具体的計画は、学園の行動計画、各部局の事業計画、予算措置とも関連づけられるようなものになっている。一方、PDCAサイクルの有効性に関しては、目標に向けてアクションプランを実行するための戦略的な予算措置を行うためのプロセスに課題が残っている。

### 4. 全体のまとめ

現状説明として記載したとおり、毎年度各部局の自己点検・評価を実施し、改善のための目標とアクションプランを設定し、その結果の検証を行ってきた。今年度より、各部局の自己点検・評価組織は規程上「部局別自己点検・評価委員会」として位置付けられ、新たな全学的自己点検・評価組織である「内部質保証推進委員会」と、その下にある「全学自己点検・評価委員会」が検証を行う。また、第三者評価機関として外部評価委員会を設置し、評価の客観性を担保している。さらに、実務を掌理する「企画調整委員会」を設置し、これら学内の内部質保証システムを適正、円滑に機能させている。これらのことから、各部局におけるPDCAサイクルおよび全学における内部質保証体制は整備されていると言える。今後この体制をさらに実質化すべく、改善計画の優先順位を明確にした「学長方針」を踏まえた事業計画・行動計画の策定を行っていく。

課題としては、全ての構成員に内部質保証の推進に関する理解が得られるような取り組み（広報活動、研修活動等）を行うとともに、実際の点検・評価シートの作成等に係る労力の軽減を図るよう検討する。また、全学FD委員会による教員の資質向上および執行部による教員の評価制度の検討を開始する。

### 第3章 教育研究組織

#### 1. 現状説明

3-1 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）、研究科（研究科または専攻）、附置研究所、センター等の構成と、組織の適合性

評価の視点2：学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、1923年に帝国議会衆議院において可決された漢学振興ニ関スル建議に基づき、儒教の振興を図り及び東洋文化を中心とする大東文化を設立維持することを趣旨とする大東文化学院（本科・高等科、旧制専門学校）として設立されている。その後、1949年に新制大学、東京文政大学（文政学部（日本文学専攻・中国文学専攻・政治経済学専攻））に移行し、1951年には校名を文政大学に、1953年には大東文化大学に変更し、1961年には東洋研究所を設立、1962年には文学部（日本文学科・中国文学科）、経済学部（経済学科）に改組、1963年に経済学部経営学科を設置、1964年に大学院文学研究科日本文学専攻（修士課程）・中国学専攻（修士課程）を設置、1967年に文学部に英米文学科、大学院文学研究科に中国学専攻（博士課程）を設置、1968年に文学部に外国語学科を設置、1972年に文学部に教育学科を設置、文学部外国語学科を外国語学部（中国語学科・英語学科）に改組、大学院文学研究科に日本文学専攻（博士課程）を設置、大学院経済学研究科経済学専攻（修士課程）を設置、1973年に法学部法律学科を設置、1977年に大学院法学研究科法律学専攻（修士課程）を設置、1978年に大学院経済学研究科に経済学専攻（博士課程後期）を設置、大学院文学研究科に英文学専攻（修士課程）を設置、1986年に国際関係学部（国際関係学科・国際文化学科）を設置、1990年に法学部に政治学科を設置、1991年に大学院法学研究科に法律学専攻（博士課程後期）を設置、1993年に外国語学部日本語学科を設置、大学院経済学研究科に経営学専攻（修士課程）を設置、1994年に大学院法学研究科に政治学専攻（修士課程）を設置、1995年に大学院経済学研究科に経営学専攻（博士課程後期）を設置、1996年に大学院法学研究科に政治学専攻（博士課程後期）を設置、1999年に大学院アジア地域研究科アジア地域研究専攻（修士課程）、大学院外国語学研究科（中国語学専攻・英語学専攻・日本語学専攻）（修士課程）を設置、2000年に経済学部経営学科を経営学部（経営学科・企業システム学科）に改組、文学部書道学科を設置、2001年に環境創造学部（環境創造学科）を設置、経済学部（経済学科）を（社会経済学科・現代経済学科）に改組、大学院アジア地域研究科アジア地域研究専攻（博士課程後期）を設置、2003年に大学院経済学研究科経営学専攻を経営学研究科（博士課程前期・後期）に改組、大学院文学研究科に書道学専攻（修士課程）を設置、2004年に大学院法務研究科法務専攻（専門職学位課程）を設置、2005年にスポーツ・健康科学部を設置、大学院文学研究科に書道学専攻（博士課程後期）を設置、大学院外国語研究科に英語学専攻（博士課程後期）を設置、文学部中国文学科の名称を中国学科に変更、2007年に大学院外国語学研究科に日本語文化学専攻（博士課程後期）を設置、（日本語学専攻（修士課程）も日本語文化学専攻（博士課程前期）へ名称変更）、2008年に大学院文学研究科に教育学専攻（修士課程）を設置、2009年に大学院スポーツ・健康科学研究科（修士課程）を設置、2011年に中国言語文化学専攻を設置（中国語学専攻（修士課程）も中国言語文化学専攻（博士課程前期）へ名称変更）、2015年に大学院法務研究科法務専攻の学生募集停

止、2016年に経営学部企業システム学科を経営学科に改編、2017年に文学部中国学科の名称を中国文学科に変更、2018年に環境創造学部環境創造学科の学生募集停止、社会学部（社会学科）の設置、文学部に歴史文化学科の設置、スポーツ・健康科学部に看護学科を設置し現在に至っている。また、2019年に大学院の募集定員の削減を行った。

漢学の振興という建学の精神は、1985年に「漢学（特に儒教）を中心として東洋の文化を教授・研究することを通じて、その振興を図ると共に、儒教に基づく道義の確立を期し、更に東洋の文化を基盤として西洋の文化を摂取吸収し、東西文化を融合して新しい文化の創造を目ざす」と成文化された。教育の理念は、「大東文化大学は、建学の精神に基づき、東洋の文化を中心として広く全世界の文化に関する諸学を研究・教授し、その振興を図ると共に、東洋固有の文化を尊重し、その伝統的な美德を身につけて豊かな人格の形成に努め、併せて国際的な視野を持ち、世界の文化の進展と人類の幸福の実現に寄与できる有為な人材を育成することを目ざす」と成文化された。2014年には、社会の状況の変化、時代の要請を踏まえ、大学の理念として「アジアから世界へ—多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」を掲げた。

建学時から行われてきた上記の教育研究組織の改編は、建学の精神の下、社会の変化、時代の要請に十分な対応ができるよう見直しを行った結果によるものである。

しかし、一方、2010年に審査を受けた大学基準協会の認証評価において、学部・学科について「類似の学科が混在し、体系性のある学部・学科構成にはなっていない面も見受けられる」との指摘を受けており、教育の質的向上を目指す取り組みと合わせて、本学が育成すべき学生像を明確にし、学習成果の向上を期待できる教育研究組織へと改編に努めていくことが求められる。現状での教育研究組織を一覧で示すと以下の通りである。

学士課程が9学部22学科、大学院が7研究科14専攻から構成され、専門職大学院として法務研究科（法科大学院）がある。教育研究組織の関連図は別紙資料(学園の現況)参照。

教育目的を達成するため、学士課程に、文学部（日本文学科・中国文学科・英米文学科・教育学科・書道学科・歴史文化学科）、経済学部（社会経済学科・現代経済学科）、外国語学部（中国語学科・英語学科・日本語学科）、法学部（法律学科・政治学科）、国際関係学部（国際関係学科・国際文化学科）、経営学部（経営学科・企業システム学科（2016年度より学生募集停止））、環境創造学部（環境創造学科2018年度より学生募集停止）、スポーツ・健康科学部（スポーツ科学科・健康科学科・看護学科）、社会学部（社会学科）を置く(大学基礎データ表1参照)。

大学院には、文学研究科（日本文学専攻・中国学専攻・英文学専攻・書道学専攻・教育学専攻）、経済学研究科（経済学専攻）、法学研究科（法律学専攻・政治学専攻）、外国語学研究科（中国言語文化学専攻・英語学専攻・日本言語文化学専攻）、アジア地域研究科（アジア地域研究専攻）、経営学研究科（経営学専攻）、スポーツ・健康科学研究科（スポーツ・健康科学専攻）が設置されている。さらに、専門職大学院として、法務研究科を置くが、同研究科は将来の閉校（閉科）を前提として、2015年度より学生募集を停止している(大学基礎データ表1参照)。

なお、専攻科として、文学専攻科（日本文学専攻・中国学専攻・教育学専攻）と経済学専攻科（経済学専攻）を置いていたが、これらは2017年度をもって廃止した。

法務研究科を除いて、大学院は基本的に学部の延長線上に位置づけられ、教育研究を担うのは学部所属

(一部は大学附置研究所所属)の教員である。

また、学部附置研究所として8つの研究所を設置し、大学付属機関として本学の教育研究を支える図書館、ピアトリクス・ポターTM資料館、北京事務所、東洋研究所、書道研究所、ならびに入学センター、学生支援センター、キャリアセンター、教職課程センター、国際交流センター、スポーツ振興センター、地域連携センターを設置し、法人組織として学園総合情報センター、大東文化歴史資料館(大東アーカイブス)を設置している(大学基礎データ表1参照)。

大学院研究科および研究所については組織改革の検討をすることとしているが、現教育研究組織は大学の理念・目的に照らして、概ね適切であると判断できる。

3-2 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上へ向けた取り組み

教育研究組織の適切性については、定期的実施される認証評価や外部評価等の評価を踏まえ、毎年実施している本学独自の自己点検・評価で各組織の活動状況を確認している。また、今年度より、学長(大学執行部)において点検・評価を行っている。

学部の改組については、DAITO VISION 2023にもある通り、近年の志願者数や偏差値の低迷などの状況を打開し、本学への社会的要請や学生の要求にこたえていくためにも必要とされることである。以上の認識の下、新たに3学科を設置(2018年度実施)し、同時に環境創造学部環境創造学科は募集停止した。新学科の誕生により、学部全体の志願者数の推移が開設前年度と比較して2年連続増加した。その他、経営学部の1学部1学科体制への移行(2016年度実施)、中国学科の中国文学科への名称変更(2017年度実施)、入試状況に基づいた学科定員の変更(総定員の変更なし)(2017年度実施)を行った。

「中長期財政プロジェクト報告書」(2015年度)の施策方針1に掲げた学部学科再編統合に関して、教育効果の質向上と効率的な構成とを熟考のうえ検討することが課題となっているが、学部については、入学定員管理の厳格化と東京23区の大学の定員抑制のため、改組については進んでいない。

また、大学院については、研究科委員長会議の下に設置された検討WGで、再編について検討がされ、その答申(2016年3月)に基づき各研究科から意見を聴取し、研究科の統廃合ではなく、各研究科で学生定員を調整し全学的には定員減となる定員変更を実施した(2019年度実施)。しかし、大学院については入学定員、収容定員の充足率の改善を含め、様々な課題が指摘されているところであり、これらについての総合的、抜本的な検討を推進し、なお一層の改革を図っていくことが急務となっている。

## 2. 長所・特色

2018年4月より看護学科、歴史文化学科、社会学科を開設した。『リクルート進学ブランド力調査』(2019年)によると、「教育内容・制度」に関するイメージが上昇傾向であり、知名度ランキングにおいても2019年度は大きく伸びた結果が示されていることから、改革を進めている大学という知名度を向上させたといえる。

### 3. 改善すべき事項

研究所の再編成による研究体制の強化、大学院の再編成による教育と研究の充実などが改善すべき事項である。

### 4. 全体のまとめ

学部、研究科、研究所の教育研究組織は、理念・目的に照らして設置されている。学部、研究科の再編は、2014年度に中期目標として策定しており学部については新学部、学科を設置するなど一定の成果を上げてきた。新学部学科（3学科）の誕生により、志願者数の推移が開設前年度と比較して2年連続増加し、知名度を向上させたことは長所である。

しかし、一方、2010年に審査を受けた大学基準協会の認証評価において、学部・学科について「類似の学科が混在し、体系性のある学部・学科構成にはなっていない面も見受けられる」との指摘を受けており、また、「中長期財政計画策定プロジェクト報告書」の中で財政再建施策として設定されている「学部学科再編統合により学生数、教員数の効率的な構成をはかる。調整可能な分野を原則統合し、極力大規模な学科構成を目指す。」ことについては、改善に至っていない。この方針の内容については、今後再検討を行っていく予定である。

また、大学院研究科、附置研究所については、これまで再編に関する議論を重ねてきたが、研究体制の強化、再編成による教育と研究の充実のために基本計画を検討していく。

これまで培ってきた建学の精神と理念に基づく教育を堅持しつつ、本学を取り巻く状況の変化に即応できるよう、全学を上げて、長期的展望を踏まえ、3つのポリシーの明確化・実質化を中核とした教育の質的向上を推進し、成果を十全に発揮できる教育研究組織への改編を図っていくことが急務である。

## 第4章 教育課程・学習成果

### 1. 現状説明

4-1 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学は、建学の精神と理念にもとづき、大学全体として学士課程、修士課程、博士課程のDPを定めており、全体としてのDPを踏まえたうえで各学部（学科）、研究科（専攻）の教育研究上の目的に沿って学位ごとにDPを定めている。全学的基本方針とした「3つのポリシー策定のガイドライン」に沿って学力の3要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」を学習成果とし、例えば「専門知識」「責任感（思いやり）」「問題解決」などと具体化しDPに明示している。各研究科においても同様に「高度な専門分野」「国際社会」と明示している。

また、本学の理念とも関連し策定しており、例えば学士課程、修士課程、博士課程共通の「異文化への共感的想像力やコミュニケーション能力」、学士課程の「社会の一員としての強い責任感、使命感、モラル」、修士課程、博士課程の「高い倫理観と責任感をもって指導的・先導的な役割」などは、教育の理念である「東洋固有の文化を尊重し、その伝統的な美徳を身につけて豊かな人格の形成に努め、併せて国際的な視野を持ち、世界の文化の進展と人類の幸福の実現に寄与できる有意な人材を育成する」を反映している。

例えば、日本文学科と、法律学専攻（博士課程前期課程）のDPは以下の通りである。

#### 【文学部日本文学科学位授与方針】

日本文学科は、卒業に必要な単位を取得し、以下に示すような能力を備えていると認められる学生に、卒業の認定を行い、学士（日本文学）の学位を授与する。

#### 1. 知識・技能

- (1) 日本の文学と言語・文化に関する基本的な知識を総合的・体系的に習得し、日本の文学や言語・文化の問題に関して専門的な知見を身につけている。
- (2) 日本の文学と日本語に関するさまざまな時代の文献や資料を的確に読解することができる。
- (3) 専門的な情報を集めるスキルを習得し、それを活用する能力を身につけている。
- (4) 日本語文法や文章表現法に関する基礎的な知識を習得し、口頭または文章で自身の考えを発表するのに必要な語彙力・表現力を習得している。

#### 2. 思考力・判断力・表現力

- (1) 問題を発見し、解決するために必要な論理的思考力を身につけている。
- (2) 専門的な問題に関する自身の考えを、一貫性・体系性を備えた文章で論理的に表現できる。
- (3) 各時代の文学作品に関する批評能力や鑑賞力を有しています。または、各時代・各地方の言語の特質を理解できる。

#### 3. 主体的に学習に取り組む態度

- (1) 他者と協同して、積極的に問題に取り組み、その解決をはかろうとする姿勢・意欲を身につけている。
- (2) 異文化や異質な他者を尊重し、理解しようとする態度・意欲を持っている。

#### 【法学研究科法律学専攻博士課程前期課程】

法学研究科法律学専攻博士課程前期課程は、建学の精神に基づく教育目標に定める人材を育成するため、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、専門分野に関する次のような高度な能力を身につけ、修士論文が審査のうえ合格と認められた学生に修士（法学）の学位を授与する。

##### 1. 知識・理解

(1) 学部教育の基礎の上に、法律学における高度の専門知識を修得している。

##### 2. 思考・判断・表現

(1) 広い視野に立った研究能力または専門的な職業能力を身につけている。

##### 3. 関心・意欲・態度

(1) 社会の諸問題を解決するための知的能力を身につけている。

##### 4. 技能

(1) 資料・情報を収集し分析したうえで法律学に関連した問題点を抽出し、かつまとめる能力を持っている。

なお、各学部学科のDPは本学HP等に公表している（基礎要件確認シート7参照）。また、各研究科専攻のDPは、「大学院案内」に掲載しているが、HPにも掲載されている。

以上により、各学部ならびに各研究科のDPは、全学的なガイドラインに沿って明確に設定しているが、経済学部とスポーツ・健康科学部は、測定可能な学習成果の明示に関して課題が残ると点検・評価している。経済学部は経済学において、「学位に相応しい客観的に測定可能な学習成果」を計るスケールが世の中に存在しなかったためとし、スポーツ・健康科学部は学習成果の「主体的に学習に取り組む態度」について客観的に測定可能な明示がないためとされる。なお、DPの設定に関しては、DPに対するまた具体的な評価指標を設定しているとはいいきれず、かつ目標値も未設定であることからこの部分に課題が残る。公表に関しては簡単に参照できる方法としてHPへ公表していることから、適切であると判断できる。

#### 4-2 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の編成・実施方針を定めるため、理念・目的の実現に向けた「全学的な基本方針」を設定している。

評価の視点2：学部（学科）・研究科（専攻）は「全学的な基本方針（ガイドライン）」に基づき教育課程の編成・実施方針を定めている。

全学的な基本方針とした「3つのポリシー策定のガイドライン」に沿って、大学全体として学士課程、修士課程、博士課程のCPを定めており、これを踏まえて各学部（学科）、研究科（専攻）の研究上の目的に応じて学位ごとにCPを定めている。DPの「知識・技能」の「豊かな教養の基礎、専門知識・技能の習得」は、CPの「1. 教育内容」の中で示し、同じくDPの「思考力・判断力・表現力」の「共感的想像力やコミュニケーション能力」、「議論や協働による問題解決」と、「主体的に学習に取り組む態度」の「社会の発展に貢献する意欲能力、責任感、使命感」については、「2. 教育方法」の中で明示している。また、各学部・研究科は、授与する学位ごとに教育課程の体系、教育内

容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態を明示したCPを設定している。

具体的には、日本文学科の事例を以下に示す。

- ・DP「1. 知識・技能」(1)に明示した「日本の文学と言語・文化に関する基本的な知識」「専門的な知見」と、(2)の「文献や資料を的確に読解する」については、CPの「1. 教育内容」(1)で「日本文学史概説」「日本語学概説」などで体系的・通史的な知識や素養を身につけ、(2)で「日本文学講読」「日本語学講読」や各分野の「特殊講義」などで、特定の主題に関する専門的な知識を身につけると明示している。
- ・DP1.(3)の「専門的な情報を集めるスキルの習得と活用する能力」については、CP1.(3)で「日本文学基礎演習」「日本文学演習」と各分野の「演習」(ゼミナール)により、4年間を一貫する少人数制の演習科目の履修を通して養う。
- ・DP1.(4)の「口頭または文章による語彙力・表現力」については、CP1.(3)少人数制の演習科目の履修および(4)「卒業論文」で身につける。
- ・DP「2. 思考力・判断力・表現力」(1)に明示した「問題発見能力」「論理的思考力」については、CP1.(3)「日本文学基礎演習」「日本文学演習」と各分野の「演習」(ゼミナール)などによる4年間を一貫する少人数制の演習科目の履修で、演習形式の授業形態をとり、問題発見・問題解決の能力、技能習得などを身につける(CP2.(1))。
- ・DP2.(2)の「専門的な問題を一貫性・体系性を備えた自身の文章で論理的に表現する」については、CP1.(3)少人数制の演習科目の履修および(4)「卒業論文」において、これまで習得した文学作品を批評・鑑賞する能力や言語の特質を理解する力をさらに発展・応用させる。そのために、CP2.(4)(5)に示す教育方法を実践する。
- ・DP2.(3)の「各時代の文学作品の批評能力や鑑賞力」「各時代・各地方の言語の特質を理解力」については、CP1.(5)の外国語科目や比較文学・文化関連の科目、全学共通科目の履修を通して、身につける。
- ・DP3.「主体的に学習に取り組む態度」(1)に明示した「他者との共同性、積極性、解決をはかろうとする姿勢・意欲」については、CP1.(3)の「日本文学基礎演習」「日本文学演習」と各分野の「演習」(ゼミナール)などで共通の課題を通して学ぶこと、CP2.(4)の教員や受講生の間の討議を中心としたインタラクティブな教育の実践で身につけると明示している。
- ・DP3.(2)「異文化や異質な他者の尊重と理解する態度・意欲」については、CP1.(5)の「比較文学・文化特殊講義」「異文化コミュニケーション論」「基礎教育科目」(外国語)を履修し、CP2.(6)の留学制度(協定校留学・奨学金派遣留学)の活用により、修得することとしている。また、法学研究科法律学専攻(前期課程)の事例を以下に示す。
- ・DP「1. 知識・技能」(1)に明示した「学部教育の基礎の上に、法律学における高度な専門知識」については、CPの「1. 教育内容」(1)で「憲法・民法・刑法・商法などの基本的な六法科目をはじめ、各専門領域の科目」で、学部において修得した法律知識をより確実なものとし、CP(2)「総合演習や関連講義科目」を整備し、公務員試験など各試験を目指すための高度な知識が修得できるよう科目がバランスよく配置する。
- ・DP「2. 思考・判断・表現」(1)に明示した「研究能力または専門的な職業能力」、DP「3. 関心・意欲・態度」(1)に明示した「社会の諸問題を解決するための知的能力」、DP「4. 技能」(1)に明示した「資料・情報を収集し分析したうえで法律学に関連した問題点を抽出し、かつまとめる能力」については、CPの「2. 教育方法」(1)で「学生が主体的に学べる」ように、「少人数による講義科目と演習科目」を実施し、「研究発表会において自分(院生)の研究内容やスタイルについて教員か



ら適宜、アドバイス」を受けることにより、「より客観的な視点で研究」することを可能にし、身につけている。また、CPの「3. 評価方法」(1)で「単位取得状況及び2年間の総括的な学修成果として複数教員による論文評価」も行っている。

学部のもは本学HPに公表しており(基礎要件確認シート7参照)、各研究科は、「大学院案内」に掲載しているが、HPにも掲載されている。

以上により、本学の設定したCPはDPと整合しており、公表についてもDPと同様に適切であると判断できる。

4-3 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1: 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

評価の視点2: 順次性及び体系性に配慮した教育課程の編成と、教育課程の順次性、体系性の学生への明示

評価の視点3: 単位制度の趣旨に沿った単位の設定、教育課程の編成・実施方針に沿った授業科目(必修、選択等)の位置づけ

評価の視点4: 教育課程の編成・実施方針に沿った、教養教育と専門教育の配置

評価の視点5: 初年次教育、高大接続に配慮した授業科目、キャリア教育に特化した科目、インターンシップ科目、英語による授業、外国人留学生に関する日本語科目等の設置、実務経験のある教員による授業科目の設置

評価の視点6: <修士課程、博士課程> コースワーク(講義科目)とリサーチワーク(演習科目)を組み合わせた教育課程の編成

評価の視点7: <専門職学位課程> 理論教育と実務教育の配置

評価の視点8: 教育課程の編成の適切性を担保するための全学的な組織による運営・支援

本学の学士課程の教育課程は、CPに基づいて順次性と体系性に配慮し、主に基礎教育科目、全学共通科目、専門教育科目の3つの科目群から構成される。CPと整合性のある教育課程を編成しているかについては、各学部学科・研究科専攻の教務委員会や専攻協議会において検証している。

基礎教育科目は、CP1.(1)の「外国語の運用能力を高める言語科目、ICTや数量的スキルの習得を目指す情報科目(リサーチスキルズ)」として、東松山キャンパスで開講される英語、フランス語、ドイツ語、中国語等の外国語科目や情報処理ABCD等の情報科目を設置している。各学部・学科が独自に編成した、専門教育を受けるのに不可欠の科目群から構成される。専門教育科目は、CP1.(2)の「学部・学科がそれぞれの教育目標を達成するために、独自に編成した科目群」である。全学共通科目は、CP1.(3)「教養の基礎となる広範な知識を修得させるために、基本科目群、課題(テーマ)科目群、教職課程専門科目群」として、主に全学部の1、2年生を対象に、豊かな教養と高い倫理性を備えた人間を育成することをめざして開講される科目群である。いずれの科目群も、順次性と体系性に配慮して配当年次を定めるとともに、必修科目・選択科目(選択必修科目)・自由科目の別、授業期間(半期・通年)が設定されている。

また、2019年度より既存の科目の中から「DAITO BASIS」科目を指定し、履修の手引きと時間割にも分かりやすく表示している。「DAITO BASIS」科目とは、本学の「建学の精神」と「教育の理念」に基づき、本学の学生として修得すべき能力と人格(「大東学士力」)を培うために、本学として学生(特に新入

生)に履修することを推奨する教育基盤科目である。一例としては、芸術学(書道入門、書道中級)、自己・人間を見つめる(論語 A、B)、キャリアデザイン A(キャリアと教育)がある。(以上、大学案内、履修の手引き参照)

2017年度に全学的に教育課程を検証し、全学部学科、研究科専攻の3つのポリシーの見直しを行った。また、カリキュラム・ツリーの作成を通して、教育課程の可視化を図り、科目の体系的な順次性を明示するための「科目ナンバリング」が整備された(科目ナンバリング実施マニュアル)。また、シラバスに科目ナンバーが表示されるようになっており、DPのどの部分に結び付くかを表示している。授与する学位ごとに設定したDPに基づき設定したCPと、教育課程(カリキュラム)との整合性は確保されている。

東松山キャンパス運営委員会(全学共通科目分科会・保健体育分科会・英語分科会・外国語分科会)では、2017年度に大学のDPに沿って、全学共通科目及び外国語科目、保健体育科目のCPの見直し及び策定を行った。その結果として、全学共通科目及び外国語科目、保健体育科目の教育内容や教育方法が明確化され、学生がこれらの科目を理解し易くなるように配慮した。

国際交流センターでは、留学生の日本語科目のCPを策定したが、カリキュラム・マップ(カリキュラム・ツリー)は作成していない。教職課程センターは、教職課程センター学位授与方針(人材育成方針に沿って、CPを設定し、カリキュラム・マップ(カリキュラム・ツリー)を作成している。

全学として、1学期の授業期間と単位計算は、単位制度の趣旨に沿って設定している(基礎要件確認シート8、9参照)。また、CPに沿って各学位課程にふさわしい教養教育と専門教育を配置している。

例えば、国際関係学部は、アジア諸地域に関する基本的な知識を修得させるため、国際関係論(国際関係学科)または比較文化論(国際文化学科)を1年次の必修科目とし、4つの地域ごとの地域研究科目を基本的に1年次から開設している(CP1.(1))。アジア地域や異文化に関する学修を、特定の専攻分野の選択やキャリア形成につなげるため、「国際協力・多文化共生」・「国際ビジネス」・「異文化理解」の3つのクラスター(科目群)を設置している(CP1.(2))。専門演習(3年次)と卒業論文演習(4年次)を必修科目として、卒業論文の作成に取り組ませる(CP1.(3))。外国語によるコミュニケーション能力を修得させるため、「Global English」(1年次必修)と言語文化講座(8言語)を開設し、現地研修や海外留学の奨励、各種検定の単位認定制度等によって外国語学習を支援する(CP1.(4))。諸課題の解決に必要な情報の収集・整理・分析、報告や討論の技術を実践的に学ばせるために、1年次のチュートリアル、2年次の基幹演習I・IIを必修科目として開設する(CP1.(5))。特定の専攻分野の学びをキャリア形成に役立てるために、クラスター科目に加え、より実践的な「企業と雇用」・「インターンシップ準備講座」等を開設する(CP1.(6))。アジア理解の基礎となる幅広い教養を培うために、全学共通科目と外国語科目(ドイツ語・フランス語)を選択科目として配置する(CP1.(7))。

経済学部は、経済に関する知識・分析手法を基礎から着実に修得できるよう、「経済学の基礎」・「現代日本経済」・「現代世界経済」・「経済データ分析入門」(1年次)、「ミクロ経済学」・「マクロ経済学」(2年次)などを学部共通の必修・選択必修科目とする。また、学生各自の興味に沿った段階的学修が可能になるよう、国際・地域経済、経済史・経済思想、財政・金融等の諸分野で、2年次以降、専門選択科目を設置する(CP1.(1))。幅広い視野・教養が身につくよう、英語・中国語を中心とした外国語科目、全学共通

科目の履修を義務付ける(CP1.(2))。学生の主体性・協調性・表現力が涵養されるよう、「基礎演習」(1年次)、「専門演習」・「一般演習」(2~3年次)、卒業研究(4年次)など、学部共通の演習科目を設置する(CP1.(3))。社会に対する幅広い関心を持つよう、公共政策・産業事情等の実社会にかかわる専門科目、法学・産業心理学等の隣接領域科目、キャリア特別講座などを充実させる(CP1.(4))。

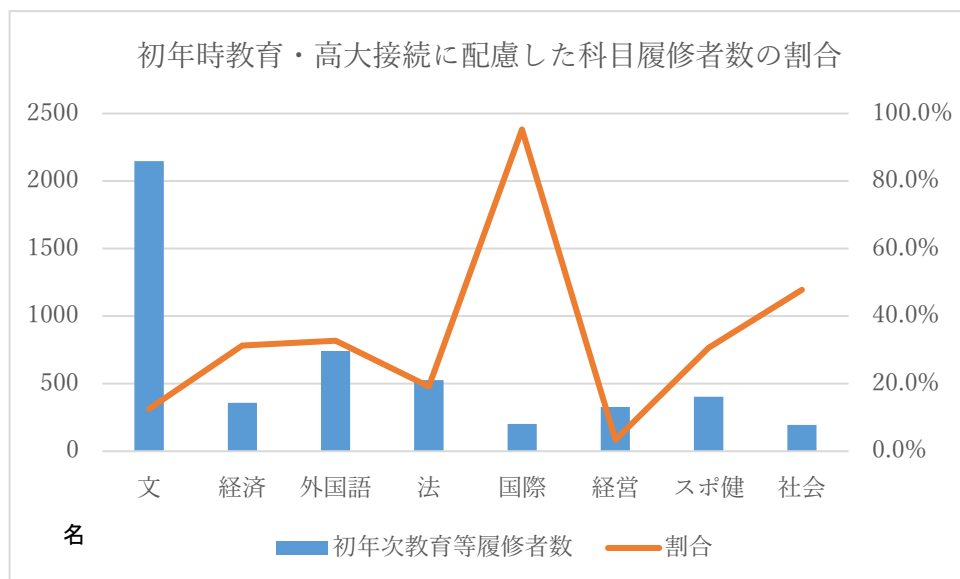
経営学研究科(前期課程)は、経営学、商学・マーケティング、知識・情報マネジメント、会計学の各分野から専門分野を選択し、専門性が求められる職業を遂行するための能力を育成する(CP1.(1))。初年度に、経営学研究のための文献・資料収集の方法、プレゼンテーションの技術、論文の書き方などを指導する「経営学研究の基本技法」を基礎講義科目として配置している。また、昼開講、夜間・土曜開講、いずれにも対応ができるような科目配置を行っている(CP1.(2))。研究科全体が、各院生の論文の方向性や執筆状況についての情報を共有し、常に質の高い論文完成に向けた指導を行う(CP1.(3))。

外国語学研究科(英語学専攻)博士課程後期課程では、英語学、英語教育学、言語文化学3分野にまたがる基礎的な知識及びデータ収集と処理を学ぶ共通科目群を置く(CP1.(1))。異文化理解を深め、自分の考えを英語で発表し論文にまとめる実習科目群を置く(CP1.(2))。英語学、英語教育学、言語文化学の各分野における先行研究の分析を通じて的確な判断力と自らの思考力を発展させる専攻科目、特殊研究科目群を置く(CP1.(3))。自ら情報を収集・分析し結論を導き出して発表し、論文にまとめるスキルを養う専攻科目、演習科目群を置く(CP1.(4))。

大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023(以下、「DAITO VISION 2023」という。)の中で、「主体的な学びにより、大東学士力を育てる『教育の大東』を実現する」として具体的諸策を設定している。その中で教育課程に関することを以下に示す。

学士課程においては、初年次教育、高大接続に配慮した授業を強化することとしている。例えば、文学部では「1年次用セミナー」、経済学部は「アクティブ・リーディング」を配置しており、基礎演習は、ほぼ全ての学部で実施されている。また、全学共通科目には「自己・人間をみつめる」の科目として、「現代の大学」、「文章の書き方」、「大学生のための文章表現入門」があり、高大接続に配慮した授業科目を配置している。履修者数割合は以下の図4-3-1の通りである。

図4-3-1 学部別初年次教育、高大接続に配慮した科目の履修者数割合



キャリア教育の拡充については、基礎教育、教養教育として位置づけている全学共通科目に「キャリアデザイン」の科目として、「キャリアデザインA・B」「就職力養成講座」、「自分の将来と生き方を考える」、「コミュニケーション力を磨く」、「労働社会論」を配置している。「キャリアデザインA」は1年次配当のみだったが、「キャリアデザインA・B」として3年次にも配当し当時と比較してキャリア教育関連の科目は増えている。

学部のキャリア教育関連科目は、表4-3-1の通りそれぞれ配置している。尚、学部により捉え方に相違があり、法学部と経営学部以外の学部は全学共通科目を含めていない。学部別キャリア教育科目の履修者数割合は、図4-3-2の通り、国際関係学部は履修者数割合が大きい。

インターンシップ科目は、全学共通科目に「異文化・世界にふれる(海外インターンシップ準備講座)」、国際関係学部に「インターンシップ・イン・アジアI・II」、環境創造学部に地域社会と連携して行う「インターンシップ」を配置している。文学部と経済学部ではインターンシップ科目を配置していない。文学研究科英文学専攻以外の研究科・専攻はインターンシップ科目を配置していない。また、教職課程では、「特別インターンシップ1」、地域社会と連携した「特別インターンシップ2」を設置している。

表4-3-1

○キャリア教育関連科目(学部)

学部・学科名	科目名	科目数	履修者数
文学部・教育学科	教師論	1	120
文学部・書道学科	実用書法、書道学基礎演習	2	100
経済学部 社会経済学科 現代経済学科	ビジネス・コンピューター講座、キャリア特別講座	2	588
外国語学部中国語学科	ビジネス中国語A・B、ビジネスIT演習A・B、観光中国語A・B	6	211
外国語学部英語学科	キャリアプランニング、キャリアデザイン演習1A(秘書検定1)、キャリアデザイン演習1B(ビジネス検定1)、キャリアデザイン演習2A(秘書検定2)、キャリアデザイン演習2B(ビジネス検定2)	5	339
外国語学部日本語学科	キャリアデザイン3	1	9
法学部法律学科	全学共通科目キャリアデザインA・B(東松山校舎開講)、全学共通科目キャリアデザインA・B(板橋校舎開講)	21	88
法学部政治学科	全学共通科目キャリアデザインA・B(東松山校舎開講)、全学共通科目キャリアデザインA・B(板橋校舎開講)	21	44
国際関係学部 国際関係学科 国際文化学科	問題解決学入門、企業と雇用A・B、キャリア形成論I・II、SPI対策講座、世界遺産講座I・II、インターンシップ・イン・アジア、旅行産業	10	622
経営学部経営学科	企業と経営者A・B、キャリアデザインA	3	678
環境創造学部 環境創造学科	キャリア形成と人生A・B	2	4

スポーツ・健康科学部 スポーツ科学科	スポーツキャリアセミナーA・B	1	135
スポーツ・健康科学部 健康科学科	健康科学基礎演習	1	88
スポーツ・健康科学部 看護学科	基礎看護学実習、成人看護学実習、老年看護学実習、在宅看護学実習ほか		多数
社会学部社会学科	キャリア支援特殊講義Ⅰ～Ⅳ	4	15
東松山キャンパス運営 委員会・全学共通科目 分科会	キャリアデザイン（キャリアと教育） キャリアデザイン（しごと・能力・ライフデザイン）	2	1, 52 8

○キャリア教育関連科目（研究科）

研究科・専攻名	科目名	科目数	履修者数
経営学研究科 経営学専攻	【博士課程前期課程】税法研究指導、税法、税務会計論講義/会計学研究指導、財務会計論講義、原価管理論講義、会計監査論講義、経営分析論講義、管理会計論講義 【博士課程後期課程】税法研究指導、税法、税務会計論講義/会計学研究指導、財務会計論講義、管理会計論研究、会計監査論研究 ※税理士資格試験の（税法に関する科目）/（会計に関する科目）の免除対象となっている科目	14	4
法務研究科	法務専攻・法律文書作成	2	1

○インターンシップ科目（学部）

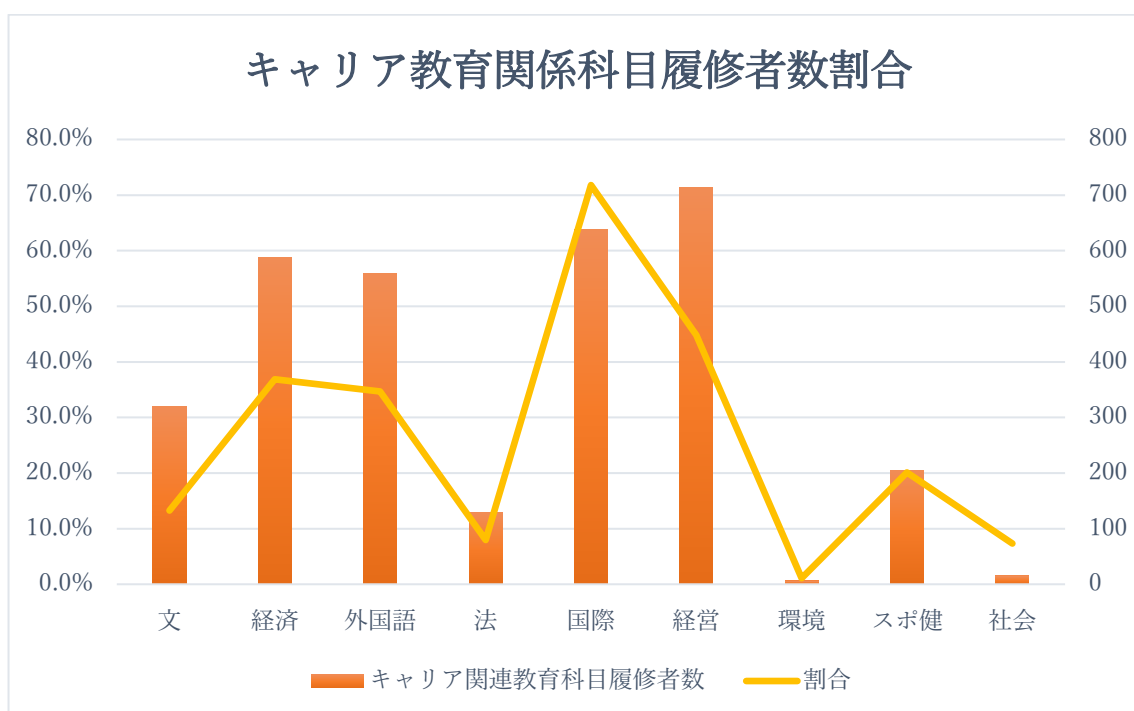
学部・学科名	科目名	科目数	履修者数
文学部・教育学科	介護等体験の研究	1	100
外国語学部 中国語学科	インターンシップ実習1・2	2	0
外国語学部 英語学科	インターンシップA・B	2	実施前の ため未定
法学部 法律学科 政治学科	政治学インターンシップA・B（他学科科目として履修可能）	2	2
国際関係学部 国際関係学科 国際文化学科	インターンシップ・イン・アジアⅠ【学部共通科目】 インターンシップ・イン・アジアⅡ【学部共通科目】	2	17
経営学部・経営学科	海外インターンシップ講座 海外インターンシップ実習	2	36
環境創造学部 環境創造学科	インターンシップ	1	2

スポーツ・健康科学部 スポーツ科学科	スポーツボランティア演習	1	39
スポーツ・健康科学部 健康科学科	臨地実習	1	88
スポーツ・健康科学部 看護学科	基礎看護学実習、成人看護学実習、老年看護学実習、在宅看護学実習 ほか		

○インターンシップ科目（研究科）

研究科・専攻名	科目名	科目数	履修者数
文学研究科 英文学専攻	インターンシップ実習	1	0

図 4-3-2 学部別キャリア教育科目の履修者数割合



「DAITO VISION 2023」で掲げられている「英語教育の充実」だが、教員の理解と協力、本学の現状をよく分析し、できるだけ早く「大東文化大学語学教育の基本方針」における「語学教育改革推進会議」実施に向けて努力していきたい。

また、「大東学士力」の具体的施策として語学教育の充実を課題としているが、国際化に向けた教育の一環として、社会学部は英語による授業「実用コミュニケーション英語1」を行っている。その他、英語による授業は文学部、外国語学部、国際関係学部、スポーツ・健康科学部で行われている。英語を含めた外国語による授業科目の延べ履修者数割合は以下の通りで、設置間もない社会学部は、1，2年生のみのため、割合が大きくなっている（図表 4-3-4、4-3-5）。

図 4-3-4 外国語による授業科目履修者数割合

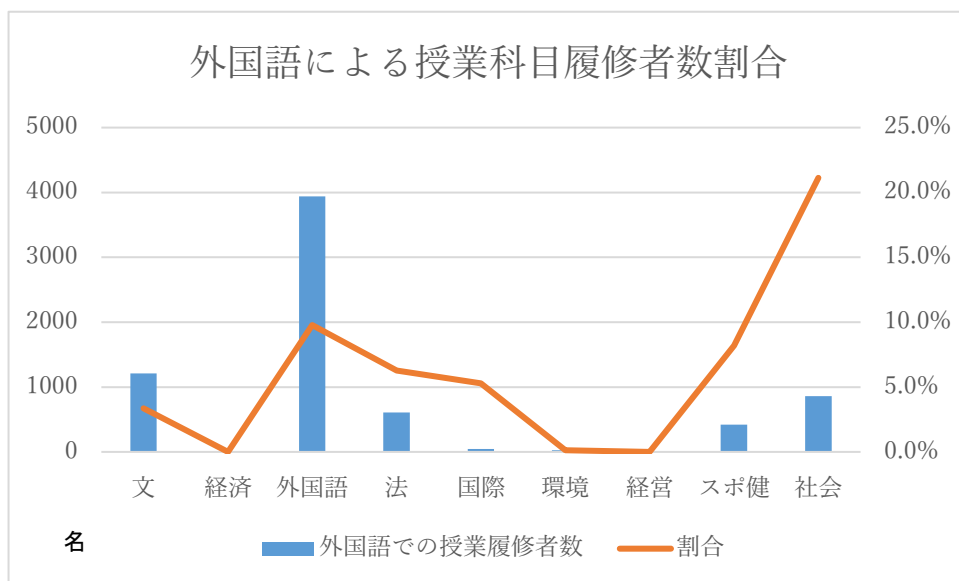
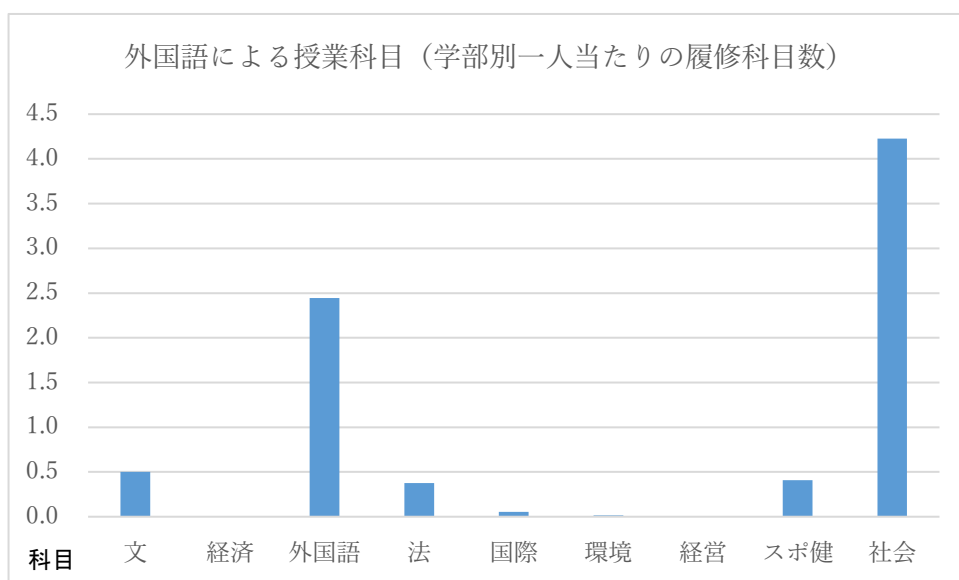


図 4-3-5 外国語による授業科目一人当たりの履修科目数



外国人留学生に関する日本語科目等は、国際交流センターが開設した3つのコース（内容コース、言語コース、活動コース）があるが、設置コースは各学科の教育課程に応じた導入を行っている。

教育課程の編成の適切性を担保するため全学教務委員会では、学部・研究科のカリキュラム・ツリー作成の研修会を2018年に実施した。また、大東文化学園自己点検・評価推進委員会は学部・研究科等の点検・評価シートをもとに作成した「2018年度全学的観点報告書」の改善事項や外部評価委員会の評価結果を改善に繋げるための「学長方針」を設定することとした。今年度発足した大東文化学園内部質保証推進委員会において、この「学長方針」に沿って、改善改革（ナンバリング導入による教育課程のスリム化）を進めていくことを決定した。また、内部質保証推進委員会は、学部・研究科等の教育課程の編成に対しても、必要あれば改善の指示や支援を行うことになっている（内部質保証推進委員会規程）。毎年度この流れで点検・評価活動を実施することで適切性を担保していく。

昨年度3つの方針を見直したこと、科目ナンバリングの実施及びシラバスへの表示を行ったことによ

り、順次性及び体系性に配慮した編成、授業科目（必修、選択等）の位置づけ、教養教育と専門教育の配置と単位設定の適切性の検証ができた。ただし、学修ポートフォリオについては、それに適している「manaba」を導入し始めていて、一部の学科（看護学科）では教員・学生とも使用率 100%であるが、まだまだ使用する割合が学生に比べて教員が低いため、全学教務委員会でも「manaba」における学修ポートフォリオ説明会を開催しているが、なかなか使用率は上がらない。引き続き、全学教務委員会（アセスメント部会）において、全学的に教員の使用率を高めていきたい。

以上により、教育課程の編成・実施方針に沿った教育課程は概ね適切であると判断する。

#### 4-4 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：教育課程の編成・実施方針と教育方法の整合性

評価の視点 2：各学位課程に応じた履修登録単位数の上限設定

評価の視点 3：シラバスの記載内容及び授業内容との整合性の確保

評価の視点 4：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容と授業方法、授業時間外における学生の学習時間（予習・復習）の把握と対策

評価の視点 5：〈学士課程〉授業形態（講義、演習、実習）に合わせた1授業あたりの学生数及び、効果的な履修指導の実施

評価の視点 6：効果的に教育を行うための措置（時間割編成調整システム、複数専攻制、完全セメスター制、ポートフォリオ等の導入）

評価の視点 7：〈修士課程、博士課程〉研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

評価の視点 8：〈専門職学位課程〉実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

評価の視点 9：教育方法の導入と教育の実施の適切性を担保するための全学的な組織による運営・支援等

単位制度の趣旨に照らして、2013 年度に履修上限設定（50 単位未満）を定める学則改正を行い、2014 年度入学者から適用している（基礎要件確認シート 8 参照）。各学年で履修登録できる単位数の上限は、学部・学科ごとに『履修の手引き』に明示している。また、通年をとおして行っていた履修登録を全学年共通で後期開始前でも履修登録・修正が可能になった（但し、抽選科目、階段教室で行われる科目や情報教室を使用する科目などは対象外）。

現行シラバスは、全学で統一した書式を用いており、備考（科目ナンバリング）、授業の概要、到達目標、授業、形態、授業計画、授業準備のための指示、成績評価の方法及び基準、履修上の注意、連絡先・連絡方法（オフィスアワー記入等）、その他（専門分野・実務経験）を明示している。しかし、平成 29 年度私立大学等改革総合支援事業（タイプ 1）において求められている項目（課題に対するフィードバックの方法、卒業認定・学位授与の方針と当該科目の関連、オフィスアワー）の記載箇所がないため、様式を変更した。また、各学部・研究科に記述内容をチェックする体制がある。実際の授業内容とシラバスに記載された内容の整合性を確保する手段として学生による授業評価を挙げている学部もあるが、学生による授業評価は演習科目など少人数の授業は対象にしていないので、全授業科目で実施しているわけではない。シラバス記載内容と実際の授業内容の整合性を確認するための手段については、シラバスに関する教員アンケートを継続し、検証していく。なお、今年度実施した教員アンケート調査で、シラバスに基づ



いて授業をすすめることができたか、という設問では、①記載通りに実施(30%)、②一部変更(57.7%)  
③大幅に変更(2.1%)という結果になっている(「内部質保証に関する教職員アンケート」参照)。

また、2019年10月1日現在、全学教務委員会では現行シラバスの見直しをすべく検討を開始している。

DAITO VISION 2023の中で、学生参加型・対話型の授業の導入を進めることとし、全学部で実施している。例えば外国語学部では、PBL授業として、学生の主体的参加、課題発見・解決を促すための教育実践である「多文化社会」「移民政策」(以上、英語学科)に基づき、学部全体として「多文化共生リーダー養成プログラム(MLP)」が実践されている。

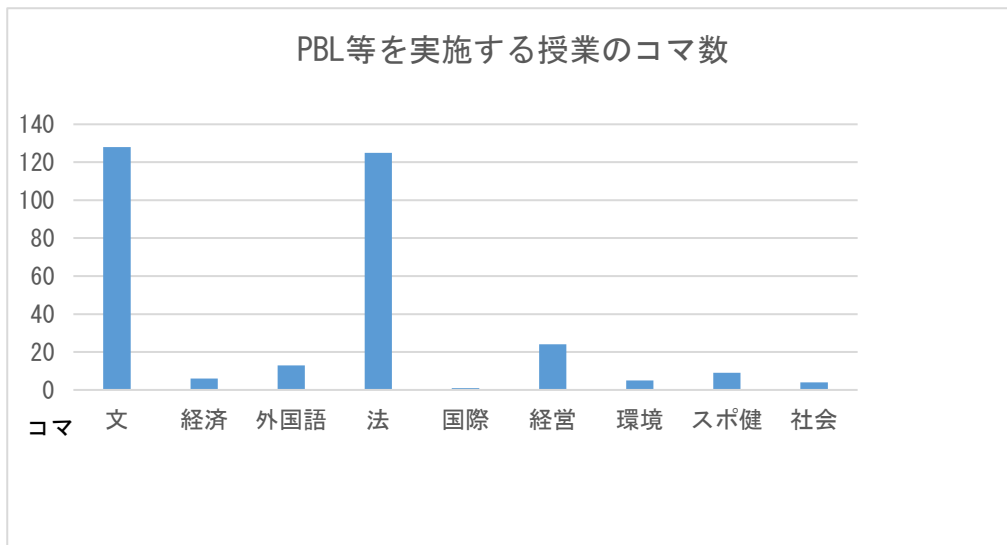
他学部の実施については下記の表4-4-1のとおりである。演習科目(基礎、専門)やゼミ、卒論などを含めてカウントしている学部がほとんどであるが、国際関係学部、外国語学部、社会学部は、課題発見・解決に特化した授業のみを挙げており、PBL授業の捉え方が様々である。

表4-4-1 PBL等、学生参加型・対話型の授業を実施するコマ数と学科名・科目名一覧

学部・学科名	科目名	コマ数
文学部・日文学科	日本文学基礎演習、日本文学演習、上代文学演習～比較文学・文化演習	58
文学部・中国文学科	中国文学特別演習1・2、中国哲学特別演習1・2、卒論	20
文学部・英米文学科	Freshman Seminar(6)、ゼミナール(11)	17
文学部・書道学科	書道学概論、書道学基礎演習	3
文学部・歴史文化学科	歴史文化学入門A・B	10
経済学部 社会経済学科 現代経済学科	基礎演習、専門演習I・II	2
外国語学部 中国語学科 英語学科 日本語学科	多文化社会A・B、移民政策A・B	4
法学部・法律学科	文書表現法1A・1B、文書表現法2A・2B、基礎演習、専門演習	74
法学部・政治学科	入門演習、基礎演習、専門演習、現代政治のイシューA・B、現代行政のイシューA・B	51
国際関係学部 国際関係学科 国際文化学科	問題解決学入門	1
経営学部・経営学科	専門演習	24
環境創造学部 環境創造学科	環境創造特殊講義	5
スポーツ・健康科学部 スポーツ科学科	生理学実験演習、スポーツ生理学演習、スポーツバイオメカニクス、スポーツ心理学演習、 スポーツ社会学演習	5

スポーツ・健康科学部 健康科学科	健康科学基礎演習、公衆衛生学実習、生体試料分析学 E (止血検査学検査)、輸血移植検査学実習	4
スポーツ・健康科学部 看護学科	基礎ゼミナール、コモンスキル、老年看護学実習、小児看護学演習、母性看護学演習、精神看護学演習、在宅看護学演習ほか	多数
社会学部・社会学科	社会調査 I・II	2

図 4-4-2 PBL、グループディスカッション、グループワーク、プレゼンテーションを実施する授業のコマ数



また、シラバスには授業準備のための指示として「準備学習の具体的な内容」を項目に挙げている。今年度実施した内部質保証に関する教員アンケートで、授業の予習・復習について具体的な指示をしているか、という設問では 24.5%の専任教員が指示していないと回答していた。なお、学生生活調査によると、授業時間外における学習時間は、予習においても復習においても「ほとんどしない」が全体の 55%を占め、授業外の学習時間の少なさが深刻であると言える。

経済学部ならびにスポーツ・健康科学部（看護学科除く）を除く各学部は、授業形態（講義、演習、実習）に合わせて 1 授業あたりの学生数に配慮している。1 授業あたりの学生数に関しては、各学科に委ねられており、全学的に設定されているわけではない。経済学部ならびにスポーツ・健康科学部については、授業形態に合わせて学生数が自動的に決まってしまうことや教育環境、設備、教員数に制限があるためである。全学としてオフィスアワーの設置、TA による学習支援等、効果的適切な履修指導を実施している。更に各学部においても独自に履修のための支援活動を行っている。国際関係学部では、「ピアサポート資料」を配付し、ガイダンスにおけるピアサポート制度の導入や履修モデルを掲載している。他学部でも「履修の手引き」に履修モデルなどを掲載し、支援活動の一端を担っている。

各研究科・専攻は、修士課程、博士課程ごとに研究指導の方法と年間スケジュールをあらかじめ定め、学生に明示している（基礎要件確認シート 11 参照）。

法務研究科は、実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導として、「理論と実務との架け橋」を意識した授業を実施しており、「クリニック」「エクスターンシップ」「模擬裁判」を通し、法律実務に必要な学識、能力、実務の基礎的素養を涵養するための教育を施している。

学部・研究科の教育活動への効果的に教育を行うための全学的な対応として、全学教務委員会では全学としてカリキュラムのスリム化を図るため、学部長会議の申し合わせ事項として、2年連続して履修登録者数10名未満の授業科目については、科目の廃止、統合等の検討を行うこととしており、各学科と執行部間の意見調整を行っている。さらに科目ナンバリングの設定（シラバス部会）、PROGテスト導入を行った。他には各部会を設置し、シラバス書式の統一（シラバス部会）、DAITO BASIS科目の導入（DAITO BASIS部会）、アセスメント・ポリシー設定、入学前教育の導入、卒業生調査（学修時間部会）、イオン銀行との様々な計画・実施（例：経営学部における連携として「海外インターンシップ実習」（2単位）の協定）、アジア開発銀行主催の国際会議（産学連携部会）を行った。また、語学（英語）教育（語学系部会）、GPA活用方法（教育費負担軽減要件部会）の検討、ルーブリックと学修ポートフォリオ（アセスメント部会）の研修会を行った。

そのほか、効果的な教育活動が実施できるよう法学部を除く学部でスポーツ副専攻制度を導入した。また、留学英語副専攻は文学部、国際関係学、スポーツ・健康科学部、社会学部で導入している。

前項（4-3）で記述したように、「学長方針」による英語教育の充実をはじめとして、内部質保証推進委員会では学部・研究科の点検・評価の結果を検証し、改善指示や支援を実施していく。

以上により、全学で統一した書式（ナンバリングの表示含む）のシラバス作成、履修登録の上限設定、PBL型授業の推進や、学習支援としてオフィスアワーの設置、TAの配置等、効果的に教育を行うための様々な措置を講じており、概ね学習を活性化しているといえる。しかし、DAITO VISION 2023の施策としている完全セメスター制やポートフォリオ等の導入と、シラバスの改修については、検討中であり課題を残している。

#### 4-5 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

- |  |
|--|
| 評価の視点1：単位制度の趣旨に基づく単位認定、既修得単位の適切な認定、成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置、卒業・修了要件の明示 |
| 評価の視点2：〈修士課程、博士課程〉学位論文審査基準の明示、学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置          |
| 評価の視点3：学位授与に係る責任体制及び手続の明文化   |
| 評価の視点4：国際教育ネットワークの構築（ダブルディグリー制度、海外大学との単位互換制度の拡充）                     |
| 評価の視点5：成績評価、単位認定及び学位授与の適切性を担保するための全学的な組織による運営・支援等                    |

本学は成績評価と単位認定について、「学業の成績は、S・A・B・C・D及びEに区分し、S・A・B及びCを合格、Dを不合格、Eを評価の対象外とする」と大学学則および大学院学則、法務研究科学則に定めている。全学教務委員会（教育費負担軽減要件部会）では、高等教育段階の教育費負担軽減新制度（授業料の無償化）に関連して、GPAの再検討を行った。

また、全学教務委員会において、成績の「評価付与内規」（案）を作成し、次年度に正式導入することを進めている。また、今後は各学部学科において、GPAにおける対象外科目（オムニバス科目、少人数クラス科目など）を選定することになっている。

個々の教員による成績評価の方法と基準は、評価方法・割合・評価基準をシラバスに掲載し、学生に周

知を図っている。学士課程の学生は自己の成績評価に疑義がある場合、学部事務室を通じて成績調査依頼を行うことができ、担当教員は成績評価の方法・基準、根拠を示すことが求められる。

学部・研究科では、成績評価の客観性、厳格性を担保する方法として、例えば、スポーツ・健康科学部では、同一科目を複数教員で担当する場合、成績評価に関するルールを定めている。国際関係学部は、卒業論文に関しては、ルーブリック評価を準備している。また、各研究科の中で唯一、アジア地域研究科は、成績評価の結果について部局単位で確認、分析を行っている。

入学前に他大学等で修得した単位（既修得単位）については、大学（院）設置基準に準拠し、学士課程においては大学学則第 19 条の 4 において 60 単位を上限として、修士・博士課程においては大学院学則第 8 条の 2 において 10 単位を上限として、本学の単位に認定できることが定められている。

修士・博士課程は研究指導計画の明示（根拠となる資料）、学位論文審査基準の明示（根拠となる資料）を全研究科・専攻とも明確に定め、大学院 HP や文書等によりあらかじめ学生に明示している（基礎要件確認シート 11 参照）。

また、成績評価の客観性、厳格性を担保するために、全学で、シラバスへの成績評価方法の記載、GPA 制度の導入などの措置を講じている。

学位授与（卒業・修了認定）の要件については、大学学則、大学院学則、法務研究科学則、学位規則で適切に定めており（基礎要件確認シート 10 参照）、要件に基づき学位授与は、各教授会・研究科委員会において審議・議決し、学長に建議され学長が決定を行っている。教職免許、図書館司書等の諸資格の取得についても同様に学則に定めている。

また、国際教育ネットワークとして、海外大学との単位互換制度およびダブルディグリー制度（外国語学部中国語学科）を実施している。海外大学との単位互換制度は、学生が海外の協定校等に留学した場合、60 単位を上限に本学での取得単位として認める制度であり、ダブルディグリー制度とは、外国語学部中国語学科において、3、4 年次の 2 年間に中国の大学（北京外国語大学、上海師範大学、厦門大学のいずれか）に留学することにより、本学と留学先大学の 2 つの学士号を取得できるプログラムである。

以上のことから、成績評価と単位認定及び学位授与は、規程に従って適切に行われていると判断できるが、成績評価の客観的指標としての GPA 制度の見直し・調整（評価付与内規の設定）を本年度中に行い、新制度に基づいた成績評価を 2020 年度前期から実施する予定である。その他、全学的なボランティア活動の単位化に向けた取組みや語学（英語）能力の向上を目的とした全学的な検討を引き続き行わなければならない。

#### 4-6 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を把握し評価するための指標の設定

評価の視点 2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発と活用

評価の視点 3：学習成果の測定に係る全学的な組織による運営・支援等

全学教務委員会では、アセスメント・ポリシーの設定について検討し、2018 年 12 月の大学評議会において「大東文化大学アセスメント・ポリシー」が承認された。

## 大東文化大学アセスメント・ポリシー

大東文化大学では、学生が主体的学びを実現し、社会人基礎力、大東学士力、全ての学問に汎用的に適用することのできる基礎教養、自身の選択した学問領域に対する創造的で、卓越した専門知識と技能を獲得した成果を可視化できる教育環境を構築し、教育改善を漸進的に実施することを目的に、全学レベル、教育プログラム（学部学科、研究科専攻）レベル、科目（個々の授業）レベルの3つのレベルにおいて、学生の学修成果の可視化を行う。可視化および評価の方法については、学修意欲の把握（出席状況など）を前提として、学生の入学時から卒業後までを視野に入れることとし、各レベルにおいて評価指標を設定し、得られた結果を恒常的に検討・分析する。

測定・評価は、各レベルにおいて、多面的に行うことを旨とし、各時点・各レベルに以下のような指標を配置する。

### 1. 全学レベル

4年間における学修成果の到達度を検証する。

### 2. 教育プログラム（学部学科、研究科専攻）レベル

学部学科、研究科専攻レベルにおける学修成果の到達度を検証する。

### 3. 科目（個々の授業）レベル

科目レベルにおける学修成果の到達度を検証する。

## ■各時点・各レベルの学修成果の評価指標

	入学時 アドミッション・ポリシーに基づく、 学生の受け入れ状況の検証	在学时 カリキュラム・ポリシーに基づく、 実施状況の検証	卒業時、卒業後 ディプロマ・ポリシーに基づく、 人材育成状況の検証
全学レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種入学試験</li> <li>・調査書等の記載内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者状況</li> <li>・進級率、留年率、退学率、休学率</li> <li>・課外活動状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与数</li> <li>・卒業率</li> <li>・就職率、専門領域への就業率</li> <li>・進学率</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学時意識調査 (満足度も含めて)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満足度調査</li> <li>・学修行動調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満足度調査（卒業時）</li> <li>・卒業時、卒業生アンケート調査</li> <li>・雇用先アンケート調査</li> </ul>
教育プログラム レベル 学部学科・ 研究科専攻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種入学試験</li> <li>・ジェネリックスキル測定テスト (PROG等)</li> <li>・入学前教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GPA</li> <li>・成績分布状況、単位取得率</li> <li>・各種外部テスト</li> <li>・ジェネリックスキル測定テスト (PROG等)</li> <li>・進級率、留年率、退学率、休学率</li> <li>・学修行動調査</li> <li>・留学状況</li> <li>・インターンシップ参加者数</li> <li>・課外活動状況</li> <li>・個人面談</li> <li>・研究指導受講状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与数</li> <li>・卒業論文、卒業研究等の成果</li> <li>・学位論文、修了作品等の審査結果</li> <li>・GPA</li> <li>・就職率、専門領域への就業率</li> <li>・進学率</li> <li>・国家試験合格率・合格者数</li> <li>・教員採用試験合格率・合格者数</li> <li>・資格取得率・取得者数</li> <li>・公務員採用試験合格率・合格者数</li> </ul>
科目レベル 個々の授業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレイズメントテスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成績評価（テスト・ルーブリックを用いて到達度も測定）</li> <li>・学修履歴、ポートフォリオ (manaba等)</li> <li>・アセスメントテスト</li> <li>・学外実習の評価</li> <li>・成績分布状況、単位取得率</li> <li>・授業評価アンケート</li> </ul>	

その他、2018年度に4学部で先行的に実施したジェネリックスキルの客観的測定テスト（PROG）を2019年度は全学部で実施した。

学習成果を適切に把握し評価するための客観的指標の1つとして、今年度以降に、各学部学科、研究科専攻ごとに、成果を評価するための方法と指標を設定し、また、2020年度運用を目指してルーブリックを策定することになっている。

以上により、現在は、成果の測定方法について大学としての指針はあるが、DPに明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているとはいえないと判断する。

4-7 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点3：点検・評価結果に基づき改善・向上へ向けた取り組み

教育課程及びその内容、方法の適切性について学部・研究科およびその他教育活動に関わる全ての部局において、毎年度根拠資料に基づいた自己点検・評価を行っている。教育課程及びその内容、方法の適切性については、学部・研究科においては学生や院生の成績評価から見て取れる学習の理解度や授業評価アンケートの結果・分析などを踏まえ、自己点検・評価結果に基づく改善・向上にむけた取り組みとして、一部の学部・研究科ではカリキュラム改正を行っている。とはいえ、ほとんどの学部・研究科において、学習成果を把握し評価するための測定方法や指標は策定されておらず、適切で客観的な根拠資料に基づいた点検・評価を行っているとは言い難く、改善・向上へ向けた取り組みも十分でない。

2018年度から、大学全体の点検・評価の取り纏めとして、「全学的観点報告書」を作成した。この報告書をもとに外部評価委員会の評価を受けその評価結果も踏まえて「学長方針」を策定し、内部質保証推進委員会からの指示として各部局の改善を促すこととしている。

学部・研究科の改善への取り組みとして、経済学部では、経済学演習（専門演習）の履修率の改善について、教務委員会で検討した。この改善計画は教授会で承認され、学生への情報宣伝に努めることに取り組んだ結果、学生の履修率が2016年度には約72%であったが、2018年度には約80%と改善された。国際関係学部では、教育課程の点検評価を行った結果を4年ごとのカリキュラム改正に繋げている。法学研究科では、両専攻のカリキュラムの検討と見直しを専攻協議会と研究科委員会で審議した。また、FD研究会を実施するとともにその内容について両専攻協議会・研究科委員会へとフィードバックを行った。

学習成果の測定結果の適切な活用に関しては、今後、学習成果指標と測定方法の確立に向け、大学ではアセスメント・ポリシーを策定し、学部学科を対象として、ルーブリックに関する研修会を実施した。また、学部生に対しては、ジェネリックスキルの客観的測定を目的としたテスト（PROG）を実施、学修時間・学修行動の把握を目的としたアンケート調査を行った。さらに、その分析結果を学部・研究科のカリキュラム編成や学生の特性に合わせた多様な授業運営と学生指導の在り方の改善などに活用していく必要がある。そのために、全学教務委員会において、大学全体の指針を策定する。

学部、研究科の教育課程及びその内容、方法の適切性について、根拠資料に基づく点検・評価を行って

いるかについて「はい」と回答している学部・研究科は、表 4-7-1 の通りである。

表 4-7-1

評価の視点	全学教務委員会	文	経	外	法	国	経営	環境	ス健	社	文研	経研	法研	外研	ア研	経営研	ス健研	法務研	東松山キャンパス運営委員会	国際交流センター	教職課程センター
各点検・評価項目に示してある必須根拠資料や客観的な点検・評価を行うための適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を行っている。(DH)	はい	はい	いいえ	いいえ	はい	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	はい	はい	はい	いいえ	はい	はい	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	はい

根拠資料に基づく点検・評価を行っていない部局があり、内部質保証推進委員会の責任において企画調整委員会から適切な根拠資料を示していく必要がある。また、学習成果の測定とその結果の活用に関して、文学部と経営学研究科は活用していると点検・評価しているが、成果の測定方法と指標を策定しているわけではない。アジア地域研究科も測定方法として学位論文、院生報告会を挙げているが、その成果指標は示されていない。やはり内部質保証推進委員会の責任において、早急に対処する必要がある。以上により、適切な点検・評価の実施とは言えないと判断する。

## 2. 長所・特色

2017 年度より、3つのポリシーの策定と公表が義務付けられたことに伴い、全学的に各ポリシーのブラッシュアップを行った一方で、カリキュラム・ツリー（マップ）については研修会を開き、全学部学科、全研究科専攻で策定を行い、大学 HP に掲載して学内外に広めた。また、カリキュラム・ツリー（マップ）を大学 HP に掲載したことによって、在校生や本学入学を検討している高校生にとって、授業科目と志望する学科の教育目標が文字でなく、図で表現しているため4年間の授業スケジュールが組みやすくなった。他にも全学的なアセスメント・ポリシーの策定、PROG テスト導入、ルーブリックならびに学修ポートフォリオ研修会実施し、GPA 活用方法の検討などを行った。本学開講科目の体系性や順次性を可視化するために「科目ナンバリング」が整備された。DP との結びつきを示すため、シラバスにおいては独自の URL を通して表示したことによって、授業科目（必修、選択等）の位置づけ、教養教育と専門教育の配置と単位設定の適切性の検証ができた。また、「DAITOVISION 2023」における「教育の大東」を実現するために具体的諸策を設定した中の教育課程では、キャリア教育関連科目が充実してきた。

## 3. 改善すべき事項

3つのポリシーの策定から始まり、ルーブリック、学修ポートフォリオなど学習成果の客観的測定、GPA 活用など多面的に可視化するための指標を開発しても各学部（学科）・各研究科（専攻）において、全学的に対応すべき学生に必要な教育活動、教育方法などに違いが見られるため、より一層、全学的な基本方針が待たれる。「DAITOVISION 2023」における「教育の大東」の諸策においても各学部（学科）・各研究科（専攻）におけるカリキュラム編成や教員配置の都合でキャリア教育科目は増えつつあるが、インターンシップ科目設置には学部・研究科のカリキュラム上の要因などによる設置の難しさについて検討中」である。そのため、全学教務委員会では「Daito BASIS」科目と称し、本学の「建学の精神」と「教育の理念」に基づいた、本学学生として身に付けてもらいたい能力と人格（「大東学士力」）を培うた

め、全学科基礎教育科目（専門教育科目）・英語科目以外に全学共通科目として、芸術学（書道）、自己・人間を見つめる（論語、自校史）、キャリアデザイン（キャリアと教育）、総合体育 A・B を教育基盤科目として推奨しているが、各学部（学科）の理解と協力は必要不可欠である。GPA 活用においては演習科目や実技科目（ゼミ、基礎演習、能力別クラス）を除く講義科目で評価付与割合を決めるなど全学的統一を図ろうとしている。また、英語教育を充実させることが同じく「DAITOVISION 2023」で挙げられており、語学力（英語力）における High-end と Low-end の学生について差があるため、大学全体としてレベルに応じた指導、学部横断的な指導が出来ていない課題がまだ解消されずにいる。引き続き、「明確な目標設定と到達度の測定、きめ細やかな能力別編成と指導、学部学科の枠をこえた語学教育の共通化、教員の効率性」を念頭においた「大東文化大学語学教育の基本方針」の制定が急がれる。なお、現行シラバスは、全学で統一した書式（実務経験の有無など）を用いてはいるが、「授業形態（講義、演習、実技等）」も表示できるよう検討に入る。

今後改善すべき事項を以下に箇条書きにまとめる。

- (1) 学部学科レベルのルーブリックの策定、manaba による学修ポートフォリオの義務化
- (2) 「語学教育改革推進会議」発足させたいうえでの「大東文化大学語学教育の基本方針」の制定
- (3) 現行シラバス様式の見直し
- (4) 学問分野に応じた学習成果を把握、評価するための方法と指標の開発

#### 4. 全体のまとめ

全学として、3つのポリシーをブラッシュアップし、カリキュラム・ツリー（マップ）を策定・公表した結果、教育課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示したDPが適切に設定及び公表されたため、全学部・全研究科では全学的ガイドラインに基づき、教育課程の編成・実施方針が学位授与方針と連携され、教育課程の体系、教育内容が明示されている。さらに「科目ナンバリング」実施及びシラバスへの表示を行ったことにより、授業科目（必修、選択等）の位置づけ、教養教育と専門教育の配置と単位設定の適切性がより明確になった。

成績評価、単位認定の方法は、学則、シラバス等で明文化されているが、GPA の活用については、成績の評価付与方法（案）については、2020 年度前期から導入する予定である。

「DAITOVISION 2023」で掲げられている以上の項目については、達成できていると評価できるが、ルーブリック、学修ポートフォリオについては課題を残した。各課程の学問分野の特性に応じた学習成果を把握及び評価するための方法と指標の開発は大きな課題である。

同じく「DAITOVISION 2023」で掲げられている「英語教育の充実」だが、教員の理解と協力、本学の現状をよく分析し、できるだけ早く「大東文化大学語学教育の基本方針」における「語学教育改革推進会議」を発足させたい。



## 第5章 学生の受け入れ

### 1. 現状説明

5-1 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定及び公表

評価の視点2：入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を踏まえ、入学希望者に求める水準等の判定方法を示した学生の受け入れ方針の設定

2017年度に全学的ガイドラインに沿って大学及び学部学科・研究科専攻における3つの方針の見直しを行い、授与する学位ごとに設定、公表している。

全学的基本方針として、DPにある学生の修得すべき学習成果へつながるよう、学力の3要素「(1) 知識・技能、(2) 思考力・判断力・表現力、(3) 主体性をもって学ぶ態度」について、高等学校までに履修する基礎学力を修得していること、主体的に学習に取り組む意思と、志望する学科で学ぶための明確な目的、意欲があることを重視したAPを設定している。

例えば、日本文学学科では、DPに日本の文学や言語・文化の専門的な知見、文献や資料を的確に読解を身につけることを挙げており、そのためにAPでは、現代文と古文のテキストを読み込み、主体的な解釈を施すことができる知識と理解力を課している。

各研究科においても、AP上の3つの能力指標である「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体的に学習に取り組む態度」に各入試方式を構成する選抜方法を落とし込み、体系化することにより、特定の入試方式及び選抜方法（入試科目の種類・面接）がどの能力指標を判定するのか明確にしている。また、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」の3つの能力観点がそれぞれの分野での専門能力を高めるのに必要な基礎学力を備えているか否かを判定する旨を、受験生に公表している（基礎要件確認シート12参照）。

各学部学科の方針は本学ホームページに公表しているほか、各学部学科の履修要項に掲載し、受験生向けには各入試の「入学試験要項」へ掲載して情報を得やすくしている。各研究科専攻の方針は、「大学院案内2020」に掲載し、本学HP上でも公表している。

5-2 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学選抜制度の設定

評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施及び、入学を希望する者に対する公平な入学者選抜の実施

入学者の募集・広報と選抜に関して、2018年4月に入学センターを設置し、建学の精神・教育の理念及び目的・学部学科のAPに基づいた学生募集及び入学試験に係る方針により、実施している。

学生募集にあたっては、APに基づいて、各学部・学科において入学者選抜方式ごとに適切な募集人員や試験科目等を設定している。学部入学試験は、知識・技能が一定の水準に達しているかを重視した「一般入試(3教科)」「全学部統一入試」「センター試験利用入試」「英語外部試験活用総合評価型入試」があり、「自己推薦入試」「公募制推薦入試」「指定校推薦入試」「スポーツ推薦入試」「大東文化大学第一高校推薦入試」では、知識・技能に加え、思考力・判断力・表現力および主体的に学習に取り組む態度を有し

ているかを特に重視して判定している。

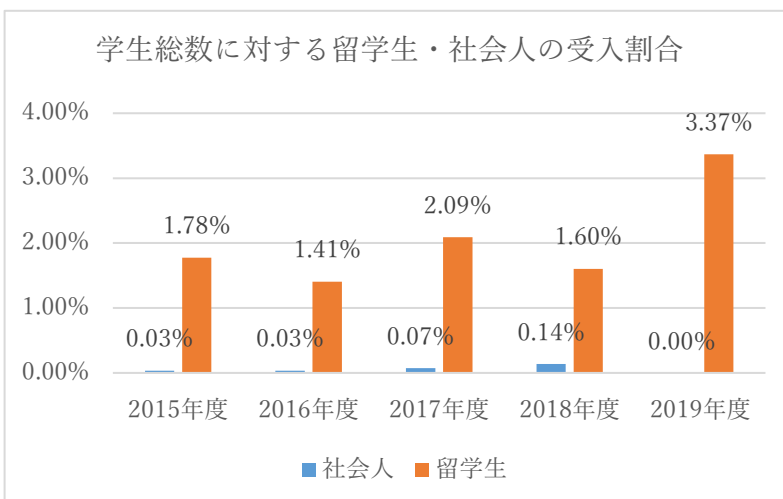
具体的には、一般入試(3教科)、全学部統一入試、センター試験利用入試では、A Pの「高等学校の教育課程を幅広く修得し、入学後の修学に必要な基礎学力を有している。」ことを評価し、英語外部試験活用総合評価型入試では、「外国語の4技能について、基礎的な技能が身に付いている。」ことを評価している。自己推薦入試では、自己推薦書に加えて学科によって課題(小論文等)の提出や、グループ・ディスカッション、個人面接などを行い、知識・技能の他に思考力・判断力・表現力および主体的な態度について総合的に審査している。また、その他の各種推薦入試では、出身高校からの調査書により知識・技能を審査し、個人面接や学科によっては小論文による評価を行っている。例えば、書道学科の入試では、全国高校の書道展入賞等の各受賞履歴の評価、書道実技の審査も行っている。

学士課程の具体例としては、社会学部では教育研究上の目的である「社会学部は、問題の発見、多様性への理解、実証的調査能力、理論的な思考、社会を構想し提言する能力などを備え、現代社会の構成員として一定の役割を果たせる人材の養成を目的とする。」に基づき、D P、C Pを踏まえたA Pを設定している。一般入試(3教科)、全学部統一入試、センター試験利用入試では、A P 1. 知識・技能の「社会学を学ぶのに十分な日本語および外国語能力、現代社会に関する基礎知識、その他高校3年までに習得しているべき基礎的な学力をしている。」ことを評価し、「自己推薦入試」「公募制推薦入試」「指定校推薦入試」「スポーツ推薦入試」では、A P 2. 思考力・判断力・表現力として「(1)自分と社会との関係性から物事を考える。(2)他者を尊重し、自分自身の意見や考えを積極的に表現する。」と、3. 主体的な態度の「(1)新しい社会のあり方について、強い興味と関心がある。(2)身近な社会問題や地域の課題について、積極的に、主体的に探究する。(3)メディア、各種データなどから情報を選択し、活用する。」ことを評価している。(基礎要件確認シート5、12)

留学生についても学部入試では、外国人留学生特別選抜(前期)(後期)、外国人留学生指定校推薦(前期)(後期)に加え、外国人留学生試験(渡日前入試)を実施している。

また、高等学校教育と大学教育との関連、社会人、帰国生徒及び外国人留学生の受け入れ、編入学など、国際的規模での社会的要請に配慮し、入学を希望する者に対して公平な入学者選抜を実施している。

図5-2-6 学生総数に対する留学生・社会人の受け入れの割合



上記図表の通り、学部学生総数に対する留学生・社会人の受入割合について、直近5年間の傾向とし

て、留学生は 2.00%内外、社会人は 0.05%内外であり、総体的に 3.00%を切る少数のカテゴリーに属する学生といえる。特に社会人の比率は小さい。一方で、対象を大学院生に限定すると、5年間の平均で留学生は 39.65%、社会人は 10.66%であり、割合が大きいといえる（大学基礎データ 学生の受け入れ（表 3）学部・学科、研究科における志願者・合格者・入学者数の推移より）。

研究科においては、学部生の進路選択の動向を考慮しつつ、秋季（10月）ならびに春季（2月）あるいはスポーツ・健康学研究科における3月入試、アジア地域研究科における7月入試というように複数の入試を実施している。研究科入学試験制度として、一般方式、推薦方式、社会人方式、現職教員方式、秋季入学試験がある。これらの試験内容の種類として、学力選抜では、外国語科目、専門科目、小論文、口述試験、非学力選抜として面接試験、書道学専攻（前期）においては実技試験を実施している。また、留学生については前期留学生方式、後期留学生方式、推薦入試を実施している。

大学院入試選抜の具体例としてアジア地域研究専攻では、教育研究上の目的である「21世紀のアジアを捉える切り口として「アジアの現代化」と「アジアの伝統規範の再生」を軸にして、アジア諸地域に共通する問題に関する理解と洞察力を深め、アジア地域研究に関する深い学識を修めた、国際的な広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の育成を目的とする。」に基づき、DP、CPを踏まえたAPを設定している。一般方式・社会人方式・留学生方式・推薦方式の書類審査・筆記試験・面接試験では、AP1. 知識・技能の「アジア地域研究に取り組むのに十分な学力と言語運用能力を有している。」ことを評価している。同4方式の筆記試験・面接試験では、AP2. 思考力・判断力・表現力として「アジア地域の諸事象について多角的かつ批判的に分析し、深い洞察力と専門的な視点から自らの考えを的確に論述することができる。」を評価しており、同4方式の面接試験では、AP3. 主体的に学習に取り組む態度の「高い倫理観と使命感を持ち、国際的に認知・評価される水準の論文の作成に強い意欲をもって努め、アジア地域研究の専門家としてグローバルに活躍できる高度な研究能力や職業能力の獲得を目指している。」ことを評価している。（基礎要件確認シート5、12）

入学センターの事業としては、学部の学生募集と入学試験を統一的に計画・準備・実施するための基本的事項を審議することと規程に定めている。その主なものは、以下のとおりである。

- ①学生募集及び入学試験に係る基本方針の策定に関すること。
- ②戦略的な学生募集及び入学試験に係る総合的な企画・立案及びその推進に関すること。
- ③学生募集及び入学試験に係る募集要項、機関誌等の制作・発行その他広報活動に関すること。
- ④大学進学相談及び指導に関すること。
- ⑤入学試験の実施及び合格者判定基準等の策定に関すること。
- ⑥入学手続き等に関すること。
- ⑦入学試験の結果の分析及び検証に関すること。
- ⑧入学者の追跡調査等に関すること。
- ⑨全国の高等学校及び大学の進学・学生募集等に係る実態調査並びに情報の収集等に関すること。

入学者の選抜に関しては、「大東文化大学入学者選抜試験規程」（1989年制定）を定め、学部の入試はこの規程に基づいて実施している。この規程では、入学試験実施関係業務の統括責任者を学長とし、学長は、本学の入学試験実施関係業務に関わるすべての教育職員及び事務職員を指揮監督して、入学試験実施

関係業務を統括している。また、入学試験実施関係業務を適切かつ円滑に遂行するために、入学センターの下に入学試験実施本部が設置され、本部長を学長、副本部長を学長指名の副学長、入学センター所長、学務局長、学部長、大学院研究科委員長、入学センター事務室長、大学院事務室事務長等を本部委員とし、入学試験実施本部には出題と採点を担当する出題部会、採点部会が置かれている。この規程は、試験監督など入試を円滑に実施するための組織および分掌について定めたものである。この規程により、学長が入学試験にかかわるすべての職員を指揮し、入学試験の諸業務を統括することになっている。

グリーン出願（インターネット出願）については、完全インターネット出願のメリットを伸長する入学手続き期限の延長や、全学部統一入試と一般入試の手続きの一括化などの改善を行っている。また、検定料割引制度やインターネット出願の利便性を、さまざまな広報手段により広く周知した。

入学者選抜（合否判定）については、公平性と透明性の原則に則り、各学部教授会において厳正かつ適切な手続きに従って行っている。さらに、公平性と透明性を確保するために、入試結果をホームページ、『大学案内 CROSSING』に掲載するほか、入試問題とその正解をまとめた『過去問題集』を作成し、ホームページにも掲載している。

入試問題の作成および採点は、入学試験実施本部の出題部会、採点部会が担当している。入試問題の適切性については、出題部会、入学試験実施本部（学長、副学長、学務局長、学部長、出題部会長、採点部会長等が構成員）、学外の分野別専門家による三重のチェック体制がとられている。

本学の入学者募集と選抜は、全学部統一の要領・手続きに基づいて行われるため、以上に述べたことは全学部共通のものである。

なお、経営学部企業システム学科は 2016 年度より学生募集停止、環境創造学部は 2018 年度より学生募集を停止している。

大学院研究科の入学者の募集と選抜に関しては、前掲の入学者選抜試験規程第 6 条 3 項により、大学院評議会の議に付したうえで、学長が決定することが定められている。入学者募集と選抜も、学部同様、統一の要領・手続きに基づいて行われ、試験にかかわる専攻・課程ごとの諸情報はホームページ、『大学院入学試験要項』により、周知が図られている。入学者選抜（合否判定）は、厳正な手続きに則って行われ、各研究科委員会の議を経て、学長が最終決定を行う。

上記の運営体制により、学部の入学者選抜は公正に実施されており、入学者選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れているので、適切であると判断する。

研究科においても、適切な運営体制のもと公正な入学者選抜を実施しているが、経済学研究科と法学研究科は、方針に沿った学生を受け入れているか否かの検証方法等の仕組みを構築する課題が克服できていない状態にある。なお、法務研究科（法科大学院）は、2015 年度から学生募集を停止し、入試を実施していない。

本学では学生受け入れのため、入学前に申し込むことのできる給付型奨学金を 2 種類設定している。まず 2015 年度入試（全学部統一入試（前期・後期）、一般入試（3 教科））より実施の「桐門の翼奨学金」は、全国の高等学校出身者又は高等学校卒業程度認定試験合格者を対象とし、入学試験の結果が成績優秀であるにもかかわらず、経済的な理由により進学が困難な方々に対し、入学前に在学中の授業料減免による経済的就学支援を約束する、本学独自の入学前予約採用型奨学金制度となっている。採用者の定員 100

人に対して、同奨学金の延べ志願者数は 212 人(2015 年度)、663 人(16 年度)、1042 人(17 年度)、1659 人(18 年度)、1193 人(19 年度)となっている。

2019 年度入試（自己推薦（後期）入試）より新設の「希望の樹奨学金」は、全国の高等学校・中等教育学校出身者又は高等学校卒業程度認定試験合格者を対象とし、国が指定する「災害救助法の適用地域」に居住している者又は当該地域の出身である者で、人物、学業ともに優れ、かつ将来災害被災地の復興及び再建のために貢献する意思を持ちながらも、特定大規模災害等の発生によって進学が困難である者に対し、入学前に在学中の授業料等の減免措置を約束することで、出身地の復興という夢の実現に向けた経済的支援を行うという、本学独自の被災地学生支援特別奨学金制度となっている。志願者は 1 人だった。

国際交流センターの留学生受け入れの募集活動に関して二つの事項を指摘しておきたい。第一は、学生総数に対する留学生受け入れ割合 5%という目標である。2018 年度報告書においても、「5%という目標達成に向けて各学科や学部がどのように貢献できるのか、行程表の作成を求めるのも一策であろう」と記され、また、2018 年度外部評価委員会報告書では「国際交流センターが積極的な留学生募集活動を展開し、全学部に対し留学生の定員枠設置などを盛り込んだ留学生受け入れ方針を提案した」ことが「特筆すべき事項」にあげられた。改善提言には、国際交流センターの 5%目標達成に向けて「全学的組織を設けるなどして推進していく必要がある」と指摘されており、入学センターと国際交流センターとの共同で 5%目標達成に向けた行程表と具体的な施策の検討がなされている。第二は、混住型国際寮の運営経費をふまえた本学専用施設の確保が必要であるとの提言があり、2018 年度より国際交流寮の運営が始まった。

5-3 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している。

評価の視点 1：〈学士課程〉入学定員に対する入学者数比率、編入学定員に対する編入学学生数比率、収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）の適切性

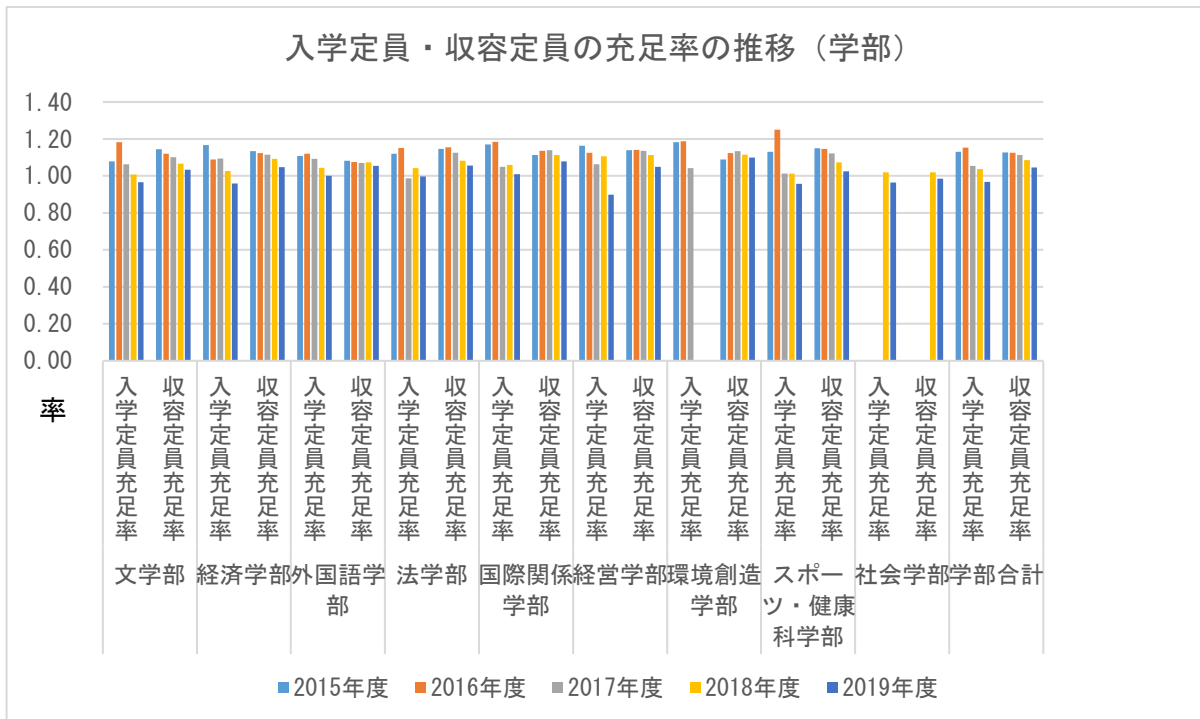
評価の視点 2：収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

学部および研究科の入学定員と収容定員は、学科また専攻・課程ごとに、それぞれの設置の経緯と趣旨、学問分野の特性、志願者動向などを勘案して適切に設定し、学則と大学院学則に定めている。

学部の在籍学生数の管理については、単年度の入学定員超過率および 4 年間の平均入学定員超過率を勘案しつつ、年度ごとの受け入れ目標数を設定し、入学センター運営委員会において翌年度入試の「入学定員管理表」の承認を受け、例年 10 月開催の大学評議会において報告を行うことにしている。

各学部・学科の過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率（5 年平均）、収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）および、学士課程全体の収容定員充足率は適切である（大学基礎データ表 2、表 3、基礎要件確認シート 13 参照）（図 5-3-1）。

図 5-3-1 入学定員・収容定員の充足率の推移（学部）



2017年度より定員変更を行った3学部7学科においては管理に努め、2016年度認証評価で努力課題とされた外国語学部中国語学科は、定員減員を行い改善されている。

また、各研究科の博士課程前期課程・修士課程、博士課程後期課程における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率（5年平均）、収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）は、表5-3-1の通りである。

表5-3-1

[博士課程前期課程・修士課程]			
研究科等名称	収容定員充足率	入学定員充足率の5年平均	根拠となる資料
文学研究科	0.47	0.50	大学基礎データ（表2）
経済学研究科	0.33	0.18	
法学研究科	0.00	0.05	
外国語学研究科	0.66	0.48	
アジア地域研究科	0.47	0.45	
経営学研究科	0.36	0.23	
スポーツ・健康科学研究科	1.05	0.80	
備考			

[博士課程後期課程]			
研究科等名称	収容定員充足率	入学定員充足率の 5年平均	根拠となる資料
文学研究科	0.47	0.28	大学基礎データ（表2）
経済学研究科	0.00	0.00	
法学研究科	0.09	0.02	
外国語学研究科	0.96	0.59	
アジア地域研究科	0.10	0.10	
経営学研究科	0.23	0.08	
<b>備考</b>			

2016年度認証評価では、研究科の収容定員に対する在籍学生比率（収容定員充足率）について、経済学研究科博士課程前期課程が0.35、同博士課程後期課程が0.07、法学研究科博士課程前期課程が0.21、同博士課程後期課程が0.04、アジア地域研究科博士課程後期課程が0.25、経営学研究科博士課程前期課程が0.33、同博士課程後期課程が0.20と低いので、改善が望まれる、とされ努力課題となっている。

努力課題とされた研究科各課程をはじめとして、大学院では一部の専攻を除き、2019年度に定員減員を行ったが、法学研究科博士課程前期課程が0.00、アジア地域研究科博士課程前期課程が0.47、アジア地域研究科博士課程後期課程が0.10と定員充足率が更に低くなったケースが見られる。アジア地域研究科博士課程前期課程は2016年度認証評価では努力課題の対象になっていなかったが、2019年度時点では博士課程前期課程・修士課程の収容定員未充足改善課題下限の0.50を下回っている。他方で、「基礎要件に係る評価の指針」に基づく定員充足率未充足の状況に対し大きな改善にはつながっていないが、法学研究科博士課程後期課程が0.09、経営学研究科博士課程前期課程0.36、同博士課程後期課程が0.23のように改善傾向が示されている事例もある。

収容定員充足率をみると、博士課程前期課程・修士課程では、文学研究科0.47、経済学研究科0.33、法学研究科0.00、アジア地域研究科0.47、経営学研究科0.36で未充足となっている。博士課程後期課程では、経済学研究科0.00、法学研究科0.09、アジア地域研究科0.10、経営学研究科0.23で未充足である（図5-3-1）。

図 5-3-1 入学定員・収容定員の充足率の推移（修士・博士前期）

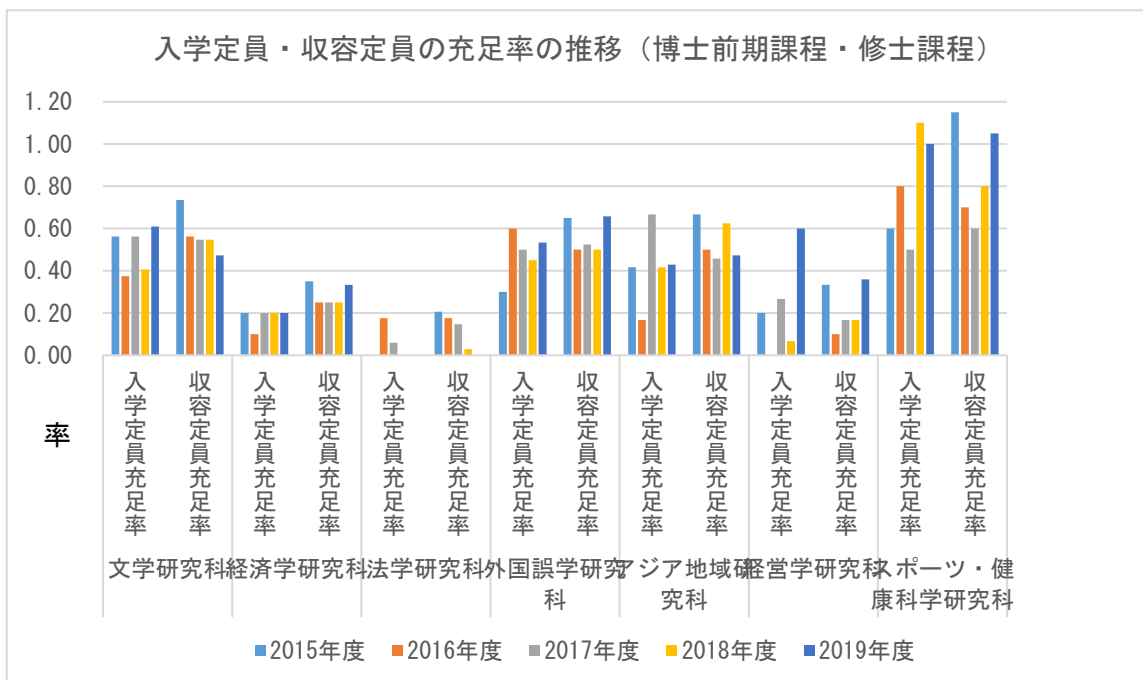
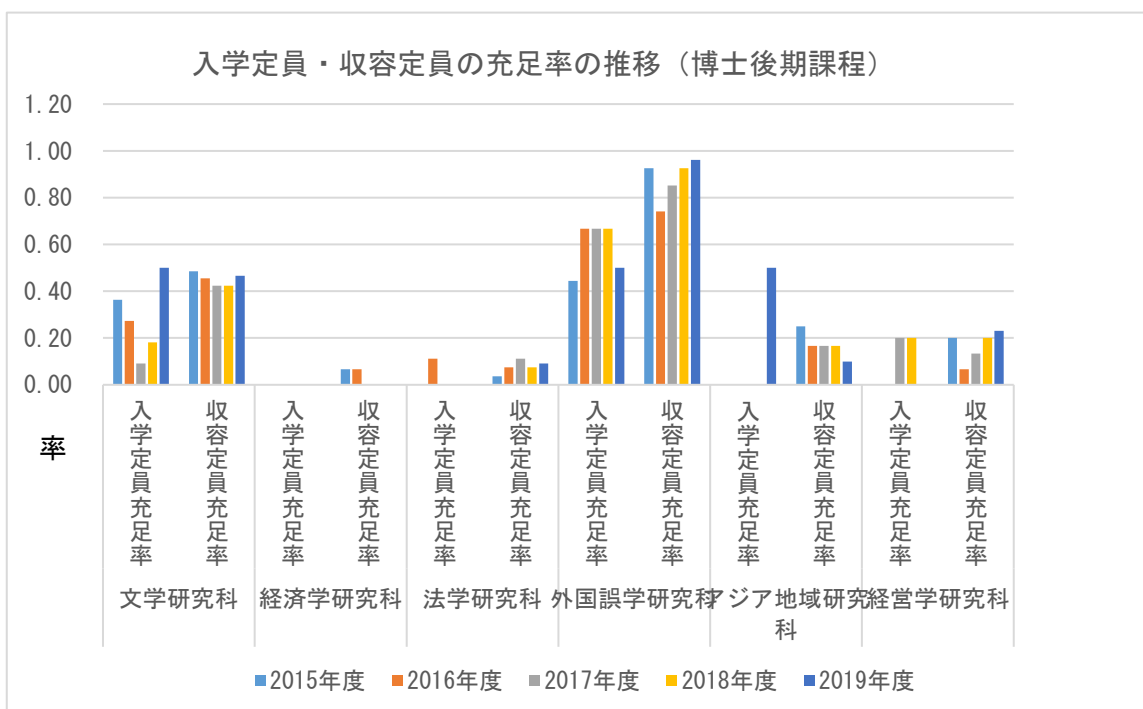


図 5-3-1 入学定員・収容定員の充足率の推移（博士後期）



以上により、学部は、定員を設定し在籍学生数は収容定員に基づき適正に管理していると判断できるが、研究科では、設定している収容定員に対し在籍学生数が適切とはいえないため、課題は解消されないまま残されている。

5-4 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価



評価の視点2：点検・評価結果に基づき改善・向上へ向けた取り組み

学生の受け入れについて、毎年度作成する大学基礎データ（表2、表3）や入学センターが作成する入試関連データを基に、全学および学部・研究科等で点検・評価を実施している。ただし、外国語学研究所は、適切な根拠に基づいた点検・評価の実施という点で課題がある。

例えば、本学の志願者、入学者の出身高校地域割合は、学生募集のための広報戦略上重要なものと位置付けている。18歳人口の動向もあり、東京・関東地区の割合は依然として高いが、地方での高校訪問やミニオープンキャンパスの開催により、地方出身の志願者、入学者は依然として一定の割合を維持しており、これらの数値をもとに地方入試会場の選定も行うなど、参考としている（図5-2-4、図5-2-5）。

図5-2-4 志願者における出身高校地域割合の推移

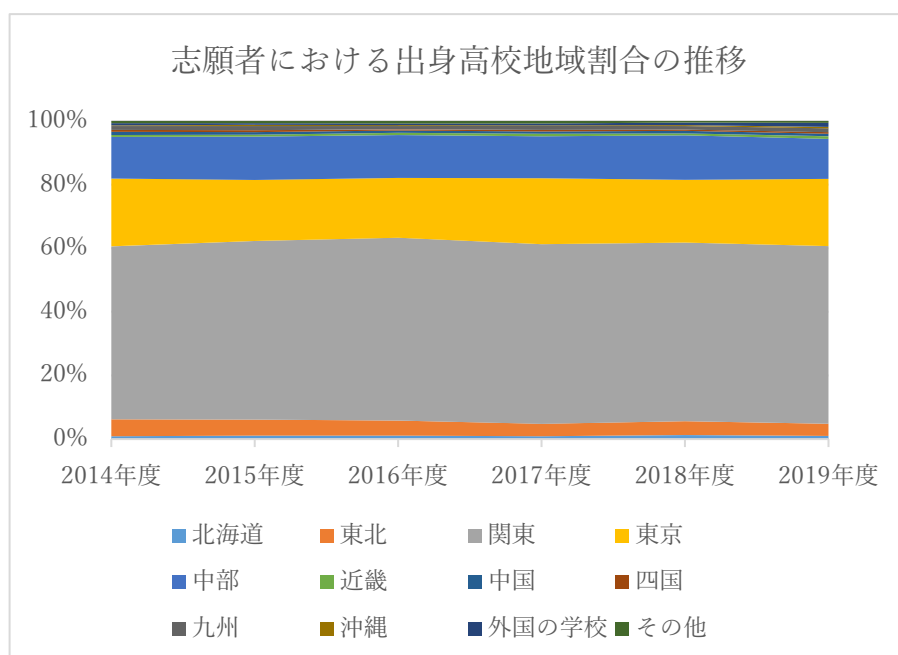
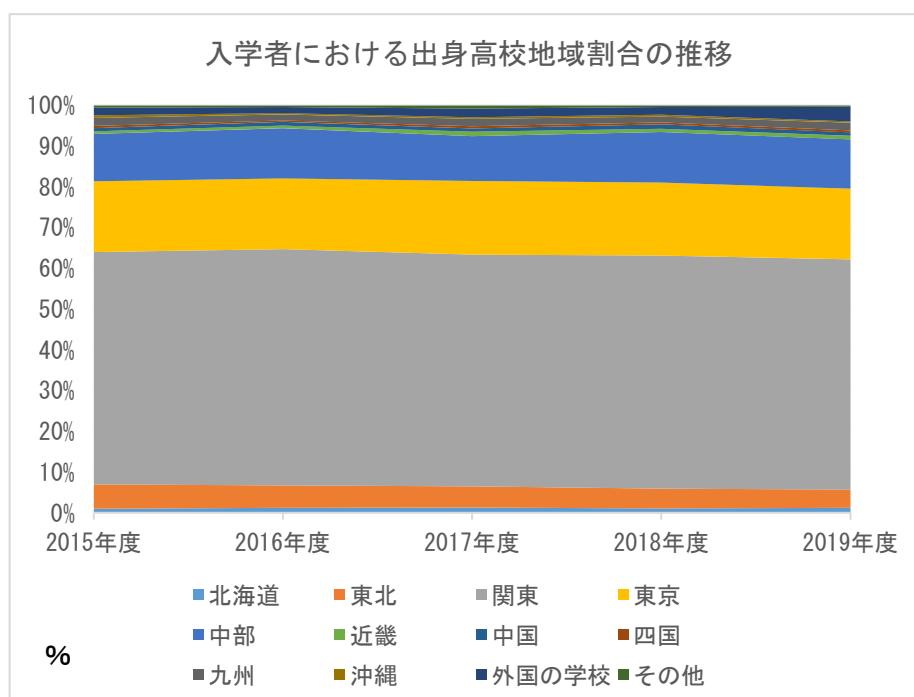
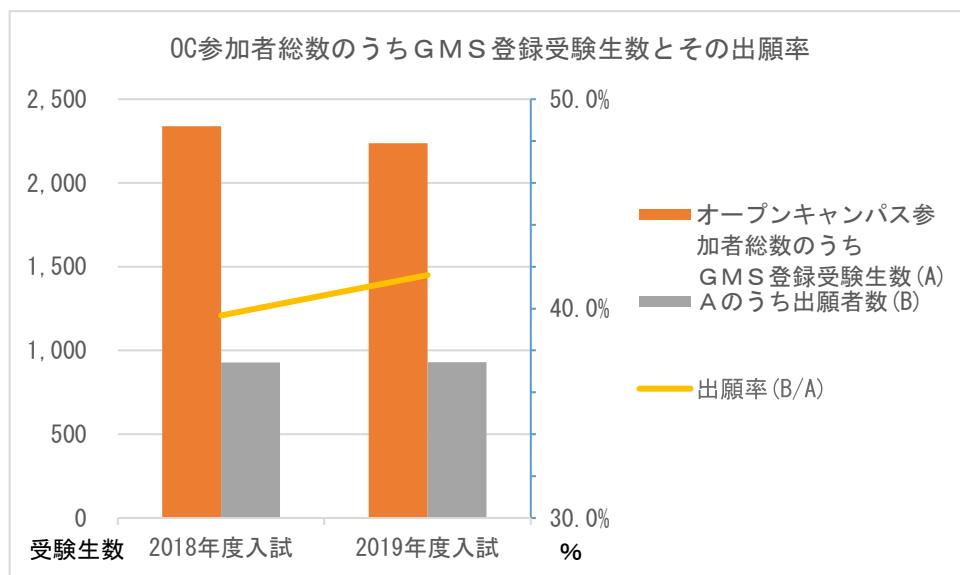
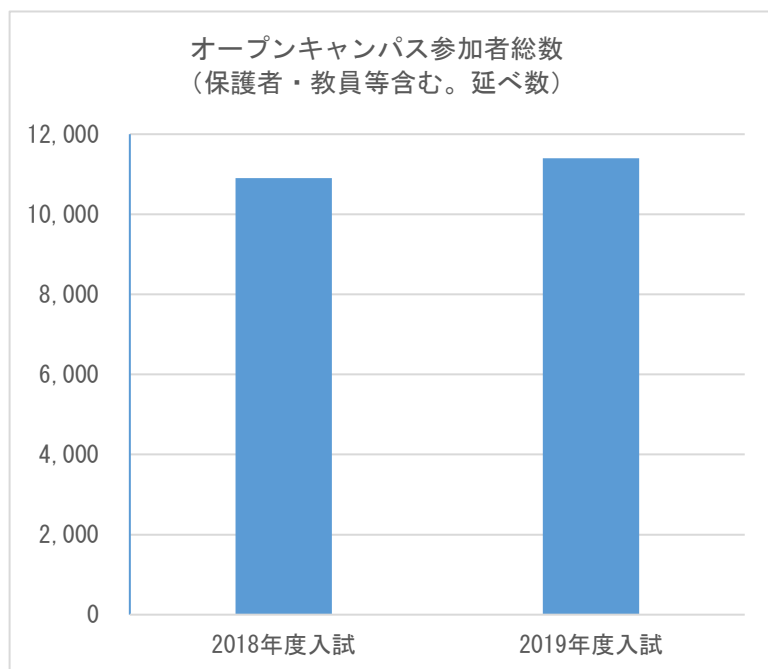


図5-2-5 入学者における出身高校地域割合の推移



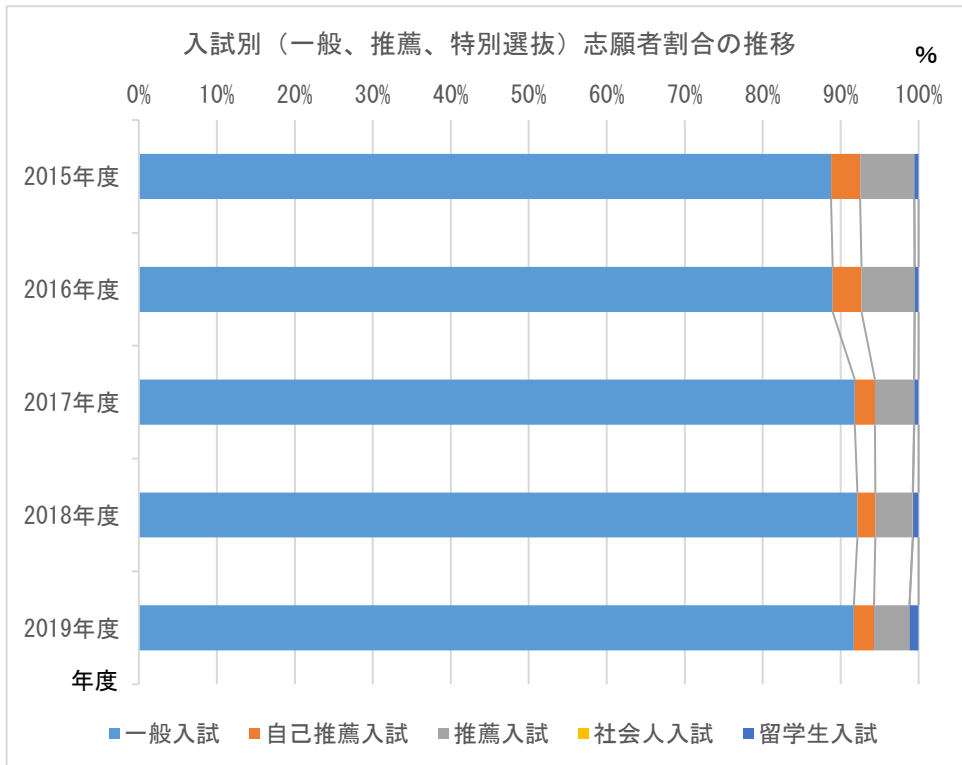
学部入試においてオープンキャンパスも募集広報上、重要なものと位置付けており、6月・7月・8月と年間5回開催している。参加者総数も年々伸びており、2018年度入試(2017年実施)から2019年度入試(2018年度実施)へ約1.05倍となった。オープンキャンパス参加者総数のうちGMS(学生確保マーケティングシステム)登録受験者数とその出願率を見ても、同39.6%から同41.6%に伸びている。

図 5-2-1 オープンキャンパス参加者数と志願者数



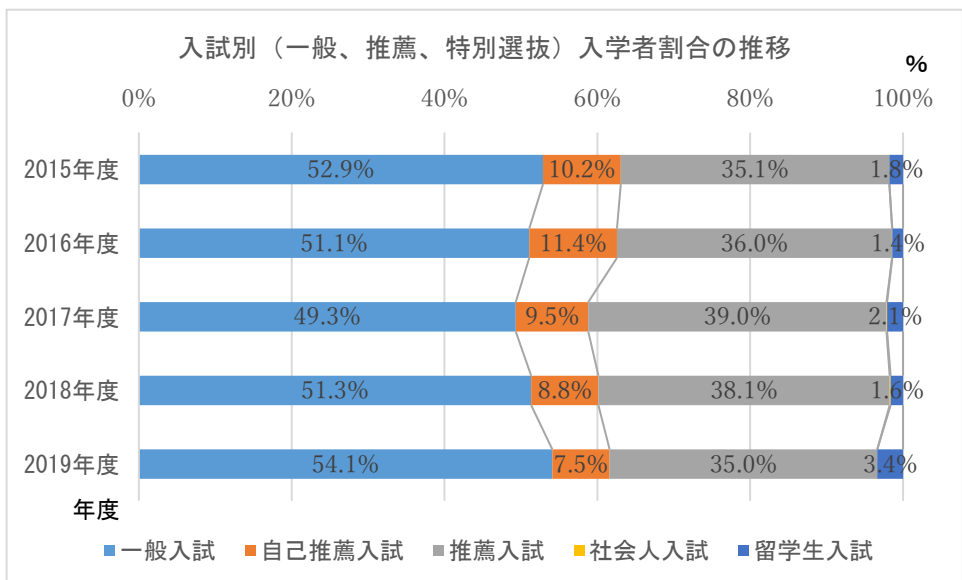
入試別に見ると、志願者の割合は圧倒的に一般入試型(センター試験利用入試・全学部統一入試・一般入試3教科・英語外部試験活用総合評価型入試)の志願者の割合が高く、2017年度より3年連続で9割を超えている。

図 5-2-1 入試別(一般、推薦、特別選抜)志願者割合の推移



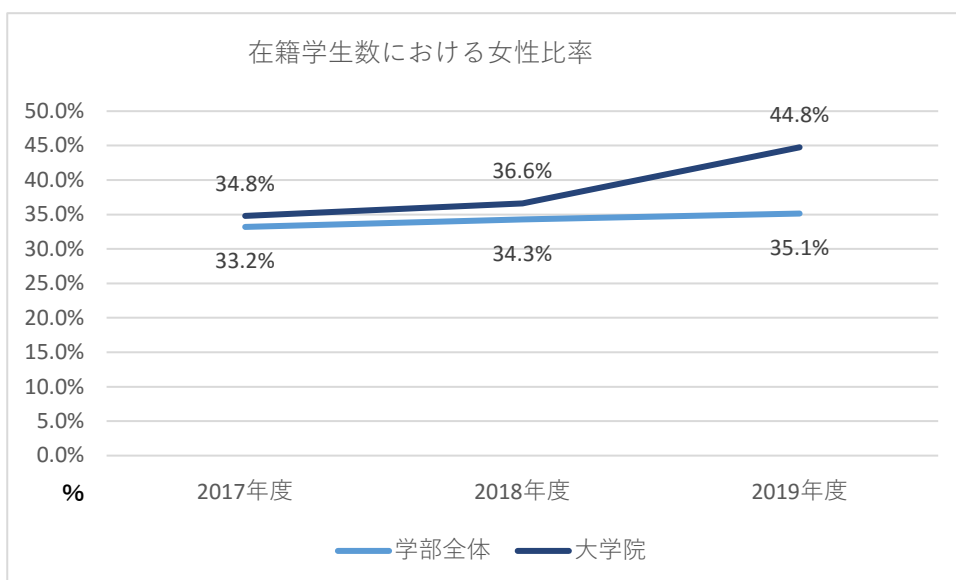
入学者の割合は、一般入試型の学力選抜による入学者が約55%、非学力選抜（自己推薦・推薦入試〔公募制推薦・スポーツ推薦入試・第一高校推薦入試・指定校推薦〕・社会人・留学生）が約45%と、中期目標として策定した入学者の適正な比率（約6：4）について概ね達成されている。

図 5-2-2 入試別（一般、推薦、特別選抜）入学者割合の推移



在籍学生数における女性比率は、広報面の強化等で志願者が増えていることに伴って年々上がっている。2018年よりスポーツ・健康科学部看護学科が開設した影響も大きいと思われる。

図 5-1-1 在籍学生数における女性比率



本学が分析ツールとして導入している(株)進研アド「学生確保マーケティングシステム(GMS)」では、全国の高校ランクを分類し、本学でもそのランクをもとに志願者の層について分析している。ここでは、進学上位校・進学校・中堅上位校・中堅下位校のランクを取り上げる。

志願者の高校ランクを見ると、推薦入試(自己推薦・公募制推薦)の志願者は昨年から引き続き中堅校がボリュームゾーンに変わりはないが、今年度は中堅下位校の受験生が大きく減少し、中堅上位校が増加している。受験層のレベルが上昇している。(中堅下位校 ▲136名・中堅上位校 +132名)。推薦入試(指定校推薦)は指定校枠・基準の是正により、ボリュームゾーンの中堅下位校が大きく減少している。

一般入試では、昨年まで中堅上位・下位校ランクが最も多かったが、中堅下位校が大きく減少し、進学校ランクがボリュームゾーンとなった。レベルの上昇が明らかである。占有率を比較すると、進学校の進学上位・進学校ランクが全体の41%(昨年+10%)、中堅校の中堅ランクが57%(昨年▲11%)。センター中期・センター後期・全学部後期の方が、進学校の占有率が高く、後半型での入学者を確保する方が、入学者の学力を高めるうえでは効率が良い。ここ近年の大きな特徴である。(後半型は前半型と比較して進学上位・進学校ランクが9%多く、中堅ランクが10%少ない)

#### 参考

入学者選抜	学部学科・研究科専攻(課程)の名称
社会人	文学部 日本文学科、中国文学科、英米文学科、教育学科、書道学科、歴史文化学科 経済学部 社会経済学科、現代経済学科 外国語学部 中国語学科、英語学科、日本語学科 法学部 法律学科、政治学科 国際関係学部 国際関係学科、国際文化学科 経営学部 経営学科 スポーツ・健康科学部 スポーツ科学科、健康科学科、看護学科

	<p>社会学部 社会学科</p> <p>文学研究科 博士課程前期課程 日本文学専攻、中国学専攻、書道学専攻</p> <p>文学研究科 修士課程 英文学専攻、教育学専攻</p> <p>文学研究科 博士課程後期課程 日本文学専攻、書道学専攻</p> <p>経済学研究科 博士課程前期課程 経済学専攻</p> <p>外国語学研究科 博士課程前期課程 中国言語文化学専攻、英語学専攻、日本語文化学専攻</p> <p>外国語学研究科 博士課程後期課程 中国言語文化学専攻、英語学専攻、日本語文化学専攻</p> <p>法学研究科 博士課程前期課程 法律学専攻、政治学専攻</p> <p>法学研究科 博士課程後期課程 政治学専攻</p> <p>アジア地域研究科 博士課程前期課程 アジア地域研究専攻</p> <p>アジア地域研究科 博士課程後期課程 アジア地域研究専攻</p> <p>経営学研究科 博士課程前期課程 経営学専攻</p> <p>経営学研究科 博士課程後期課程 経営学専攻</p> <p>スポーツ・健康科学研究科 博士課程前期課程 スポーツ・健康科学専攻</p>
外国人留学生の受け入れ	<p>文学部 日本文学科、中国文学科、英米文学科、教育学科、書道学科、歴史文化学科</p> <p>経済学部 社会経済学科、現代経済学科</p> <p>外国語学部 中国語学科、英語学科、日本語学科</p> <p>法学部 法律学科、政治学科</p> <p>国際関係学部 国際関係学科、国際文化学科</p> <p>経営学部 経営学科</p> <p>スポーツ・健康科学部 スポーツ科学科</p> <p>社会学部 社会学科</p> <p>文学研究科 博士課程前期課程 日本文学専攻、中国学専攻、書道学専攻</p> <p>文学研究科 修士課程 英文学専攻、教育学専攻</p> <p>文学研究科 博士課程後期課程 日本文学専攻、書道学専攻</p> <p>経済学研究科 博士課程前期課程 経済学専攻</p> <p>外国語学研究科 博士課程前期課程 中国言語文化学専攻、英語学専攻、日本語文化学専攻</p> <p>外国語学研究科 博士課程後期課程 中国言語文化学専攻、英語学専攻、日本語文化学専攻</p> <p>法学研究科 博士課程前期課程 法律学専攻、政治学専攻</p> <p>アジア地域研究科 博士課程前期課程 アジア地域研究専攻</p> <p>アジア地域研究科 博士課程後期課程 アジア地域研究専攻</p> <p>経営学研究科 博士課程前期課程 経営学専攻</p> <p>経営学研究科 博士課程後期課程 経営学専攻</p> <p>スポーツ・健康科学研究科 博士課程前期課程 スポーツ・健康科学専攻</p> <p>法学研究科 博士課程後期課程 政治学専攻</p>
編入学	<p>文学部 日本文学科、中国文学科、英米文学科、教育学科、書道学科</p>

経済学部 社会経済学科、現代経済学科
外国語学部 中国語学科、英語学科、日本語学科
法学部 法律学科、政治学科
国際関係学部 国際関係学科、国際文化学科
経営学部 経営学科
スポーツ・健康科学部 スポーツ科学科、健康科学科
文学研究科 博士課程前期課程 日本文学専攻、中国学専攻、書道学専攻
文学研究科 修士課程 英文学専攻、教育学専攻
文学研究科 博士課程後期課程 日本文学専攻、書道学専攻
経済学研究科 博士課程前期課程 経済学専攻
外国語学研究科 博士課程前期課程 中国言語文化学専攻、英語学専攻、日本言語文化学専攻
外国語学研究科 博士課程後期課程 中国言語文化学専攻、英語学専攻、日本言語文化学専攻
法学研究科 博士課程前期課程 法律学専攻、政治学専攻
法学研究科 博士課程後期課程 政治学専攻
アジア地域研究科 博士課程前期課程 アジア地域研究専攻
アジア地域研究科 博士課程後期課程 アジア地域研究専攻
経営学研究科 博士課程前期課程 経営学専攻
経営学研究科 博士課程後期課程 経営学専攻
スポーツ・健康科学研究科 博士課程前期課程 スポーツ・健康科学専攻

## 2. 長所・特色

本学への志願者数は長期的に見て増加傾向にあり、中堅校から進学校の生徒が増えるなど志願者の高校ランクが上昇している。2021年度からの大学入試改革が間近に迫り、センター試験の廃止と大学入学共通テストの開始など様々な変化を鑑み、受験生に寄り添う大学入試ができるよう、綿密な入試分析に基づいた入試改革を進めている。

本学では、経済的に困難でありながら優秀である学生を確保するために、2015年度入試より「桐門の翼」奨学金が用意されており、申請者数も増加傾向にある。入学以後も、学生支援センターを中心とした4年間を通じた継続的な修学支援が行なわれている。この制度により、学生の修学支援が図られているといえる。留学生についても「桐門の翼」奨学金や学費減免を実施し、途上国の学生への機会拡大にも努めている。2019年度入試より、「希望の樹」奨学金の募集も始まり、同制度を活用した入学者も1名いる。

## 3. 改善すべき事項

学部、大学院に関しては、早急に改善が求められる事項は指摘されていないが、APに沿った学生を受け入れているかどうかの検証がまだまだ十分とは言えない状況である。また、大学院では、設定している収容定員に対し在籍学生数が適切とはいえない研究科がある。

学生受け入れの適切性に関して、ほぼ全ての部局において改善・向上に向けた取り組みを行っており、

点検・評価は適切であると判断する。ただし、適切な根拠資料に基づいた点検・評価が実施されていないと思われる部局がある（外国語学研究科）。点検・評価は客観的な根拠（資料・情報）に基づかななくてはならないため、内部質保証推進委員会の責任において企画調整委員会から適切な根拠資料を示していく必要がある。

#### 4. 全体のまとめ

A Pについて、学力の3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」の3つの能力観点に基づくA Pを設定し、D Pにある学生の習得すべき学習成果へつながることを全学的基本方針としている。これらを公表し、判定方式をホームページ等で広く示している。

A Pに基づいた学生募集及び入学選抜制度は、A Pに明示した学力の3要素を入試方式ごとに関連づけており、入学者選抜の制度や運営体制の整備・入学者選抜の実施については、2018年4月より設置された入学センターにて、各種入試制度・体制の改善をはかるため、前年度の入試総括等を入学センター運営委員会で分析・検討し、大学評議会において報告している。

公正な入学者選抜の実施については、学部入試において入学試験実施本部を設置し厳正な手続きのもと行われており、大学院研究科においても各研究科委員会の議を経て、学長が最終決定を行っている。

適切な定員設定と在籍学生数について、入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率は学部において適正に管理していると判断できるが、研究科では、設定している収容定員に対し在籍学生数が適切とはいえないため、学生の受け入れの適切性について、各種データにて検証し、改善・向上に向けて取り組んでいる。学部入試の志願者数は長期的に見て増加傾向にあり、中堅校から進学校の生徒が増えるなど志願者のレベルも上昇している。

大学院においても各研究科委員会において学生の受け入れ状況を検証し、選抜方式の適切性を検討するとともに定員の見直しなど、改善・向上に向けて取り組んでいる。

## 第6章 教員・教員組織

### 1. 現状説明

6-1 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学が求める教員像として、各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等の方針への明示  
評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制方針における、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の適切な明示

大学の求める教員像・教員組織の編制方針は、以下のとおりである。

#### 大学の求める教員像・教員組織の編制方針

##### 基本方針

本学は、教育研究上の目的を達成するために、大学設置基準に沿って、本学規則で教員選考基準を定め、「人格が高潔で、学校教育に関し高い見識を持ち、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者」を本学の教員とするとしている（教員選考基準第3条）。また、教育研究等の成果を上げるのにふさわしい適正な教員の配置を行う。

本学の求める教員像・教員組織の編制方針は以下のとおりである。

##### 1. 本学の求める教員像

- (1) 大東文化大学の理念と目的を理解し、高い倫理観と使命感をもって教育研究に専心する。
- (2) 所属する学部学科・研究科の教育目的を理解し、その達成のために真摯に努力する。
- (3) 学生の人格を尊重し、その信頼に応えるとともに、学生の自発的な学習を促し積極的な学習支援を行う。
- (4) 教育力を向上させるために授業内容・方法の不断の検証と改善に努める。
- (5) 本学が研究倫理について定めた「大東文化大学学術研究行動憲章」「大東文化大学研究者の行動規範」等を遵守しつつ、自己の専門分野を究め、学問の発展に貢献する。
- (6) 自己の専門的な学識と経験をもって社会貢献・国際貢献に積極的に参画する。

##### 2. 教員組織の編制方針

本学は、諸規則により、教育研究に係る責任の所在、各教員の役割を明確化し、授業担当負担への配慮を行うとともに、組織的な連携体制を構築する。また、教育研究上の目的を達成するために、学生/教員比率（S T比）、教員の年齢構成、教員の男女比率、外国人教員の比率等に配慮しつつ、適正な教員配置と適切な教員組織の編制に努める。本学規則に定める教員選考基準を踏まえ、学部、研究科ごとに定めた教員の募集・採用・昇格に関する内規に沿って、公平性と透明性に則った適切な人事に努める。

大学院研究科教員の資格審査については、大学院教員資格審査基準等に基づき、各研究科委員会において審査を行う。また、採用人事に関しては、所属予定の学部と協議のうえ、大学院の専門性を考慮しつつ各学部教授会において行う。



全学共通科目、基礎教育科目を担当する教員の採用人事については、全学共通科目、基礎教育科目を統括する東松山キャンパス運営委員会が、当該教員の所属予定の学部と協議のうえ発議し、学部教授会の承認を得るものとする。教職課程センター、国際交流センター所属の教員は、センター管理委員会が資格審査を行い、同管理委員会の議を経て、学長の承認に基づき、大東文化学園理事長が委嘱する。東洋研究所と書道研究所の専任研究員は、それぞれの管理委員会の議を経て、学長の承認に基づき、大東文化学園理事長が委嘱する。

上記の教員人事計画はすべて、大学評議会の承認を経て、学園理事会において最終決定を行う。

### 3. 教員の資質向上のための取り組み、教員組織の適切性の検証

教員の資質向上のための取り組みは、教員個人の不断の努力とともに、「大東文化大学FD・SD基本方針」に基づき、大学、学部、研究科等のFD委員会において推進する。

また、報奨制度を設けることにより、教育活動、研究活動、社会活動等の活性化を図り、大学、学部、研究科等において、適切な評価が行われるよう配慮する。

教員組織の適切性については、大学が毎年度実施する自己点検・評価で定期的に検証する。

本学の求める教員像・教育組織の編制方針については、大学の理念・目的に基づくとともに、大学設置基準及び本学の規則である教員選考基準の内容に従い、「大学の求める教員像・教育組織の編制方針」として「基本方針 1、本学の求める教員像 2、教員組織の編制方針」が定められ、毎年度、大東文化大学点検・報告書にその内容が記載されている。各学部・研究科は、この大学の方針に基づき、「求める教員像・教員組織の編制方針」を定めている（各学部、研究科の方針は点検・評価シート参照）。国際交流センター、大学附置研究所（東洋研究所、書道研究所）及び教職課程センターにおいては組織ごとの方針は定められていないが、大学の方針をそれぞれの組織の設置の目的及び任務に従い具体化して適用することとしている。また、教職課程センター所属の教員については、これらに加えて教育職員免許法施行規則の条件を満たし、教職課程認可で認定されるような業績のある教員を求めて採用することとしている。

教育研究を推進するための組織体制として、学士課程では、学部教授会、学科協議会、東松山キャンパス運営委員会等が役割を分担し責任の所在を明確にしており、必要に応じて学部教授会に教務委員会、カリキュラム委員会等が置かれている。大学院研究科には、研究科委員会、専攻協議会等があり役割分担と責任の所在を明確にしている。これら学部・学科単位および研究科・専攻単位の組織で情報と課題を共有、審議し教育研究の質向上を図っている。

大学全体として教育研究に係る横断的な課題を検討、審議する組織として全学教務委員会（副学長、学部長、学務局長等）、全学人事委員会（学長、副学長、学部長（一部）、学務局長等）、全学研究推進委員会（学長、副学長、学部長、学務局長、研究科委員長、大学附置研究所長等）を設置している。その他にも、全学FD委員会、学費等検討委員会、各センターの運営委員会（管理委員会）、大東文化大学・第一高等学校連絡協議会、全学教職課程委員会、図書館運営委員会等があり、各学部の教員から委員を選出している。これら委員会では、学部横断的に情報を共有し、課題の改善策を検討している。

なお、学部、研究科ごとの統括責任者として学部長、研究科委員長（法務研究科長を含む）がおり、学科、専攻の責任者として学科主任、専攻主任を配置し責任の所在を明確にしている。各組織内での教員の

役割分担の下で連携を図っている。

大学の方針並びに各学部・研究科の方針については、毎年度自己点検・評価として見直しが行われており、半数程度の各学部・研究科が、今年度に方針の内容を変更する必要があるとしている。大学全体としての「求める教員像・教員組織の編制方針」と各学部、研究科等のそれらとの整合性については、方針に明示すべき各教員の役割、連携のあり方および教育研究に係る責任所在が明記されているか等を中心として、今年度において総合的に検証することとしている。

6-2 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：各設置基準に沿った大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数、研究指導教員数・研究指導補助教員数

評価の視点2：各学部における開講授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置

評価の視点3：研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

評価の視点4：バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点5：各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等含む）

評価の視点6：教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点7：学士課程における教養教育の運営体制の整備状況（責任主体の確立）

本学の教育課程の専任教員（特任教員、助教を含む。以下、同じ。）は、法務研究科を除いて全員、学部（一部は国際交流センター、教職課程センター、東洋研究所、書道研究所）に所属しており、教員の採用人事等は学部単位で行われる（書道研究所、国際交流センターは管理委員会）。大学全体及び各学部、研究科等の専任教員数、研究指導教員数・研究指導補助教員数は、法令（各設置基準等）に定められた必要数を満たしている（大学基礎データ表1、基礎要件確認シート14）。学部が必要とする教員の数と専門領域については、毎年度、学部教授会から人事計画が大学評議会を経て大東文化学園理事会に提出され、理事会での審議を経て最終決定される。

学部の主要授業科目への教員配置については、各学科協議会や教務委員会等で対応している。各学部の必修科目・選択必修科目における専任担当率をみると、図6-2-1①、図6-2-1②の通りである（大学基礎データ表4のデータ数値により算出した）。これによると、基礎教育科目は、文学部と外国語学部が低い数値を示しているが、この理由として、両学部とも、1科目の単位数が概して少なく、また、少人数授業が多い外国語科目を多く開講していることが挙げられる。文学部については、少人数制の演習科目が多い現状を踏まえ、開講基礎科目の見直しを通して、2020年以降（教職再課程認定後）兼任教員依存率の見直しを図る計画がある。

また、学科内での非常勤担当コマ数が増える場合は、学部長会議において案件として諮り、承認を得ている。

図 6-2-1① 必修科目における専任教員担当率（専兼比率）：学部別

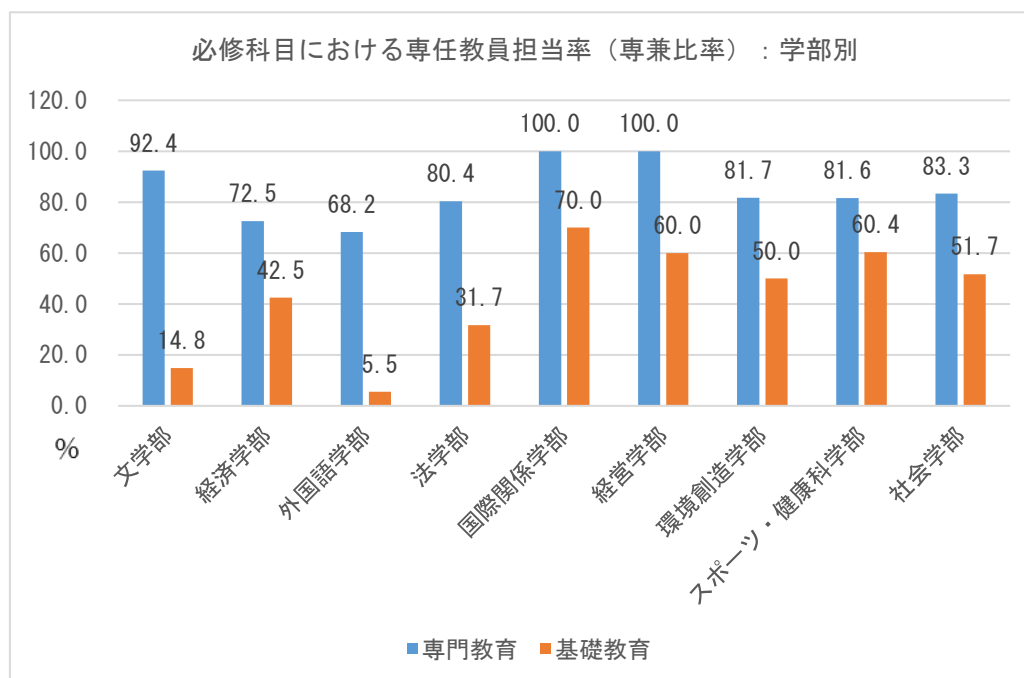
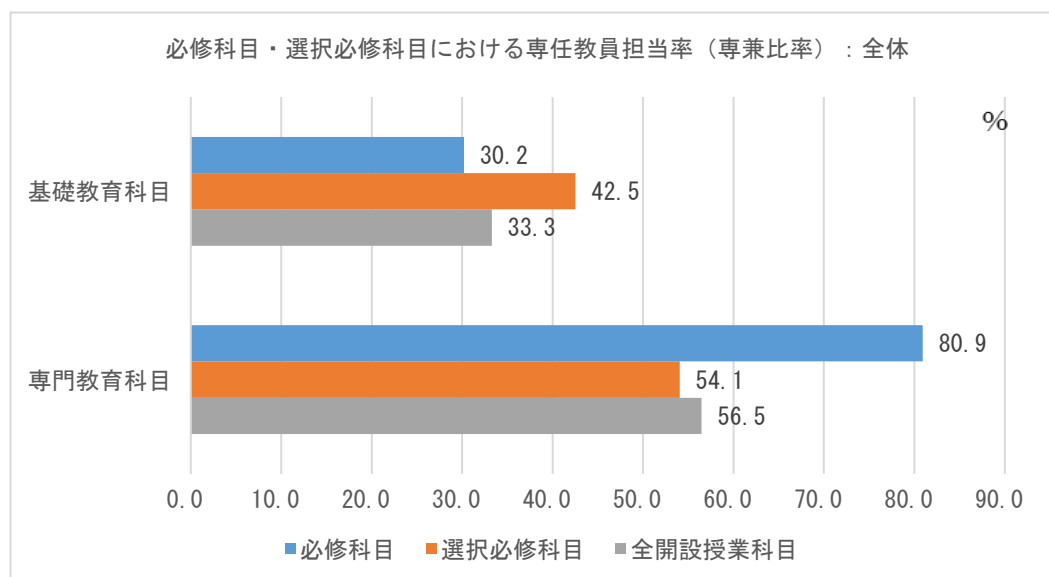


図 6-2-1② 必修科目・選択必修科目における専任教員担当率（専兼比率）：全体

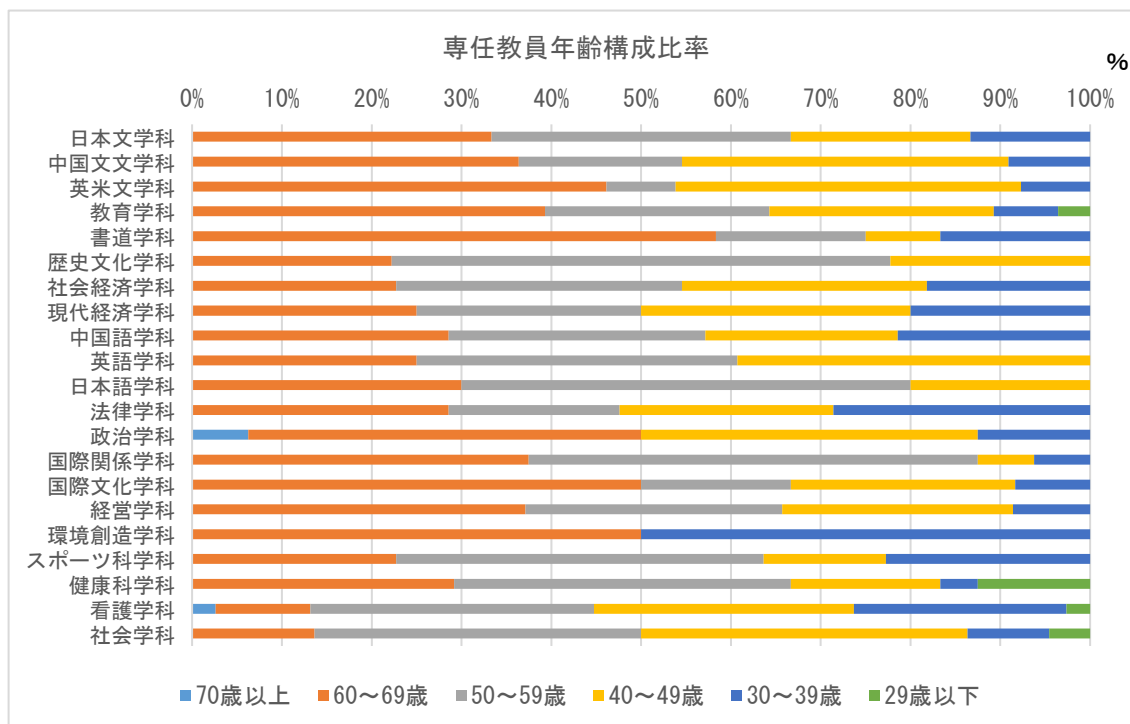


専任教員一人当たりの在籍学生数は、大学基礎データ表 1 の通りである。

研究科を担当する教員の資格については、担当科目の研究業績、教育歴を有する者、後期課程の教員は担当科目教育歴を 2 年以上必要とするなど、各研究科内規等に定め大学院設置基準に準拠して適正に配置している。

また、専任教員就業規則、特任教員就業規則、非常勤講師就業規則において、教授会等が教員の選考を行う際に、年齢構成、男女比率、外国人教員比率を勘案することを定めている。各学部、研究科等の専任教員の年齢構成をみると、60 歳～69 歳の比率が学士課程全体で 31.5%、修士課程（博士課程前期課程）全体で 40.0%、博士課程後期課程全体で 48.1%と他の年齢層に比べて高い数値を示しているが、とくに法学部、文学部、研究科で比率が高くなっている。（大学基礎データ表 5）（図 6-2-2）。

図 6-2-2 専任教員年齢構成比率



大学全体の教員の女性比率は図 6-2-3 の通り 2017 年度に比べ増加している。学部別の外国人教員割合は、全体で 6.2%であり、学部別の割合をみると、外国語学部で 18.8%、国際関係学部で 10.7%と他の学部比べて高い数値を示しているが、文学部、法学部、スポーツ・健康科学部においては比率が低くなっている。(図 6-2-4)。

各学部・研究科の点検・評価では、教員組織における国際性、男女比率に関しては、文学部では学科によってバランスが取れていないと点検・評価しており、スポーツ・健康科学部では、外国人教員の採用については各学科の将来構想を見据えた人事計画において検討を必要としている。また、研究科では、文学研究科の一部において年齢構成、国際性や男女比率のバランスが取れておらず、今後の人事計画で改善に努めると点検・評価している。

図 6-2-3 大学専任教員の女性比率

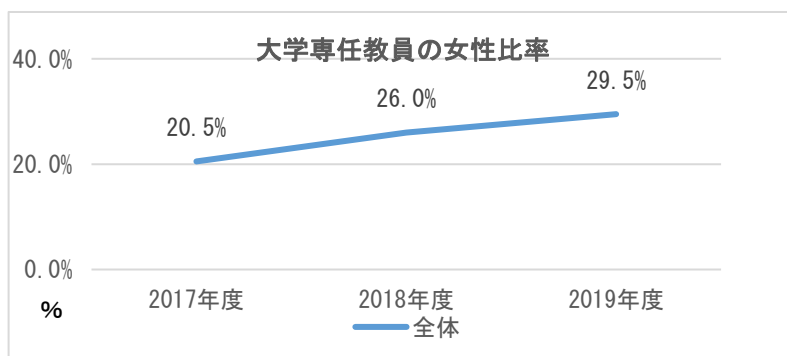
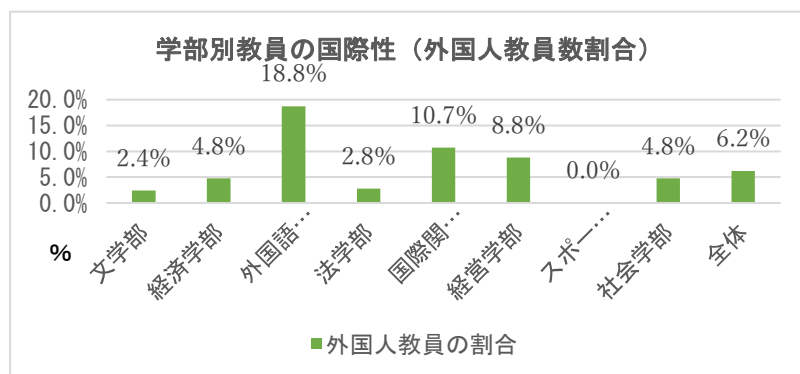


図 6-2-4 学部別教員の国際性（外国人教員数割合）



教員の授業担当は、専任教育職員就業規則、特任教員就業規則に責任授業回数等を定めており、1 週の総担当授業回数を、専任教員は原則として 8 回（大学院の授業科目も担当する者は 10 回）、特任教員は 4 回（1 号特任はオムニバス形式の授業科目は 3 分の 1 回まで、3 号特任は 1 回まで責任授業回数を超えて担当可）を上限としている。また、専任教員については役職者や、やむを得ない事由がある場合等については責任授業回数を減ずることなどを明記している。

学士課程における教養教育は、東松山キャンパスで開講する学部・学科の垣根を超えて編制している全学共通科目および基礎教育科目としての外国語科目等であり、それらの科目を担当する教員はそれぞれ学部・に所属し、91 名（大学基礎データ表 1）であり、設置基準上必要な教員数は充たしている。基礎教育・教養教育としての全学共通科目等の実施・運営等の主体として、東松山キャンパス運営委員会を設置し、そのもとに教務部会等が置かれ、その中に 5 つの分科会がある。カリキュラム編制や、科目配置を検証し教員の補充人事等を委員会から発議するが、科目編制権、人事権はない。

以上のように、各学部、研究科等は、学園規則で定めた教員選考基準に則り、求める教員像を方針に定め、教員人事計画に基づいて教員組織を編制しており、現時点で教育活動を行ううえで問題は生じていない。しかし、教員組織の編制について評価するための指標である専兼比率や S T 比等の目標値等は定めてはいない。また、年齢構成、国際性（外国人教員）、男女比率等についても、大学としての基準値もない。こうした評価指標について今後どうするかは課題を残している。各学部、研究科等では方針に沿って教育研究活動を展開するための教員組織を編制しているといえる。

### 6-3 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の募集・採用・昇格については、大学（院）設置基準の定めに準拠し、「大東文化学園職員任用規則」に基づいて、学部・大学院・法務研究科・大学附置研究所・国際交流センターの「教員選考基準」を大学規程に定め、本学の教員となることができる者の要件、教授・准教授・講師等の資格を明文化し、それに基づいて適切に行っている。さらに、「大東文化大学専任教育職員就業規則」を制定し（2016 年 1 月）、専任教員の採用や昇格の手続きなどを明文化した。学部、法務研究科、大学附置研究所、国際交流センター等では、教員選考基準に準拠して独自に研究業績、教育業績等の審査対象業績を内規に定め、内規に則って募集・採用・昇格が行われている。また、教職課程センターは、教育職員免許法

施行規則の条件を満足し、教職課程認可で認定されるような業績のある教員を、原則公募により採用している。採用等の基準及び手続を設定した教職課程センター人事内規を定めている。

採用人事計画（教員数、専門領域等）は、学部教授会、大学附置研究所等の管理委員会で審議し、学部長会議、大学評議会等を経て、学園理事会で正式決定される。採用・昇格についても、教員選考基準、内規に則って選考・審査を行い、専任教員以外は常務審議会、専任教員は理事会で正式決定される。

学部にも所属する全学共通科目等担当教員の採用人事は、東松山キャンパス運営委員会と所属先の教授会で事前協議を行い、人事計画を策定する。

また、期間の定めのある特任教員、客員教員、助教、非常勤講師については、全学的な基準として特任教員就業規則、客員教員任用基準、助教規程、非常勤講師就業規則を制定し、それに基づいて任用が行われている。

教員の募集・採用・昇格を審議する学部教授会は、教授会構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、人事に関する提案は出席者の3分の2以上の同意をもって承認される。

大学院研究科の専任教員は学部にも所属するため、任用は各所属学部にも人事権があるが、各研究科の担当資格の判定については、担当科目の専門の研究業績や教育歴、指導力について審査手続きを資格審査委員会で審議後、研究科委員会において審議、決定している。

以上のように、教員の募集・採用・昇格は、明文化した規程と手続きに基づいて公正に行われ、適切と判断できる。

6-4 ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

評価の視点1：教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげるための組織的な取り組み
評価の視点2：教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るための取り組み
評価の視点3：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の活性化を図る取り組みとしての業績評価の位置づけとその実施および結果の活用

全学FD委員会において授業方法等の改善を目的とした研修会を教員対象に実施している。また、新任教員研修会として、専任教員（特任教員、助教を含む）と非常勤講師の別にハンドブックを作成し、専任教員にはそれに基づいた説明会を開催している（基礎要件確認シート15）。但し、教員の社会貢献、管理業務等に関する資質向上を図るための研修会等は、大学全体の取り組みとして組織的・恒常的には実施していないが、まず、個々に行われている社会貢献に対する実態の把握とともに、諸活動への組織的取り組みに向けた教員の意識や可能性を探るため、早急のアンケート調査実施とデータ分析が計画されている。

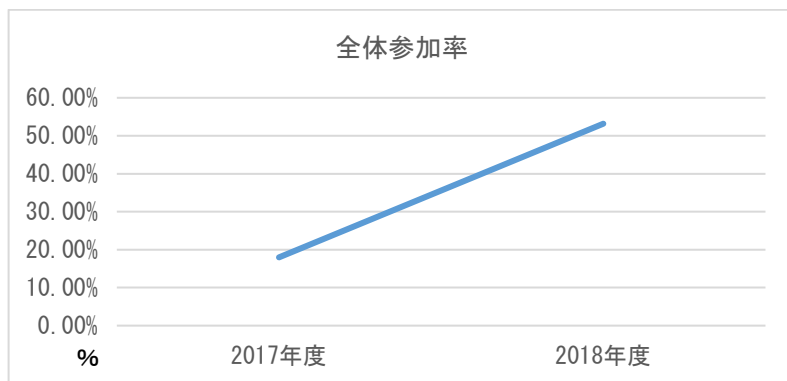
また、各学部・研究科ごとにFD委員会を設置し、学位課程に応じた授業方法の改善のFD活動を実施している（基礎要件確認シート15）。法学研究科、外国語学研究科、経営学研究科は2016年度認証評価で研究科の教育内容に応じた独自のFD活動が実施されていないことを指摘されたため、それぞれの研究科FD委員会で研修会を開催し改善されている。

今年度実施した教員アンケートによると、専任は73.4%、非常勤は16%の教員がFD活動（研修会、講習会）に参加している。このうち、学外のFD研修会、講習会に専任は12.1%、非常勤は24.7%の教員

が参加している。

全学FD委員会主催および学部別FDへの参加率の推移は、以下の通りである(図6-4-1)。

図6-4-1 FD活動への教員の参加率の推移



FD活動については、大学全体の取り組みに伴い、教員の関心と意識は向上してきており、学外でのFD活動に対する関心の高まりも見せている。これらの活動により、より総合的で、効果的な取り組みを図る機会が提供されてきたと言えるが全てを義務化することには消極的である。

教職員の教育研究活動を奨励することを目的として、教職員の優れた研究教育活動に対し表彰を行う「学校法人大東文化学園職員研究教育活動顕彰規程(梧桐賞)」が制定された(2018年7月)。また、教員の教育活動、研究活動、社会活動等に関して、文学部、アジア地域研究科、法務研究科では、定期的に評価を行い、その評価結果を活用している。

2018年度外部評価委員会の改善提言として指摘されているように、大学全体として統一的に教員の業績評価を位置づけてはいないが、教員の資質の向上という観点から、教員個人ないし大学全体の活動の活性化を図るため、教育研究活動、社会貢献活動、大学運営への貢献度などについて、評価制度を検討していく必要がある今後の課題である。なお、今年度実施した教職員アンケートの設問に設定しており結果は以下の通り半数以上の専任教員から、評価制度は大学全体の活動の活性化につながるという回答を得ている(表6-4-1)。

表6-4-1

NO	設問	回答	専任教員	回答数に対する比率
21	<基準6教員・教員組織>教員自らが教育研究等の活動状況を点検・評価し、その結果を部局が取り纏め、全体の活動状況を把握することが重要であるとされ、大学基準協会では「大学は、教育活動、研究活動、社会活動等に関する教員の業績を評価し、それらの活動の活性化を図らなければならない(「大学基準」より)。」と定めています。今後、教育研究活動、社会貢献活動、大学運営への貢献度などの評価を大学として制度化した場合、教員個人ないし、大学全体の活動の活性化につながるとあなたが思うものにチェックしてください。(複数可)	①自己評価することにより、自らの活動を振り返り意識改革ができる	140	60.1%
		②評価結果を部局の将来構想の検討や諸施策等に活用することで、活性化につながる	65	27.9%
		③評価結果を教員の教育研究活動への支援等の諸施策に活用することで、活性化につながる	75	32.2%
		④教育研究活動の点検・評価結果により改善等に取り組むことで、高等教育機関としての本学の教育研究の質を担保できる	86	36.9%
		⑤教育研究活動、社会貢献活動、大学運営への貢献度などの評価基準を決め制度化することによって、教員の能力、実績について客観的かつ公平に評価することができる	55	23.6%
		⑥その他	16	6.9%

教員の資質向上及び、教員組織の改善向上につながる取り組みを各部局単位で実施している。

文学部、外国語学部、経営学部、環境創造学部、社会学部、アジア地域研究科、スポーツ・健康科学研究科では、教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るための取り組みを実施して

いる。例えば、スポーツ・健康科学部では、「市民の健康・スポーツ課題に対する大学のあり方」をテーマにグローバルシポジウムを開催（2019年6月）した。これは当該学部のみならず、近隣大学との合同FDでもあり、本学の全学FD研修会として実施されている。意識の高まりは見られるが、授業改善以外の活動に関する取り組みを実施していない学部・研究科等もある。

教職員アンケートでは、資質向上に関する設問も設けており、結果は表6-4-2の通りである。

表 6-4-2

NO	設問	回答	専任教員	回答数に対する比率	非常勤講師	回答数に対する比率	専任事務職員	回答数に対する比率
24	<基準6教員・教員組織>教員の資質向上のためにはどうしたらよいと思いますか。該当するものにチェックしてください。（複数選択可）	①FD・SDへの参加を義務付ける。	62	26.6%	6	7.4%	43	54.4%
		②採用・昇格の評価に、教育活動、社会貢献活動等を含める。	89	38.2%	29	35.8%	45	57.0%
		③国内研修・海外研修の機会を増やす。	119	51.1%	27	33.3%	21	26.6%
		④他の教員の授業を参観する機会を設ける。	61	26.2%	28	34.6%	47	59.5%
		⑤学生の授業評価アンケート結果を学内公表する。	30	12.9%	15	18.5%	40	50.6%
		⑥その他	23	9.9%	17	21.0%	15	19.0%

また、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の活性化を図る取り組みとして業績評価の実施および結果の活用について、全学として指針はない。教員の研究活動については、全学的な研究支援と外部資金獲得に関する支援を行う部署として研究推進室が設置され(2019年4月)研究活動の向上を目指している。教員の資質向上に関しては多面的なFDを実施し、参加を積極的に奨励し、効果を図る。また、業績評価に関しては、具体的な計画の立案に向け、早急に検討を開始することとする。

以上、業績評価という点では必ずしも十分ではないが、それ以外のFD活動は、適切に実施されており、項目全体としては、おおむね適切に行われていると評価できる。

6-5 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上へ向けた取り組み

教員組織の適切性については、学部・研究科、所属専任教員を有する部局（大学附置研究所、国際交流センター、教職課程センター）において、大学基礎データ、規程類に基づき毎年度点検・評価を実施できていない8部局(法学部、国際関係学部、経営学部、スポーツ・健康科学研究科、法務研究科、国際交流センター、東洋研究所、書道研究所)がある。また、教員採用人事や昇格人事の際に、各学部の教務委員会等で適切性の検証を行い、研究科担当教員の配置については、研究科の専攻協議会等で適切性を検証している。

法学研究科法律学専攻博士課程後期課程は、2016年度認証評価結果で指摘された大学院設置基準上不足していた研究指導補助教員1名を補充した。また、DAITO VISION 2023に掲げた「全学調整システムの構築」について、教員人事を全学的な立場から計画し、中長期的な視点で採用計画を進めるための機関として、2016年に全学人事委員会を設置した。全学人事委員会は、「中長期財政計画策定プロジェクト報告書」（2015年度）の施策方針3全学的な教員定数の見直しに沿って、向こう10年の教員定数についてシミュレーションを行い、基本的に大学設置基準数を学内定数とすることとした。

教員組織の適切性については、基本データや規程などに基づく点検評価を行っていない上記の8部局があり(表6-5-1)、内部質保証推進委員会のもと、企画調整委員会から適切な根拠資料を示す必要がある。



また、法学部、スポーツ・健康科学部、文学研究科、国際交流センターに対して、2018年度の点検・評価に際して出された改善勧告を受けて、この時目標シート B 票に示された改善取り組み計画の進捗状況が示されていないことについても、内部質保証推進委員会からの助言が必要である。

以上、点検評価が十分に行われていない部局が存在する点、改善勧告に対する応答が不十分な点が指摘され、さらなる努力が求められる。

表 6-5-1

評価の視点	全学人事委員会	FD委員会	文	経	外	法	国	経営	環境	ス健	社	文研	経研	法研	外研	ア研	経営研	ス健研	法務研	国際交流センター 7/1	教職課程センター 7/1	東洋研究所	書道研究所
各点検・評価項目に示してある必須根拠資料や客観的な点検・評価を行うための適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を行っている。(DH)	はい	はい	はい	はい	はい	いいえ	いいえ	いいえ	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	いいえ	いいえ	いいえ	はい	いいえ	いいえ

## 2. 長所・特色

大学として求める教員像・教育組織の編制方針については、大学の理念・目的に基づき明確に定められ、本学の自己点検・評価報告書に記載され公表されていることは積極的に評価できる。本学の自己点検・評価は、毎年度実施されており、大学として求める教員像・教育組織の編制方針についてもその重要項目として、毎年度、見直されており、自己点検・評価の結果に基づき、今年度において半数程度の学部・研究科においてその方針の変更が実施されることとされているなど、その見直しは実効が上がるものとして機能していることも高く評価できる。

教員の募集、採用、承認等については、実体面、手続面の両面において、大学設置基準、大学院設置基準、本学の規程及び各学部等の内規に従い、的確に行われている。

全学 FD 委員会及び各学部・研究科の FD 委員会が設けられ、また、全学 FD 研修会も適切に実施され、各学部での取り組みが全学で共有されており、実質的な活動が行われ機能している。

内部質保証推進委員会の主導で、全学的に教員組織の適切性について、定期的に点検・評価を行う体制が整備されている。

## 3. 改善すべき事項

「求める教員像・教育組織の編制方針」については、国際交流センター、大学附置研究所（東洋研究所、書道研究所）及び教職課程センターにおいては組織ごとの方針は定められていない。これらの組織においても組織ごとに、求める教員像・教育組織の編制方針定められ、実施されることが必要である。

教員組織に特段の問題はないが、専兼比率、ST 比率等についての具体的な目標値が定められておらず、年齢構成、国際性（外国人教員）、男女比率についても基準となる数値も定められていない。これらについて具体的な目標を定めることが必要である。

教員評価への取り組みは必ずしも十分ではなく、大学としての統一的な評価制度を整備していく必要がある。

定期的な点検・評価を行う体制は整備されているが、適切な根拠資料に基づく点検評価を実施していな

い部局が8部局ある。内部質保証推進委員会の助言、指導のもとに早急に点検評価を実施し、改善を図ることが必要である。

#### 4. 全体のまとめ

教員・教員組織については、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像・教育組織の編制方針を明示しており、適切に教員組織を編成している。教員の募集・採用・昇格については、各就業規則および教員選考基準等において基準や手続きを明確にしている。FD活動については、全学FD研修会も適切に実施され、各学部での取り組みが全学で共有されている。教員組織の適切性については、教員採用人事や昇格人事の際に、各部局において適切性を検証している。このように、教員・教員組織はおおむね的確に実施されており、特段の問題は生じていない。しかし、3改善すべき事項で示すように、組織編制方針を具体的に定めていない部局、定期の点検・評価がまだ実施されていない部局が存在するなどの個別の部局に特有の問題点が指摘されるほか、大学全体としての問題点として、教員組織の重要事項、例えば専兼比率やST比等の目標値、年齢構成、国際性（外国人教員）、男女比率等についての具体的指標が定められていないこと、及び全学統一の教員評価の具体的制度が整備されていないことなどが指摘される。

教員組織の重要事項についての具体的指標については早急に定め、それに向けた取り組みが開始されることとする。全学的な教員評価制度については目標年度を定め、その整備に向けた具体的な検討を進めていく。これらの改善に取り組むことが、教員、教員組織の充実に不可欠である。

## 第7章 学生支援

### 1. 現状説明

7-1 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的や多様な入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

学生支援に関する方針は以下の通りである。

#### 学生支援に関する方針

##### 1. 修学支援

- (1) 学生の能力に応じた補習教育、補充教育を充実させる。
- (2) 学生の自主的な学習を支援するため、積極的に TA 制度等を活用する
- (3) 障がいのある学生、留学生など多様な学生に対する修学支援を充実させる。
- (4) 留年者、休学・退学希望者については、適切に状況を把握し、支援、指導を強化する。
- (5) 各種奨学金制度を充実させ、より多くの学生が継続して教育を受けられる機会を提供する。
- (6) 日本語教育に関する支援体制を整備する。
- (7) 学生の教職免許の取得、各種資格の取得に向けて幅広く支援を行う。
- (8) 臨床検査技師、看護師資格などの国家資格等の取得に関する支援を行う。

##### 2. 生活支援

- (1) 学生が心身両面で健全な生活が送れるよう、関連部署と連携し、カウンセリング等学生の相談体制の充実を図る。
- (2) 学生のニーズに合わせて生活環境に配慮した支援を行う。
- (3) ハラスメント防止のため、啓発活動を継続的に実施する。
- (4) ハラスメント問題に対応するため相談員を配置し、学生相談室との連携を図り、その機能を強化する。
- (5) 「課外活動への助成」「学生主催事業への助成」「給付奨学金」「医療等見舞金・死亡弔慰金支給」等の学生支援を充実させるため、青桐会、同窓会、安全互助会との連携を強化する。

##### 3. 進路支援

- (1) 本学学生の強みを生かし、充実した職業人生を歩むためのキャリア支援を行う。
- (2) 学生一人ひとりのキャリア形成支援のため、体系的なキャリア教育を実施する。
- (3) 就職環境・就労環境の変化に応じた支援プログラムを充実させる。
- (4) 学生の多様性に応じた支援体制を整備する。
- (5) 卒業後も就職活動を継続する学生を支援する。また、中途退学時における支援も行う。

##### 4. 課外活動への支援

- (1) 課外活動に積極的に取り組む学生自治組織を支援する。

(2) スポーツの振興のため、スポーツ活動を行う諸団体の支援体制を強化するとともに、全学的なスポーツ支援を推進する。

(3) 文化活動の振興のため、文化活動を行う諸団体の全学的な支援体制を強化する。

(4) 災害を含めた学生の各種ボランティア活動を積極的に支援する。

## 5. 学生支援の適切性についての定期的な検証

(1) 学生支援の適切性については、学生支援センター運営委員会等にて定期的に点検・評価を実施する。

### <障がい学生支援の基本方針>

大東文化大学は、教育の理念として「アジアから世界へ ー多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造ー」を掲げています。「共生」は、異なる民族や文化のあいだのことだけでなく、さまざまな個性を持った人間同士の共生も含みます。この理念を学生生活全体のなかで実現することを基本方針としています。

障がいのある学生もダイバーシティ（多様性）を大切にする教育や大学運営の重要な一員です。

また、DAITO VISION 2023 では、「自主・参加・共同による学生生活を支援する」ことを目標に掲げ、「障がいなど様々なニーズを持つ学生を支援する」としています。

これらに基づき、本学は障がいのある学生一人ひとりの個性を尊重し、その多様なニーズに適切に応えることを通して、障がいのある学生が、障がいのない学生と共生しつつ、同等の教育を受けることができるようサポートし、自立して学生生活に参加できるよう支援していきます。

障がい学生支援室・学生相談室をはじめとする学生支援センターは、全学の教職員、そしてボランティア学生と協力して障がいのある学生をサポートしていきます。ボランティア活動は学生にとって自らが学ぶ機会となっており、ひきつづきこの活動を推進していきます。

障がい学生支援室・学生相談室は、学内外の関連諸機関との連携を強め、障がいのある学生への支援をより質の高いものにしていくことを目指します。

学生支援の方針は、大学HPに公表していると同時に、PDFファイルをDBポータル等に掲載し、大学構成員（教職員・学生）と認識を共有している。以上から、方針の明示は適切であると判断する。

7-2 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：方針に沿った学生支援体制の適切な整備と、方針に沿った支援の実施

評価の視点2：正課外での入学前教育、学生の能力に応じた補習教育、補充教育や、学生の自主的な学習を促進するための支援の実施

評価の視点3：障害のある学生や、留学生等の多様な学生に対する修学支援の実施

評価の視点4：成績不振の学生の状況把握と指導および、留年者、休学者、退学希望者の状況把握と対応

評価の視点5：奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点6：学生の相談に応じる体制の整備と、学生の心身の健康、保健衛生および安全への配慮、ハラスメント防止のための体制の整備
評価の視点7：進路選択に関わる支援や、ガイダンス等の行事の実施、社会的、職業的自立に向けたキャリア教育の実施
評価の視点8：部活動、ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援
評価の視点9：卒業生、同窓会・青桐会（父母と保護者の会）とのネットワークの構築、学生支援（修学、生活、進路）を行う各組織間の連携

学生支援の方針に基づき、全学的な体制としては、学生の生活支援、福利厚生増進、学生相談、障がい学生の支援、課外活動支援、診療所・保健室の運営等を行う学生支援センター、進路支援を行うキャリアセンター、スポーツ活動を支援するスポーツ振興センター、外国人留学生の海外留学をサポートする国際交流センターを設置している。その他、教職課程センターでは、教職課程を履修する学生への修学支援、進路支援等を行っている。同窓会や青桐会、また各組織とは適宜打合せを行い学生の要望に応えるべく対応している。

#### 《修学支援》

##### (1) オフィスアワー等による授業外での修学支援

全学的な修学方針を「修学相談の仕組みの整備、各組織の連携、教職員一体となった支援」と定めていることを踏まえ、全学部でオフィスアワーを整備し、シラバス等を通じて学生に周知していると同時に、大学HP上から入るDBポータルで各教員のオフィスアワー時間帯が分かるようになっている。また、図書館ラーニング・コモンズ内に「学習支援コーナー」を設けており、教員やTAが連携して支援を行っている。開設日程と担当者及びサポート内容は、図書館HP上で確認できる。2018年度の実施回数と利用人数は、板橋図書館151回・延べ39人、東松山図書館105回・延べ123人であった。

なお、今年度5月に実施した教職員アンケートによると、表7-2-1のように授業外での学生からの質問には、オフィスアワーの他、授業後の教室やメールで対応している教員が多い。

表7-2-1

NO	設問	回答	専任教員		非常勤講師	
			回答数	比率	回答数	比率
27	<基準7学生支援>授業時間外で、授業に関する学生からの質問にどのように対応していますか。当てはまるものにチェックしてください。（複数選択可）	①メール	167	71.7%	40	49.4%
		②マナバ	24	10.3%	9	11.1%
		③SNS（ライン、ツイッター等）	48	20.6%	3	3.7%
		④教員個人HP	5	2.1%	0	0.0%
		⑤教員控室、研究室での対応（オフィスアワー含む）	192	82.4%	34	42.0%
		⑥授業の後に教室で対応	200	85.8%	71	87.7%
		⑦その他	10	4.3%	6	7.4%

また、学生生活調査では、教員とのコミュニケーションについて、表7-2-2のような結果となっている。

表7-2-2

Ⅱ-40 教員とコミュニケーションは取っていますか					
	2年生	3年生	4年生	合計	割合(%)
積極的に取っている	201	168	160	529	8.2
ある程度取っている	929	829	747	2,505	39.0
あまり取っていない	1,019	935	602	2,556	39.8
まったく取っていない	299	300	235	834	13.0
合計	2,448	2,232	1,744	6,424	100.0

II-42 Q40で③・④を選択した方は、その主な理由は何ですか					
	2年生	3年生	4年生	合計	割合(%)
近寄りやすい	339	305	143	787	23.0
研究室に入りにくい	30	43	24	97	2.8
常に忙しそう	89	71	67	227	6.6
すぐに教室から出てしまう	85	92	60	237	6.9
教員側が取ろうとしない雰囲気	45	56	52	153	4.5
コミュニケーションが不得手	252	202	107	561	16.4
必要を感じない	430	388	353	1,171	34.2
その他	80	76	39	195	5.7
合計	1,350	1,233	845	3,428	100.0

以上の結果から、学生が教員とのコミュニケーションを取っていない理由は、学生自身がコミュニケーションを不得意としていることと教員に近寄りやすいという回答が多かった。

### (2) 正課外の補習教育・補充教育

正課外の補習教育、補充教育としては、2017年度には、学士課程で任意（推奨課題）ではあるが、全学的な入学前教育（外部業者による通信制講座）を導入した。実施結果報告会での結果を見ると、学力・学習力の把握の他、受講を通して興味・関心に意識の変化があったことが把握できた。また、今後の学生はもとより、退学者対策、入試対策に活用できることが期待される。なお、大学院文学研究科では、漢文の読解力をつけるため読書会を開催している。

また、正課外での補習教育、補充教育を充実させるために、文学部、外国語学部、国際関係学部、経営学部、環境創造学部、スポーツ・健康科学部は様々な取り組みをしている。具体的な例としては、スポーツ・健康科学部での教職課程センターと連携した教職科目担当教員中心の教員採用試験に向けた勉強会の実施や、数学・理科に関するリメディアル授業の実施、国家試験対応の補習教育の実施などがあげられる。さらに経営学部での税理士資格取得のための補習教育の実施などもあげられる。

学生の自主的な学習を促進するための支援としては、いくつかの学部でのTAによるサポートや課外セミナーの実施があげられる。例えば文学部ではオフィスアワー時の指導、自主ゼミなどの支援、TAの活用、外国語学部では語学検定試験の受験支援の実施、中国語の発音クリニック、社会学部ではPCラウンジでのPC機器利用サポートなどが行われている。その他経済学部、法学部、スポーツ・健康科学部でもこうした支援を実施している。

また、法学部政治学科では、正課外の学外教育プログラムとして2018年度は、アクティブ・ラーニングのプログラムを導入し、学外での学習やヒアリングなどを進める指導をおこなった。その現地研修先は登別、東北、今田辺、沖縄である。また、スポーツ・健康科学部健康科学科では、臨床検査技師国家試験対策特別講座を開講し、外部講師招聘による講習会も実施した。大学院法務研究科では、本研究科修士の弁護士（学習指導員）による論文指導を行っている。

### (3) 障がいのある学生・留学生・留学希望者への修学支援

障がいのある学生への修学支援は、学生支援センター障がい学生支援分室を中心に担当教員、学生ボランティア、学外支援団体の協力のもと教室間移動補助、情報保障（ノートテイク等）を行っている。

外国人留学生への修学支援としては、国際交流センターがスポーツ留学生に対して国際交流センター設置の集中日本語クラスを開放し、日本語支援を行っている。一方、交流学生（交換留学生）の日本語支援と多様な交流を目的にチューター制度を設けている。

また、国際理解教育のより一層の推進と外国語能力の向上を図ることを目的に、TOEFL®-ITP 試

験（年7回）及びTOEIC®公開団体（年5回）を提供し、かつ語学検定試験受験料助成も行っている。そして、より一層の海外留学促進と留学先大学の学部授業を受講できる英語力の養成を目的に、2019年4月には、留学（英語）副専攻制度を文学部、国際関係学部、スポーツ・健康科学部及び社会学部に導入した。導入初年度は4学部から40名が同副専攻制度に登録した。

#### （4）成績不振者・留年者・休学者・退学希望者への対応

学部では、開設1年目の社会学部を除いて全ての学部において成績不振学生の状況を把握し、面談等の対応を行っている。例えば、経済学部では、一定の単位数を取得できていない成績不振の学生を把握し、基礎演習および専門演習などの教員による面談を行っている。さらに1年次必修科目・再履修科目の担当者を中心に、出席不良者の早期把握と出席呼びかけを行っている。

大学院では、文学研究科、アジア地域研究科、経営学研究科、法務研究科においては学部と同様に面談等を行っている。例えば、経営学研究科では「経営学研究科論文指導体制要領」に基づき、学生の研究の進捗を研究科全体で把握し、指導している。

留年者、休学者については、全ての学部及び文学研究科、アジア地域研究科、経営学研究科、法務研究科で状況を把握しそれぞれ対応している。例えば、外国語学部では、教員による面談と保護者への連絡を行っている。また、スポーツ・健康科学部では、各学科協議会で情報を共有しながら対応しており、一定の効果をあげている。

退学希望者への対応としては、各学部で状況に応じた対応をとっている。例えば、法学部では学科主任や教務担当教員が面談を実施し、文学研究科では、指導教員または専攻主任が面談を行い、必要に応じて各専攻協議会にて情報共有のうえ対応している。

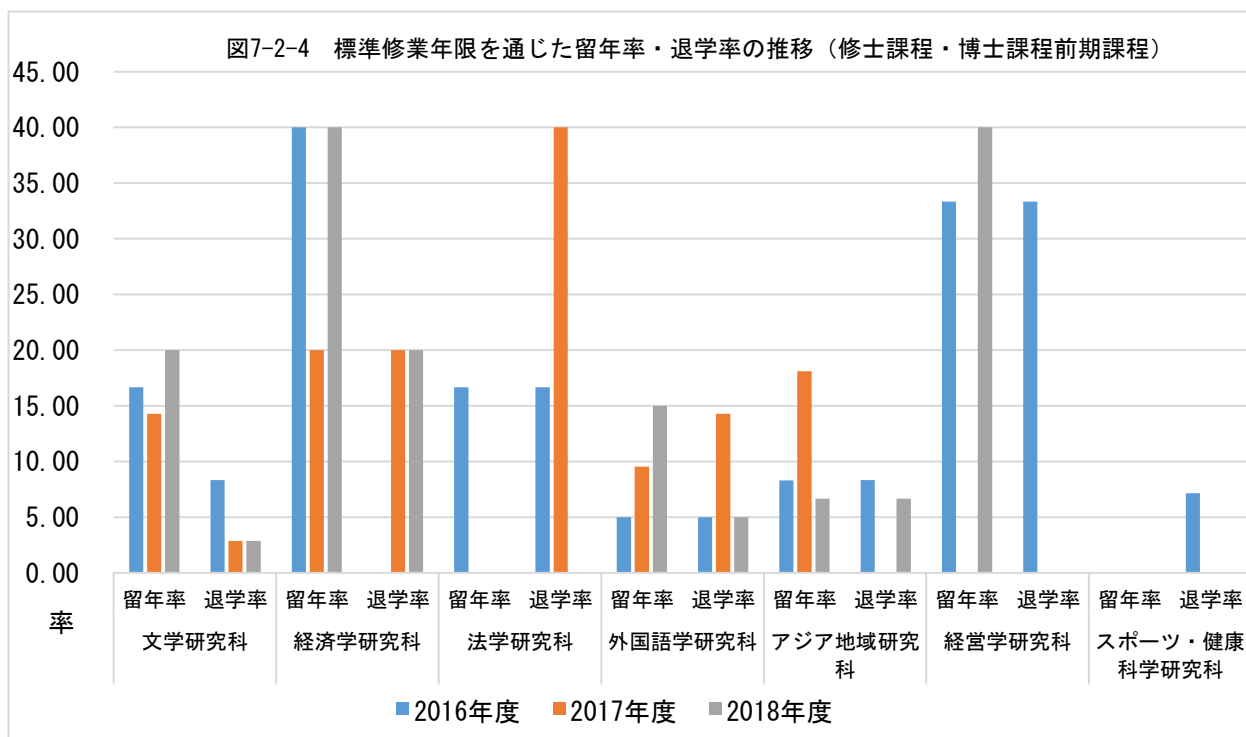
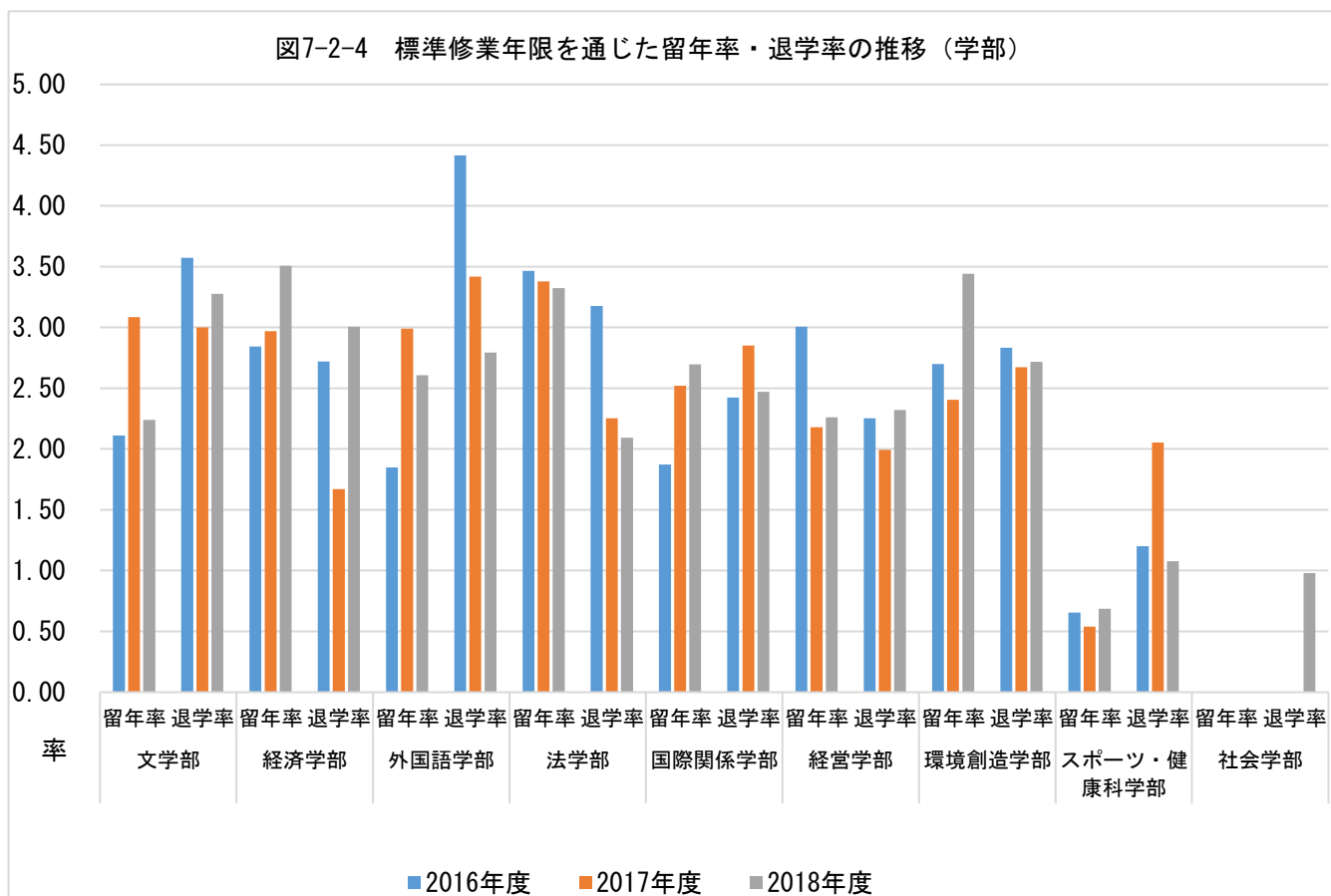
これらの対応により、再度就学を継続していこうとする学生や、退学の前に休学をして考えてみる学生も出ていて、昨年度よりも学部によっては退学者が減少した学科もあった。

学生支援センターでは毎年度全学の退学・除籍者について状況を把握し年度の分析を行っており、学部長会議を通じて各学部にフィードバックしている。

以下のグラフ(図7-2-4)に示される留年率・退学率の推移(2017年度・2018年度)を見ると、文学部、外国語学部、アジア地域研究科(博士課程前期課程)、経営学研究科(博士課程後期課程)の留年率が減少しており、その他の学部及び研究科では上がっていることがわかる。また、退学率を見ると、外国語学部、法学部、国際関係学部、スポーツ・健康科学部、外国語学研究科(博士課程前期課程)、アジア地域研究科(博士課程前期課程)で減少しており、文学部、経済学部、経営学部、法学研究科(博士課程前期課程)、文学研究科(博士課程後期課程)が上がっていることがわかる。

学部、研究科における入学後1年以内の退学率の推移は、図7-2-5の通りであり、学部生については5年前と比較し若干ではあるが徐々に増加している。大学院生については、2014年度から2017年度の4年間で0%となったが、2018年度は再び上昇している。

図7-2-4 学部、研究科における標準修業年限を通じた留年率・退学率の推移





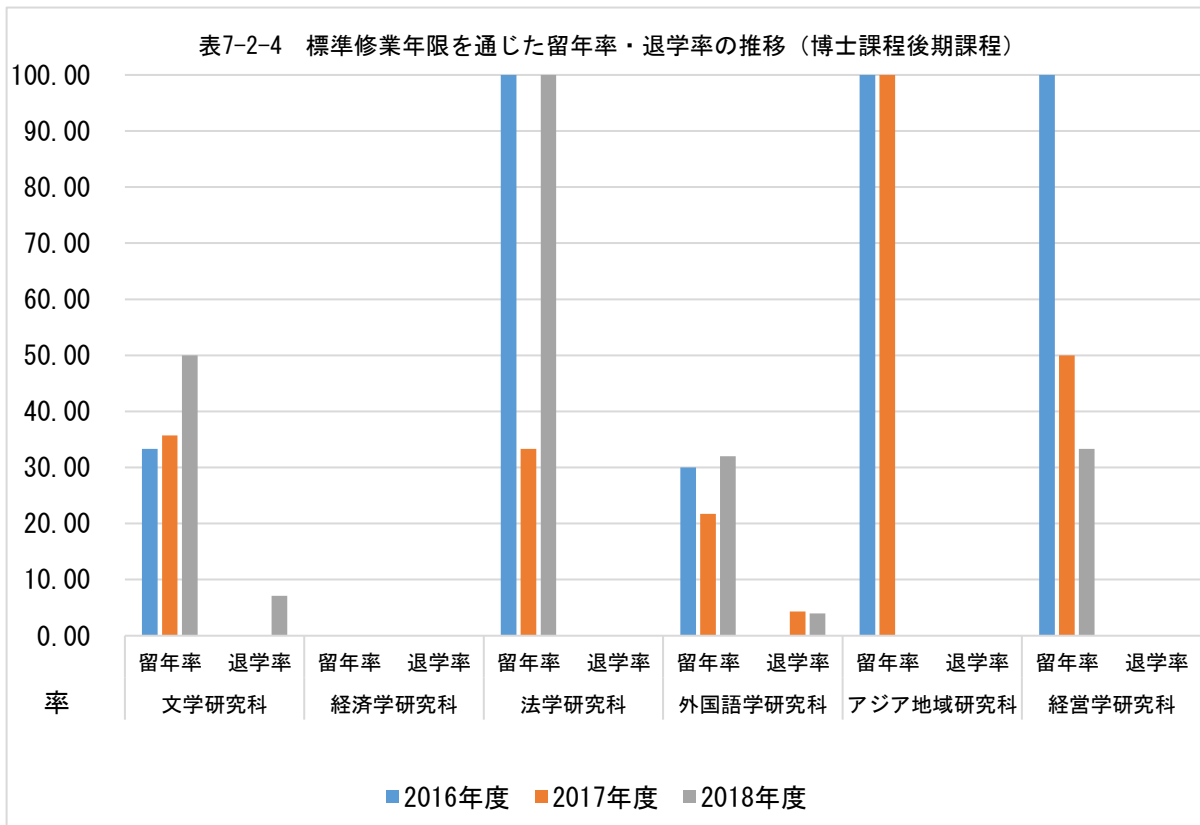
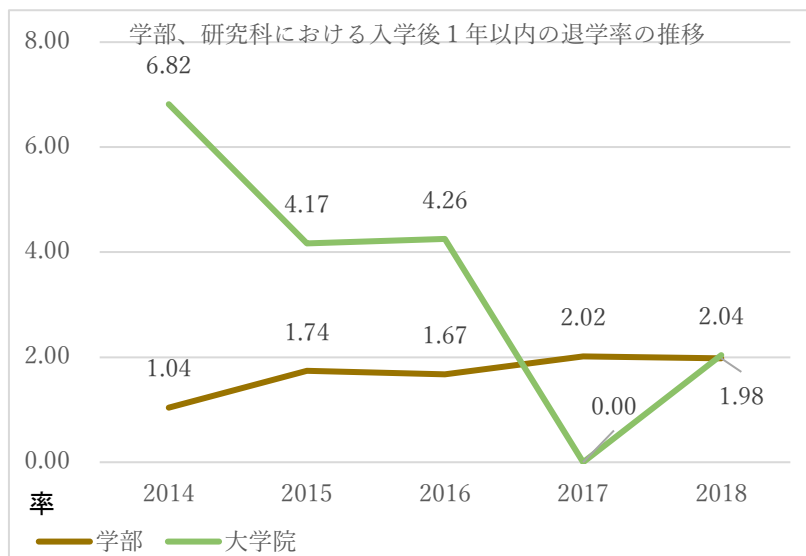


図 7-2-5 学部、研究科における入学後1年以内の退学率の推移



(5) 学内奨学金

学内奨学金の経済的支援としては、成績優秀者を対象とする給付奨学金、外国人留学生奨学金、入学前予約採用型奨学金（桐門の翼奨学金）等に加え、授業料減免や特別修学支援金、学生災害見舞金等がある（大学基礎データ表 7）。また、2019 年度入学生より、特定大規模災害等により進学が困難である者に対して、入学前に授業料等の減免措置を約束することにより、本学での就学を支援するために「被災地学生支援特別奨学金（希望の樹奨学金）」を制定した。

成績不振学生や留年者等へはほぼ全ての学部で支援を行っているが、研究科では実施していないとこ

るもある。修学支援に関して学部、研究科により対応が異なるなど今後の検討課題となりうるが、学士課程の退学率との関係でみた場合、2018年度は経済的な理由による退学者が多くなっており、各学部で面談実施など退学者対策に取り組んでいるが、退学の原因が複合的に関係し合い、対応が困難な状況が続いている。これらの分析は年度によって違いがあるが、各学部等関係部署が支援していることなど方針に基づいた全学的な修学支援は概ね適切であると判断する。

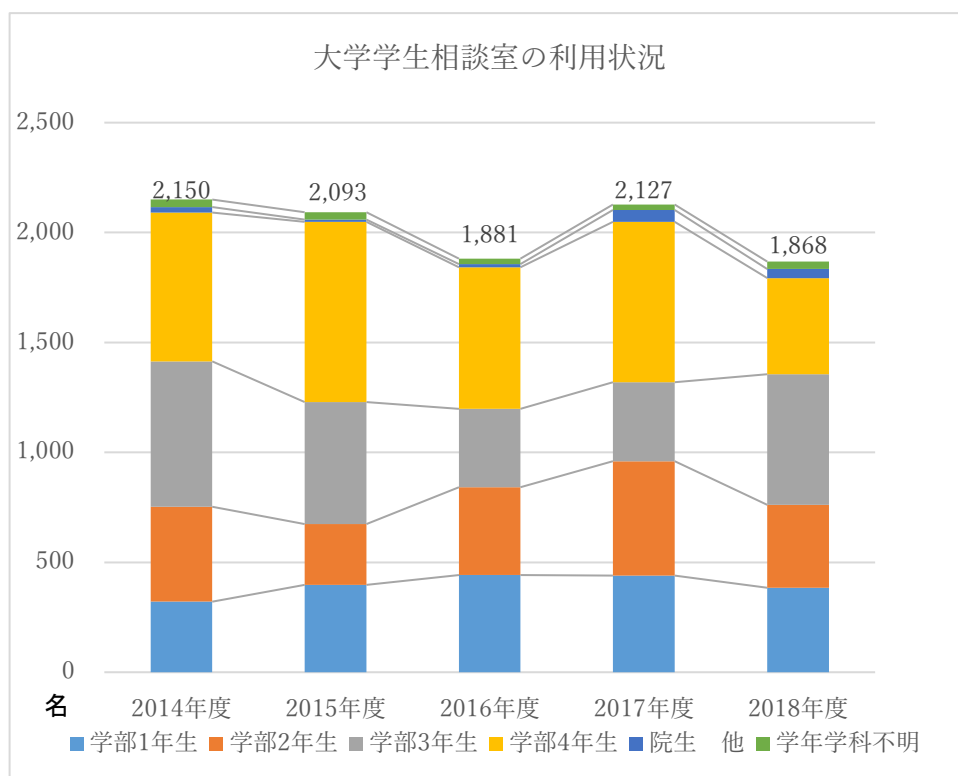
## 《生活支援》

### (1) 学生相談

学生生活への支援として、学内に学生相談室、診療所・保健室を設置し、学外には厚生施設（菅平セミナーハウス）、民間指定学生寮を運営している。また留学生と日本人学生が交流できる留学生との混住寮も4月にスタートした。

学生相談については、両キャンパスに学生相談室を置いてカウンセラー（臨床心理士）、精神科・心療内科の医師が相談を受け、また各学科の専任教員が相談に応じる仕組みを作っている。学生には年度当初のガイダンスを始め、各種のパンフレット、HP等を通じて利用案内を行っている。学生相談室の利用状況の推移は、図7-2-6の通りであり、5年前と比較し2018年度は減少している。

図7-2-6 学生相談室利用者数の推移



さらに、各学部・研究科でも学生や保護者、教員からの相談について窓口対応をしている。全ての学部で相談体制は整備されているが、研究科については、大学院事務室が院生・教員相互の相談窓口の中継の役割をしている（保護者からの相談はほとんど受けていない）。大学院事務室では、各研究科の専門担当者を配置し、担当する研究科の院生・教員と密に連絡を取り合っており、教務の内容は元より、学生支援に関わる内容についても教員と情報の共有を図っている。大学院事務室内でも「院生情報」、「院担当教員

情報」として、情報を共有し、担当者レベルでは密な、事務室全体としては担当者でなくとも、対応した時点ででき得る限りの対応をしていくことを事務室共通のモットーとしている。なお、外国人留学生からの相談については、国際交流センターと連携し、適切な対応に努めている。

## (2) 学生の心身の健康保持・増進等

学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮については、板橋キャンパスと東松山キャンパスに診療所・保健室を置き、医師と看護師を配置している。板橋キャンパスでは、2016年4月より精神科医を増員し、メンタル不調を訴える学生に対する支援体制の強化を図った。また、両キャンパスに非常勤看護師を配置し、学生の健康相談窓口を増やし、利用しやすい保健室づくりを目指した。

両キャンパスで実施する定期健康診断については、再検査あるいは面談の必要がある学生を呼び出し、精密検査等の受診勧奨や保健指導、既往・現病歴の内容と現状の確認および修学支援の要否の確認や健康診断時の問診票の結果から、メンタル不調の可能性がある学生に対し、健康の確認を行っている。2019年度の受診率は94.9%である。

なお、一次救命処置（BLS）講習会は、定期的に開催することができなかったが、板橋キャンパスでは6月の防災訓練前に有志に対して講習を行い、東松山キャンパスでは東松山学生支援課が主体となり一部の学生を対象に実施した。

## (3) ハラスメントへの対応

ハラスメントについては、ハラスメントに関する規則全般についての改正を2017年4月1日に行った。2本立てであった「セクシュアル・ハラスメントに関する指針（ガイドライン）」「学校法人大東文化学園アカデミック・ハラスメント防止に関する指針」をわかりやすくするため1本化した。また、規定されていなかった「パワー・ハラスメント」や「妊娠、出産、育児及び介護に関するハラスメント」等も盛り込み「学校法人大東文化学園ハラスメントに関する指針（ガイドライン）」を作成した。

さらに、防止委員会の機能強化のため「学校法人大東文化学園ハラスメント防止委員会規程」を改正し、委員会構成員を学園上層部等（事務局長、学務局長、校長推薦者、園長推薦者、学生支援センター事務室長、総務部長、ハラスメント問調委員長、学長推薦教員、理事長推薦事務職員）とし、委員構成を学園執行部等にすることで意思決定を速やかにできるようにし、研修なども実施しやすいようにした。「学校法人大東文化学園ハラスメント問題調整等委員会規程」では、活動しやすくするため「所管事項」を明確にし、相談に応じやすいよう委員会構成の男女比を定め、任期も半数ずつ改選するようにし委員会活動の継続性に注意を払った。他には、「学校法人大東文化学園ハラスメントに関する相談取扱要領」の制定も行い、ハラスメントの防止に努めるよう規則等を改正及び制定した。これら規定された事項の運用は、学生は学生支援センターが相談窓口となり、教職員は人事課が窓口となっている。

なお、2018年度は表7-2-7のようなハラスメント防止研修を実施した。

表7-2-7

	開催日	対象者	研修概要
1	2018年 8月25日	事務職員	ハラスメント防止全般について
2	2018年10月31日	問題調整等委員会・窓口 担当者（東松山）	相談員の役割、相談時のヒアリング注意 事項、ロールプレイング等
3	2018年 11月16日	問題調整等委員会・窓口 担当者（板橋）	相談員の役割、相談時のヒアリング注意 事項、ロールプレイング等
4	2019年 1月 7日	第一高等学校教諭・嘱託 講師	ハラスメントとは何か、生徒指導、教職 員との対応、ロールプレイング等

学生には、4月のガイダンスにおいて説明し、学生手帳にハラスメントをはじめ、学生生活での危機管理なども掲載し、どのような事でも相談できる体制をとっている。

以上により、学生生活に関する支援は、学生の相談に応じる体制を整備しており、心身の健康や安全への配慮等について適切であると判断する。

《進路支援》

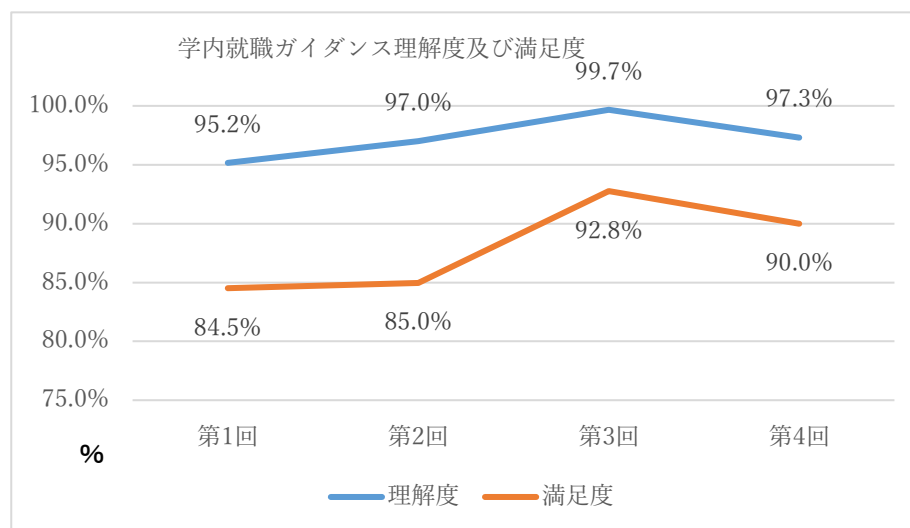
キャリアセンターでは、進路選択に関わる指導・ガイダンスを対象となる学年および目指す就職先を想定したうえで、きめ細かく行っている。その具体的な内容は以下のとおりである。

(1) キャリア形成および就職支援の関連行事

1) 「就職ガイダンス」(対象3年次生)

ここでは、就職活動に関するスケジュール、就職活動の心構え、筆記試験等対策、自己分析、業界・業種研究の方法、エントリーの仕方、エントリーシート・履歴書の書き方、面接対策などについての説明を行っている。各ガイダンスは、同じ内容を最大4日間行うとともに、欠席者向けのDVDガイダンスを開催するなど学生が出席できるように配慮している。2018年度のガイダンス参加者は、東松山キャンパスが860名、板橋キャンパス(3年生向け・年間5回のメインガイダンス)が3,744名であった。ガイダンスについては、毎回、学生の理解度および満足度についてのアンケートを取り(図7-2-8)、その結果を次回のガイダンスに反映することにより、質の向上に取り組んでいる。

図7-2-8 学内就職ガイダンス理解度及び満足度(2018年度)



また、近年盛んになっているインターンシップについては、エントリー方法や参加にあたってのマナー、選考に向けての対策についてのガイダンスを行うとともに、就職支援サイトと連携し、インターンシップ先の紹介を行っている。2018年度のインターンシップガイダンスの参加者数は、東松山キャンパスが285名、板橋キャンパスが621名である。

2018年度の新たな取り組みとしては、インターンシップを実施する企業を招へいし、学内でプログラム等の実施概要を説明してもらう合同説明会を6月と12月に開催した。参加人数は、表7-2-9のとおりである。

表 7-2-9

	6月	12月
参加人数	432名	189名

2) 学内就職セミナー（東松山・板橋共催）：

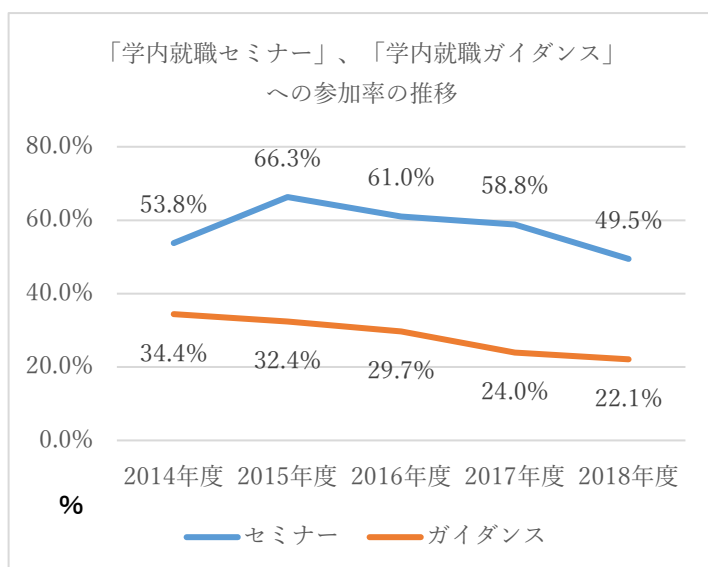
3月に約300社の企業や団体の人事担当者を招いて、学内企業説明会（3年次生対象）を実施している。4年次4月以降も、隔月1回のペースで、1回15社の規模で開催している。参加人数は、表7-2-10のとおりである。

表 7-2-10

2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
4,612	5,244	5,182	4,846	4,190

学内就職セミナー、学内就職ガイダンスの参加者数・参加率の推移は、図7-2-11の通り、2016年度をピークに減少傾向にある。この要因として、学生の就職環境がいわゆる「売り手市場」であるため、就職に対して、楽観視していることがある。また、インターンシップからの採用増など採用形態の多様化、民間の就職支援サービスの多様化などがある。この環境下において、学生への情宣や開催時期等の工夫を行うとともに、学生からアンケートを取り、満足度の高い内容とするべく、質の改善に取り組んでいる。

図 7-2-11 学内就職セミナー、学内就職ガイダンスへの参加者数・参加率の推移



### 3) 「面接トレーニング」(対象3年次生)

企業の人事担当者を招き、1グループ10名以内の少人数形式での模擬面接を実施している。終了後は、人事担当者と学生の情報交換会も開催している。参加人数は、表7-2-12のとおりである。(事前申し込みによる定員制)

表7-2-12

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
板橋	171	165	180	130	181
東松山	98	91	102	80	78

### 4) その他のセミナー

年間を通じ、業界・職種研究セミナー、筆記試験対策、Uターン就職ガイダンスなどを開催し、学生の就職活動を支援している。Uターン就職支援に関しては、地方への就職を促進するため、2019年7月時点で、10県(愛媛・新潟・長野・栃木・秋田・山形・福岡・福島・茨城・千葉)とUIターン就職促進に関する協定を締結し、情報提供・イベントの参加・就職活動に関する県からの交通費補助等の事業を行っている。

### 5) 大東café(学内OB・OG訪問会)

学生の職業観養成を目的として、本学卒業生と座談会方式で「しごと」について情報交換ができる機会「大東café(学内OB・OG訪問会)」を開催している。

参加人数は、表7-2-13のとおりである。(事前申し込みによる定員制)

表7-2-13

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
板橋	未実施	106	136	142	173
東松山	未実施	未実施	未実施	未実施	54

### 6) 公務員志望者

公務員志望者に対しては、種類や試験内容についての理解を深める入門・基礎ガイダンスから試験に向けての対策講座・模擬試験を実施している。また、保育士を目指す者の支援として、公務員保育士向けの対策講座、全員面談等を行っている。2017年度より、公務員講座の講師を、公務員志望者向けの専門相談員として配置し、指導内容の一貫性を図っている。

## (2) キャリアアドバイザーによる個別相談

一般企業・教職・公務員など各業種の勤務経験をもち、かつキャリア相談に関する専門資格を有する「キャリアアドバイザー」が中心となり、またキャリアセンターの事務職員により、学生の所属する校舎ごとに個別相談を行っている。相談事項については、個人情報の扱いに配慮しつつ、相談履歴を残し、適切なアドバイスができる仕組みを整えている。2018年度の相談件数は、板橋が6,862件、東松山が2,651件であった(板橋キャンパス集計分は相談件数を、東松山キャンパス集計分は相談履歴件数をもとに集計)。

### (3) 外国人留学生、障がいのある学生の支援

外国人留学生への支援としては、就職活動の基礎および履歴書の書き方などに関するガイダンスを実施している（2018年度参加者数：板橋19名、東松山0名）。また、3年生に対する全員個別相談を行った。外部機関との連携については、東京労働局東京外国人雇用サービスセンター、公益財団法人埼玉県国際交流協会グローバル人材育成センター埼玉などを行っている。

障がいのある学生の支援については、個別相談を中心に学生への就職支援を専門とする企業と連携し、就職先の斡旋を行っている。

コミュニケーションが苦手な学生や発達障害の疑いのある学生に対しては、本人および保護者からの希望があった場合、専門の就労支援機関の紹介を行った。また、専門の支援機関と連携し、学内で相談できる体制を整えている。

### (4) 卒業後の支援

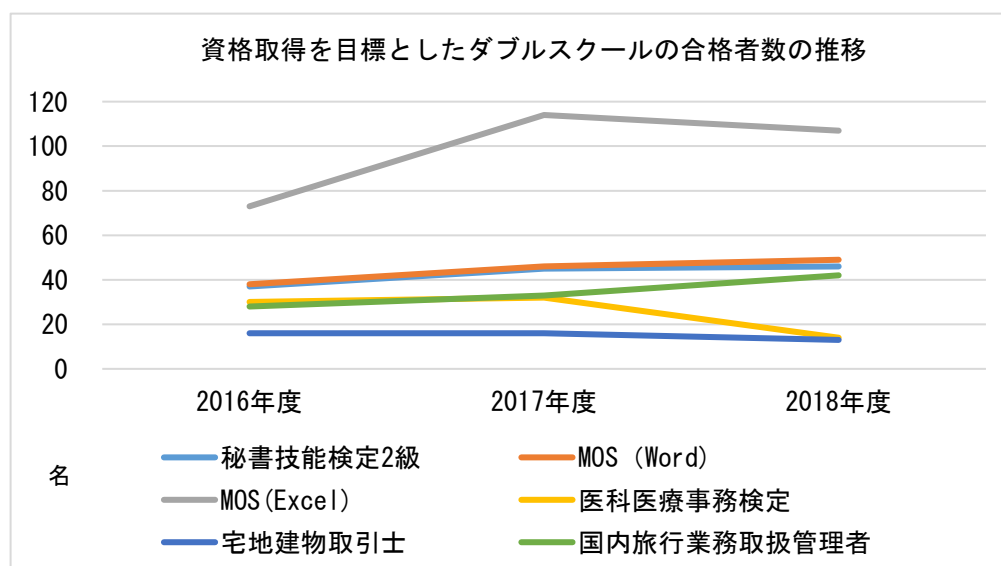
卒業生から相談があった場合は、個別相談および企業からの既卒者を対象とした求人の紹介ならびに本学在学学生向けの求人情報検索システム（インターネット）の開放を行っている。また、ハローワークと連携し、同様の支援を行っている。

### (5) 資格取得講座の開設

ダブルスクール講座として、MOS受験対策、宅地建物取引士対策、TOEIC対策など板橋校舎では18講座、東松山校舎でも19講座を開講している。これらについては、学外で同様の講座を受けるより安価で受講できるよう配慮している。2018年度の実受講者数は、板橋・東松山校舎合わせて1,249名であった。

ダブルスクール（資格取得）の合格者数の推移は、図7-2-14が示すように、講座によって上昇しているものと年により変化があるものがある。各講座の結果に対しては、合格率だけでなく、講座の運営状況や受講者の満足度も含め、講座講師との面談の振り返りの機会を設け、状況によっては講座講師の変更も行っている。

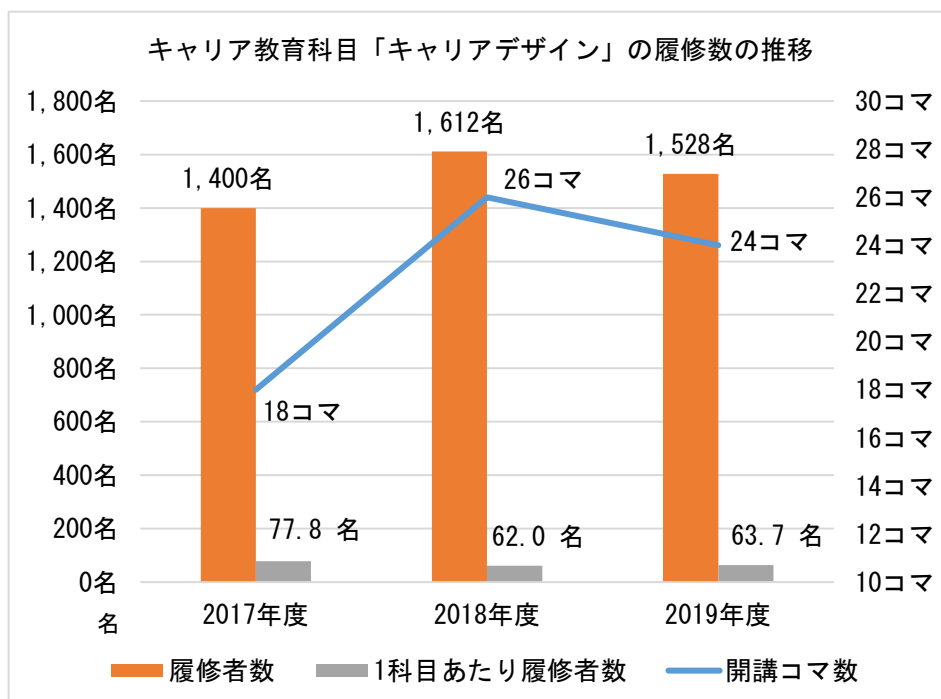
図7-2-14 ダブルスクール（資格取得）の合格者数の推移



## (6) キャリア教育

キャリア教育は、教員 5 名（専任 2 名※うち 1 名は、2019 年度国内研究員のため授業担当はなし、非常勤 3 名）とキャリアセンターが、その具体的な内容を立案し、実施している。2019 年 7 月現在、1、2 年生を主な対象としたキャリアデザイン A および 3 年生を主な対象としたキャリアデザイン B に、24 クラス、合計 1,528 名が受講している。1、2 年生では働き方の展開やマナー等、キャリアの基礎的教育を実施し、主に 3 年生向けに、2019 年度より就職を意識した内容のキャリアデザイン B を開講している。履修者数の推移は、図 7-2-15 のように、コマ数の増減と連動し、上下している。なお、1 コマあたりの履修者数については、授業内でグループワークを行う授業のみ、上限を設けている。

図 7-2-15 キャリア教育科目「キャリアデザイン」の履修者数



なお、学部、研究科においても、キャリア教育に関する科目の設置、キャリア・就職担当教員の配置、学科独自の就職支援行事の開催などキャリア支援体制を整備し、実施しているところもある。事例としては、社会の最前線で活躍する企業人を講師として招く授業「日本の企業社会 A・B」（経済学部）や企業からの課題をグループで解決策を考えていく授業「企業と雇用」（国際関係学部）などがある。

以上のように、就職ガイダンス、セミナー、個別相談、資格取得講座、キャリア科目の設置等を実施し、留学生、障がいのある学生に対する進路支援も行っており、就職決定率も上昇していることから(表 7-2-16)、進路選択に関する支援、自立に向けたキャリア教育は適切であると判断する。

表 7-2-16

学部における就職希望率・就職決定率				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
就職希望率 (%)	85.3	85.9	88.2	88.1
就職決定率 (%)	92.8	94.7	95.1	96.1



## 《教職課程センターの支援》

教職課程センターでは、教員免許の取得、各種資格の取得、さらに教職に関するより広くかつ深い理解の涵養に向けて幅広い支援を行っている。その具体的な内容は以下の通りである。

### (1) ガイダンス

各学年の年度当初に教職についてのガイダンスを実施している。3・4年次の当初には博物館実習のガイダンスを実施している。また、介護実習については実習直前にガイダンスを実施している。

### (2) 教職セミナー

専任教員・兼任教員・教職専門指導員が分担して「教職セミナー」という枠組みで以下のような支援を行っている。

#### 1) 講義・問題演習

年間を通して教職関連の重要資料の読み込みおよび、教職教養・一般教養・各専門教科の採用試験の過去問題の演習を行っている。また短期集中の形式で、重要トピックに関する講義も行っている。

#### 2) 個別指導

教員採用試験や進路等に関する対策として小論文作成の指導を個別に行っている。この他、幼稚園・保育園採用試験対策、保育士資格試験対策については、キャリアセンターとも協力して実習を含んだ個別指導を行っている。

#### 3) 面接トレーニング

教員採用試験の準備として個人面接（おおよそ100～150件）、集団面接（20数件）のトレーニングを行っている。また、採用試験二次対策の一環として、「場面指導」、「模擬授業」、「グループ討論」のトレーニング等も実施している。

#### 4) 学習合宿プログラム

東松山校舎にて、希望者を募り、学習合宿を年数回行っている。内容は面接トレーニング、教職関連資料の読み込み、論作文の指導などである。

#### 5) 教員採用試験に関する教育相談

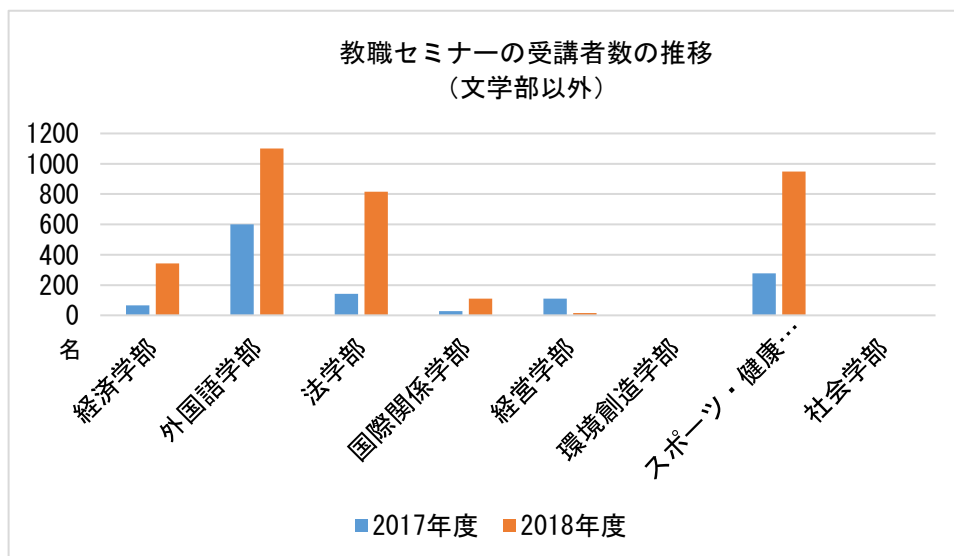
勉強方法のアドバイスや心構え等、個別の課題に対する援助を随時行っている。

#### 6) 個別相談

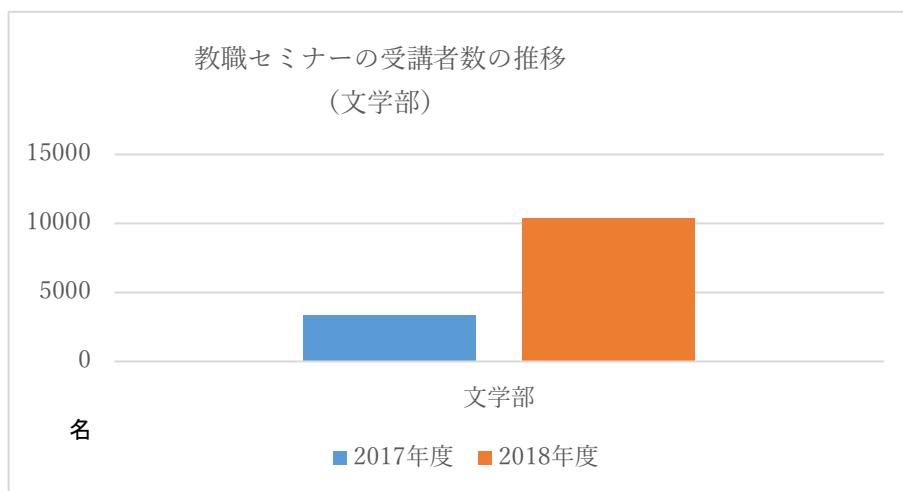
採用試験対策だけでなく、修学・進路・受験などに関して、学生が個別に相談できる体制を整えている。教職専門指導員、専任教員、兼任教員、事務職員がそれぞれの立場から対応し適切なアドバイスを与えるよう努めている。相談の履歴については個人情報の扱いに注意しつつ共有し適切なアドバイスができる仕組みを整えている。

教職セミナーの年間延べ受講者数は、2017年度に4567名だったのに比べて2018年度は13742名と約3倍の伸びを見せた。学部別の伸びの状況を図7-2-17に示した。文学部は、教育学科（幼小教育課程）をはじめ、教職志望者が多いため、別表とした。

図 7-2-17 教職セミナーの受講者数の推移



(別表)



### (3) 各種実習支援

教育実習に関しては事前指導・事後指導の体制を整え、つまづきのあった学生には個別相談対応をしている(上述)。教育実習の手引き「縁」を作成し、教育実習に必要な手続きや指導案例などを掲載している。介護体験に関しては事前指導の体制を整え、アクシデントを防ぐと同時に充実した学びの場になるよう支援している。博物館実習に関しても支援体制を整えている。

### (4) 教員採用試験説明会

各自治体の担当者を招き、当該自治体の教員採用試験の動向や求められる教員像などについての説明会を開催している。2018年度についてはさいたま市、埼玉県、長野県、川崎市の説明会を開催した。この他に年に2回程度、教職講演会(時事通信社等)を実施している。

### (5) 地域との連携による体験型学習

小・中学校を中心に、教育現場にボランティア派遣を行っている。一例として、板橋区では、教育事業

連携に基づき、高島第六小学校、西台中学校に学習支援ボランティアを派遣している。また、教育委員会と教育連携協定を結んでいる東京都板橋区・沖縄県名護市で、インターンシップ・プログラムを実施している（2020年度から「特別インターンシップ」として単位化予定である）。

（6）教員養成コロキウム

教職課程センター主催イベント「教員養成コロキウム」を実施している。この中で、教職課程受講生が、教員採用試験を受験した4年生や、現職教員（本学卒業生）と交流し、アドバイスを得られる機会を作っている。加えて教職を目指す学生の教養を深める教養イベントも実施している。一例として、2018年6月には講演会「語り継ぐ戦争体験～教育の立場から考える人権と平和」を開催した。また、2018年11月には外国人研究者を招いて「イギリスの教育」に関するラウンドテーブルを実施した。

教職課程センターが発足した2016年度から2018年度の公立学校の教員採用試験の合格者数推移を表7-2-18に示す。1次合格率、2次合格率ともに2018年度が過去最高であった。

表7-2-18 公立高校教員採用試験合格者数・合格率の推移

採用試験受験者数	1次合格者数	1次合格率率 (1次合/受験者数)	2次合格者数	2次合格率率 (2次合/1次合)	2次合格率率 (2次合/受験者数)
2012		54	26	48%	
2013		70	41	59%	
2014		77	34	44%	
2015		65	38	58%	
2016	214	83	46	55%	21%
2017	209	80	40	50%	19%
2018	186	85	45	53%	24%

またこの本学の合格率が他大学と比べてどうなのかを検討する資料として、本学の受験者と当該都道府県受験者全体の合格率を比較した。本学の受験者が多い9都道府県に絞った2018年度データを表7-2-19にまとめた。表に示す9都道府県を合計すると2次合格率は本学が26%、当該都道府県全体で29%と本学がやや下回っている。しかし本学の受験者が最も多い3都道府県に限るといずれも本学が上回っている。それ以外の都道府県には国立の教員養成学部が設置されており、当該県の教員採用に特化した教育を行っている。そのなかで本学のこの実績は評価されてよい。

表7-2-19 公立学校教員採用試験の合格率：本学受験者と当該県受験者全体の比較

【本学の受験者が多い9都道府県に絞った2018年度データに基づいて】

	大東文化大学				当該都道府県全体			
	受験数	一次合格数	二次合格数	一次合格率 二次合格率	受験数	一次合格数	二次合格数	一次合格率 二次合格率
埼玉県	68	32	16	0.47 0.24	7061	3235	1640	0.46 0.23
東京都	22	17	10	0.77 0.45	10822	6741	3828	0.62 0.35
千葉県・千葉市	15	9	5	0.60 0.33	6044	3346	1826	0.55 0.30
茨城県	10	5	1	0.50 0.10	2761	1422	897	0.52 0.32
福島県	9	2	1	0.22 0.11	2279	673	482	0.30 0.21
静岡県	9	3	2	0.33 0.22	2739	1283	723	0.47 0.26
群馬県	7	0	0	0.00 0.00	2231	789	457	0.35 0.20
新潟県	4	1	1	0.25 0.25	1259	835	588	0.66 0.47
長野県	4	2	2	0.50 0.50	2201	1104	511	0.50 0.23
合計	148	71	38	0.48 0.26	37397	19428	10952	0.52 0.29
一次を通過した中で二次を通過する割合 = 0.54				一次を通過した中で二次を通過する割合 = 0.56				

以上の現状に鑑みて、教員免許および各種資格の取得のための支援から教職に関するより広くかつ深い理解の涵養に向けての支援まで、様々な角度から支援が実施されており、支援は適切かつ十分であると判断する。

#### 《課外活動への支援》

学生の課外活動は学生自治会中央執行委員会と、自治会傘下の文化団体連合会、体育連合会、大東祭実行委員会、大東文化大学放送協会及び全學應援團等を中心に行われており、大学の支援もこれらの団体を通じて行なっている。

##### (1) 文化団体連合会（文化団体）への支援

文化団体に対しては、統括する学生自治会中央執行委員会を通じて、活動しやすい環境の整備に向けて関係部署と協議を行っている。また、学生の主催する行事についても、自治会と学生支援センターが協議し、支援を行っている。

大学が代理徴収している学生自治会費については、「大東文化大学学生自治会会計基準」に従い、学生自治会に運用業務を委ねている。大学（学生支援センター、スポーツ振興センター）は、「学校法人における会計処理等の適正確保について（通知）」（平成27年12月24日・27高私参第13号）を受け、自治会費が適正に使用されるよう監督している。

##### (2) 体育連合会（運動部）への支援

スポーツ振興センターを通じて、学生のスポーツ活動への支援を行っている。大東文化大学スポーツ奨学金制度運用指針の定めに適合する者（スポーツ奨学生候補者）に対して、所定の手続きを経てスポーツ奨学金の給付を行い、運動部の強化および活性化を図っている。また、活動への助成金を支給する制度もある。

本学における体育連合会所属の全41クラブを対象として、原則月1回の主将主務会議開催時に各種情報（助成金の支給に関する事、施設設備に関する事、キャリア支援に関する事等）を伝達することにより、円滑なクラブ運営ができるよう支援を行っている。また、さまざまなテーマ（事故、怪我に対するリスクマネジメント、熱中症予防、コンプライアンス、ハラスメント等）で講習会を行い、啓発に努めている。そのほか、特別プロジェクト（“The Bonds of Sports”）では、地域の小中学生へのクラブ活動・授業・行事への指導補助を通じて、指導者・教員志望学生に対する指導力の養成支援を行っている。また、スポーツトレーナーを目指す学生への支援として、トレーナーズチームを立ち上げ、専門的な講義、実技指導を行うと共に将来的な構想として、これらの学生を各運動部に派遣する計画を立てている。

##### (3) 学生のボランティア活動への支援

東日本大震災以降、学生のボランティア活動が活発になっていたが、ここ数年被災地などへのボランティア活動は、ゼミ単位での活動が2件とクラブ単位が1件と少なくなっている。その他、教職課程センターが行っている学習支援ボランティア、各学部学科単位での地域連携によるボランティア、学科により授業単位を付与するためのボランティア活動や個人の教員による救護ボランティアなど多岐にわたり、実態すべてを大学が把握できていないのが現状である。これを受けて、ボランティア活動の実態把握及び活動への支援強化について、学生支援センター学生支援部会を中心に、関係部署と検討を始める予定である。今後は、センター連絡協議会（8センター）の連携により情報の収集を行い、支援する体制を整える。2014

年度からは、ボランティア等による支援活動を行い、社会への貢献が顕著な学生に感謝状を贈り、社会貢献への意識を育むことを目的として、「大東文化大学ベストボランティア章」の制度が設けられた。2018年度は2件のボランティア活動が表彰されている。また、国際関係学部、環境創造学部ではボランティア活動への単位付与を実施している。

以上のように、全学的基本方針に基づき学生支援体制は整備されている。

しかし、修学支援については、退学率を見ると、2017年度目標値である2.5%を達成したが、2018年度においては、2.75%と微増し、学科別では新設3学科を除く19学科中11学科が昨年度よりも高い結果となり、学科ごとの退学率を減らしていく事が課題となっている。生活支援については、障がいのある学生(特に発達障害のある学生)への支援やハラスメント対策を強化する予定である。また、進路支援では、進路選択に関する指導、各種資格取得講座実施、正課キャリア教育等の強化を行っており、過去3年で就職決定率は上昇している。具体的には2016年度は94.7%、2017年度は95.1%、2018年度は96.1%であった。課外活動への支援では、ボランティア活動への支援強化を検討する予定である。

以上により、学生への支援は概ね適切であると判断される。

7-3 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上へ向けた取り組み

学生支援の適切性については、学生支援センター、国際交流センター、教職課程センター、スポーツ振興センター、キャリアセンター、総務部、全学教務委員会は、それぞれ学生支援の適切性について学生支援に関する制度や実施状況が分かる資料をもとに点検・評価を行っている。ただし、各学部・研究科の一部は、適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を行っていない（表7-3-1）。

表 7-3-1

評価の視点	学生支援センター・担当副学長	全学教務委員会	文	経	外	法	国	経営	環境	ス健	社	文研	経研	法研	外研	ア研	経営研	ス健研	法務研	国際交流センター 7/1	教職課程センター 7/1	スポーツ振興センター 7/1	キャリアセンター 7/1	総務部
各点検・評価項目に示してある必須根拠資料や客観的な点検・評価を行うための適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を行っている。(DH)	はい	はい	はい	はい	いいえ	はい	いいえ	いいえ	はい	いいえ	はい	はい	はい	はい	はい	はい	いいえ	いいえ	いいえ	はい	はい	はい	はい	いいえ

修学支援としては、学内奨学金を充実させると同時に、学外の同窓会や青桐会(父兄会)による新たな奨学金を設けてもらうなどして、学生の経済的負担を軽減するよう取り組んでいる。

進路支援としては、1年次からキャリア教育を行うと同時に、3年次より進路選択に向けたガイダンスを複数回実施している。

また、学生支援センターが中心となり、毎月の退学者・除籍者数およびその理由を明記したデータを各学部学科に知らせ、状況を確認できるようにしている。さらに、例えば経済学部が実施しているような取得単位状況が芳しくない学生へは、基礎演習および専門演習などの教員による面談・学科主任による面談や、文学部が実施しているような障がいのある学生の情報交換・対応の検討等、各学部で実施し

ている施策の確認を行い、成果の出ている対策を他学部でも共有・実施できるように、退学者防止に向けた積極的な取り組みを行っている。

以上のことから、学生支援全体としてみた場合、就職内定率の上昇や退学者対策等、現在の環境の中では十分な成果を収めており、学生支援の基本方針に基づき適切な対策を展開していると判断できる。

なお、学部や研究科によっては、点検・評価を行う際に根拠資料が不足している場合もあると考えられる。今後、内部質保証推進委員会の責任において企画調整委員会から適切な根拠資料を示すよう指示する必要がある。

## 2. 長所・特色

本学の長所・特色としては、学生の経済的支援のための各種の学内奨学金や授業料減免などの制度が充実しているということである。DAITO VISION 2023 に掲げられているように、自主・参加・共同による学生生活を支援するための方法の一つとして、経済的支援はかかせない。

成績優秀者を対象とする給付奨学金や外国人留学生奨学金、入学前予約採用型奨学金(桐門の翼奨学金)といった学生奨学金に加え、授業料減免や特別修学支援金、学生災害見舞金といった各種の学生への経済的支援により、学生の自立性を確保することができる。特に、学生の経済的自立を目指し2015年度から始めた入学前予約採用型奨学金(桐門の翼奨学金)は、年々希望者が多くなり、学生の経済的な自立の確保に寄与している。また、2019年度入学生より、特定大規模災害等により進学が困難となる者に対して、入学前に授業料等の減免措置を約束する被災地学生支援特別奨学金(希望の樹奨学金)も制定され、奨学金制度がさらに充実している。

## 3. 改善すべき事項

第一は、退学率の上昇を食い止めるということである。2017年度には、目標としていた退学率2.5%を達成したが、2018年度には、2.75%と微増しており、退学率の上昇が止まったとは言い難い。2018年度の退学理由を見ると、経済的理由が増えており、さらなる奨学金の充実が求められている。また、退学理由が複合的になっており、取得単位状況が芳しくない学生に対して、早期に学部・学科の執行部が面談する必要性もある。

第二は、就職環境の変化、特に採用ルールの変化に伴う、新たな進路支援を行うということである。幸い、最近の売り手市場という状況も手伝い、就職決定率は年々上昇しており、進路支援の成果も上がっている。しかし、従来の新卒一括採用に加えて、通年採用の動きも見られようになり、こうした通年採用も念頭に置いた進路支援を行う必要性もでてきた。インターンシップガイダンスの開催などはその一例であろう。

第三は、課外活動への支援問題として、ボランティア活動の実態把握さらにはボランティア活動の支援強化問題があげられる。東日本大震災以降、学生ボランティア活動が活発になったが、ここ数年、学生ボランティア活動は低調である。教職課程センターが中心に行っている学習支援ボランティア、各学部学科単位での地域連携によるボランティア、学科での授業単位を付与するようなボランティアというように様々なボランティア活動が実施されているが、その実態は十分把握されていないので、その実態をまずは

把握する必要がある。またボランティア活動への支援強化のため、すでに大東文化大学ベストボランティア章の制度が設けられているが、表彰制度の設置にとどまっており、新たな支援強化策を考えなければならぬ。

第四は、障がい者支援の組織体制作りを検討し、実行するということである。障がいのある学生への支援を行うために、現在、学生支援センター障がい学生支援分室を中心に、担当教員や担当職員、学生ボランティアなどが活動している。しかし、様々な障がいのある学生への支援を行うための人員は不足しており、学生のニーズに対して、十分対応できる状態となっていない。特に、発達障害をかかえている学生に関しては、入学後にこうした障がいを持っていることが判明する学生も多く、障がいをかかえている学生なのかどうかという判断が難しい。そのため、最終的には保護者を通じ病院の診断まで繋げたいが、非常に難しい業務となっている。このため、学生支援センターの分室で、障がいのある学生として対応すべきなのか、別の組織体制で対応すべきなのかを検討し、実行する必要がある。

第五は、学生支援全体に関わる問題として、青桐会、同窓会、安全互助会といった外部団体との連携をより強化するということである。すでに、修学支援としての独自奨学金が青桐会や同窓会によって提供されているが、まだその規模は大きいとは言えない。また、進路支援のために同窓会組織が十分活用されているわけではない。こうした青桐会、同窓会といった外部団体との連携をより強化し、外部団体の持つ諸資源を活かすことも課題である。

#### 4. 全体のまとめ

現状説明で述べたように、全体として本学の学生支援は、DAITO VISION 2023 に掲げている自主・参加・共同による学生生活を支援するものとなっており、このビジョンを実現するための具体的な施策を取っていると言える。ビジョン実現のために、学生支援に関する大学としての方針を明示し、この方針に基づき学生支援の体制を整え、学生支援の適切性を評価し、適時、改善・向上策も検討、実施しており、学生支援は適切に行われている。学生支援に関する部署は、学生支援センター、キャリアセンター、スポーツ振興センター、国際交流センター、教職課程センターと多岐にわたっているが、いずれの部署もビジョン実現のために適切な活動を行っている。

長所として取り上げた各種奨学金制度は、より拡充、強化しなければならないが、「大学無償化法」の成立に伴う国による授業料無償化制度が始まることにより、大学の各種奨学金のあり方を早期に見直さなければならなくなっている。また、改善すべき事項としては、①退学率の上昇を食い止めること、②採用ルールの変化に伴う進路支援を行うこと、③ボランティア活動の支援強化をすること、④障がい者支援の組織体制作りを検討・実行すること、⑤青桐会・同窓会といった外部団体との連携を強化すること、という5つの点を改善点として指摘した。

このうち、退学率の上昇を食い止めるためには、退学が経済的要因だけでなく、複数の要因によって左右されることから、長期的には各部署が連携して取り組まなければならない。また、新たな採用ルールの変化に伴う進路支援の内容も早急に考えなければならなくなっている。一括採用という従来の採用形態に対応した進路支援とともに、通年採用という採用形態に対応した進路支援も考えなければならない段階である。

## 第8章 教育研究等環境

### 1. 現状説明

8-1 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は2014年度に、大学基準の10の基準に則して「大東文化大学基準別基本方針」を制定し、その一つとして「教育研究等環境の整備に関する方針」を定めた。その後2018年度に見直しを行い、校地・校舎、施設・設備、図書館、教育支援環境、研究環境、研究倫理等の整備に関するこの基本方針は、ホームページで公表しているほか、『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』（2019年5月総合企画室発行）に記載し、PDFデータで全教職員へ配信されるなど教職員に周知を図っている。その内容は、以下のとおりである。

#### 教育研究等環境の整備に関する方針

##### 基本方針

本学の教育研究上の目的を達成するために、大学設置基準を遵守しつつ、高等教育機関にふさわしい教育研究等の環境整備を行う。教育環境については、学生一人ひとりが学習に専念できるよう、校地・校舎、施設・設備の適切な維持管理・新設とともに、キャンパス・アメニティを充実させ、快適な学習・生活環境を整える。また、学習支援の場として図書館機能の強化を図る。本学の研究に対する基本的な考えは、「開かれた知の共同体をつくり、大東文化らしい高度な研究を創造する」としている。これに基づき、教員がその研究力を最大限に発揮できる環境を保証するため、ハードとソフトの両面で環境整備を進める。併せて、地域に開かれた大学として、地域社会と共生するキャンパスづくりを行う。

##### 1. 校地・校舎、施設・設備

- (1) 長期的なビジョンの下に校地・校舎、施設・設備の整備計画を立て、効率的な整備を進める。
- (2) 老朽化した校舎・施設・設備の更新・整備とともに、教室・研究室等の安全・衛生に留意した環境整備（換気・照明・清掃等）と一層のバリアフリー化を進める。
- (3) 学生・教職員が過ごしやすいキャンパスとするために、食堂をはじめとした福利厚生施設の充実を図る。
- (4) 板橋キャンパスについては、学生・教職員の教育研究とコミュニケーションの場としてのアメニティ空間の充実を図り、人と環境にやさしい都市型キャンパスを目指す。
- (5) 東松山キャンパスについては、自然環境に配慮しつつ、快適な教育研究環境を創出する。
- (6) 緑山キャンパス（東松山市立旧緑山小学校跡地）については、スポーツおよび文化活動施設としての利用を視野に入れつつ、地域住民に開かれたキャンパスとして、具体的な整備計画を策定する。
- (7) 防災・減災に備えた訓練を実施し、防災備品等を充実させることにより、自然災害に対応できるキャンパスづくりを進める。また、自然災害の発生に備え、帰宅困難者や地域住民への迅速な支援ができるキャンパスを目指す。
- (8) 地域に開かれた大学として、地域住民との交流や研究発表等のための施設開放を進め、地域社会



と共生するキャンパスを目指す。

(9) スクールバスについて、利用者の利便性を高める運行を目指すとともに、限られた資源のなかで合理的な運行管理を行う。

## 2. 図書館

(1) 学生の自ら学ぼうとする意欲を喚起し支援するための体制の一環として、ラーニングコモンズの利用促進を全学的に図る。

(2) 本学で生産された知的生産物および本学が収集した貴重な資料を電子上で長期保存し、すでに国内外に向けて発信している「大東文化大学機関リポジトリ」を適切に運用する。

(3) 教職員および学生の研究活動を支援するため、本学における研究分野を網羅する図書・学術雑誌・視聴覚資料を体系的に収集し保存する。電子ブック、電子ジャーナルおよびデータベースを採用し、資料への迅速かつ簡易なアクセスを保証する。

(4) 図書館ガイダンスを通じて実施している学生の情報リテラシー教育を促進する。

(5) 他大学・研究機関との連携を強化し、教育研究に関する情報および知的財産の共有化を図る。引き続き地域住民に対し知的空間を開放し、地域社会への貢献を行う。

(6) 閲覧室には、学生の学習および教員の研究のために十分な数の座席を備えるとともに図書館内環境の清浄化を行う。また利用者の利便性を考慮した開館時間を設定する。

(7) 学術情報サービスを提供するために専門的な能力を有する人材の配置と育成を行う。

## 3. 教育支援環境

(1) 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備を図る。

(2) ティーチング・アシスタント (TA)、技術スタッフ等を適切に配置するとともに、ピアサポート、チューター制度の充実を図る。

(3) LMS (授業管理システム) の利用を推進し、授業支援を行う。併せてLMSで収集した学修記録をポートフォリオとして学生に提供する。

(4) 学内ネットワーク環境、他大学との認証連携 (学術認証フェデレーション: 各研究、教育機関の情報サービスと学内アカウント認証機能を連携させることができる共通基盤サービス、eduroam: 大学等教育研究機関の間でキャンパス無線 LAN の相互利用を実現するサービス) の充実を図る。

(5) 業務系各種システムの安定稼働および情報セキュリティの確保・強化を図りながら仮想化・クラウド化への移行を進める。

(6) 教職員の情報共有環境の充実を図り、利用を推進する。

(7) 情報化の進展にあわせた教職員及び学生の情報倫理を確立する。

(8) LMS 講習、情報セキュリティ講習、IT スキル講習等の実施と、ICT 活用の調査研究を行う。

## 4. 研究環境、研究倫理

- (1) 教員に研究費を支給し、研究室を整備するとともに、研究時間、研究専念期間を確保する。
- (2) 科学研究費等外部資金を獲得するための支援を行う。
- (3) 研究支援業務を一元化し、組織的な研究推進を行う。
- (4) 附置研究所の配置と運営体制を整備する。
- (5) 研究会、セミナー、シンポジウムなどの開催および学術雑誌の刊行を進める。
- (6) 海外の諸研究機関および事業機関との学術交流や共同事業などのグローバルな研究を推進・展開するための環境整備を図る。
- (7) 本学が研究倫理に関して定めた「大東文化大学学術行動憲章」「大東文化大学研究者の行動規範」等を適切に運用する。
- (8) 研究倫理についての審査体制を体系化し、研究倫理委員会、ヒトを対象とする医学系研究に関する倫理審査委員会等における適正な審査を行う。
- (9) 学内諸規程に基づき、定期的にコンプライアンス教育および研究倫理教育を行う。

#### 5. 教育研究等環境の適切性についての定期的な検証

教育研究等環境の適切性については、毎年度実施する自己点検・評価において定期的に検証する。また、環境整備は学園の事業計画に盛り込み、学園理事会等において検証と審議を行う。

本学の教育研究等環境に関する方針は、基本方針のもと、教育支援、研究支援環境の整備に関することを定めており、適切に明示していると判断する。

8-2 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

- 評価の視点1：施設、設備等の維持・管理と安全及び衛生の確保
- 評価の視点2：ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品の整備と活用状況
- 評価の視点3：バリアフリーへの対応、利用者の快適性に配慮したキャンパス環境の整備
- 評価の視点4：学生の自主的な学習を促進するための環境整備
- 評価の視点5：方針に基づいた、教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み
- 評価の視点6：教育研究等環境（施設・設備）に関する各組織間の連携

本学は教育研究施設として板橋キャンパス、東松山キャンパス、緑山キャンパスの3つを持っている。（信濃町キャンパスは2018年度に閉鎖）学生の所属する板橋キャンパス、東松山キャンパスの収容定員、校地面積、校舎面積は表8-2-1のとおりである。

表8-2-1

キャンパス	収容定員 (人)	校地面積 (㎡)	収容定員一人 あたり校地面 積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	収容定員一人 あたり校舎面 積 (㎡)
板橋	4,802	13,217.11	2.75	41,593.45	8.66
東松山	6,740	100,840.03	14.96	73,611.76	10.92

板橋キャンパス、東松山キャンパスを合わせた校地面積は 114,057.14 m<sup>2</sup>、校舎面積は 115,205.21 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準(校地面積:113,000.00 m<sup>2</sup>、51,169.30 m<sup>2</sup>)を満たしている(大学基礎データ表 1)。

各校舎における、講義室・演習室等(大学基礎データ表 1)の数、面積は表 8-2-2 のとおりである。

表 8-2-2

キャンパス	講義室		演習室		学生自習室		実験実習室		合計
	室数	面積(m <sup>2</sup> )	室数	面積(m <sup>2</sup> )	室数	面積(m <sup>2</sup> )	室数	面積(m <sup>2</sup> )	
板橋	67 室	5,792.86 m <sup>2</sup>	12 室	346.71 m <sup>2</sup>	28 室	1,557.35 m <sup>2</sup>	26 室	1,720.10 m <sup>2</sup>	9,417.02 m <sup>2</sup>
東松山	119 室	14,622.72 m <sup>2</sup>	32 室	2,111.86 m <sup>2</sup>	9 室	594.80 m <sup>2</sup>	74 室	12,344.68 m <sup>2</sup>	29,674.06 m <sup>2</sup>

運動場等の施設についても、東松山キャンパスと板橋キャンパスに整備されている。

また、東武東上線東武練馬駅近くには大東文化会館があり、生涯学習講座（オープンカレッジ）、研究会・研修会、講演会、特別講義などに利用されている。

#### (1) 校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成

板橋校舎は、整備事業計画の基本コンセプトとして、「人と環境にやさしい都市型キャンパス」を掲げ、学生の快適なキャンパスライフと地球環境への負荷低減の両面を追求した校舎である。5つの建物には講義室、演習室、学生自習室、研究室、図書館、また食堂・売店等の福利厚生施設、部室その他が機能的に配置されている。

キャンパス内には、「交流の杜」「思索の杜」と呼ぶ地上の緑地部分や、中央棟・図書館の5階、3号館の4階および5階、体育館・厚生棟4階の一部に芝生のスペースを設け、緑化することで熱を吸収し、ヒートアイランド対策を行い、大気を浄化し、CO<sub>2</sub>排出抑制に寄与している。また、3号館では、環境共生への対応として、屋根に風力発電装置と太陽光パネルを設置している。

さらに、キャンパス・アメニティとして、「交流の杜」「思索の杜」にはベンチ等、また年間を通して色とりどりのプランターを設置し、学生の交流・談話スペースとして活用されている。3号館1階の吹き抜け広場および体育館・厚生棟前（スチューデントプラザ）にもテーブルセットを設置し、授業の休み時間に利用されている。課外活動の拠点となる部室については、体育館・厚生棟に学生自治会をはじめ体育系・文化系クラブのすべてが集約されており、緑地帯を囲って学生たちのコミュニケーションの場となっている。福利厚生施設としては、食堂2、文具等を扱う購買部1、書店1、コンビニエンスストア1、その他学外者も利用可能な郵便局がある。

東松山校舎は、1～2年次生を中心に約7,000名が学んでいる。板橋校舎が都市型キャンパスであるのに対し、埼玉県西部の比企丘陵に立地する東松山校舎は、広大な敷地と豊かな自然環境に恵まれた郊外型キャンパスである。開設時の校舎建設に続いて、1983～1988年に県道212号線を挟んで北側敷地の整備を進める第2期大規模整備事業、2010～2014年に南側敷地を中心とする第3期整備事業を行った。

この第3期整備事業により、老朽化した建物の建て替え（1号館、11号館を除く）、北側敷地と南側敷地の教室面積の不均衡の解消、食堂・売店・宿泊施設等の福利厚生施設の充実、国際交流のための空間および自習・グループ学習ができる多目的空間の整備、学生が授業外の時間を快適に過ごすことのできるア

メニティ施設の拡充を図った。

今年度実施した内部質保証に関する教職員アンケートで、施設・設備に関する設問としてキャンパス・アメニティの整備状況を聞いている。結果は表 8-2-3 の通り専任教職員からの回答では十分整備されているという回答率が低く、非常勤講師からの回答は逆に整備されているという回答率が高い結果となった。不十分だと判断された回答内容を確認すると、両キャンパスともに建物内外で学生が自由に利用できるスペースや食堂や売店に対して不十分であるという回答率が高い結果となった。雨天時に建物外で学生が自由に利用できるスペースが限られてしまう事が、建物内にも影響し回答に反映されているのではないかと考えられる。また、食堂に対しては昼休みの限られた時間内に利用者が集中し食堂ホールが混雑することが今回の回答結果と考えられる。特に食堂の利用が多い東松山キャンパスでは、混雑緩和となるようカウンター席の設置、グループでの場所取り禁止の掲示、食事後には速やかに席を譲るように設けられたスピード席等で対応している。

表 8-2-3

NO	設問	回答	専任教員		非常勤講師		専任事務職員	
			回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
36	<基準 8 教育研究等環境> 本学キャンパスの施設設備において、利用者の快適性に配慮したキャンパスアメニティ環境は十分整備されていると思いますか。	はい	85	36.5%	64	79.0%	8	10.1%
		いいえ	140	60.1%	17	21.0%	71	89.9%
37	上記の設問で、「いいえ」の場合不十分だと判断されたものにチェックしてください。(複数選択可)	①学生が自由に利用できるスペース(板橋キャンパス建物内)	64	27.5%	4	4.9%	50	63.3%
		②学生が自由に利用できるスペース(板橋キャンパス建物外)	45	19.3%	2	2.5%	30	38.0%
		③食堂や売店(板橋キャンパス)	43	18.5%	6	7.4%	39	49.4%
		④図書館ラーニング・コモンズ(板橋キャンパス)	19	8.2%	3	3.7%	9	11.4%
		⑤学生が自由に利用できるスペース(東松山キャンパス建物内)	62	26.6%	5	6.2%	26	32.9%
		⑥学生が自由に利用できるスペース(東松山キャンパス建物外)	42	18.0%	2	2.5%	18	22.8%
		⑦食堂や売店(東松山キャンパス)	48	20.6%	4	4.9%	27	34.2%
		⑧図書館ラーニング・コモンズ(東松山キャンパス)	34	14.6%	3	3.7%	3	3.8%
		⑨その他	31	13.3%	5	6.2%	7	8.9%

なお、学生生活調査で所属キャンパスの施設・設備に関する満足度を聞いており、結果は表 8-2-4 の通り、満足、やや満足の合計が 66.5%であり、やや不満足、不満足の合計が 7.3%であった。所属キャンパスの改善希望については、表 8-2-5 の通り、くつろげる場所・ひとりですごせる場所が欲しいとの要望が 2588 件 (30.4%) と最も多く、次いでロッカー設置が 883 件 (10.4%) との結果であった。

表 8-2-4

I-33 所属キャンパスの施設・設備に満足していますか					
	2年生	3年生	4年生	合計	割合(%)
満足	760	575	545	1,880	29.5
やや満足	926	766	668	2,360	37.0
どちらとも言えない	550	735	377	1,662	26.1
やや不満足	121	96	92	309	4.8
不満足	63	48	50	161	2.5
合計	2,420	2,220	1,732	6,372	100.0

表 8-2-5

I-34 所属キャンパスのどのようなところを改善してほしいですか(複数選択可)					
	2年生	3年生	4年生	合計	割合(%)
図書館の環境設備	223	189	165	577	6.8
ラーニングコモンズの環境設備	48	30	43	121	1.4
教室の環境設備	330	249	140	719	8.4
情報教室の環境設備、PCの利用環境	87	85	85	257	3.0
体育館、スポーツ施設の環境設備	163	142	111	416	4.9
食堂の環境設備	227	245	170	642	7.5
化粧室(トイレ)の環境設備	149	342	280	771	9.0
コミュニティスペースを増やしてほしい	183	140	159	482	5.7
くつろげる場所・ひとりですごせる場所がほしい	958	848	782	2,588	30.4
課外活動で利用できる場所を増やしてほしい	113	86	65	264	3.1
ロッカーの設置	384	301	198	883	10.4
その他	318	323	164	805	9.4
合計	3,183	2,980	2,362	8,525	100.0

また、授業以外での過ごし場所として最も多かったのが「図書館・ラーニングコモンズ」の33.6%であり、次いで「学内の食堂」が28.1%であった。学内の食堂については、概ね満足との回答であり、不満との回答は、11.0%であった(表 8-2-6)。

表 8-2-6

I-32 授業時間以外は主にどこですごしていますか(所属キャンパスでお答えください)					
	2年生	3年生	4年生	合計	割合(%)
学内の食堂	814	663	296	1,773	28.1
教室・実習室・研究室等	232	361	380	973	15.4
図書館・ラーニングコモンズ	790	617	712	2,119	33.6
PC教室	38	37	14	89	1.4
部室	76	71	56	203	3.2
学内の教室以外のスペース(ベンチなど)	191	165	89	445	7.1
学外の飲食店等	22	38	33	93	1.5
その他	238	234	132	604	9.6
合計	2,401	2,186	1,712	6,299	100.0

I-28 所属する校舎の学内の食堂・売店に満足していますか					
	2年生	3年生	4年生	合計	割合(%)
満足している	677	379	334	1,390	21.4
やや満足している	985	786	625	2,396	37.0
どちらとも言えない	585	858	535	1,978	30.5
やや不満足	159	168	173	500	7.7
かなり不満足	61	70	86	217	3.3
合計	2,467	2,261	1,753	6,481	100.0

I-29 所属する校舎の食堂・売店の営業時間はどうですか(複数選択可)					
	2年生	3年生	4年生	合計	割合(%)
食堂の開店が遅い	153	113	93	359	5.1
食堂の閉店が早い	419	314	295	1,028	14.7
売店の開店が遅い	87	73	27	187	2.7
売店の閉店が早い	215	189	187	591	8.4
土曜日や長期休暇中も開けてほしい	288	271	230	789	11.3
現状のままで困らない	1,506	1,473	1,069	4,048	57.8
合計	2,668	2,433	1,901	7,002	100.0

構成員(教職員、学生)へのこれらアンケート結果から、学生は施設設備に対してほぼ満足しているとの回答が多かったが、授業以外の過ごし場所として、グループで行動するよりもひとりですごせる場所の

希望が高い。このことから、今後は学生が授業外の時間を快適に過ごすことのできるアメニティ施設を検討する必要があると言える。

教育研究施設としては、教室・研究棟 12、図書館 1、講堂 1 などが配置されているが、看護学科新設に伴い、2 号館増築棟が 2019 年 3 月に竣工し、4 月より供用開始している。

また、東松山キャンパスは、運動部および文化団体の活動の拠点であり、総合グラウンド・野球場・ラグビー場・テニスコート・体育館・屋内プール・多目的ホール・部室などが整備されている。福利厚生施設として、食堂 5、文具等を扱う購買部 2、書店 1、コンビニエンスストア 1、郵便局がある。

緑山キャンパス（東松山市立旧緑山小学校跡地）については、主にスポーツ施設としての利用を中心に、文科系課外活動や看護学科を核とした地域包括ケアの拠点として、地域住民に開かれたキャンパスとしての機能も視野に入れて、具体的な整備計画の策定を進めている。

## (2) 施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保、学習環境の整備、情報化への対応

校地・校舎、施設・設備の維持・管理については、管理部管理課、東松山管理課が維持・改修などに関する年次計画を策定し行っている。安全・衛生の確保については、教室・研究室等の衛生環境（換気・照明・清掃等）に配慮し、空気環境測定・照度測定・害虫等の駆除を実施し、ゴミについても、分別を徹底して処分している。キャンパスの建物内はすべて禁煙とし、受動喫煙のさらなる抑制のため板橋校舎は喫煙場所 3、東松山校舎は喫煙場所 6 を設置し、分煙を徹底させている。

板橋校舎のバリアフリーに関しては、円滑な通行を保証するため、校舎各棟の出入り口はすべて自動扉を設置し、キャンパス内のスロープにはラインを引き注意を喚起しているほか、各棟の階段には点字ブロックおよび手すりを設置し、多目的トイレを設置している。東松山校舎のバリアフリーについては、古い教室棟である 1 号館（1967 年建設）、11 号館（1973 年）を除いて自動扉、手すり、スロープなどの設置を終えているが、キャンパスが高低差のある丘陵地に立地し、身体に障がいをもつ学生にとってスムーズな移動が容易でないところもあるため、必要に応じて見直しと改善を図っている。1 号館、11 号館については、障がいをもつ学生が移動等に支障がないよう段差プレート設置の配慮を行っている。

情報実習教室についてはフリーアクセスフロアにしており、各種ケーブルについては床の下に収納している。また、車椅子用のスロープも設置している。板橋校舎の情報実習教室前の廊下にはソファを設置し、学生が休憩を取れるようにしている。

教職員アンケートは、バリアフリーへの対応も聞いており、結果は表 8-2-7 のようになっている。

表 8-2-7

NO	設問	回答	専任教員		非常勤講師		専任事務職員	
			回答数に対する比率	回答数に対する比率	回答数に対する比率	回答数に対する比率		
33	<基準 8 教育研究等環境> 本学のバリアフリーへの対応は適切だと思いますか。	はい	72	30.9%	58	71.6%	22	27.8%
		いいえ	144	61.8%	23	28.4%	57	72.2%
34	上記の設問で、「いいえ」の場合不十分だと判断されたものにチェックしてください。	①トイレのバリアフリー（板橋キャンパス）	26	11.2%	8	9.9%	18	22.8%
		②教室のバリアフリー（板橋キャンパス）	30	12.9%	12	14.8%	17	21.5%
		③教室間の移動（板橋キャンパス）	44	18.9%	11	13.6%	29	36.7%
		④点字ブロック（板橋キャンパス）	23	9.9%	3	3.7%	14	17.7%
		⑤トイレのバリアフリー（東松山キャンパス）	34	14.6%	6	7.4%	11	13.9%
		⑥教室のバリアフリー（東松山キャンパス）	65	27.9%	6	7.4%	16	20.3%
		⑦教室間の移動（東松山キャンパス）	109	46.8%	7	8.6%	38	48.1%
		⑧点字ブロック（東松山キャンパス）	46	19.7%	4	4.9%	12	15.2%
		⑨その他キャンパス内の設備	26	11.2%	3	3.7%	8	10.1%

この結果から、バリアフリーへの対策としては、専任教員は、61.8%、非常勤講師は 28.4%、専任事務職員は 72.2%が適切ではないと回答している。中でも教室間移動（東松山キャンパス）については不十分との回答が多く、次いで教室のバリアフリー（東松山キャンパス）が不十分との結果であると言える。

板橋校舎では、2018 年度に 2 号館 1 階に多機能トイレを増設し、2019 年度には 1 号館トイレの改装および中央棟 4 階トイレを改装する予定であり、東松山校舎は、2019 年度に 11 号館 1 階出入口と 1 階大教室の出入口(2 室)にスロープを設ける工事を実施する予定である。なお、今後も身体に障がいをもつ学生にとってスムーズな移動が容易でないところもあるため、必要に応じて見直しと改善を図っていく。

ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品の教室整備に関しては、(1)ネットワークサービス、(2)情報機器および授業拠点サービス、そして(3)授業支援サービスの 3 つの側面、そしてそれらを快適に安全に利用できる(4)セキュリティ対策という観点で整備を進めている。

(1) ネットワークサービスの拡大は各教室への有線 LAN ポートの設置に加えて、無線 LAN のアクセスポイントの増強を図っており建物内ほぼ全域での利用を達成している。エリアカバー率だけでなく、人口カバー率、たとえば、学生のスマートフォンを前提とする授業のために教室付近での帯域の確保にも努めている。また 2019 年度からは学認（学術認証フェデレーション）に参加することで申請者に向けて eduroam JP サービスを開始した。これによって本学アカウントを持つ者および国内 251 機関、世界 101 カ国からの訪問者が大学等教育研究機関のキャンパス無線 LAN 利用を相互利用することができるようになった。

(2) 情報機器および授業拠点サービスの充実に関して、大半の教室において VHS/DVD・プロジェクター・スクリーン・LAN 端子を設置し利用可能である。また、学生が授業・レポート課題や研究報告の作成・自習・就職活動等で自由に幅広く利用できる共用パソコンとして、板橋校舎に情報実習教室 7 室と図書館で計約 360 台、東松山校舎では情報実習教室 16 室、自習用教室 1 室と図書館で計約 790 台を設置し学習・研究環境の向上を図っている。前述のパソコンは、板橋校舎、東松山校舎とも 4～5 年毎に更新を行っており、教育研究上の用途・要請に基づいてソフトウェア構成を調整し、教室設備の改修を同時に行っている。また、入れ替えた機器の一部を学生へ貸出している。加えて、東松山校舎ではアクティブ・ラーニング型授業推進教室として 8 号館 (8342)、4 号館 (4-0208) と 2 号館 (2-B106) の 3 教室を整備した。そして、各校舎間で双方向のテレビ遠隔授業ができる環境も整備している。

以上、(1),(2)から、本学のネットワーク環境や ICT などの機器・備品等の整備に関しては適切であると言える。

(3)授業支援サービスに関しては、学籍・履修情報を管理する教学システム(Campusmate-J)とポータルシステム(DBポータル)を稼働させてきた。DBポータルでは、学生からは電子シラバス閲覧、Web履修登録、時間割、休講情報照会、レポート提出、安否情報の入力を可能とし、教員からはシラバス入力、成績入力、出欠管理システムの利用、レポート課題、講義連絡、アンケート、安否情報の入力などのサービスが可能である。しかし、操作インターフェースデザインやアクセシビリティが課題となっていた。2018 年度からはラーニングマネジメントシステム(LMS)として manaba およびスマートフォンサービス respon を全学的に導入して、授業支援の向上を図っている。学生側で設定を済ませておけば授業規模とは無関係に教員による出欠管理が可能である。また、2018 年度から試験的に授業支援ボックスを設置

し、手書きの定形用紙を OCR で読み取った後に manaba を通じて学生へ PDF ファイルとして返却する仕組みの提供を開始した。これにより学修ポートフォリオとしての活用が可能である。manaba、respon の利用および授業支援ボックスの活用のためにサービス周知や導入効果の検証を課題としている。

表 8-2-8 に manaba の利用状況として、学科所属の教員（非常勤講師を含む）が manaba にログインした全回数を所属教員の数で割った一人あたりの平均ログイン回数を算出した。ログイン回数 2.0 回程度は学科での manaba の継続的利用がほとんどなされていないことを示している（各教員の差異や担当授業ごとに利用状況の差があり得る）。2018 年度では教員一人あたり年間でログインが平均 3 回を上回る学科は歴史文化学科、国際関係学科、看護学科、社会学科にとどまり、全学的な利用には及んでいないことがわかる。manaba に対する理解を深め利用促進を図るための案内や研修活動の改善、さらには、1 万 3 千人を越える学生を擁する大学における授業運営ならびに学生指導に係る学部・学科での点検・評価が必要である。

表 8-2-8 manaba 教員ログイン回数[単位：回/人]2018 年度（非常勤講師含む）

日文	中文	英米	教育	書道	歴文	社経	現経	中語	英語
0.81	0.27	0.14	0.89	0.56	3.42	1.09	1.00	0.45	0.60
日語	法律	政治	国関	国文	経営	スポ	健康	看護	社会
0.92	1.29	0.42	5.84	0.43	1.13	1.19	2.64	9.47	9.06

(4) セキュリティ対策に関しては、ネットワークインフラストラクチャーに基づいたセキュリティの確保を行っている。学内ネットワークをまず教育・研究系と事務系とに厳格に分割することによって、利用者が意図しない情報漏洩が原理的に発生しないような環境を基盤とした上でさまざまな対策を実施している。また、情報化の進展にあわせて安全で快適な環境を達成するために 2018 年 3 月に「大東文化学園情報セキュリティポリシー」を制定し、教職員に周知している。最高セキュリティ責任者を置き、本学の情報資産を守るとともに、大学業務システムや教職員の情報機器の取り扱いに際しても、激しく変化する状況に追従できるようわかり易く包括的な記述としている。

また、ICT 利用推進の観点から安全性が認定されているクラウドサービスを導入する手順の簡素化を定めることを決定した。そして、後述する教学マネジメント課題解決や事務職員における ICT 活用能力向上、そして事務職員間の情報共有と迅速な業務遂行を目的として、2018 年度から専任職員に 2019 年度からは臨時嘱託職員にも拡大して公衆回線による常時インターネット接続可能な iPad を配布し、情報共有ツールとして LINEWORKS を導入した。また、学内手続きのペーパーレス化を目的としたワークフローシステムの稼働を開始した。今後の課題としては教職員及び学生の情報倫理の確立に関して明文化したものを HP 等により周知し、新任を含めた教職員へ情報リテラシーなどの研修を実施することである。

以上、本学のネットワーク環境や ICT などの機器・備品等の整備(1)(2)(4)に関しては目標を定めて着実な成果を収めてきたと言える。

しかしながら、(3)授業支援サービスに関わる ICT を起点とした教学的観点、教育の質保証や学修成果の確認については、学部学科や部署を越えて課題を共有しテーマを決めて取り組むなどの改善が必要である。これらは全学的な教学マネジメントの課題でもある。本学の教学システムである Campusmate- J には全学生の教務データが収納されている。教員の学生情報閲覧権限は自ら担当する授業を受講する学



生に限定されており、他の授業の学修状況を横断的に把握した上で総合的な指導を実施しようとする場合には困難が伴う。出欠管理については IC カード学生証による出欠管理システムや respon を使って出欠を取ることが可能ではある。しかし全学的な出欠確認方針の取り決めの不在やこれら機器の利用率 10%という低さが示すように、学生の学習時間や出席率の把握は十分とは言えない。ただし、respon における出欠管理単位は授業担当者であり、たとえ manaba によって出欠が取られていたとしてもそれらのデータは授業者の管理下にあり各学生が履修している出欠データや学生の学修ポートフォリオなどを学部事務室や学部・大学が横串的に一括して取り出すことができない。

本学では、2017 年度後期から部署ごとに記録された学生指導記録について部署を超えて共有し連携して学生支援を行う「学生カルテ」体制を立ち上げたが、学部や大学が個々の学生の学修実態を把握し、それぞれの学生事情に即して教職員が適切な指導や助言を行ったり、学部や大学が学修指導方針を策定したりすることは現段階では難しい。

授業担当者ごとに出欠管理業務の手間を要しない出欠管理方式、たとえばビーコン受信出欠システムなどを導入して全学生一人ひとりの日々の学修および活動状況を把握できるシステムの導入が望ましい。厳格な個人情報管理の徹底を前提として、出欠管理だけでなく図書館などの各種施設の利用、さらにはたとえば授業評価アンケートを記名化など、どのような情報が学生支援に有用であるかを検討した上で学生情報収集方針を策定し、計画的にそれらを収集蓄積するシステムを拡充しながら学生活動を立体的に把握し横断的に活用できる学生情報の総合データベースを構築すること、そこから情報を取り出して学習状況を視覚化して学生一人ひとりにこれを提示し、同時に、将来予測を踏まえて各部署や教職員が学生一人ひとりに最適な学修指導が行える学生教育情報システム構築は本学の大きな課題である。

表 8-2-9

NO	設問	回答	専任教員		非常勤講師		専任事務職員	
			回答数に対する比率	回答数に対する比率	回答数に対する比率	回答数に対する比率		
30	<基準 8 教育研究等環境> 本学のネットワーク環境や情報通信技術 (ICT) 等の機器・備品等は、十分に整備されていると思いますか。	はい	102	43.8%	53	65.4%	27	34.2%
		いいえ	129	55.4%	28	34.6%	52	65.8%
31	上記の設問で、「いいえ」の場合不十分だと判断されたものにチェックしてください。(複数選択可)	①ネットワーク環境	85	36.5%	13	16.0%	38	48.1%
		②ICT (パソコン等) の機器・備品	77	33.0%	20	24.7%	37	46.8%
		③その他	33	14.2%	10	12.3%	8	10.1%

表 8-2-9 に専任教員・非常勤講師および専任事務職員に本学のネットワーク機器や ICT の機器・備品の整備についてのアンケート調査の結果を示した。概ね半数ずつ良好または不備の回答を得た。不備とした者が指摘する内訳は特に常勤者はネットワーク環境を不備とする者が 40%弱、また ICT 機器・備品不良を不備とする者が 30%を超えている。事務ネットワーク系では情報漏洩防止や耐攻撃性の維持などセキュリティ確保のためにインターネットアクセスを制限していること、さらに業務処理量に比べて設置している ICT 機器性能が低いことの双方で事務職員の利便性を損なっていることが伺われる。先に述べたように、専任事務職員および臨時嘱託職員に常時インターネット接続可能な iPad を配布するなど業務実態に応じたネットワーク利用環境の向上に努めているが、事務職員の業務の多様化と迅速化を図るために、安全かつシームレスな ICT 環境整備の充実にむけたシステム構築の調査・研究など継続的な取り組みが必要である。

また、学生一人ひとりに対する学習支援や学生の自学自習の環境を整えるという教育的観点においては、情報アクセスや ICT 機器の整備・充実というレベルからさらに踏み込み、大学が保有し学生が提供する

情報資源を活用して学生サービスへ転換するという視座が求められる。

学生の自主的な学習を促進する設備としては、板橋および東松山図書館に2014年度、ラーニング・コモンズを開設した。板橋は329.32㎡、座席数151、東松山は120.17㎡、座席数36で、ゼミの準備やブレゼンテーションの打ち合わせ等に利用されている。机・椅子ともに可動式で、フレキシブルな利用ができる。ラーニング・コモンズ内には学習支援コーナーを設け、教員と大学院生が相談員となって、レポート等の作成や資料の探し方から大学での学修の仕方まで、学生の相談に応じている。

東松山校舎は、第3期整備事業で建設した5つの建物を中心に、ミーティングルームやラウンジ、屋内テラス、エントランスを各所に設け、テーブルと椅子を置いて、学生の自習やグループ学習ができるようにしている。また、学生の自主的な学習を促進するための情報教室や情報機器の整備については、図書館閲覧室にパソコンとプリンタを設置し、学生が利用できるようにしている。

板橋校舎は授業の無い時限は情報実習教室をオープンルーム（1号館3階）として開放し、東松山は常設のオープンルーム（7333教室）を用意している。また、学生へのパソコン、ビデオカメラ、デジタルカメラ、三脚、ヘッドセット、無線LAN子機などの貸出も実施している。Microsoft Office365のサービスも導入しており、在学中であれば自宅のパソコンにOfficeを無料でインストールして利用することができる。

本学へのアクセスは、最寄り駅からの交通手段として、東武東上線東武練馬駅から徒歩3分にある大東文化会館の発着場と板橋キャンパスとの間で、東武東上線高坂駅およびJR高崎線鴻巣駅と東松山キャンパスの間で無料のスクールバスを運行している。また、2018年度よりJR宇都宮線・東武伊勢崎線久喜駅と東松山キャンパスの間で有料のスクールバスの運行を開始した。混雑が予想される場合は臨時増便を行い、利用者の無い場合は運行を取りやめることで利便性と環境への配慮の両立を目指している。利用者がスムーズに乗降できるよう誘導員を配置し、低床バスやリフト付き専用車を配備し、車いすでの乗降も容易となっている。スクールバスのダイヤ改正を行い、バス待ち時間の減少を図った。

板橋校舎では大規模災害などへの対応として、事務職員を中心に自衛消防隊を組織し、学生・教職員の全員参加による大規模総合訓練を実施するほか、水消火器やAEDを使った部分訓練を行っている。また、各種の事故を未然に防止するために、日常の自主点検（安全な共有通路の確保、防火シャッター・防火扉を妨げる妨害物の有無の確認など）を行うとともに、緊急地震速報自動受信装置を導入し、非常災害に備えている。さらに、毎年1回は防災管理点検資格者および消防署の指導を受けながら、防災・減災の対策を講じている。

東松山校舎の災害への対策としては、緊急避難場所を定めているが、東松山キャンパス整備事業が完了したので、全体の体制の仕組みの再検討が必要である。総合的な避難訓練は実施していないので、実施に向けた準備を進めているところである。

両校舎とも非常時に備え、飲料・食糧等の備蓄を進めている。

また、情報化の進展にあわせて、教職員及び学生の情報倫理の確立に関して明文化し、HP等により周知しており、新任教職員へのガイダンスも実施している。

教育研究等環境（施設・設備）に関する各組織間での連携を図るため、学園情報化推進委員会（各学部の代表者、事務職員で構成）、事務システム管理運営委員会において意見交換等を定期的に行っている。

東松山校舎の施設、設備等に関して、整備計画の沿っていない場合があると東松山管理課では自己点検・評価している。また、総合的な避難訓練に向け準備を進めているところだが、板橋校舎と足並みが揃うことが望まれるため、課題として残る。

なお、管理課・東松山管理課では、施設・設備に関わる他の学内組織と随時意見交換を行っており、構成員（教職員、学生）に対する教育研究環境等に関するアンケートを実施し、自己点検・評価している。意見交換やアンケート等は、学内環境整備のための参考になるため、今後の検討課題となろう。

以上、構成員（教職員、学生）からの意見や要望は多岐にわたるが、教育研究環境等に関する方針に基づき、教育研究活動に必要な施設、設備を整備しているといえる。

8-3 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

- 評価の視点1：図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- 評価の視点2：国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- 評価の視点3：学術情報へのアクセスに関する対応
- 評価の視点4：学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備状況
- 評価の視点5：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

大東文化大学図書館規則第6条に基づき設置された図書館運営委員会のもとに、板橋図書館および東松山図書館に、それぞれ図書館資料選書委員会を置き、各学科・研究科および各分野等から選出された選書委員が、年3回、資料の選書・収集方針を審議して適切な蔵書の収集に努めている。その結果、学部・学科、研究科に必要な基本書および専門書、学術雑誌等が和書・洋書を問わず幅広く所蔵されており、蔵書数は、両図書館合わせて図書1,559,061冊、雑誌10,684タイトルに達する。

また、電子資料の導入を進めており、オンラインデータベース（30種類）や電子ジャーナルの閲覧が可能である。オンラインデータベースから閲覧可能な電子ジャーナルの全タイトル数は61,776に上る。

「国立国会図書館向けデジタル化資料送信サービス」の導入に向けて申請手続きを行うとともに、2015年7月の図書館運営委員会においてこれに関する内規を制定し同サービスの利用が12月15日より可能となった。国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークも整備されている。また、図書館内にPC台数244台、オンラインデータベースの利用環境として221台の情報検索機器を設置しており、学術情報へのアクセス利用環境を整備している。

電子書籍の資産化に関する財務部との打ち合わせにより、その方法が確定し、課内に周知し購入が実現した。本図書館が保有する貴重な資料の展示およびHPへの掲載に向けた準備を進める。

図書館利用環境は、表8-3-1の通り、学生の学習に配慮し整備している。

表8-3-1（2018年度末のデータ）

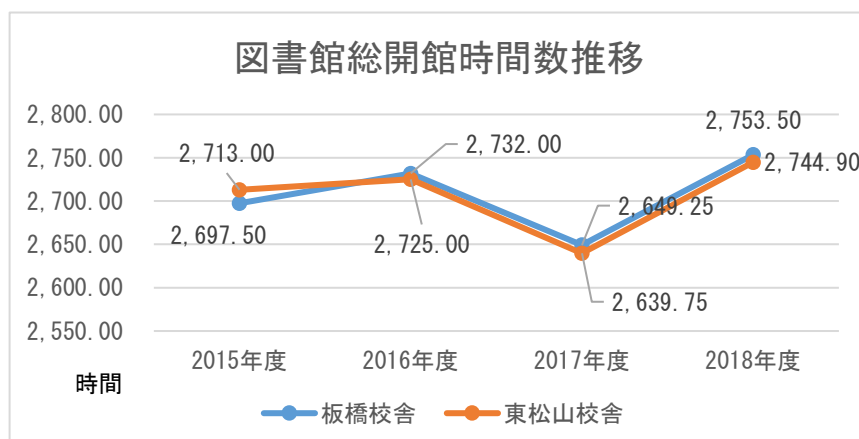
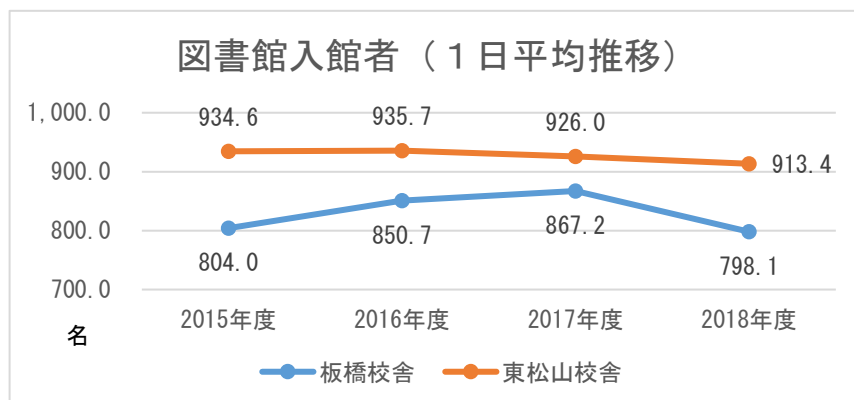
板橋	総面積：	図書館内の設置利用施設(名称)：閲覧室、個室閲覧室、ラーニング・コモンズ、グループ学習室、視聴覚室コーナー、ガイダンスコーナー	
	座席数：	開館時間：平日9:00～20:30（短縮9:00～17:00） 土9:00～16:30（試験延長9:00～18:30）	年間開館日数： 272日
	713席		

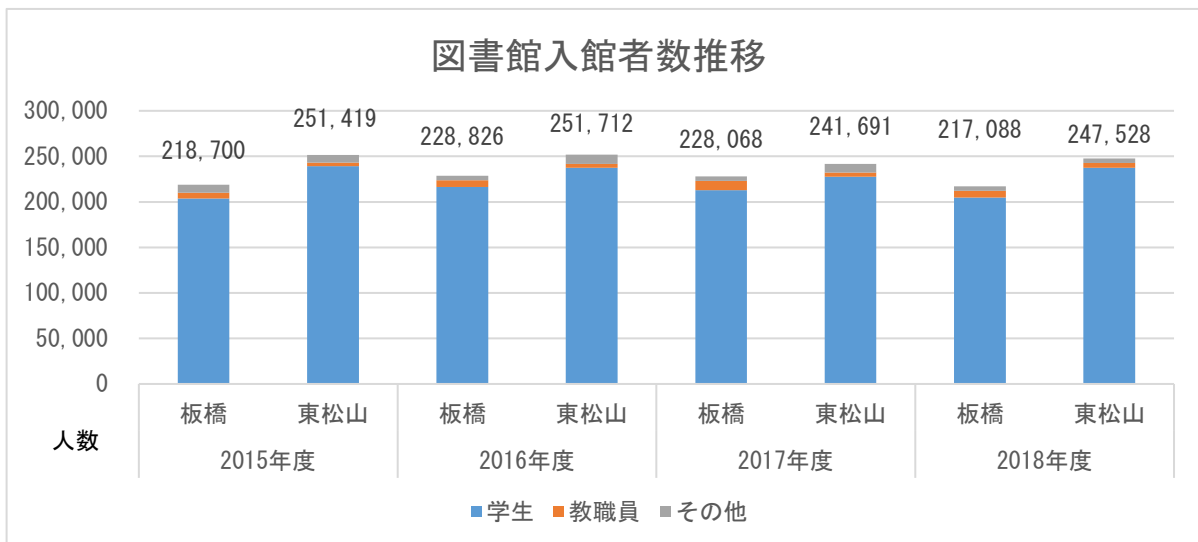
		定期試験約 2 週間前から定期試験中の平日は早朝開館 8:30～20:30	
東松山	総面積： 8,916.33 m <sup>2</sup>	図書館内の設置利用施設（名称）：閲覧室、個室閲覧室、新聞閲覧コーナー、ラーニング・commons、グループ学習室、視聴覚室、AV ホール、参考図書室、貴重書資料室、マイクロ・コピー室、パソコンコーナー、ガイダンス室、リフレッシュコーナー	
	座席数： 1,046 席	開館時間：平日 9:00～20:30（短縮 9:00～17:00） 土 9:00～16:30（試験延長 9:00～18:30） 定期試験約 2 週間前から定期試験中の平日は早朝開館 8:10～20:30	年間開館日数： 271 日

図書館、学術情報サービスを提供するため、図書館全職員数（専任、嘱託、臨職、常勤アルバイト、派遣、業務委託者の計）39 名のうち、専門的な知識を有する者として司書、司書補有資格者 24 名を配置している。

図書館入館者に関するデータは、図 8-3-6 の通りである。入館者数の推移は、東松山校舎はほぼ横ばいだが板橋校舎は 2017 年度と比較すると学部によって入館者の減少が見られ、年間で 10,980 名の減少となった。これは図書館の利用方法に慣れている 3.4 年生は図書館に行かずにスマートフォンなどから蔵書検索や貸出延長手続き、図書の取り寄せ手続きなどができるのも一つの要因と考える。2017 年度の総開館時間数は学内事情により臨時休館および短縮開館があり開館時間数が減少していたが、2018 年度は予定通り開館できたため総開館時間数は前年度より増加している。

図 8-3-6 図書館利用統計





また、図書館として、施設、設備等に関わる他の学内組織との定期的な意見交換は実施されていないと自己点検・評価しているが、図書館、学術情報サービスの提供に関して構成員（教職員、学生）へのアンケート調査を実施し、環境整備のための参考として役立てている。

以上、本学の図書館は学術情報サービスの提供も含め、その利用環境を整備していると判断する。おもな学術情報サービスと2018年度の年間利用状況（カウント回数）は次の通りである。ただしIPアドレス認証のため、アクセス数を教員と学生の区別はできない。

- 本学蔵書検索 OPAC（学内 PC からの検索数 298,859・学外からの検索数 481,875）
- 本学古典籍目録（アクセス数 2,630）
- 機関リポジトリ（文献ダウンロード件数 49,719）
- 学内 LAN で利用可能なオンラインデータベースは 30 件あり、そのうち学生が多く利用するデータベースとして次の 4 件があげられる。
  - ・テレコン 21（本文表示回数 14,176）
  - ・聞蔵 II ビジュアル（本文表示回数 60,741）
  - ・ジャパンナレッジ Lib+ 國史大辞典 Web（本文表示回数 28,220）
  - ・Ci-Nii(学術情報検索サービス)（検索回数 45,580）

#### 8-4 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究に対する大学の基本的な考えの明示

評価の視点 2：研究費の適切な支給、外部資金獲得のための支援、研究室の整備、研究時間の確保と研究専念期間の保障

評価の視点 3：TA・RA 等、教育研究活動を支援する体制の整備

本学の大学としての研究に対する基本的な考えは、DAITO VISION 2023 の具体的施策として『『開かれた知の共同体』をつくり大東らしい高度な研究を創造する』と明示している。

個人で行う学術研究の助成を目的として、専任教員（助手を除く）に年額40万円、助手に年額28万円、特任教員に年額40万円、助教に年額28万円、スポーツ・健康科学部特任助手に年額20万円の一般研究費が支給されている。また、大学独自の競争的資金として、特別研究費制度が設けられている。科学研究費等の外部資金獲得のための支援や、研究支援としてその推進を図るための業務は研究推進室が行

っている。研究室は専任教員、特任教員、助教は1人1部屋ずつ確保されている。健康科学科、看護学科の助手、特任助手、助教については共同研究室となっている。

専任教員が学術研究に専念することを目的として、国内の研究機関に教員を派遣する国内研究員制度、海外の研究機関に海外研究員、海外出張者、海外留学生として派遣する海外派遣制度が整備されており、更に専任教員の長期的視点における教育研究水準の向上を図ることを目的とした、特別研究期間制度（サバティカル）が設けられている。また、教員の授業時間の上限を定めていることも研究時間を確保することに繋がっている。

教育研究活動を支援する体制としては、「教育補助員規程」（1993年制定）により、学部・学科および研究科に置くことのできるTAの職務・資格等を定めており、現在29名（2019年7月1日現在）のTAを置いている。また、「研究補助員規程」（1990年制定）により、学科の業務に従事するとともに、所属教員の教育・研究を補佐することを目的として、研究補助員を置いている。教員の研究プロジェクト等の補助業務を行うことを目的とした研究補助者として雇用するRAは、制度化されていないが、私立大学研究ブランディング事業における研究プロジェクトにおいて2019年度よりRAに相当する業務を行う者が1名雇用されている。

また、DAITO VISION 2023の6つのヴィジョンにある「『知の共同体』としての機能を高めるための研究活動を支援する組織」として2019年4月に研究推進室を発足した。昨年度まで複数部署で分散していた研究支援に関する業務を研究推進室に一元化し、効率的かつ利便性のある全学的な研究支援を行い、本学として社会に対する発信を強化していく。

教育研究活動を支援する環境、条件について聞いた教職員アンケートの結果は表8-4-1のようになっている。

表 8-4-1

NO	設問	回答	専任教員	回答数に対する比率	非常勤講師	回答数に対する比率	専任事務職員	回答数に対する比率
39	<基準8 教育研究等環境> 教育研究活動を支援する環境、条件は整備されていると思いますか。	はい	76	32.6%	48	59.3%	26	32.9%
		いいえ	146	62.7%	33	40.7%	53	67.1%
40	上記の設問で、「いいえ」の場合不十分だと判断されたものにチェックしてください。（複数選択可）	①授業準備へのサポート体制	69	29.6%	14	17.3%	24	30.4%
		②ティーチング・アシスタントスタッフの配置	65	27.9%	12	14.8%	23	29.1%
		③リサーチ・アシスタントスタッフの配置（※現在は制度なし）	40	17.2%	3	3.7%	18	22.8%
		④外部資金獲得のための支援	59	25.3%	9	11.1%	29	36.7%
		⑤その他	25	10.7%	13	16.0%	4	5.1%

アンケート結果より、教職員にとっては教育研究活動を支援する環境、条件が整備されているとは言いがたく、今後も引き続き環境、条件の整備を行っていく必要がある。一方で研究費の支給、研究室の整備、研究時間、研究専念期間の保障等は適切であり、教育研究活動の促進を図っていると判断する。

#### 8-5 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

- 評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程の整備
- 評価の視点2：コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- 評価の視点3：研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理については、2008年制定の「大東文化大学学術研究行動憲章」および「大東文化大学研究倫理指針」（2016年10月26日より「大東文化大学研究者の行動規範」に規程名称変更）において、本学の研究活動に携わるすべての者が遵守すべき行動規範、指針を定めている。また、研究者の行動規範に

定める事項を適切に運用するとともに、問題が生じた場合の調査および措置を講ずることを目的として、全学の研究倫理委員会が設置されている。

研究活動における不正行為の防止と、不正行為が発生した際の取り扱いについては、「大東文化大学研究活動の不正行為に関する規程」において定められている。この規程では研究活動の不正行為を定義し、それらを禁止するとともに、不正行為を事前に防止するために、研究倫理教育責任者、同副責任者、研究倫理教育推進責任者、同副責任者を置き、研究倫理教育の推進を図っている。

このほか、「大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程」および「大東文化大学公的研究費の支出管理に関する取扱要領」では、研究費のうち、科学研究費助成事業をはじめとする公的機関等より交付される研究費の適正な運営・管理体制について定めている。

大東文化大学研究活動の不正行為に関する規程、大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程、大東文化大学公的研究費の支出管理に関する取扱要領は、2014年改正の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）に対応すべく改正が行われた。これにより、不正の防止体制が確立されただけでなく、研究活動の不正行為および公的研究費の不正使用が認定された場合の手続きについても、2012年制定の「学校法人大東文化学園職員懲戒規程」「学校法人大東文化学園職員の懲戒処分に関する指針（ガイドライン）」において定められることとなった。

なお、研究倫理委員会の発足後、研究倫理指針に反するとの疑義が持たれて同委員会で審議に付された案件は、2件である。

従前スポーツ・健康科学部およびスポーツ・健康科学研究科が設置していた研究倫理審査委員会および動物実験委員会を、2016年度に全学的な委員会組織とし（「大東文化大学ヒトを対象とする医学系研究に関する倫理規程」「大東文化大学動物実験規程」）、2019年度より委員会の主管をスポーツ・健康科学部事務室から研究推進室へ移管した。また、研究倫理委員会の審議事項であった利益相反に関する事項について、その取扱いを新たに設置した利益相反委員会に移管した（「大東文化大学利益相反ポリシー」「大東文化大学利益相反委員会規程」）。このことにより、ヒトを対象とする医学系研究および厚労省科学研究費補助金等に関する利益相反の判断管理は、全学的にヒトを対象とする医学系研究に関する倫理審査委員会が、その他の利益相反については利益相反委員会が行うこととなり、各委員会の所管事項が明確化された。併せて、「大東文化大学教員の兼業に関する規程」を制定し、利益相反の観点からも兼業の基準を明確化した。

また、以下のような取り組みを行っている。

- ・コンプライアンス推進会議において、学内構成員向け研究倫理研修の開催
- ・公的研究費を受け入れる教員の所属部局長、事務責任者向け一般財団法人公正研究推進協会（以下、APRIN）の研究倫理教育eラーニング（管理者コース）受講の義務付け
- ・科研費申請教員に対してAPRINの研究倫理教育eラーニング（研究者共通コース）受講の義務付け
- ・「ヒトを対象とする医学系研究に関する倫理審査」を申請する教員に対してAPRINの研究倫理教育eラーニング（医学系研究コース）受講の義務付け
- ・教員ハンドブックに「学術研究行動憲章」全文と関連諸規則名を記載

- ・研究費ハンドブックに「研究活動における不正行為の防止、研究費の不正使用の防止」について記載
- ・全教員向けに「不正行為・不正使用の防止について（約3分）」動画配信
- ・学生手帳に「研究倫理ガイドライン」を記載
- ・大学院生に対して指導教員の指示により APRIN の研究倫理教育 e ラーニング（院生コース人文科学系・生命科学系）の受講を義務付け
- ・公的研究費等の不正防止に対する取り組みをホームページに掲載

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているといえる。

8-6 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上へ向けた取り組み

本学の教育研究等環境の適切性については、施設、設備、ネットワーク環境や情報化等に関することは管理部管理課、東松山管理課、学園総合情報センター、総務部、図書館等で毎年点検・評価を実施している。教育研究活動を支援する環境や制度に関しては研究推進室、学務部及び学務局長が点検・評価を行っている。

改善への取り組みは、コンプライアンス推進会議を開催し、個人情報保護委員会等の活動状況や課題点等を報告、意見交換、情報の共有化を実施している。また、コンプライアンス全般、個人情報、研究倫理、ハラスメント防止をテーマとした研修を実施しており、教職員の意識向上等に努めている。

以上により、教育研究等環境の適切性に関する点検・評価は、適切に実施していると判断する。

## 2. 長所・特色

①看護学科新設に伴い、2号館増築棟が2019年3月に竣工し、4月より新学科のミッションである「地域包括ケアシステム」の構築を予見し得るランドマークとして供用開始している。

②緑山キャンパス（東松山市立旧緑山小学校跡地）については、主にスポーツ施設としての利用、並びに文科系課外活動や看護学科・健康科学科を核とした地域包括ケアの拠点として、地域住民との対話を通じて、開かれたキャンパスとしての機能を視野に入れた整備計画の方向性が決定し、ロードマップの策定とともに、具体的な設計段階へと進展した。

③各教室への有線 LAN ポートの設置に加えて、WiFi 無線 LAN のアクセスポイントの増強を図っており、ネットワークサービスの拡大が進んだ。現在、校舎内ほぼ全域での利用が可能となっている。エリアカバー率だけでなく、人口カバー率、たとえば、学生所有の情報端末を前提とする授業のために教室付近での帯域の確保にも努めており、体育館や運動グラウンドを含めネットワークサービスの拡大に向けた将来的計画に着手している。また、2019年度から eduroam JP の利用が可能となり、本学の研究者は学外においても、また学外から本学に来訪する研究者も煩わしい作業を経ずに安全なネットワーク利用を実現し、本学が目指す知の共同体拠点としての環境を整えつつある。

④授業支援に関しては、学籍・履修情報を管理する教学システム(Campusmate-J)とそのサブシステムを



ポータルシステム（DB ポータル）として稼働させてきた。しかしながら、操作インターフェースデザインが古く、アクセシビリティが低いために、教員の教育活動における利用率は向上しなかった。そこで、一部機能が Campusmate-J と重なるが、2018 年度からラーニングマネジメントシステム(LMS)での manaba およびスマートフォンサービス respon を全学的に導入して、授業支援の向上を図った。また、2018 年度から試験的に manaba と連動させた授業支援ボックスを設置した。これによって、manaba を活用した学生ポートフォリオ機能の活用が可能となった。

⑤情報化の進展にあわせて安全で快適な情報環境を確立するために 2018 年 3 月に「大東文化学園情報セキュリティポリシー」を制定し、教職員に周知している。

⑥DAITO VISION 2023 の 6 つのビジョンにある『「知の共同体」』としての機能を高めるための研究活動を支援する組織』として 2019 年 4 月に研究推進室を発足した。昨年度まで複数部署で分散していた研究支援に関する業務を研究推進室に一元化し、効率的かつ利便性のある全学的な研究支援を行い、本学として社会に対する発信を強化していく機能充実が図られた。

### 3. 改善すべき事項

①学生へのアンケート結果から、学生は施設設備に対してほぼ満足しているとの回答が多かったが、授業以外の過ごし場所として、グループで行動するよりもひとりで過ごせる場所の希望が高い。このことから、今後は学生が授業外の時間を快適に過ごすことのできるアメニティ施設を検討する必要がある。

②教職員、学生へのアンケートを鑑みるとバリアフリーへの対策としては、専任教員は、61.8%、非常勤講師は 28.4%、専任事務職員は 72.2%が適切ではないと回答している。中でも教室間移動については不十分との回答が多く、次いで教室のバリアフリーが不十分との結果であった。

板橋校舎では、2018 年度に 2 号館 1 階に多機能トイレを増設し、2019 年度には 1 号館トイレの改装および中央棟 4 階トイレを改装する予定である。

東松山校舎は、2019 年度に 11 号館 1 階出入口と 1 階大教室の出入口(2 室)にスロープを設ける工事を実施する予定ではあるものの、身体に障がいをもつ学生にとってスムーズな移動が容易でないところもあるため、今後も必要に応じて見直しと改善を図っていく必要性は否めない。

③板橋校舎で実施している総合的な避難訓練は、その避難訓練状況の分析から課題を見出し、訓練実施に生かされてきている。しかしながら、東松山校舎においては、実施に向けての準備段階であり、その実施は喫緊の課題と言える。

④本学 Web ページにおける操作インターフェースデザインや情報アクセシビリティにおいては、見直しが必要である。また、manaba や授業支援ボックスの導入によって、躍進的に授業・学習支援環境は整備されたが、その活用状況は、学部ごとに大きく偏っている。授業支援サービスの周知、また授業支援サービスの利用・効果の検証が不十分であるという課題が残っている。

⑤ICT 利用の推進に関しては、全学的な教学マネジメント視点から厳格な個人情報管理の徹底を前提として、学生情報を横断的に活用できる学生情報の総合データベースの構築とそこから情報を取り出して学生一人ひとりに対する適切な学習指導が行えるシステムの構築は本学の大きな課題である。

⑥「教育研究活動を支援する環境、条件が整備されていると思いますか」という問いに対して「いいえ」

と回答した専任教職員の割合は、62.7%、専任事務職員、67.1%と、その充足度の低さがアンケート調査より明らかになった。外部資金獲得のための支援、授業準備サポート体制の充実など、今後も引き続き研究教育環境、条件の整備を行っていく必要がある。

⑦コンプライアンス推進会議を開催し、個人情報保護委員会等の活動状況や課題点等を報告、意見交換、情報の共有化を実施している。また、コンプライアンス全般、個人情報、研究倫理、ハラスメント防止をテーマとした研修を実施しているが、教職員の更なる意識向上等は喫緊の課題であり、その歩みを止めることは不可避である。

#### 4. 全体のまとめ

2018年度に見直しを実施した「教育研究等環境の整備に関する方針」は、ホームページで公表しているほか、『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』（2019年5月総合企画室発行）に記載し、PDFデータで全教職員へ配信されるなど教職員に周知を図っているとおりである。その中で、「教育環境」については、以上の指針方針、並びに「学生・教職員を対象にした種々のアンケート結果」に基づいて、「校地・校舎、施設・設備の適切な維持管理・新設」「学生の満足度を勘案したキャンパス・アメニティの充実、ダイバシティを意識した機能的で豊かな施設の整備」「図書館機能の強化充実」などを着実に進めている。

また、「研究環境」については、教員のみならず、職員、学生の研究力発揮に寄与できる環境の実現、「地域社会との共生」のため、ハードとソフト両面で環境整備が進行している。

その中で、長所・特色に示したとおり、「2号館増築棟が2019年4月より供用開始」「緑山キャンパスの具体的な設計段階への進展」「校舎内ほぼ全域での利用を達成しているネットワークサービスの拡大」「manabaや授業支援ボックスの導入による躍進的な授業・学習支援環境の整備」「『知の共同体』としての機能を高めるための研究活動を支援する研究推進室の発足」など、大学の教育改革に資する環境構築、大学の主体である学生にとって満足度が更に高まる環境整備に向かって邁進している。

しかしながら、「昨今の学生の一般的な意識やニーズや個人に必要な合理的配慮を視野に入れた施設・キャンパス・アメニティの充実」「授業・学習支援環境は整備されたものの、授業支援サービスの周知、また授業支援サービスの利用・効果の検証の必要性」「情報を取り出して学生一人ひとりに対する適切な学習指導が行えるシステムの構築」など、更に一步時代の先を行く諸環境の整備・拡充が課題として取り上げられている。また、「研究推進室」は発足されたものの教職員にとっては教育研究活動を支援する環境、条件が整備充足されているとは言い難い。さらには、東松山キャンパスにおける消防訓練の未実施や研究倫理に対するコンプライアンスの徹底も喫緊の課題である。

以上、長所・特色、今後の課題について概観をしてきたが、直接的な評価（学生・教職員に対する種々のアンケート結果）から、現状や課題の洗い出しや検討がなされてきたことは意義あることである。今後、ステーク・ホルダーのニーズも踏まえ、大学が抱える全てのデータ分析を深化させ、表面に現れない長所・特色、あるいは改善点、更には将来に向けた実現可能な数値目標を見出すことが必要である。

## 第9章 社会連携・社会貢献

### 1. 現状説明

9-1 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針の適切な明示

本学は2013年度に、大学基準を構成する10の基準に従って、「大東文化大学基準別基本方針」を策定し、その一つとして「社会連携・社会貢献に関する方針」を定めた。方針はホームページで公表しているほか、リーフレット『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』（2016年2月総合企画室発行）に記載し、教職員に周知を図っている。また「大東文化大学基準別基本方針」は、公益財団法人大学基準協会が定める「大学基準」に沿って2018年度に改訂（2018年12月17日大学評議会承認）され、その内容は、以下のとおりである。

#### 社会連携・社会貢献に関する方針

##### 基本方針

地域交流・社会貢献活動を推進し、「知の拠点」として地域社会から信頼される大学を目指す。

本学は、その有する知的、人的及び物的資源を活用して、社会に有為な人材を育成するとともに、社会から負託された役割を自覚し、公正で持続可能な社会の形成とその発展に貢献する。

このため、社会連携・社会貢献の分野では、本学が展開する教育研究活動の成果を適切に社会へ還元するとともに、教職員による社会貢献活動の一層の活性化と学生主体の社会貢献活動を推進するための指導・支援体制の強化を図る。そのことが本学における教育研究の充実と質の向上に繋がり、また自主性に富み、社会性とグローバルな視座をもった学生を育成するためには極めて有益であるとの考えからである。

ついては、上記の目標を達成するため、以下の6つの方針の下に取組みを進める。

##### 1. 学生に対する社会貢献活動への参加の奨励とボランティア活動推進のための環境整備

学生が主体的に学び、思いやりと豊かな人間性、協調性、責任感をもって社会に貢献することのできる人間を育てる場として、学内、学外を問わず学生に対しボランティア活動等の社会貢献活動への参加を奨励し、そのための環境整備に努める。

##### 2. 自治体との連携協働の推進と研究教育活動の促進

本学が展開する教育研究活動の成果を適切に社会へ還元するとともに、地域課題や地域政策をテーマとした本学と自治体との連携協力による協働研究事業（本学教職員と自治体職員とによる共同の調査研究活動）を推進し、その研究成果を自治体政策の企画・立案に繋げていく。とくに地域連携協定を締結している自治体との連携協力事業をさらに充実、発展させるとともに、これら自治体における学校教育、社会教育、リカレント教育をはじめ、文化・芸術活動、スポーツ活動、福祉・医療活動、産業・経済の振興、地域の活性化などに貢献することにより、「知の拠点」として地域社会から信頼される大学を目指す。

### 3. 産学公民連携の高度化・進展化と地域交流の拡大、推進

多様な高等教育やリカレント教育を展開するとともに、地域社会が抱える諸課題を解決し、地域の自立と発展を促すことにより、持続可能な地域社会の構築とその発展に寄与することを目的とする大学・研究機関、企業、自治体、市民セクターが参加する、いわゆる産学公民連携について、これを積極的に推し進める。とくに本学のキャンパスが所在する東京都板橋区や埼玉県東松山市とその周辺地域において、産学公民連携でプラットフォームを組織し、その活動を積極的に展開しつつ、地域交流を拡大していく。

### 4. オープンカレッジ・公開講座の充実と連携型生涯学習事業への協力、支援の強化

地域連携センターが中心となって展開している本学の生涯学習事業オープンカレッジの企画・運営の充実を図る。とくに本学の特色ある教育研究活動を反映したアカデミックな講座の開講数を増やすよう努める。あわせて学内の諸機関が実施している公開講座等の拡充を図るとともに、その広報を強化する。

東京都板橋区ほかの自治体連携生涯学習講座については、そのニーズを探りながら、新たな展開も視野に入れつつ、内容の充実と事業の拡大を目指す。また自治体及び関係機関・団体からの各種講座への講師派遣依頼に対しては積極的に応え、地域との信頼関係をより強固なものとしていく。

### 5. 社会連携・社会貢献活動を支援する体制の整備

本学が「知の拠点」として地域社会から信頼される大学となるための社会連携・社会貢献に関わる政策は、本学の生き残りをかけた戦略の主要な柱の一つであり、その政策のもとで展開する諸事業は不可欠のものである。そこで、社会連携・社会貢献事業を推進する司令塔機能と諸種の活動をバックアップする組織体制の整備を進める。あわせて多くの教職員が社会連携・社会貢献活動へ積極的に参加できるような体制を整備する。

### 6. 社会連携・社会貢献活動の実施状況及び効果の検証

社会連携・社会貢献活動の実施状況に関する実態の把握とそれらに対する評価及び効果の検証を定期的に行う。

また、2023年の創立百周年に向けて策定した「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」（2014年2月17日）のビジョン5に、「『学術の中心』として地域と連携・共同し、社会の発展に貢献する」ことを掲げ、以下の4つの取り組みを強化することとしている。

- ① 地域の生涯学習の拠点となり、学習・文化活動の発展に貢献する。
- ② 地域の諸課題解決のための共同研究を発展させる。
- ③ 学生の地域参加型学習の機会を増やす。
- ④ ボランティア活動を支援し、拡大していく。

また、社会連携・社会貢献に関する方針は、他の基準別各方針とともに常に検証し、必要があれば修正を行う。

以上により、教育研究活動の成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を策定し、社会へ公表していると判断する。

9-2 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

評価の視点4：社会連携・社会貢献に関わる他の組織間との連携

## I. 社会連携・社会貢献に関する本学の取り組み及び教育研究成果の社会還元についての現状

全学的観点から本学における社会連携・社会貢献などの活動への取り組み及び教育研究成果の社会還元に関する現状を把握するため、2018年度は各部署における組織的、団体的な社会連携・社会貢献活動に関し調査を行い、その実態を明らかにし、報告した。さらに第二弾として、2019年度は本学教職員の個人レベルでの社会連携・社会貢献活動への取り組み状況に関し実態調査を行い、本学全体で現状がどのような状態にあるかを明らかにすることに努めた。以下はその報告である。

社会連携・社会貢献活動について、2018年度の「社会連携・社会貢献活動に関する実態調査」（本学の各学部・学科と学部附置研究所、大学院の全研究科、附属機関（図書館、ピアトリクス・ポター資料館、東洋研究所、書道研究所）、学園総合情報センターを含む全センター及び大東文化歴史資料館が主体となって組織的に取り組んだ社会連携・社会貢献活動に関する調査）に続き、2019年度は本学の専任の教育職員（助教、助手、特任教育職員を含む。）及び事務職員・医療職員・技能職員等（パートタイム・アルバイト職員を除く。以下「事務職員等」という。）が個人として取り組んだ（取り組んでいる）社会連携・社会貢献活動に焦点を絞り、「2019年度地域・社会貢献活動に関する実態調査」を実施した。以下は、その調査の概要である。

### 【2019年度地域・社会貢献活動に関する実態調査の趣旨】

大学の地域貢献・社会貢献は、近年急速に論じ始められた課題であるが、大学とりわけ私立大学の場合には、いずれもその建学（創設）以来、教職員のさまざまな活動や学生あるいは卒業生の輩出を通じて、一貫して地域を活性化する人材を育成し、地域の賑わいの創出に貢献してきた。それにもかかわらず、大学の地域貢献・社会貢献がこれほどまでに問われるのは、大学が行っている種々の地域・社会貢献活動が社会全体に浸透し、認識され、またそれらの活動が市民の目に留まるところまで可視化されていないからではないだろうか。これに関しては、大学側にも反省すべき点があるかもしれない。

本学は、2014（平成26）年2月に策定した本学の総合的な中期計画「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」において、創立100周年となる2023（令和5）年に向けた本学の将来像を明示した6つのビジョンの一つとして、「地域・社会貢献（「学術の中心」として地域と連携・共同し、社会の発展に貢献する）」を掲げている。

本学は、その有する知的・人的・物的資源を活用して、社会に有為な人材を育成し、輩出するとともに、社会から負託された役割を自覚し、公正で持続可能な社会の形成とその発展に寄与することを求められている。とくに「社会連携・社会貢献」の分野においては、本学が展開する教育・研究活動の成果を適切に社会へ還元するとともに、教職員による地域・社会貢献活動の促進と学生主体の社会参加及び社会貢献活動を推進するための指導・支援体制の強化を図る必要がある。そのことが本学における教育・研究の充実と質保証に繋がり、また自主性と社会性に富み、グローバルな思考をもった学生を育成するためにも極めて有意義であると考えている。

このような考えのもとに、2018（平成30）年度は、この先全学的観点から社会連携・社会貢献活動を推進するため、2013（平成25）年6月に実施した「地域志向活動基礎調査」以降、全学でどの程度社会連携・社会貢献活動が進展しているか、その実態を把握するための基本調査を行った。それは第三期認証評価を受審するにあたっての根拠資料を作成するため、その基礎データを収集する意味もあった。そして2019年度は、全学的な推進体制の具体化に向けて、昨年度の各学部・学科、部署等における組織的・団体的な社会連携・社会貢献活動に続き、本学の教育職員、事務職員等の個人的な活動に焦点を絞り、実態調査（意識調査を含む。）を実施した。

したがって、今回の調査対象者は、すべての学部・学科と学部附置研究所、大学院の全研究科、附属機関（図書館、ピアトリクス・ポター資料館、東洋研究所、書道研究所）、学園総合情報センターを含む全センターと大東文化歴史資料館に所属する専任の教育職員と事務職員等及びその他部署の事務職員等とした。ただし、今回の実態調査では、大東文化大学第一高等学校及び大東文化大学附属青桐幼稚園の教職員については、対象外とした。調査対象期間については、前回実態調査との関連を勘案して2013年4月1日から2019年3月31日までとした。

また、今回の実態調査においても、調査対象分野に関しては、前回調査に引き続き2013年の「地域志向活動基礎調査」に倣って、(1)教育活動の分野（専門分野における教育活動としての社会参加、地域・社会貢献などの活動、例えば「地域課題の解決に資する学習」、「地域が求める人材の育成」などを目的とした主に教育上の取り組み【C票】）、(2)研究活動の分野（専門分野における研究成果等の社会還元、専門的な知見等を活用した社会参加、地域・社会貢献などの活動、例えば「研究成果等の社会への還元」、「地域課題の解決に寄与する調査・研究」、「組織（学部学科、研究科、研究所等）が有する諸資源を活用した技術・技能等の指導」などを目的とした主に研究上の取り組み【D票】）、(3)その他の社会貢献活動の分野（教育・研究活動の分野以外の社会参加、社会貢献の活動、例えば「地域の産業、経済、社会の活性と発展に寄与する支援」、「地域住民の福祉、健康等の増進に寄与する支援」、「児童・青少年の健全育成への支援」、「高齢者、社会人等の生涯教育・リカレント教育への支援」などを目的とした取り組み【E票】）の3分野としたが、加えて今回の実態調査がもつ性格を勘案し、(4)回答者の属性（「所属する教育研究組織・部署名」、「氏名（記入は任意）」、「職種（教育職員、事務職員、医療職

員・技能職員等)」、囲で記入「職位」、「勤務年数」、「性別」、「年齢 (20～29 歳、30～39 歳、40～49 歳、50～59 歳、60～69 歳、70 歳～)」、「居住地域」など。ただし、「所属する教育研究組織・部署名」以外は、差支えない範をお願いした。) について (【A 票】) と(5)本学の学生、教職員が社会参加、地域・社会貢献などの活動へ従事することについて、その考えや課題についての意識 (【B 票】) を追加し、実施した。

### 【2019 年度地域・社会貢献活動に関する実態調査結果の概要】

今回の実態調査では、上記 (1) ～ (3) の活動分野ごとの活動実績ほか、(4) 回答者の属性、(5) 本学における社会参加、地域・社会貢献活動のあり方などについて、すべての調査対象者に回答をお願いした。以下にその調査結果の概要を記述する。

#### 1. 回答者の属性について 【A 票】

回答者は全部で 155 名であるが、質問項目によって回答件数が異なっている。

(1)所属する教育研究組織・部署名については、回答数 155 件で、内訳は以下の通りである。①文学部及び文学部事務室 11 件、②経済学部及び経済学部事務室 5 件、③外国語学部及び外国語学部事務室 10 件、④法学部及び法学部事務室 5 件、⑤国際関係学部及び国際関係学部事務室 3 件、⑥経営学部及び経営学部事務室 6 件、⑦スポーツ・健康科学部及びスポーツ・健康科学部事務室 19 件、⑧社会学部/環境創造学部及び社会学部事務室 6 件、⑨大学院事務室 1 件、⑩図書館事務部 4 件、⑪入学センター事務室 1 件、⑫学生支援センター事務室 1 件、⑬キャリアセンター事務室 4 件、⑭教職課程センター事務室 1 件、⑮国際交流センター事務室 1 件、⑯地域連携センター事務室 1 件、⑰学園総合情報センター事務室 1 件、⑱学務部 1 件、⑲東松山教務事務室 1 件、⑳監査室 1 件、㉑総合企画室 3 件、㉒研究推進室 1 件、㉓総務部 2 件、㉔管理部 2 件、㉕東松山事務部 1 件、㉖不明 63 件である。

(2)氏名の記載があった回答は、64 件である。

(3)職種別では、155 件の回答中、教育職員が 106 件 (68.4%)、事務職員等が 49 件 (31.6%) である。

(4)職位について記載のあった回答は、101 件であり、教授 38 件 (37.6%)、准教授 20 件 (19.8%)、事務職員 (7 級) 7 件 (6.9%)、助教 4 件 (4.0%)、その他 32 件 (31.7%) である。

(5)勤務年数について記載のあった回答は、117 件であり、最も多いのが 1 年以上 2 年未満の 20 件 (17.1%) で、次いで多いのが 2 年以上 3 年未満の 10 件 (8.5%) である。

(6)性別について記載のあった回答は、119 件であり、男性が 73 件 (61.3%)、女性が 46 件 (38.7%) である。

(7)年齢について記載のあった回答は、117 件であり、40～49 歳が 36 件 (30.8%)、60～69 歳が 28 件 (23.9%)、50～59 歳が 26 件 (22.2%)、30～39 歳が 19 件 (16.2%)、20～29 歳が 7 件 (6.0%)、70 歳～が 1 件 (0.9%) である。

(8)居住地域について記載のあった回答は、125 件であり、最も多いのが埼玉県 (さいたま市以外)

の56件(44.8%)で、次いで多いのが東京都(23区内)の32件(25.6%)、そして東京都(23区以外)の14件(11.2%)、その他地域23件(18.4%)である。

## 2. 本学の学生、教職員が社会参加、地域・社会貢献などの活動に従事することについて、その考えや課題についての意識【B票】

- (1) 本学で、学生の社会参加、地域・社会貢献活動をどの程度推進・推奨していると思うかを、「良く推進している」から「ほとんど推進していない」までを5段階で聞いたところ、回答数152件で、「よく推進している」が11.8%、「推進している」が47.4%、「どちらともいえない」が33.6%、「推進していない」が7.2%で、評価する意見が6割弱であった。
- (2) 本学で、社会参加、地域・社会貢献などの活動をテーマとした具体的な学習活動をカリキュラムに組み込むとしたら、どのような形態がよいと思うかについて聞いたところ、回答数153件で、「全学で選択とする」が47.1%で最も多く、次いで「一部の学部・学科で選択とする」が20.3%、「全学で必修とする」が15.7%と続き、「一部の学部・学科で必修とする」と「その必要がない」がいずれも7%弱であった。この結果から推測すると、導入の形態はどうか、この種の講座を設置することが求められていると判断できる。
- (3) 本学で、学生の社会参加、地域・社会貢献活動に対し、単位の認定を行うとしたら、どのような形態がよいと思うかについて聞いたところ、回答数152件で、「それぞれの学部・学科の判断で行う」が48.7%で最も多く、次いで「全学で統一して行う」が41.4%で多く、「その必要がない」は8.6%であった。全学的に学生の「インターンシップ」、「地域・社会貢献」などに関する科目を設置する場合には、このあたりの調整が必要となるかもしれない。
- (4) 学生が社会参加、地域・社会貢献活動を行うことによって得られる教育的効果にはどのようなものがあると思うかについて、複数回答を可として聞いたところ、回答者は153名で、①「社会人基礎力、コミュニケーション能力が培われる」が119件(77.8%)、②「社会性や大人との接し方が身につく」が117件(76.5%)、③「主体性、自主性、積極性などが養われる」が103件(67.3%)、④「判断力、問題解決力などが培われる」が72件(47.1%)、⑤「自律性が養われる」が56件(36.6%)などの意見が多かった。学生がこれらの活動に参加することによって、社会人として自立が早まるとの肯定的な意見が多いと判断した。
- (5) 本学で、学生が社会参加、地域・社会貢献を行ううえで、課題となっていることがあると思うかについて、複数回答を可として聞いたところ、回答者は153名で、①「大学側の人手・人材が不足している」と「教職員が教育、研究、学内業務等で多忙であり、その協力が得られない」がいずれも75件(49%)、②「社会参加、地域連携・社会貢献の意義が学内に浸透していない」が73件(47.7%)などで比較的多かった。その他目に留まった意見としては、③「学生の参加意欲を高める工夫がしにくい」が56件(36.6%)、④「大学に担当窓口・部署がない」と「予算の確保ができない」がいずれも49件(32%)、⑤「学生が活動する適切な場所が見つからない」が42件(27.5%)あり、「人事評価に反映されないので、教職員の協力が得られない」26件(17%)、「学生を社会貢献活動に参加させる効果が実感できない」13件(8.5%)などの意見もあった。



- (6) 社会参加、地域・社会貢献活動などを行うことが研究活動の推進に繋がると思うかについて、複数回答を可として聞いたところ、回答者は153名で、①「地域社会のニーズに沿った研究活動の推進ができる」が91件(59.5%)で最も多く、次いで②「大学全体の研究活動の充実及び質の向上に繋がる」が67件(43.8%)、③「国内の大学、研究機関等との連携・協力の機会が増える」が61件(39.9%)などでこれに続き、④「外部からの研究資金の獲得に繋がる」47件(30.7%)、⑤「研究成果の国内及び海外への発信が増える」37件(24.2%)のほか、「海外の国際機関及び大学、研究機関等との連携の機会が増える」22件(14.4%)、「大学としても、個人としても研究活動の推進には繋がらない」17件(11.1%)などの意見もあった。概して肯定的な意見が多かったと理解している。
- (7) 大学が社会参加、地域・社会貢献などの活動に取り組むことに対し、その重要性がどの程度あると思うかを、「とても重要である」から「まったく重要でない」までを5段階で聞いたところ、回答数が151件で、「重要である」が71件(47%)、「とても重要である」が47件(31.1%)、「どちらともいえない」が25件(16.6%)、「あまり重要でない」・「まったく重要でない」が8件(5.3%)であり、この種の社会活動の重要性に理解を示す意見が8割弱となっている。
- (8) 本学において社会参加、地域・社会貢献などの活動が現状どの程度行われていると思うかについて、「とてもよくできている」から「まったくできていない」までを5段階で聞いたところ、回答数152件で、「どちらともいえない」が90件(59.2%)、「よくできている」が32件(21.1%)、「とてもよくできている」が3件(2%)、「あまりできていない」26件(17.1%)、「まったくできていない」が1件(0.6%)であった。この結果から推測できることは、本学においてこの種の社会活動がまったく行われていないという評価はないとしても、多くの教職員はあまり推進されていないという理解に立っていると思われる。
- (9) 本学の学生、教職員が行っている社会参加、地域・社会貢献などの活動についてどの程度知っているかを、①学生が行っている活動と②教職員が行っている活動とに分けて、どちらも「よく知っている」から「まったく関心がない」までを5段階で聞いたところ、回答数153件で、①学生が行っている活動に関しては、「少し知っている」が70件(45.8%)、「よく知っている」が8件(5.2%)、「あまり知らない」が65件(42.5%)、「まったく知らない」が8件(5.2%)、「まったく関心がない」2件(1.3%)であり、「知っている」と「知らない」がおおよそ半々であった。②教職員が行っている活動に関しては、「少し知っている」が71件(46.4%)、「よく知っている」が6件(3.9%)、「あまり知らない」が61件(39.9%)、「まったく知らない」が13件(8.5%)、「まったく関心がない」が2件(1.3%)であり、こちらも「知っている」と「知らない」がおおよそ半々であった。
- (10) 本学において、教職員が社会参加、地域・社会貢献などの活動を行うにあたって、課題となっているのはどのようなことだと思うかについて、複数回答を可として聞いたところ、回答者は152名で、①「教育、研究、学内業務等の負担が重く、社会参加、地域・社会貢献などの活動にまで教職員の協力を得ることが難しい」が83件(54.6%)、②「大学の人手・人材が不足している」が76件(50%)、③「地域との連携や活動の意義が学内において浸透していない」66件(43.4%)、④

「社会参加、地域・社会貢献などの活動を行うための予算が確保できない」44件（28.9%）、⑤「大学に社会参加、地域・社会貢献などの活動を推進する担当窓口・部署がない」と「適当な連携先が見つからない」とが共に36件（23.7%）、⑥「人事評価に反映されていないので、教職員の協力が得られない」31件（20.4%）、⑦「兼職の承認に関する手続きが煩雑で、活動が躊躇われる」が24件（15.8%）、⑧「地域との連携や活動の効果が実感できない」が18件（11.8%）、⑨「地域連携協定を締結しているが形骸化している」16件（10.5%）などとなっている。この結果からは、人材の育成、負担の軽減、活動へ参加することに対するインセンティブ、予算の確保、活動の推進・支援体制の整備・強化などの課題が改めてクローズアップされている。

### 3. 活動分野別の主要な地域・社会貢献活動事例【C票】【D票】【E票】

以下は、3つ分野（教育活動、研究活動、その他の社会貢献活動）について、本学の教育職員、事務職員等が個人として取り組んだ（取り組んでいる）主要な活動事例である。

#### 【教育活動の分野】

本学の教育職員、事務職員等がそれぞれの専門分野における教育活動として取り組んだ主要な社会参加、社会貢献などの活動について、具体的に記述されたものを以下のように分類、整理し、その件数を記載する。

##### (1) 教育ボランティア活動（33件）

- ① 就学前の児童に対する学習、スポーツ等の指導・支援活動（0件）
- ② 小・中・高校生に対する学習、スポーツ等の指導・支援活動（15件）
- ③ 社会人、高齢者等に対する生涯学習、スポーツ、芸術・文化、福祉、医療・健康等に関する指導・支援活動（3件）
- ④ その他の教育支援活動（15件）

##### (2) 各種の機関・団体等での講演会、セミナー等の講師・アドバイザー等としての活動（33件）

- ① 講演会、公開講座、研修会等での講演者（3件）
- ② セミナー、シンポジウム、研修会等での講師・アドバイザー等（パネリスト、シンポジスト、コーディネーター等を含む）（17件）
- ③ その他の活動における指導者等（13件）

#### 【研究活動の分野】

本学の教育職員、事務職員等がそれぞれの専門分野における研究成果等の社会への還元、専門的な知見等を活用して取り組んだ主要な社会参加、地域・社会貢献などの活動について、具体的に記述されたものを以下のように分類、整理し、その件数を記載する。

##### (1) 学術学会・研究会等の活動（44件）

- ① 役員（理事長（代表理事）、副理事長、常任理事、理事、監事、評議員、事務局長など）、顧問等（30件）
- ② 学会誌等の編集委員、査読委員（6件）
- ③ 幹事、事務局員その他スタッフ（8件）

##### (2) 国及び地方公共団体（都道府県・市区町村）の審議会、委員会、調査会等の委員としての活動

(31件)

- ① 各種の審議会、委員会、調査会等の会長、委員長、座長、委員、調査員等(27件)
  - ② 各種の審査会、検討会、専門委員会等の審査員、評価委員、専門委員等(1件)
  - ③ その他委員会等の委員など(3件)
- (3) 公益団体・機関・研究所等(独立行政法人その他の公益法人など)の会長、理事長、代表理事、理事、監事、評議員、顧問、専門調査員、研究員などとしての活動(10件)
  - (4) 国・地方公共団体、公益団体・機関その他の公的機関が実施する各種試験等の委員(出題・採点、考査、面接等の委員)としての活動(7件)
  - (5) 民間事業者(企業等)の役員(社外取締役、監査役等)、事業者団体等の理事、監事、評議員、幹事、委員等としての活動(3件)
  - (6) 各種の団体・機関等が実施する講演会、公開講座、シンポジウム等の講師などの活動(51件)
  - (7) 上記以外の専門分野に係る社会貢献活動(14件)

#### 【教育活動・研究活動の分野以外の社会貢献活動】

本学の教育職員、事務職員等が上記2つの活動分野以外に取り組んだ主要な社会参加、地域・社会貢献などの活動について、具体的に記述されたものを以下のように分類、整理し、その件数を記載する。

- (1) 地域の活性化、産業振興、まちづくり等の活動に対する協力・支援活動(2件)
- (2) 地域の防災組織その他地域活動団体等の役員、スポーツ少年団・子ども会等の指導者、社会福祉協議会の役員、民生委員・児童委員、保護司、町内会・自治会等の役員、その他団体等の役員としての活動(28件)
- (3) 上記以外の社会貢献活動(20件)

## II. 地域交流・国際交流事業への参加の現状

### 【地域交流・地域連携に関わる事業の展開】

本学は、キャンパスが所在する東京都板橋区、埼玉県東松山市を始め、埼玉県ふじみ野市、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、群馬県太田市、宮城県東松島市などと包括的な地域連携協定を締結し、積極的に連携事業を展開するとともに、各自治体を実施する事業に対し教職員や学生を派遣して事業運営に協力するなど、地域交流を活発に行っている。以下に主要な連携・交流事業を記述する。

東京都板橋区とは早くから連携事業を展開しており、2000年4月から始まった本学教員と板橋区職員との協働研究事業「地域デザインフォーラム」は、2019年度から第9期(1期の研究期間が2年間)の共同調査研究活動が行われている。この研究成果は、『地域デザインフォーラム・ブックレット』(現在、第27号まで発行)に収められ、公表されるとともに、板橋区の政策立案に寄与している。さらに中板橋商店街活性化促進事業である「なかいた環創堂」、高島平団地の活性化を目的とした「みらいネット高島平」などの事業のほか、板橋区と板橋区内6大学(大東文化大学、淑徳大学、東京家政大学、帝京大学、日本大学医学部、東洋大学)のネットワーク「板橋区大学連携連絡会」(本学と淑徳大

学が運営幹事校)では、教育・学術研究の発展と活力ある板橋の形成を目指し、板橋区と6大学が一体となって連携事業を展開している。

埼玉県東松山市との連携事業の取り組みでは、まず産学公連携(山崎製パン、大東文化大学、東松山市)の取り組みとして、本学学生が新商品(東松山やきとり風ランチパック)の企画・開発と広報・販売促進などの活動に直接関わり製品化に漕ぎ着け、当該商品は売上が好調で、大変好評を博した。

次に東松山市内在住の小学4年生から6年生を対象とする「子ども大学ひがしまつやま」(定員50名)は、毎年度大変好評で、募集開始後すぐに定員が充足される状況である。さらに東松山市を中心に比企地域の一大イベントである日本スリーデーマーチの開催にあたっては、協賛団体として協力するとともに、教職員、学生が参加し、20kmのクリーンウォークを実施するなど、大会の盛り上げに貢献している。また2017年度から始まった、若者の新しい視点を活かした中心市街地活性化事業「まちなかりノベーション」は、東松山市の地方創生事業の一環として5大学・短期大学(大東文化大学、立正大学、武蔵丘短期大学、東京電機大学、山村学園短期大学)の学生と事業者、行政がスクラムを組んでイベントの企画・運営、特産品を活用した新商品や新メニューの開発、商店街の空きスペースを活用した子どもたちへの学習支援を行ってきた。この枠組みは、その後東松山市と比企地域5大学・短期大学連携のプラットフォーム「比企地域大学等連携協議会」に発展し、「比企地域・教育の活性化」(目標)を掲げて、地域ニーズの発掘、スタディフィールドの共有・連携による取り組みの広報、地域の魅力発信などの活動を展開している。なお本学では、2018年度から、東松山周辺地域の方に大学へ親近感を抱いてもらうことを目的に東松山キャンパス見学会を開催しており、本学教員や学生によるワークショップ、演奏会などの体験プログラムと、学内の教育研究・スポーツ施設等の案内や学食の利用体験などのキャンパスガイドツアーを実施して、地域の方々に喜ばれている。

埼玉県ふじみ野市との連携事業では、主にふじみ野市からの派遣要請に応じて教職員や学生を派遣し、「エコラボフェスタ」、「スポーツ指導者講習会」、「アートフェスタふじみ野」、「中学生スキルアップ(バスケットボール)教室」、「ふじみ野市新春ロードレース大会」などの実施、運営等に協力している。

宮城県東松島市との関係構築は、2011年3月11日に発生した東日本大震災後の本学相撲部学生による応援活動「ちびっこ相撲」に始まり、2013年からは毎年、管弦楽団の学生による「フレンドシップコンサート」(2018年度までに6回実施)が開催されているほか、ローバースカウト部の長期に及ぶボランティア活動、応援団による応援活動などに繋がり、2015年度から「東松島フレンドシッププロジェクト」(本学と東松島市との交流事業)として新たな展開をみて、2017年1月の大東文化大学・東松島市地域連携基本協定の締結へと結実している。同時に、2016年度からは東松島市の地域課題をテーマに「東松島フレンドシップPBL」(2018年度からは東松島市職員及び本学職員の職員研修をも兼ねて、東松島フレンドシップSD-PBLへ移行した。)事業がスタートし、さらに2018年度に被災地学生支援特別奨学生制度「希望の樹奨学金」が創設されたことにより、2019年度自己推薦入学試験及び被災地学生支援特別奨学生選抜試験に東松島市出身の高校生が1名合格し、入学した。これに

より、本学と東松島市との関係はさらに強固なものとなり、交流活動が一層発展していくと予想される。

上記に記述した取り組み以外にも、本学は次のような地域連携協定を各自治体と締結し、地域交流・地域連携に関わる事業を行っているが、2019年4月30日の時点で地域連携協定を締結している自治体は、次の7市区町であり、他に1市と締結に向けた協議が進行している。東京都板橋区（「板橋区と大東文化大学の地域連携に関する基本協定」）、埼玉県東松山市（「東松山市と大東文化大学との連携協力に関する包括協定」）、埼玉県ときがわ町（「地域連携共同研究協定」）、埼玉県鳩山町（「鳩山町と大東文化大学の地域連携に関する基本協定」）、宮城県東松島市（「東松島市と大東文化大学との地域連携基本協定」）、埼玉県ふじみ野市（「ふじみ野市と大東文化大学との地域連携に関する包括協定」）、群馬県太田市（「太田市と大東文化大学との連携協力に関する包括協定」）との間で協定を締結し、各種の連携事業を展開している。

なお、協議が整って、2019年8月に埼玉県久喜市と「久喜市と大東文化大学との連携協力に関する包括協定」を締結した。

### 【国際交流に係る事業】

本学における国際交流事業は、国際交流センターが所管し、対外的な窓口となり、連携事業を推進している。本学の教職員や学生（留学生を含む。）が参加し、または事業の企画、運営等に関わり実施された主なものとして、以下の事業が挙げられる。

埼玉県が主催する「グローバルキャンプ埼玉」に毎年学生が参加している。

埼玉県東松山市国際交流協会が主催する国際交流事業である「浴衣まつり（年2回）」、「外国人日本語スピーチコンテスト（年1回）」、「国際交流バスツアー（年2回）」、「国際交流パーティー（年1回）」などに留学生を中心に学生を派遣している。

埼玉県内の小・中学校、高等学校（川越市立高階南小学校、鶴ヶ島市立藤中学校、東松山市立南中学校、ときがわ町立玉川中学校、埼玉県立坂戸高等学校など）で行われている異文化国際理解授業に留学生が参加し、授業の展開に協力している。

板橋区主催の外国人留学生を対象とした防災訓練（場所：本学板橋キャンパス）、外国人日本語スピーチコンテスト（会場：板橋区グリーンホール）、板橋区夏期サマープログラム（2018年度、モンゴルで実施）などに学生を派遣し、事業に協力している。

## III. 代表的な社会連携・社会貢献活動一覧

これまでに記述したもの以外にも本学では、さまざまな地域交流、国際交流に係る事業を実施し、または自治体等が実施する事業に協力している。

以下は、本学が取り組んでいる代表的な社会連携・社会貢献活動の一覧である。

### 1. 地方自治体等との連携

#### （1）東京都板橋区と連携

##### ① 大東文化大学と板橋区教育委員会との共催公開講座（2018年度）

※板橋区教育委員会との共催講座は、2011年度から隔年で開催している。

2018年度は開講せず、次回は2019年度に開講の予定である。

②なかいた環創堂の活動（2018年度）

事業名	日程	概要
①さくら祭への協力と参加	2018年4月1日(日)	中板橋商店街主催「さくら祭」に参加し、屋台出店の協力をした。
②へそ祭りへの協力と参加	2018年7月22日(日)	「へそ祭り」の準備作業の協力と参加。準備、広報活動、踊り、屋台出店などを実施。
③はじめてのおつかいへの協力	2018年10月14日(日)	中板橋商店街主催の「はじめてのおつかい」への企画や当日の運営協力。参加した子供たちの見守りや警備を実施。
④中板橋商店街歳末「ウインターセール」でのイベント企画・実行	2018年12月9日(日)	「ウインターセール」の企画、飾り付け、広報活動の協力。巨大ロールケーキを来街者に無償で提供。管弦楽団の演奏会や子ども向けの工作コーナーを企画し実施。
⑤3者間連絡会議（通称：フライデーナイト）	毎月第4金曜日	商店街、学生、教職員の3者間で毎月第4金曜日に実施。商店街で開催されるイベントの企画やその他活動に関する会議を実施。

③上記以外の板橋区との地域連携事業（2018年度）

板橋区審議会等委員と大東文化大学関係者

氏名等	所属機関等名称	委嘱期間
中野 紀和（経営学部教授）	板橋区郷土資料館運営協議会委員	H29.4.1～H31.3.31

板橋区と大東文化大学との連携事業について

主管課	事業名	内容
生きがい推進課	高齢者大学校【グリーンカレッジ】	講師派遣等。
教育委員会事務局生涯学習課	大東文化大学公開講座（隔年実施）	大東文化大学と板橋区教育委員会が共催して、区内在住・在勤・在学者を対象に大学公開講座を実施。
総務部人事課	地域デザインフォーラム	地域社会の様々な課題について、区と大学が「協働」し、解決策を共同研究している。平成12年度から始まり、平成29年度から30年度まで第8期を実施。
総務部人事課	平成30年度MOTENASHIプロジェクト「大学連携講座」	東京オリンピック開催に向けて区民と区職員が共に学ぶことを目的に、「板橋の魅力伝えるもてなし英語（中級）」（全8回2コース）を実施。本学教員を講師として派遣。
産業経済部産業振興課	起業アイデアコンテスト	平成14年地域デザインフォーラムの一環で始まった学生向けビジネスアイデアコンテスト。行政側の視点から外部オブザーバー・第二次審査委員で参加する。

板橋区大学連携連絡会における連携事業

事業名	日程	概要
①区役所1階情報スペースにおける6大学PRの催事	2018年9月18日(火) ～9月19日(水)	板橋区内に立地する6大学と板橋区の連携事業として、各大学に対する区民の認知度向上を目標に、各大学の魅力を発信することを目的として実施。本学は、オープンカレッジの講座紹介パネルの展示。オープンカレッジパンフレットとオリジナルグッズの配布を実施。
②板橋区民まつりへの出店	2018年10月20日(土)	板橋区民まつりの「いたばし6大学魅力発信ブース」において、国際関係学部の学生と東松山市、山崎製パン(株)が産学公の連携商品として共同開発した「ランチバック東松山やきとり風」を販売。

## (2) 埼玉県東松山市との連携事

### ①東松山市との地域連携事業（2018年度）

①	東松山市きらめき市民大学、大学院への講師派遣(下記参照)
②	「子ども大学ひがしまつやま」の開校(下記参照)
③	比企地域大学等連携協議会(愛称:Dear my net)事業(下記参照) 参加校:大東文化大学(幹事校)・東京電機大学・武蔵丘短期大学・山村学園短期大学・立正大学・東松山市
④	全学応援団 チアリーダー部 物見山つつじ祭り 演舞 日程:平成30年4月28日(土) 学生 8名
⑤	第8回比企地域ご当地グルメ&特産品フェスタボランティア派遣 日程:平成30年5月3日(木)～4日(金) 学生 4名 職員 6名
⑥	東松山市中心市街地活性化PBL「まちなかリノベーションプロジェクト」(第2期) 日程:平成30年5月～平成31年2月 学生 11名
⑦	東松山市スポーツ少年団団母集団育成研修会 日程:平成30年6月23日(土) 講師:森 浩寿 スポーツ・健康科学部教授 テーマ:子どものスポーツ活動と周りの大人の責任
⑧	スポーツ発見教室(東松山市教育委員会 スポーツ課) 日程:平成30年6月23日(土) 講師:森 浩寿 スポーツ・健康科学部教授 ほか 平成31年1月26日(土) 講師:森 浩寿 スポーツ・健康科学部教授 ほか
⑨	小学生のためのアジア理解講座 日程:平成30年 6月26日(火) 唐子小学校 国際関係学部民族資料研究所所属学生 22名 平成30年 6月27日(水) 市の川小学校 国際関係学部民族資料研究所所属学生 14名
⑩	東松山市まち・ひと・しごと創生事業 「ランチバック東松山やきとり風」PR活動 日程:平成30年10月31日(水)・11月5日(月) 場所:東松山駅東口構内 チアリーダー部10名 職員:8名(延べ人数)
⑪	東松山市スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会 日程:平成31年1月26日(土)・27日(日) 場所:東松山市松山市民活動センター 講師:スポーツ・健康科学部 森 浩寿 教授 太田 眞 教授 宮城 修 教授 本間 俊行 准教授
⑫	東松山市社会教育講座 日程:平成31年2月10日(日) 講師:只限 伸也スポーツ・健康科学部教授 テーマ:健康寿命の延伸にウォーキングと筋トレ
⑬	陸上競技部 小学校陸上競技指導 日程:平成31年2月27日(水) 派遣先:桜山小学校 概要:陸上競技部 学生 3名
⑭	東松山市民向けキャンパス見学会 日程:平成31年3月23日(土) 参加者 72名
⑮	東松山市 総合計画審議会委員:新納 豊 国際関係学部教授
⑯	東松山市 環境審議会委員:中村 年春 経済学部教授
⑰	東松山市 入札監視委員会委員:島田 恵司 経済学部教授
⑱	東松山市 空家等対策協議会委員:長沼 佐枝 経済学部講師
⑲	東松山市 教育振興基本計画審議会委員:進藤 周治 スポーツ・健康科学部教授
⑳	東松山市 指定管理者選定委員:遠藤 元 国際関係学部准教授
㉑	東松山市 市民健康づくり推進協議会委員:工藤 保子 スポーツ・健康科学部准教授
㉒	こども大学ひがしまつやま実行委員会委員 副委員長:内山 正美 東松山教務事務室長 委員:石崎 幹夫 東松山事務部長・中野 泰彦 地域連携センター事務室事務長・堀越 健太 地域連携センター職員

② 「東松山市きらめき市民大学講座」講師の推薦・派遣（2018年度）

	日 程	学 習 内 容	講 師	
1	平成30年5月17日(木)	美味しい空気を楽しんでいますか ～肺の病気について学びましょう～	スポーツ・健康科学部教授	後藤 孝也
2	平成30年5月30日(水)	アウトドアの楽しみ方	スポーツ・健康科学部教授	中村 正雄
3	平成30年6月28日(木)	韓国の文化	国際関係学部教授	新納 豊
4	平成30年9月20日(木)	まったなし日本の財政状況	経済学部教授	高安 雄一
5	平成30年10月25日(木)	自然環境の科学-森林植生を中心に-	環境創造学部実験助手	島井 誠司
6	平成31年2月21日(木)	中世の物流	文学部教授	宮瀧 交二
7	平成31年2月21日(木)	化学物質汚染	経営学部教授	寺田 浩司
8	平成31年2月27日(水)	舞台芸術としてのフィギュアスケート	外国語学部准教授	白井 春人
9	平成31年2月27日(水)	スポーツと健康	スポーツ・健康科学部教授	田中 博史

③ 「子ども大学ひがしまつやま」の実施状況（2018年度）

	日 程	事 業 内 容	講 師	
1	平成30年 9月23日(日)	やきものにお絵かき	文学部 准教授	関井 一夫
2	平成30年 9月29日(土)	手作り乾電池教室	一般社団法人 電池工業会	
3	平成30年10月13日(土)	みんなでニュースポーツを楽しもう!	スポーツ・健康科学部 教授	鈴木 明
4	平成30年10月21日(日)	1500万年前の化石発掘体験	東松山市化石と自然の体験館	
5	平成30年10月28日(日)	パンダイ・おもちゃのユニバーサルデザインを学ぼう!!	NPO法人 スクール・アドバイス・ネットワーク	

④ 比企地域大学等連携協議会（愛称：Dear my net） 事業実施状況（2018年度）

	日 程	事 業 内 容	講 師	
1	平成30年11月3日(土)	第41回日本スリーデーマーチクリーンウォーク	学生:32名 教職員:15名 (全参加校計)	
2	平成31年2月9日(土)	子育てリレー講座 学ぶ意欲を育てる～ほんとは算数っておもしろい～	文学部 特任准教授	渡辺 恵津子
3	平成31年2月～令和元年11月	比企地域大学等連携協議会×山崎製パン×東松山市 東松山まちおこしランチバック開発企画	学生:20名 教職員:6名 (全参加校計)	

(3) 大東文化大学東松島フレンドシッププロジェクト（2018年度）

①	大東文化大学 第3期 東松島フレンドシップSD-PBL 日程: 平成30年4月27日(金) <ガイダンス> PBLとは何か、活動の進め方、グループ編成など 平成30年5月11日(金) <事前学習①> 東松島市の暮らしから見えるもの 平成30年5月25日(金) <事前学習②> 課題出し 平成30年6月 1日(金) <事前学習③> グループワーク I 平成30年6月15日(金) <事前学習④> グループワーク II 平成30年6月29日(金) <事前学習⑤> 中間報告会 平成30年7月13日(金) <事前学習⑥> グループワーク III 平成30年8月 3日(金) <事前学習⑦> グループワーク IV 平成30年8月 5日(日)～8月10日(金) <現地学習> 東松島市内でのフィールドワーク(5泊6日) 平成30年8月 9日(木) <報告会> フィールドワーク報告会 来場者:東松島市副市長・市役所職員・地域のみなさま 平成30年9月21日(金) <事後学習> 振り返り 場所:宮城県東松島市内各所(現地学習)・東松山キャンパス(事前・事後学習) 概要:派遣学生15名 教職員:7名
②	大東文化大学 学長講演 講師:門脇 廣文 学長 日程:平成30年9月8日(土) 場所:宮城県東松島市コミュニティセンター 概要:来場者数:約50名
③	大東文化大学 管弦楽団フレンドシップコンサート 日程:平成30年9月8日(土) 場所:宮城県東松島市コミュニティセンター 概要:派遣学生17名 運営スタッフ(教職員)15名 来場者数:約100名
④	大東文化大学ローバースカウト部復興応援ボランティア活動 日程:平成31年3月11日(月)～3月17日(日) 場所:宮城県東松島市 野蒜地区・宮戸島地区 概要:地元ボランティア活動団体との協力事業 学生17名
⑤	東松島市あてなしよつぷ「まらんど」との事業協力 期間:通年 場所:東松山キャンパス内 売店「進明堂」にて実施 概要:東松島市特産品等の販売協力(焼海苔、木工製品、航空自衛隊関連グッズ 他)



#### (4) 埼玉県ふじみ野市との連携事業 (2018年度)

①	エコーボフェスタ 日程:平成30年7月14日(土) 場所:ふじみ野市・三芳町環境センター 概要:全学応援団 リーダー部・チアリーダー部 14名・職員2名
②	スポーツ指導者講習会 日程:平成30年9月29日(日) 講師:蕪木 智子 スポーツ・健康科学部准教授 テーマ:『スポーツ栄養学～中高年のスポーツと栄養～』
③	アートフェスタふじみ野2018 日程:平成30年11月25日(日) 場所:ソノカふじみ野 概要:なかいた環創堂 学生6名・職員2名
④	中学生スキルアップ教室(バスケットボール) 日程:平成30年12月26日(水) 講師:男子バスケットボール部 学生4名・職員2名
⑤	第14回ふじみ野市新春ロードレース大会 日程:平成31年1月20日(日) 派遣学生:陸上競技部3名 職員:2名

#### (5) 埼玉県ときがわ町との連携事業 (2018年度)

①	小学校でのバスケットボール指導 男子バスケットボール部 派遣先:萩ヶ丘小学校 日程:平成30年5月8日(火) 学生 2名
②	小学校での持久走指導 陸上競技部 派遣先:明覚小学校 日程:平成30年11月1日(木) 学生 2名 派遣先:玉川小学校 日程:平成30年11月2日(金) 学生 2名 派遣先:萩ヶ丘小学校 日程:平成30年11月9日(金) 学生 2名
③	小学校での水泳指導 水泳部 派遣先:萩ヶ丘小学校 日程:平成30年7月3日(火) 学生 2名 派遣先:明覚小学校 日程:平成30年7月5日(木) 学生 2名 派遣先:玉川小学校 日程:平成30年7月12日(木) 学生 2名
④	中学生の大学一日体験 依頼元:玉川中学校 日程:平成30年12月12日(水) 参加者 38名 依頼元:都幾川中学校 日程:平成30年12月18日(火) 参加者 45名
⑤	ときがわ町スポーツ連携事業 スポーツ交流会 剣道部 学生 11名 日程:平成31年3月23日(土) 場所:ときがわ町体育センター
⑥	ときがわ町スポーツ指導者育成事業 スポーツ講演会 日程:平成31年3月7日(木) 講師:森 浩寿 スポーツ・健康科学部教授 テーマ:スポーツ指導における暴力行為の根絶に向けて

#### (6) その他地域交流(地域連携)事業 (2018年度)

①	埼玉県中山間地域ふるさと事業調査研究事業「中山間ふるさと支援隊」東秩父村 白石皆谷地区(暮らしを通じた交流の創造) <白石地区住民との交流会> 日程:平成30年5月21日(月) <のんびり調理体験> 日程:平成30年6月23日(土) <和紙フェス出展準備 郷土料理企画会議> 日程:平成30年9月1日(土) <和紙フェス出展準備 郷土料理試作会> 日程:平成30年10月2日(火) <和紙フェスin 東秩父村 バトナムコラボ郷土料理試食出展> 日程:平成30年11月17日(土) <東秩父村留学生ツアー> 日程:平成30年12月2日(日) <最終報告会> 日程:平成31年2月5日(火) 場所:飯能市民活動センター
②	いきいきシルバー・健康まつり～からだすこやか☆パラダイス～「4つのリスクでわかる!あなたの転倒リスク」講師派遣 日程:平成30年9月29日(土) 講師:琉子 友男 スポーツ・健康科学部教授
③	「子ども大学こうのす」講師派遣 日程:平成30年11月11日(日) 講師:高橋 将 スポーツ・健康科学部講師 テーマ:「ケガに強いカラダづくり!」～楽しみながらトレーニング～
④	中学生の大学一日体験 依頼元:小川町立西中学校 日程:平成30年11月16日(金) 参加者 63名
⑤	和紙フェスin 東秩父村2018 書道パフォーマンス 日程:平成30年11月17日(土) 書道部 学生20名 場所:道の駅和紙の里ひがしちちぶ

## 2. オープンカレッジ（公開講座）の実施状況（2018年度）

### （1）春期講座

※新規受講者数、学生受講者数は受講者数の内数											
開講場所	講座名	講師名	定員	受講者数	新規受講者数	学生受講者数	男性数	女性数	総回数	受講料(一般)	受講料(学生)
板橋校舎	書道(楷書)1	藤森 大雅	12	12	1	0	2	10	10	25,000	20,000
	書道(楷書)2	藤森 大雅	12	12	0	0	2	10	10	25,000	20,000
	絵と書のコラボレーション	斎藤 蒼青、承 春先	10	14	2	0	2	12	8	20,000	16,000
	書道(篆書)1	角田 大壤	12	12	3	0	2	10	10	25,000	20,000
	書道(篆書)2	角田 大壤	12	12	3	0	4	8	10	25,000	20,000
大東文化会館	書道(隸書)	亀田 絵里香	10	10	0	0	1	9	8	20,000	16,000
	FOREVER!タカラヅカ	蔵中 しのぶ、他	30	13	3	4	3	10	3	5,500	4,500
	新・知られざる仏教美術の世界	花村 統由	30	16	2	0	11	5	10	18,000	14,500
	生きた『論語』を楽しもう!	打越 竜也	30	28	8	0	13	15	8	14,500	11,500
	岡倉天心の旅路(6)	岡倉 登志	30	6	0	0	4	2	3	5,500	4,500
	芝三光の江戸しぐさ	芥川 友慈	30	8	4	0	1	7	3	5,500	4,500
	『徒然草』を読もう	高橋 秀城	30	11	5	0	4	7	5	9,000	7,000
	日本古代史講座	小林 敏男	30	31	6	0	20	11	6	11,000	9,000
	カズオ・イシグロを読む	中村 邦生	30	8	6	0	3	5	3	5,500	4,500
	寄席を楽しむ～落語と色物～	宮瀧 交二、他	30	19	7	0	12	7	4	7,000	5,500
	傑作とは何か	田辺 清	30	5	0	0	0	5	3	5,500	4,500
	よくわかる中国事情	岡崎 邦彦、他	30	4	0	0	4	0	5	9,000	7,000
	囲碁を楽しむ(初級編)	高倉 梢	12	13	2	0	8	5	10	18,000	14,500
	囲碁を楽しむ(中級編)	高倉 梢	20	19	5	0	18	1	10	18,000	14,500
	囲碁を楽しむ(上級編)	高倉 梢	20	14	1	0	13	1	10	18,000	14,500
	ワールドトラベルナビゲーター	大熊 めぐみ	30	10	1	0	4	6	3	5,500	4,500
	皇帝・国王・天皇	生田 滋	30	8	0	0	6	2	7	12,500	10,000
	短歌実作入門	外塚 喬	20	12	0	0	1	11	10	18,000	14,500
	中国の歴史 Part15	岡田 宏二	50	24	1	0	15	9	5	9,000	7,000
	中国水墨画	姚 小全	20	11	3	0	3	8	8	20,000	16,000
	篆刻(石印)	権田 瞬一	10	10	1	0	5	5	5	12,500	10,000
	書道(かな入門)	高城 弘一	20	14	11	0	3	11	3	7,500	6,000
	書道(かな)	高城 弘一	20	22	4	0	0	22	10	25,000	20,000
	フラワーアレンジメント	今野 政代、今野 亮平	16	7	0	0	0	7	5	10,000	8,000
	楊名時大極拳	楊 慧、山中 佐智	20	18	0	0	5	13	10	18,000	14,500
	英語(初級)	黒澤 毅	15	12	4	0	3	9	25	45,000	36,000
	英語(中級)	Andy Cross	15	13	3	0	4	9	20	36,000	29,000
話してみよう!中国語(中級会話中心クラス)	李 慧君	15	11	4	0	5	6	25	45,000	36,000	
楽しもう!中国語(中級ステップアップクラス)	李 慧君	15	8	1	0	6	2	25	45,000	36,000	
韓国語(初級)	申 奎燮	15	8	2	0	3	5	25	45,000	36,000	
韓国語(中級)	呉 秀賢	15	9	0	0	1	8	25	45,000	36,000	
韓国語で韓国文化を学ぶ!	申 奎燮	15	7	1	0	3	4	25	45,000	36,000	

開講場所	講座名	講師名	定員	受講者数	新規受講者数	学生受講者数	男性数	女性数	総回数	受講料(一般)	受講料(学生)
東松山校舎	映画で探る21世紀文化史	中垣 恒太郎	30	8	0	0	1	7	5	9,000	7,000
	森林セミナー	島井 誠司	15	9	5	0	4	5	5	9,000	7,000
	やり直しパソコン講座	古橋 達弘	20	8	2	0	5	3	25	45,000	36,000
	万葉集	久保田 栄一	30	16	3	0	5	11	5	9,000	7,000
	俳句のよろこび(木曜日クラス)	工藤 眞一	14	11	1	0	3	8	7	12,500	10,000
	俳句のよろこび(土曜日クラス)	工藤 眞一	14	15	1	0	5	10	7	12,500	10,000
	『十八史略』を味読する	打越 竜也	30	33	2	0	17	16	7	8,500	7,000
	生きた『論語』を楽しもう!	打越 竜也	30	32	4	0	15	17	7	12,500	10,000
	「江戸時代の代表的名君」の研究	長谷川 勤	30	9	2	0	7	2	5	9,000	7,000
	社会の不思議・経済の不思議	石橋 春男、他	30	8	3	0	7	1	3	5,500	4,500
	1日体験・日本文化へのいざない	蔵田 明子、他	30	7	5	0	2	5	6	11,000	9,000
	鎌倉時代における武士の暮らし	宮瀧 交二、他	40	20	2	0	16	4	6	13,000	10,500
	世界遺産と関連遺跡・資料をめぐって	坂本 和俊、他	40	21	1	0	18	3	8	17,500	14,000
	書道(漢字)1	澤田 雅弘	10	10	0	0	4	6	8	20,000	16,000
	書道(漢字)2	澤田 雅弘	10	10	0	0	3	7	8	20,000	16,000
	書道(かな)	高城 弘一	20	17	2	0	2	15	10	25,000	20,000
	中国水墨画	陳 達明	20	8	1	0	4	4	10	25,000	20,000
	書道(行草書)	中村 薫	10	12	2	0	2	10	10	25,000	20,000
	陶芸(手捻り)	廣野 敏	20	10	4	0	1	9	10	25,000	20,000
	揚名時大極拳	及川 慶子	20	21	3	0	5	16	10	18,000	14,500
	硬式テニス教室(初中級者のクラス)	朴 美香、琉子 友男	12	14	2	0	6	8	6	11,000	9,000
	硬式テニス教室(中級者のテニス)	朴 美香、琉子 友男	12	9	1	0	8	1	6	11,000	9,000
	アクアフィットネス	新井 恵子	20	18	0	0	0	18	10	18,000	14,500
	英語(初級)	黒澤 毅	15	14	2	0	5	9	25	45,000	36,000
	英語(中級)	Thomas Asada-Grant	15	10	1	0	7	3	25	45,000	36,000
	楽しもう! 中国語(中級ステップアップクラス)	瀬戸口 律子	15	7	0	0	5	2	25	45,000	36,000
活かしてみよう! 中国語(自由会話)	陳 思穎	15	4	0	0	2	2	25	45,000	36,000	
韓国語(会話)	李 貞ミン	15	6	0	0	1	5	25	45,000	36,000	
春期講座合計			65講座	1,373	838	143	4	354	484	684	

開講中止講座:(大東文化会館)

「新世紀の中国考古学の重要発見を旅する」「簡単! 中国語(入門・初級クラス)」「らくらく中国語(中級クラス)」

開講中止講座:(東松山校舎)

「人の噂も民俗学」「陶芸 小皿絵付け制作」「陶芸(電動ろくろ)」「簡単! 中国語(入門・初級クラス)」

「らくらく中国語(中級クラス)」「韓国語(初級)」「韓国語(中級)」

## (2) 秋期講座

※新規受講者数、学生受講者数は受講者数の内数

開講場所	講座名	講師名	定員	受講者数	新規受講者数	学生受講者数	男性数	女性数	総回数	受講料(一般)	受講料(学生)
板橋校舎	書道(楷書)1	藤森 大雅	12	12	0	0	3	9	10	25,000	20,000
	書道(楷書)2	藤森 大雅	12	11	0	0	1	10	10	25,000	20,000
	絵と書のコラボレーション	斎藤 蒼青、承 春先	10	11	1	0	1	10	8	20,000	16,000
	書道(篆書)1	角田 大壤	12	11	0	0	1	10	10	25,000	20,000
	書道(篆書)2	角田 大壤	12	12	1	0	4	8	10	25,000	20,000
	書道(楷書)冬期クラス	藤森 大雅	12	12	2	0	3	9	3	7,500	6,000
	書道(篆書)冬期クラス	角田 大壤	12	15	1	0	3	12	3	7,500	6,000
大東文化会館	楽しく学ぶ日本の美術・歴史	花村 統由	30	19	2	0	13	6	10	22,000	17,500
	生きた『論語』を楽しもう!	打越 竜也	30	21	0	0	11	10	8	14,500	11,500
	芝三光の江戸しぐさ	芥川 友慈	30	8	1	0	1	7	3	5,500	4,500
	『徒然草』を読もう	高橋 秀城	30	9	1	0	2	7	5	9,000	7,000
	忠臣蔵を極める	宮瀧 交二、他	30	13	3	0	7	6	3	5,500	4,500
	日本古代史講座	小林 敏男	30	29	4	0	20	9	6	11,000	9,000
	囲碁を楽しむ(初級編)	高倉 梢	12	14	2	0	9	5	4	7,000	5,500
	囲碁を楽しむ(中級編)	高倉 梢	16	14	0	0	12	2	4	7,000	5,500
	囲碁を楽しむ(上級編)	高倉 梢	16	16	0	0	15	1	4	7,000	5,500
	ワールドトラベルナビゲーター	大熊 めぐみ	30	8	0	0	2	6	3	5,500	4,500
	短歌実作入門	外塚 喬	20	12	0	0	1	11	10	18,000	14,500
	中国の歴史 Part16	岡田 宏二	50	25	2	0	15	10	5	9,000	7,000
	中国水墨画	姚 小全	20	6	0	0	2	4	8	20,000	16,000
	篆刻(石印)	権田 瞬一	10	10	0	0	6	4	5	12,500	10,000
	書道(隸書)	亀田 絵里香	10	10	0	0	2	8	8	20,000	16,000
	書道(かな)	高城 弘一	20	17	2	0	0	17	10	25,000	20,000
	料紙加工(入門)	高城 弘一	20	7	3	0	0	7	1	5,000	4,000
	フラワーアレンジメント	今野 政代、今野 亮平	16	11	2	0	0	11	5	10,000	8,000
	楊名時太極拳	楊 慧、山中 佐智	20	18	4	0	3	15	10	18,000	14,500
	『十八史略』を味読する冬期クラス	打越 竜也	30	13	0	0	4	9	3	7,000	5,500
短歌実作入門冬期クラス	外塚 喬	20	14	2	0	1	13	5	9,000	7,000	
中国水墨画冬期クラス	姚 小全	20	9	1	1	3	6	5	12,500	10,000	
書道(かな)冬期クラス	高城 弘一	20	21	1	0	0	21	3	7,500	6,000	
楊名時太極拳冬期クラス	山中 佐智	20	19	6	0	6	13	5	9,000	7,000	

開講場所	講座名	講師名	定員	受講者数	新規受講者数	学生受講者数	男性数	女性数	総回数	受講料(一般)	受講料(学生)
東松山校舎	《特別講座》元号の歴史	宮瀧 交二	40	22	2	0	13	9	1	2,000	1,500
	森林セミナー	島井 誠司	15	8	0	0	3	5	5	9,000	7,000
	万葉集	久保田 栄一	30	16	3	0	6	10	5	9,000	7,000
	俳句のよるこび(木曜日クラス)	工藤 眞一	14	10	0	0	3	7	7	12,500	10,000
	俳句のよるこび(土曜日クラス)	工藤 眞一	14	15	0	0	5	10	7	12,500	10,000
	『十八史略』を味読する	打越 竜也	30	33	1	0	17	16	7	8,500	7,000
	生きた『論語』を楽しもう!	打越 竜也	30	28	0	0	13	15	7	12,500	10,000
	神社から学ぶ古代史-古代東国の古社を学ぶ	宮瀧 交二、他	40	27	0	0	19	8	5	11,000	9,000
	埼玉県に形成された多様な古墳群	坂本 和俊、他	40	20	1	0	17	3	8	17,500	14,000
	遊びの美術・万華鏡をつくる	関井 一夫	12	10	0	0	3	7	5	12,500	10,000
	書道(漢字)1	澤田 雅弘	10	10	0	0	5	5	10	25,000	20,000
	書道(漢字)2	澤田 雅弘	10	10	0	0	2	8	10	25,000	20,000
	書を深める書の学	澤田 雅弘	20	20	1	0	6	14	3	5,500	4,500
	書道(かな)	高城 弘一	20	18	1	0	2	16	10	25,000	20,000
	中国水墨画	陳 達明	20	8	1	0	5	3	10	25,000	20,000
	書道(行草書)	中村 薫	10	9	1	0	1	8	10	25,000	20,000
	陶芸(手捻り)	廣野 敏	20	8	1	0	0	8	10	25,000	20,000
	楊名時太極拳	及川 慶子	20	20	0	0	5	15	10	18,000	14,500
	硬式テニス教室(中級者のテニス)	朴 美香、琉子 友男	12	6	0	0	4	2	8	14,500	11,500
	アクアフィットネス	新井 恵子	20	18	0	0	0	18	10	18,000	14,500
『十八史略』を味読する冬期クラス	打越 竜也	30	31	1	1	16	15	3	7,000	5,500	
書道(漢字)冬期クラス	澤田 雅弘	13	13	0	0	4	9	3	7,500	6,000	
楊名時太極拳冬期クラス	及川 慶子	20	15	1	0	2	13	5	9,000	7,000	
アクアフィットネス冬期クラス	新井 恵子	20	15	0	0	1	14	5	9,000	7,000	
秋期講座計	55講座		1,142	817	55	2	303	514	351		

開講中止講座:(大東文化会館)  
「FOREVER! タカラヅカ」「岡倉天心の旅路(7)」「荒川下流域の弥生時代から古墳時代へ」「よくわかる中国事情」  
「名言・名句を味読する」「大学生と共に語り合うAI(人工知能)講座」「江戸時代の代表的名君」の研究  
「簡単! 中国語(入門・初級クラス)」「らくらく中国語(中級クラス)」「書道(かな入門) 冬期クラス」  
開講中止講座:(東松山校舎)  
「映画で探る21世紀文化史」「人の噂も民俗学」「世のため・人のためを目指し、実践した企業家」「1日体験・日本文化へのいざない」  
「陶芸(電動ろくろ)」「簡単! 中国語(入門・初級クラス)」「らくらく中国語(中級クラス)」「韓国語(初級)」「韓国語(中級)」

年間計	120講座	定員	受講者数	新規受講者数	学生受講者数	男性数	女性数	総回数
		2,515	1,655	198	6	657	998	1,035

以上により、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究の成果を適切に社会に還元していると判断する。

9-3 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価
評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上へ向けた取り組み

本学における社会連携・社会貢献については、地域連携センターが中心となって点検・評価を行っている。

2017年度に目標設定した「社会連携事業・社会貢献活動に取組む学部等の数及び教員・事務職員・学生の数などの実態を把握するため、『社会連携・社会貢献活動実態調査』を実施し、その結果を分析し、事業の拡充に繋げる。」については、2018年7月に『社会連携・社会貢献活動に関する実態調査』を、2019年7月に『地域・社会貢献活動に関する実態調査』をそれぞれ実施した。今後はこれらの調査結果を分析し、地域連携センター運営委員会が中心となって、各学部・学科及び学部附置研究所、大学院研究科、大学附置研究所、各センター等と連携を図りながら、全学的な観点から検討を行い、社会連携・社会貢献活動事業の拡充に繋げていく。

以上により、社会連携・社会貢献の点検・評価を実施し、改善に繋がっていると判断する。

## 2. 長所・特色

大東文化大学基準別基本方針の「社会連携・社会貢献に関する方針」に掲げられた基本方針及び6項目の施策に照らして、全学的観点から「評価基準9【社会連携・社会貢献】」に関する取り組みをみたととき、充実した活動を展開し、一定の成果をあげている取り組みはさまざまあるが、以下の4点については当初意図した目的を達成し、大きな成果をあげている。

①埼玉県東武東上線及び西武線（西武池袋線、西武新宿線）沿線にキャンパスが所在する13大学（他にオブザーバー1大学）と4短期大学が加盟して、2018年度から始まった**埼玉東上地域大学教育プラットフォーム**における大学連携事業は、その取り組みが評価されて私立大学等改革総合支援事業＜タイプ5＞に採択され、プラットフォーム加盟大学・短期大学に補助金が交付された（1大学が不交付となった）。本学は、東京電機大学、城西大学、女子栄養大学、武蔵丘短期大学と共に幹事校であり、併せてワーキング3のリーダー校を務めている。

②本学と東京都板橋区との協働研究事業「**地域デザインフォーラム**」は、2000年から始まった地域連携事業であるが、2017・2018年度は本学から教員5名、板橋区から職員5名が参加して、第8期共同調査研究活動を展開し、その研究成果が地域デザインフォーラム・ブックレット No.28『板橋区における多文化共生をめぐる現状と課題』に収められ、公表されている。地域デザインフォーラムの活動は、板橋区からも高い評価を得ている取り組みである。

③本学と宮城県東松島市との交流事業「東松島フレンドシッププロジェクト」の一事業である「東松島フレンドシップPBL」の取り組みは、2016年度から始まったが第3回となる2018年度は本学の学生15名と職員3名、東松島市職員3名で3グループを組織（各グループに学生5名、本学職員及び市職員を各1名配置）し、さらに各グループにはアドバイザー1名を配するとともに、全体を統括指導する指導教員1名をつけて「**東松島フレンドシップSD-PBL**」を2018年4月から9月にかけて実施した。まず東松島市から3つの課題（テーマ）の提供を受け、各グループに一課題を与えて、学内で事前研修（講義、論点の把握、文献・資料等による調査、情報収集、グループ討議など）、グループワーク及び中間報告会を行った後、8月に6日間の日程で東松島市を訪れ、現地研修（調査視察、アンケート・ヒアリング調査、グループ討議、報告原稿・資料及びパワーポイントシートの作成など）と東松島市関係者を招いて最終報

告会及び交流会を実施した。この東松島フレンドシップSD-PBLの取り組みの意図は、SDに関しては本学の若手職員が教員と共に学生指導を通してファシリテータースキルを獲得するとともに、教職協働による実践的な研修機会を得ること、東松島市職員にとっては市民と交流する中で改めて地域のニーズを把握し、学生と共に地域課題の解決に取り組み、市の発展に貢献する機会となる。またPBLに関しては学生に課題解決力の養成と主体的な学びを醸成することを意図しており、短い期間の活動ではあるがいつも学生の成長を垣間見ることができる。

④地域連携センターが中心となって展開している本学の生涯学習事業「オープンカレッジ」は、本学が有する知的、人的及び物的資源を有効に活用して、本学の特色ある教育研究活動の成果を適切に社会へ還元することにより、まさに「知の拠点」として地域社会から信頼される大学を目指す取り組みの最たるものである。2017年度は、板橋キャンパス、大東文化会館、東松山キャンパスを会場に年間134講座を開講、延べ1,557名の受講者が外国語・文学・歴史・文化・芸術などの教養講座、書道・陶芸・パソコンのスキルアップなどの趣味講座、硬式テニス・アクアフィットネス・太極拳などのスポーツ・健康講座に参加し、同じく2018年度は120講座に、延べ1,689名の受講者が同様の講座に参加するなど、大変好評を得ている。とくに体験型の講座が受講者に人気となっている。

### 3. 改善すべき事項

本学が「地域交流・社会貢献活動を推進し、「知の拠点」として地域社会から信頼される大学を目指す」ための社会連携・社会貢献に関する取り組みは、飛躍的に増加しており、そのことは2018年度に実施した「社会連携・社会貢献に関する実態調査」及び翌2019年度に実施した「地域・社会貢献活動に関する実態調査」の調査結果からも明らかである。また上記で取り上げた4つの取り組みなどからもそのことが証明できる。

本学が「知の拠点」として地域社会から信頼される大学となるための社会連携・社会貢献に関わる政策とそれに基づいて推進する取り組みは、本学の生き残りをかけた戦略の一つであり、その下で展開する諸々の事業は不可欠のものである。それ故に、社会連携・社会貢献に関わる事業を推進する司令塔としての役割を担う地域連携センターの機能強化とスタッフ及び予算の確保、また諸種の活動を支援する組織体制の整備を進めることが求められる。併せて多くの教職員が社会連携・社会貢献活動へ積極的に参加できるような態勢を整えておくことが必要である。

大東文化大学基準別基本方針の「社会連携・社会貢献に関する方針」に掲げる6項目の取り組みについて、「学生に対する社会貢献活動への参加の奨励とボランティア活動推進のための環境整備」に関しては、参加の奨励と環境整備については徐々に図られてきているが、ボランティア科目（社会貢献活動に関わる科目）の設置と単位認定が未だ一部の学部・学科に止まっており、全学で実施されるところまで至っていない。認証評価などでも指摘されている事項であり、できるだけ早期に学内合意を取り付け、全学で実施することが望まれる。

「オープンカレッジ・公開講座の充実と連携型生涯学習事業への協力、支援の強化」に関しては、認証評価や外部評価委員会から評価されているが、アカデミックな講座の開講数を増やすことについてやや進捗が芳しくないため、もうひと工夫が必要である。

「社会連携・社会貢献活動を支援する体制の整備」に関しては、未だ道半ばである。最も大事なことは、社会連携・社会貢献に関する取り組みを推進ことの必要性、重要性について、大学全体に浸透していないが故に学内合意ができておらず、教職員の理解が十分でないことが、諸々の事業及び業務を遂行するにあたって支障を来たす場面も出てきており、全学的な観点から早期に改善を図ることが求められる事項であり、直ちに着手する必要がある。

「社会連携・社会貢献活動の実施状況及び効果の検証」に関しては、年1回、地域連携センター運営委員会で行っているが、全学的観点からは社会連携・社会貢献に関わる取り組み状況の実態把握とそれらに対する適切な評価及び効果の検証を定期的に行う組織を早期に構築することが望まれる。

#### 4. 全体のまとめ

2013（平成25）年6月に実施した「地域志向活動基礎調査」以降、この5年間で本学における社会連携・社会貢献活動に関する組織的・団体的な取り組みは格段に増加しており、教職員の個人的な取り組みについても漸増していることが、2018年度社会連携・社会貢献活動に関する実態調査及び2019年度地域・社会貢献活動に関する実態調査から明らかとなった。併せて本学の特色ある教育研究活動の成果が地域連携センターのオープンカレッジや各学部・研究所その他附属機関が実施している公開講座、セミナーなど、また教職員の活動を通して社会へ適切に還元されていることも評価されて然るべきである。さらに各自治体との地域連携協定に基づく地域交流・連携事業の活発な展開、産学公民連携組織の下で教職員、学生が関わって推進されている連携事業の広がりなど、本学が「知の拠点」として地域社会から信頼される大学を目指すという基本方針とまさに合致するものである。

一方で、早急に解決をしなければならない課題も明らかとなってきた。社会連携・社会貢献活動に関する取り組みを推進する体制の整備及びその強化である。それにはスタッフ（人材）と予算の確保が伴う。また学内合意を取り付けて、教職員の理解と支援が求められる。これらは大学及び法人の本気度が問われる問題である。



## 第10章 大学運営・財務

### 《大学運営》

#### 1. 現状説明

10-(1)-1 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する大学としての方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学の管理運営に関する方針の周知

本学は2014年2月に、大東文化大学自己点検・評価基本事項検討委員会（現在は大東文化学園自己点検・評価推進委員会）における議論を経て、大学基準に準拠して「大東文化大学基準別基本方針」を策定し、その一つとして「管理運営・財務に関する方針」を定めた。この基本方針は、2018年度に見直しを行い、「大学運営に関する方針」として他の基本方針とともに、大学HPを通じて学内外に公表している。また、『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』（2018年6月総合企画室編集）に掲載し、教職員に周知を図っている。

#### 大学運営に関する方針

##### 基本方針

本学は、その理念・目的に基づき、各組織および全教職員の果たすべき役割、担うべき役割を明確化する。また、本学の設置者たる大東文化学園の中長期計画及び各年度の事業計画に沿い、学生・教職員からの意見聴取に努めつつ、目的達成のための改善・改革を実行し、速やかで円滑な管理運営を図る。コンプライアンスと危機管理を徹底させ、情報公開と財政基盤の確立を促進し、公正な管理運営を行う。

##### 1. 大学運営のための組織の整備

###### 【各組織のガバナンス方針】

(1) 学校法人大東文化学園においては、理事長が理事会、常務審議会、学園評議員会等を主宰し、経営の基本方針と諸課題を審議し、意思決定を行うとともに経営上の責任を負う。理事会は、寄附行為の定めに基づき、法人の最終的な意思決定機関として健全な運営を行うよう努める。また理事会は、ステーク・ホルダーのニーズに柔軟に対応した経営戦略を策定し、健全な財務体質の確保に努め、教育環境を整備し、永続する組織としての学園を目指す。

(2) 教学組織である大学においては、学長が学部長会議、大学評議会、大学院研究科委員長会議、大学院評議会等を主宰し、教育研究等に関する基本方針と諸課題を審議し、意思決定を行うとともに教学の責任を負う。大学の諸課題のうち、必要なものについては、理事会で審議のうえ最終決定する。大学は、学部教授会および大学院研究科委員会の自治を尊重しつつ、教学に関する全学的な課題については学部長会議等を通じて合意形成を図り、高等教育機関としての内部質保証を行う。

(3) 教授会・大学院研究科委員会・法務研究科の権限と責任、学長・副学長・学部長・研究科委員長等の選出方法および権限と責任を明確にし、規程に則った運営を行う。

(4) 学園および大学の管理運営・財務に関する方針は、年度ごとの「大東文化学園 基本方針・行動

計画」等によって学園・大学の構成員に周知する。

(5) 学園が定める「基本方針・行動計画」に基づき、財務状況等を勘案した予算編成方針を定めることとする。方針に従って積算される予算の執行に際しては、実績を「事業報告」等で明らかにし、その効果を検証するとともに、予算の効率的配分や、学園・大学の将来的発展、教育の質向上に繋がる戦略的な事業投資に繋げる。

(6) 情報セキュリティの確保については、教職員が遵守すべきルールに則り、一層の徹底化を図る。

(7) 内部監査については、学園に監査室を設置し、教職員を監査員として「学校法人大東文化学園内部監査規程」に基づき学部・大学院研究科・事務部署等の定期的な監査を行い、その結果を「内部監査結果報告書」として理事会に報告する。

次年度には前年度指摘事項について改善がなされているかの確認監査を行い理事会に報告する。

#### **【教職員の資質向上のための指針】**

(1) 事務職員の適切な人材の確保及び適正な業務評価による昇格を行うために諸規程等の整備を実施する。

(2) 「大東文化大学FD・SD基本方針」に基づき、教職員の能力開発と資質向上のために組織的に取り組むこととする。

(3) 昨今の社会の変化やステーク・ホルダーのニーズに、質を担保しつつ柔軟に対応していくために、専門性を兼ね備えた人材を育成し、調査・企画・立案能力の強化にあたる。

(4) 教育研究活動を円滑に行いその支援業務を効率的に進めるために、適正規模の事務組織を構築し、事務職員の適正な配置を実現する。

(5) 法人（事務局）、大学（学務局・教育職員）の連携を強化し、教職協働に努め、学園・大学の一体的運営を図る組織体制を構築し人的交流の推進等を積極的に進める。

(6) 社会の変化に対応し、社会からの要請に応える教育に資する大学としての使命を果たすために、これらの任務の遂行に必要な高度な専門性と、多岐にわたる業務を取り扱う多様性を備えた事務組織体制を整備する。

#### **【コンプライアンスと危機管理】**

組織運営において、コンプライアンスと危機管理は重要な視点である。本学は、社会に信頼される高等教育機関として、コンプライアンスと危機管理に下記のように取り組む。

(1) 学園総務部総務課内に法務・コンプライアンス担当者を置き、「学校法人大東文化学園コンプライアンス推進規程」に則り、「コンプライアンス推進会議」の下、コンプライアンス推進の中心的機能を担わせる。これらの規程や組織を通じてコンプライアンスに関する諸施策の立案や研修等を進め、教職員のコンプライアンス意識を徹底させる。

(2) 懲戒に関する諸規程、公益通報者の保護等に関する規程等に則り、コンプライアンス推進のための体制を構築する。

(3) 危機管理については、災害発生時の対応の点検および施設の防災・減災化を進める。また、関係規程・マニュアルを整備することにより、災害発生時の学生および教職員の安全を確保し、迅速な学内秩序の復旧と学生支援を行う。

(4) 自然災害のみならず犯罪行為や感染症、有害物質等の脅威にさらされる可能性を考慮し、危機管理に関する包括的規程を作成し、危機情報を迅速かつ正確に把握・共有・公開する体制づくりを進める。

(5) 危機に迅速かつ的確に対処するために、一元的体制による指揮系統の確立を図る。

## 2. 大学運営の適切性の検証

大学運営の適切性については、内部監査および学園監事による理事会への報告、学園評議員会における大学・事務組織の管理運営・財務状況の報告のほか、大学の教育の円滑な推進及び質の向上を図る内部質保証推進組織や各種委員会における報告、並びに毎年度の自己点検・評価において定期的に検証を行う。

### <大東文化大学FD・SD基本方針>

#### 基本方針

大学運営が高度化・複雑化していくなか、教育研究活動の質の向上及び教学支援、学生支援、管理運営等の諸課題に対応し大学改革を推進していくためには、教職員の能力開発と資質の向上が欠かせない。

本学は、「アジアから世界へ—多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」という大学の理念に沿って教育研究上の目的を達成し、社会の要請に応える大学づくりと大学運営上の諸課題に対応できる教職員を養成するため、FD（ファカルティ・ディベロップメント）及びSD（スタッフ・ディベロップメント）の活動を積極的に推進する。FDとSDは、企画立案を担うそれぞれの運営主体の方針に基づき、計画性と継続性のある活動として、教職員全体の組織的な機能充実に向け相互補完的に連携をはかりつつ取り組むものとする。

1. 大学は、授業内容及び方法の改善を図り優れた教育システムの提言と構築を実現するため、「学生による授業評価」と授業改善をはじめとする組織的なFD活動を推進する。
2. 各学部・研究科は、各々の教育の特徴を活かした授業改善及び教育の質向上を目指し、FD活動を推進する。
3. 大学は、教学支援、学生支援、管理運営等の各分野において、大学及び高等教育政策に関する知識と理解のもと企画立案から課題解決に至るまで、自らの力で改革を推進することができる大学教員および事務職員を育成するため、SD活動を推進する。
4. 本学の教職員は、教職協働の考え方にに基づき、FD活動とSD活動に積極的に参画する。
5. 教育職員は、大学及び各学部・研究科が実施するFD活動に積極的に参画し、自己の能力開発及び教育研究の質向上に努める。また、大学ガバナンス、コンプライアンス、管理運営の観点から、大学が実施するSD活動に積極的に参加する。
6. 事務職員は、大学が実施するSD活動に積極的に参画し、高等教育政策に関する幅広い知識の習得と自己のキャリアに応じた専門性の高度化に努める。
7. 大学のFD活動は、大東文化大学FD委員会が推進する。
8. 各学部・研究科のFD活動は、大学が推進するFD活動との連携をはかりつつ、それぞれの学部研

究科において推進する。

9. 事務職員を主な対象としたSD活動は、総務部人事課及び人事委員会が推進する。

10. 教育職員を主な対象としたSD活動は、学長が推進する。

11. SD活動の内コンプライアンスに関する取り組みは、コンプライアンス推進会議が推進する。

## 財務に関する方針

### 【財政基盤の確立方針】

(1) 大学の理念・目的に基づき、良質な教育研究環境を整え、学生に充実した教育を永続的に提供していくため、中長期の財政計画のもとに安定した財政基盤を確立し、これを維持継続させる。学園は、これらの目的を果たし、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るために、単年度ごとの基本方針及び予算編成方針を定め、予算会議等を通じ、適切な予算管理を行う。

(2) 収入の安定化を図るため、入学者数を確実に確保するとともに、学納金収入への過度の依存を避け、外部資金を含む授業料以外の財源の確保を図る。

(3) 外部資金の獲得については、以下の方針を掲げて取り組むものとする。

①学部入学者数における入学定員充足率の交付基準を守り、経常費補助金の確実な獲得に努めるとともに、改革総合支援事業等の補助金獲得に向け教育改革及びガバナンス改革を推進する。

②科学研究費補助金、受託研究費等の外部の研究資金を受け入れるための組織・支援体制を整備し、積極的な獲得を目指す。

③寄附金の獲得を図るため、卒業生等の関係者向けの情報冊子等による広報活動を推進し、幅広く寄附募集の働きかけを行う。

④受取利息配当金収入については、安全性第一の運用方針を原則としつつ、社会の動向及び学園財政の状況等を踏まえ、運用先ポートフォリオ及び運用内容を見直しも含めて適宜検討し、受取利息配当金収入の減少抑制に努める。

(5) 教育研究活動のキャッシュフローを十分に確保すると同時に、基本金組入前当年度収支差額の収入超過を目標とし、各種財務関係比率の適正化を図る。特に、「事業活動収支計算書」における、人件費比率、教育研究経費比率、事業活動収支差額比率、教育活動収支差額比率について、各比率の経年変化を注視しつつ数値の適正化を目指すものとする。

(6) 社会への説明責任を果たすため、積極的に財務情報を公開する。

### 【予算の編成と執行】

(1) 予算の編成は、学園経理規程に基づき適切な手続きに沿って行うものとする。また、収入規模に応じた無理のない事業計画を立案し、収支バランスに見合った教育研究活動に基づき、実効性のある予算積算を行う。

(2) 予算執行は、予算統制の見地から、より効率的で業務を円滑にかつ迅速に行うための執行ルールを策定する。

(3) 財源の有効活用に資するため、事業計画の重点課題への財源確保など、メリハリのある予算配分を行うとともに、予算執行の効果の検証を行い、常に適切な予算積算、予算配分、予算執行の

実現に留意する。

## 2. 管理運営・財務の適切性の検証

管理運営・財務の適切性については、内部監査および学園監事による理事会への報告、学園評議員会における大学・事務組織の管理運営・財務状況の報告のほか、毎年度の自己点検・評価において定期的に検証を行う。

この方針は大学HPと、『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』に掲載（専用サイトで閲覧可）しており、方針の明示及び周知は適切であると判断する。

10-(1)-2 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。

評価の視点1：学長および役職者の選任方法と権限の明示

評価の視点2：学長による意思決定およびそれに基づく執行等の整備

評価の視点3：教授会の役割の明確化

評価の視点4：学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

評価の視点5：教学組織と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

評価の視点6：学生、教職員からの意見への対応

評価の視点7：適切な危機管理対策の実施

学長選考については、「大東文化大学学長選考規程」の定めにより、本学の専任教育職員（特任教員を、助教及びスポーツ・健康科学部特任助手を含む）、専任事務職員および専任医療職員の投票で行われる。学長選挙の実施については、選挙を適正に行うことを目的とした選挙管理委員会が大学評議会の下に設置される。また、学長選挙の詳細な方法等は、「大東文化大学学長選挙等選挙管理委員会規程」に定められている。学長選考について、事務職員の選挙権者は従前大学部門に所属する4級以上の職員に限られていたが、「大東文化大学学長選考規程」を改正することにより、大学・法人部門、身分を問わずほとんどの事務職員が選挙権者となった。

学部長、研究科委員長の選任方法については、「学校法人大東文化学園職員任免規則」第4条第2項および第3項でそれぞれ定められており、各学部・研究科における選挙の実施方法は、学部・研究科の内規で定められている。学長および学部長・研究科長等の選考については、いずれも規程、規則、内規に基づいて適切に行われている。また、改正学校教育法（2015年4月1日施行）によって学長権限が明確化されたことに伴う学長に対する業績評価が要請されるようになったことを踏まえ、「大東文化大学学長解任審査請求手続規程」を制定した（2016年1月18日制定）。なお、「大東文化大学学長解任審査請求手続規程」の制定を受けて、学長の解任手続が大東文化学長選挙等選挙管理委員会規程で明確に定められることとなった。学長等の権限と責任については、以下の学則、規程に明確に定められている。

- ・学長：大東文化大学学則第8条第2項
- ・学部長・学科主任：大東文化大学学則第8条の3第3・4項
- ・法務研究科長：大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第3条第2項
- ・学務局長（学務担当常務理事）：学校法人大東文化学園寄附行為第12条、学校法人大東文化学園理事会

の業務及び運営に関する規則第9条、職務権限基準3

- ・副学長：大東文化大学副学長規程第4条第1・2項
- ・研究科委員長・専攻主任：大東文化大学大学院学則第25条第3・6項

副学長の担当として、規程上明文化されているのは「東松山担当副学長」「学生担当副学長」のみであり、他の担当職務については学長が定めることになっている。現在の副学長の担当職務は前記2つの他、「学長補佐」「教学担当」「渉外担当」である。研究推進室の設置に伴い、「研究担当副学長」についても検討を行っていく。

大学における意思決定プロセスについては、教授会、研究科委員会、研究科教授会（法務研究科）で審議・建議された案件のうち、日常的なものは、主管部局からの起案により学長（または理事長等）が最終決定を行う。学則、規程等の制定・改廃、その他の重要案件については、それぞれ学部長会議、研究科委員長会議を経て、大学評議会、大学院評議会で審議・議決され、学長が決定を行う。「大学運営に関する方針」の【各組織のガバナンス方針】に明記されているとおり、理事長が主宰する理事会、常務審議会（学内理事の会議体）、学園評議員会等の学校法人大東文化学園の会議体、また、学長が主宰する学部長会議、大学評議会、大学院研究科委員長会議、大学院評議会等の教学組織の会議体については、次項で述べるように、それぞれの役割が規程により明確に定められている。原則として、理事会および常務審議会は毎月1回、学園評議員会は年2回、理事長が招集して開催される。教学組織については、学部長会議は毎月2回、大学評議会、大学院研究科委員長会議、大学院評議会はそれぞれ毎月1回開催され、いずれも学長が招集し議長となる。大学評議会は学長、副学長、学部長、学科主任、各学部教授会から選出された専任教員2名、図書館長、東洋研究所長、書道研究所長の計53名から構成され、大学院評議会は学長、副学長、研究科委員長、専攻主任、各研究科から選出された専任教員1名（法務研究科を除く）、法務研究科長・教務主任・学生主任の計37名から構成される。学長を補佐する副学長（最大5名）は、現行体制では、学長補佐、学生、教学、渉外、東松山キャンパスの5業務を担当するとともに、学長室長、入学センター所長、キャリアセンター所長、地域連携センター所長、東松山キャンパス運営委員会委員長、全学FD委員会委員長などを兼務し、学長の意を受けて各組織の意思決定と運営に責任を負う。

全体的に言えば、教学組織に関するさまざまな事項については、最終的には学長が責任を負い意思決定を行うが、重要事項については、学部教授会、研究科教授会および大学院研究科委員会の自治を尊重しつつ、可能なかぎり学部長会議や大学評議会や研究科委員長会議、大学院評議会を通じて合意形成を図るよう努めている。

学部長会議や大学評議会、大学院評議会での決定事項は、教授会および研究科委員会等を通じて専任教員に周知される。

大学と大学院との組織上の関係について、大学院の教員は法務研究科を除き全員学部にも所属しているため、学部教授会、学部長会議、大学評議会での審議と、大学院研究科委員会、大学院研究科委員長会議、大学院評議会での審議が重複するという問題があった。その解決策として、大学院学則を改正することにより（2017年4月1日施行）、大学評議会と大学院評議会の審議・議決の手續について共通する案件は、学部教授会及び大学評議会の審議・議決をもって研究科委員会及び大学院評議会の審議・議決に替えることができることとした。

また、大学としての政策の策定・遂行機能を高めるために、学長室の設置、教学 IR 委員会の設置、副学長の増員、教職協働のための体制作り（事務職員の委員会等構成員としての参加）等を実施している。

教学組織（大学）における権限と責任については、下記の学則と規程に明確に定められている。

- ・ 学部長会議：大東文化大学学部長会議規程第 3 条
- ・ 大学評議会：大東文化大学学則第 11 条の 25
- ・ 研究科委員長会議：大東文化大学大学院研究科委員長会議規程第 3 条
- ・ 大学院評議会：大東文化大学大学院学則第 26 条の 5

法人組織（理事会等）については、「学校法人大東文化学園寄附行為」に基づき、「学校法人大東文化学園理事会の業務及び運営に関する規則」を定め、理事会の基本的機能、理事会の業務、理事の忠実義務、また常務審議会の役割等を明文化している。

法人組織（理事会等）と教学組織（大学）の関係は、学則の改正および専任教員の採用・昇格人事等の最終決定は理事会の承認を必要とするなど、前者が設置者として後者の管理・運営の基本方針を定めることになっているが、法人側の学園理事長、事務局長と教学側の学長、学務局長による常務会が毎週開催されるなど、両者の意思疎通は十分に図られている。両者の役割分担は、施設設備等の教育研究環境の整備や財政基盤の確立等が法人の、教育課程の編成等が教学の役割であり、連携協力体制が築かれていると言える。

なお、大学運営及び大学業務に関して、学生、教職員からの意見を聴取し対応する仕組みは整備していないため、今後の課題とする。

危機管理対策では、大規模災害などへの対応として、以下の表 10-(1)-2-1 の防災対策を講じている。

表 10-(1)-2-1

	防災対策	板橋校舎	東松山校舎
①	事務職員を中心に自衛消防隊を組織	○	×
②	学生・教職員の全員参加による大規模総合訓練	○	×
③	水消火器や A E D を使った部分訓練	○	△ A E D のみ
④	日常の自主点検（安全な共有通路の確保、防火シャッター・防火扉を妨げる妨害物の有無の確認など）	○	○
⑤	緊急地震速報自動受信装置を導入	○	○
⑥	毎年 1 回は防災管理点検資格者および消防署の指導を受けながら、防災・減災の対策を講じている。	○	○
⑦	非常時への備えとして、飲料、食糧、簡易トイレなどの購入・備蓄	○	○

また、防災以外の危機管理対策として、2017 年 12 月に板橋キャンパスに防犯カメラを設置し、2018 年度には、東松山キャンパスにも設置した。なお東松山キャンパスについては 2019 年度に増設予定である。その他、外部の危機管理コンサルティング会社と提携し、学園・大学執行部との定例会議、学内警備状況の点検・確認、指導・教育、防犯防災マニュアルの作成、緊急時の電話、メール等の対応など、防犯防災の観点に基づくサポート体制を整備している。

東松山校舎の自衛消防隊組織等は未実施であるが、所轄消防署と打ち合わせの機会を設けるなど改善に努めているところである。また、自衛消防訓練については、今年度消防本部との打ち合わせを行い、机

上訓練、部分訓練等を経て、2021年度までに総合訓練を実施する予定である。

情報セキュリティに関しては、「個人情報保護にかかる事務チェックシート」を適宜発信し、継続して注意喚起を図っている。また、万一の事故発生時の追跡調査に備えて、ログ収集システムを導入した。特定個人情報（マイナンバー）制度の開始に合わせて、その学内規程やハンドブック（ガイドライン）、基本方針を整備し、マイナンバー取扱部署においては部外者立入制限区域を設ける等して、安全管理に努めている。改正個人情報保護法の全面施行に伴い、「学校法人大東文化学園個人情報の保護に関する規程」を改正し2017年5月30日に施行した。

以上により、方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているため、概ね適切に運営していると判断する。

また、危機管理対策については、板橋校舎は適切に運営していると判断できるが、東松山校舎は、自衛消防隊の組織や消防訓練の実施という点において課題が残っている。

#### 10-(1)-3 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性および透明性

評価の視点2：予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算編成については、「学校法人大東文化学園経理規程」（1971年6月制定）および「同施行細則」（1980年3月制定）の規程に基づき、各会計単位（法人、大学（各学部学科）、高等学校、幼稚園）による積算をもとに、経理統括部署がとりまとめと調整を行っている。

はじめに学園として次年度予算編成方針を理事会決定し、学園執行部および各会計単位の長、学部長、局長、経理責任者（財務部長）、予算事務責任者（財務課長）等による予算会議を開催し、予算編成方針に基づいて予算作成要領・積算基準を定め、各会計単位の中にある各予算単位（各部署・学科等）を対象に予算編成説明会を実施し、それぞれの予算積算の集計による積み上げ方式を基本として行っている。

予算執行については、各役職者、各会計単位・予算単位の長に、項目・金額について一定の決裁権限を付与し、それを超える内容・金額の事案については起案書による決裁、理事会等の決議により実施している。

また、大学財政のあり方について、2015年6月に「大学予算編成方針・執行の見直しに関する検討委員会」を設置し、学長のリーダーシップによる全学的事業の推進、重点課題へのメリハリある予算配分などを実現させるための検討を行った。2015年7月には委員会答申がまとめられ、全学的な課題に取り組むための学長予算の新設等が提案された。

学長予算については、全学プロジェクト予算委員会および全学予算編成会議に対し、採択事業の中間報告、決算報告を行うことによって、事業予算執行の検証が行われている。しかし、客観的な根拠に基づく点検・評価を行うことについては課題が残っている。また、予算執行に伴う効果の分析、検証する仕組みがないこと、予算編成プロセスに、事業計画・事業報告、自己点検・評価の結果を反映させる仕組みが整備されていないことも課題として残っており、今後検討していく予定である。

予算執行について、学長予算を除き、客観的な根拠に基づく点検・評価を行うことについて課題が残っている。また、予算執行に伴う効果の検証や、事業計画・事業報告、自己点検・評価結果の予算編成プロセスへの反映についても、今後の検討課題である。



以上により、予算編成および予算執行については、一部課題が残るものの適切に行われていると判断する

10-(1)-4 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：職員の採用及び昇格に関する諸規程を整備とその適切な運用状況

評価の視点2：業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

評価の視点3：教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

評価の視点4：人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

事務組織の構成および各職制、事務分掌については、「学校法人大東文化学園事務組織並分掌規則」に定めている。2019年5月1日現在、大学業務を支援する事務組織の構成は40部署、専任職員の人数は203名である。（事務組織図は別添資料を参照）。

人員配置については、事務職員を対象とする「学校法人大東文化学園の事務職員に係る人的資源管理の基本方針」に掲げた、下記の7つの基本方針に基づき、事務職員人事委員会において、各部署の円滑な業務運営および業務改善等が可能となるように人員配置を行っている。

- ①学園と事務職員の相互成長
- ②事務職員の期待像
- ③職務・能力開発の推進
- ④公平評価による適切処遇
- ⑤組織の自律性向上
- ⑥組織目標と個人目標の統合
- ⑦事務職員の福祉の向上

人員配置は、なによりも職員本人の成長を重視し、特に若い職員の長期的なキャリア育成計画、自己申告に基づく育成計画などを加味して行っている。新たな分野への挑戦を通じて、異なる業務を積み重ねることで潜在能力をさらに開花させ、さまざまな業務に活かせるよう配置計画を策定し、適切な人事異動に努めている。

大学を取り巻く環境変化への適応、業務内容の多様化への対応また組織上強化すべき事項などの観点から、段階的に事務組織の再編に向けた取り組みを進めてきた。板橋校舎と東松山校舎それぞれに独立した管理課の設置（2013年）、学生支援を包括的に行うための学生支援センター事務室の設置（2013年）、学園と大学をまたいだ諸課題に対応し全学的な意思決定を支援するための総合企画室の設置（2014年）、教職および資格取得を支援する新たな全学組織「教職課程センター」事務室の設置（2016年4月）などである。また、2018年度より入学センターを新設し、高大接続、入試改革をさらに推進する体制を整えるとともに、教員と職員で構成される学長室及び教学IR委員会を設置し、教育研究支援と教職協働促進の両側面から体制を強化した。なお研究支援を一元化し専門に行う部署として、研究推進室の設置を2019年4月に実施した。その他、今年度事務職員の業務棚卸し調査を行い、業務効率化、高度化への対応のための事務組織改編を継続して検討し、2021年度に新事務組織への移行を目指している。

併せて事務組織並分掌規則に基づく分掌業務の明細を分類、列記した職務権限基準を一部見直し、事務職員（一般職）の業務範囲、権限の拡大も図っている。

事務職員に関する諸規程は、「学校法人大東文化学園職員任免規則」「学校法人大東文化学園事務職員人事委員会規程」に定めている。

事務職員の採用は、事務職員人事委員会において採用人数、募集方法、採用日程を審議し決定する。募集は大学ホームページ、求人募集サイトを通じた公募により行っている。

事務職員の昇格については、2008年にそれまでの人事制度（通称MIP:Management Innovation Project）を改め、「学校法人大東文化学園事務職員人事管理規則」第6条に基づいて定めた「学校法人大東文化学園事務職員人事制度規程」に「事務職員資格制度」を設け、資格等級の格付、資格昇格の基準、資格昇格の審査等についてポイント、基準を明確にして適切な運用を行っている。

業務内容の多様化、専門化に対応するために専門的な知識及び技能を有する職員の配置に関しては、情報系技術者、建築系技術者等を採用し、学園総合情報センター、管理課、東松山管理課などの部署へ配置している。また、職員の育成については、10-(1)-5で後述する体系的な各種研修を行うことと並行して、職員の人事制度における評価・申告プログラムの中で、管理職者と課員との面談を義務付け、相互に納得感を持つことにより仕事に対するモチベーションや自己成長意欲の向上につなげることとしている。

以上により、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けており、その事務組織は適切に機能していると判断する。

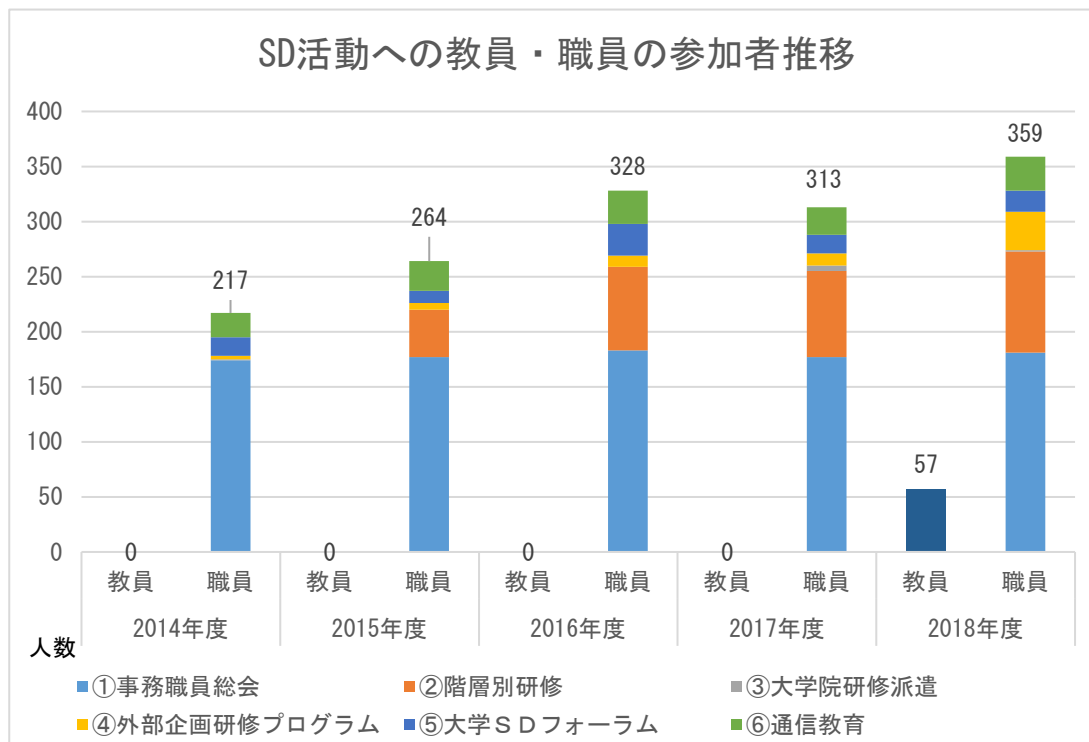
10-(1)-5 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

スタッフ・ディベロップメント（SD）については、学内での全体研修は、全職員を対象とした「事務職員総会」を年に一度開催し、学園・大学の今後の方向性や課題を共有認識し、部署間の連携強化を図る場として活用している。階層別としては、入職4年目までの職員を対象とした「職員力基礎研修」を義務づけ、経年を振り返り基本的なスキルを身につけるとともに、業務に対するモチベーションアップにつなげている。階層別研修では、『事務職員人事制度』マニュアルにおいて「各資格等級の定義」がなされ、それに基づき2017年度より新規に作成した『学校法人大東文化学園研修ガイドブック』の「事務職員研修体系図」で、具体的に必要とするスキルや知識、階層としての意識を示し、階層ごとに必要となる研修テーマで研修を実施している（基礎要件確認シート17参照）。

また、学外での研修については、外部教育機関の受講（大学院アドミニストレーター研究科等）、各種通信教育の受講、実務に応じた外部セミナー、2017年4月に私立大学連盟に加入し同連盟主催の研修、私立大学情報教育協会主催の研修への参加等の促進を図っている。

図 10-(1)-5-1 SD活動への教員・職員別の参加率の推移



上記図 10-(1)-5-1 からわかるように、大学運営に必要なSDについて組織的に実施しているのは事務職員対象のものだけであったが、2016年4月に大学設置基準、大学院設置基準が改正されたことに伴い「大東文化大学FD・SD基本方針」が策定され、教育職員を対象としたSD活動や、大学執行部、教員役職者を中心とした大学運営に必要なSD活動については学長（大学執行部）を中心に推進していく。2018年度は「2030年に向けた私立大学の競争戦略」をテーマとした教員対象SD研修を実施し（2018年11月19日開催：参加者57名）、2019年度においては「高大接続の現場から」をテーマとした教員対象SD研修を実施した（2019年4月15日開催：参加者71名）。

以上により、大学運営に必要なSD活動は、「大東文化大学FD・SD基本方針」のもとに組織的に実施されており、適切であると判断する。

10-(1)-6 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

- 評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
- 評価の視点2：監査プロセスの適切性
- 評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上へ向けた取り組み

大学運営の適切性については、大学運営に関する方針、財務に関する方針、各種規則等をもとに大学執行部、総合企画室、学務部、学務局長、総務部、財務部、監査室がそれぞれ点検・評価を行っている。また、学園監事による業務監査を毎年2月、5月、10月に実施しており、学園業務の執行及び財産状況の把握、その適正な運営の確保をしている。監査内容は、事業計画・報告や予算はもちろんのこと、契約関係の確認、学園全体の課題（監事から予め寄せられた関心事項）に従い、担当部局等から説明を行い、その後質疑応答形式で実施している。監査室は、内部監査の企画・立案、実施・調査及び報告、監事及び

公認会計士との連絡・調整に関する業務を行っている。また監査室は、監査対象部署へ監査報告書並びに改善事項報告書を通達、フィードバックを行い、改善を促している。次年度に監査対象部署から改善状況報告を受け確認監査を実施しており、適切なプロセスで監査を実施している。

改善に向けた取り組みとして、学部長会議のもとに2018年度に監査事項対応委員会を設置し、各学部共通の改善に取り組んでいる。

以上により、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断する。

## 2. 長所・特色

複数の部署に分散していた研究支援に関する業務を一元化し専門に行う部署として、2019年4月に研究推進室を設置した。また、これまで科学研究費補助金等の外部資金を所管する部局であった学務課は板橋校舎にしか設置されていなかったが、研究推進室は板橋校舎、東松山校舎の両校舎に設置することによって、教員への利便性を図り、より手厚い支援を行うことができるようになった。今年度事務職員の業務棚卸し調査を行い、業務効率化、高度化への対応のため事務組織の改編を継続して検討し、2021年度に新事務組織への移行を目指す。

## 3. 改善すべき事項

予算執行について、学長予算を除き、客観的な根拠に基づく点検・評価を行うことについて課題が残っている。また、予算執行に伴う効果の検証や、事業計画・事業報告、自己点検・評価結果の予算編成プロセスへの反映についても、今後の検討課題である。

## 4. 全体のまとめ

2014年2月に策定した「管理運営・財務に関する方針」は2018年度に見直しを行い、「大学運営に関する方針」として、他の基本方針とともに大学HPや教職員サイトにおいて学内外に周知を図っている。

学長及び学部長、研究科委員長等役職者の選任方法は、いずれも学内諸規程に基づき適切に行われており、その権限についても学則、諸規程に定められている。また、大学における意思決定の方法は、日常的な案件は、各部局からの起案により学長（または理事長等）が最終的な決定を行う。学則、諸規程の制定・改廃、その他の重要案件は、教授会（研究科委員会）での審議後、学部長会議（研究科委員長会議）および大学評議会（大学院評議会）の審議を経て、学長がその決定を行う。（案件によっては、その後常務審議会審議を経て理事会決定となる。）

危機管理対策については、板橋校舎は自衛消防訓練が年1回行われているが、東松山校舎においては、自衛消防団の組織化、自衛消防訓練の実施は検討課題である。その他、防犯に関して危機管理コンサルティング会社と契約を締結しており、また、両校舎に防犯カメラを設置するなどしている。情報セキュリティは規程の整備や学内での注意喚起を図っている。

予算編成、予算執行については、学内規程等に基づき行っているが、客観的な根拠に基づく予算執行の点検・評価や、予算執行に伴う効果の検証、それに伴う予算編成プロセスへの反映についても、今後検討し

ていく。

2019年度事務組織の改編については研究推進室を設置したが、今後も引き続き、業務効率化、高度化への対応を行うべく事務組織の改編を検討し、2021年度に新事務組織への移行を目指す。

SD活動は、「大東文化大学FD・SD基本方針」のもとに組織的に実施している。

大学運営の適切性については、方針、規則に則り、執行部、監査室を含めた各部局において、適切に行っている。

## 第10章 大学運営・財務

### 〈財務〉

#### 1. 現状説明

10-(2)-1 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に設定しているか。

評価の視点1：財務関係比率に関する指標又は目標を設定

評価の視点2：減価償却特定資産の積立て、2号基本金の組み入れを実施

財政的基盤を高い水準で維持していくためには、中長期的な財政状況の検証に基づく財政計画の立案が必要である。この認識から、本学は2014年12月より、学園執行部（法人）と大学執行部との協働体制による「大東文化学園中長期財政計画策定プロジェクト」をスタートさせ、事務局長（財務担当常務理事）を委員長として検討作業を重ねてきた。

プロジェクトの当初の目的は、①安定した財政基盤を確立し、質の高い教育・研究活動を永続的に推進する。②DAITO VISION 2023を実現するための財政的根拠を確立する。③都心キャンパス展開、学部学科再編の可能性を展望することであった。しかし、本学財政の現状分析と将来予測を行った結果、将来的に大幅な支出超過に陥ることが予測されたため、まずは、財政再建が急務との判断から「中長期財政計画策定プロジェクト報告書」（2015年9月11日策定）により、以下の財政再建施策を提起した。これらの施策に具体的な期限は設けていないが、本来の教育目的を達成するためには財政再建が最優先課題である。2018年度までに、既存学部学科の入学定員の見直し及び新学部新学科の設置を行い、また、教員人事計画の修正、人件費の検討を実施してきたが、財政的な効果は限定的である。今後、現状分析を進め、施策の再検討を行う。

#### 施策方針1：学部学科再編統合の検討を行う

現在の学部学科を再編統合することにより、学生数と教員数の効率的な構成をはかる。学科内コース及び専攻等で調整が可能な分野は原則統合し、極力大規模な学科構成を目指す。

#### 施策方針2：入学定員増の検討を行う

学科統合が困難な学科については、入学定員増の検討を要請する。漠然と依頼するのではなく、学部学科ごとに定員増の目標値を提示することが望ましい。

#### 施策方針3：全学的な教員定数の見直しを行う

全学部学科について、設置基準を目標とした中長期的な教員人事計画の策定を求める。設置基準に対してどこまでの教員数の削減計画が立てられるかを確認する。また、専任教員の補充策として特任及び助教の枠を拡大することも検討する。

#### 施策方針4：雇用制度及び給与体系等の観点から人件費の検討を行う

現行の雇用・身分制度や給与体系の検証を行い、帰属収支に占める教職員の給与及び人件費比率等の水準の適正化をはかる。施策方針1～3の効果を見定めながら給与改革を含む人事制度全般の見直しを推進する。

※「中長期財政計画策定プロジェクト報告書」（平成27年9月11日策定）参照

収入の多くを学生生徒等納付金に過度に依存し、特に、2013年度と2018年度を比較すると人件費比率が1.2%増に対し、人件費依存率は1.4%増となっている。この間、人件費に関しては一時金の段階的削減、役職手当及び役員報酬の削減等に取り組んできたが、一方で新学科設置による教員数の増加があり、学納金収入も減少しているため、財政比率の面では改善に至っていない。

過去の財務データを検証することは重要である。資金収支ベースで見ると法務研究科設置前年度(2003年度)は、学生生徒等納付金収入から人件費・教育研究経費・管理経費を除くと約4億3千万円のプラスであったが、2004年度の数値は、約7億1千万円のマイナスになった。それ以降の数値はマイナスのままであり、財政は好転していない。財政が好転しない最大の理由としては、入学者数の抑制施策等に伴う学納金収入の減少が挙げられる。その他、金融市場の低迷による受取利息・配当金収入の漸減、新学部新学科設置に伴う経費増(2018年度開設のため、現時点では大幅な支出超過)など、複数の要因が影響している。

現在、大学では100周年とその先を見据えた将来構想「DAITO VISION 2023+10」が検討されており、その構想実現のための財政基盤の確立が今後の大きな課題になる。今後の課題は、本構想の進捗にあわせて、その構想を支えるための財源確保の観点から財務関係比率に関する指標や目標を設定していくことである。

減価償却特定資産については2016年度より積み立てを再開し、将来的な施設整備に備えた計画的な財源確保に努めている。今後は、現在具体的な検討が進んでいる東松山キャンパス新体育館及び緑山キャンパス多目的グラウンドの整備に対する2号基本金の組み入れに関しても検討を行う必要がある。

以上の通り人件費依存率は上昇しているため、改善策を打ち出す必要がある。減価償却引当特定資産については計画通り積み立てを実施しており、適切に行っている。財務比率については、理想とする数値ではないが、当面の問題はないと考える。

#### 10-(2)-2 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等(教育研究活動の推進及び教育研究環境整備に関わる計画)を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)の確保

評価の視点2：教育研究水準の維持・向上を図るための、経常的な財政確保の仕組みの整備

評価の視点3：外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄付金、受託研究費、共同研究費等)の獲得の目標と計画

評価の視点4：外部資金受け入れ体制(外部の競争的資金、寄付金を積極的に受け入れることのできる体制)の構築、獲得状況の検証と資金運用

2018年度の事業活動収入に占める学生生徒等納付金は79.0%、資産運用収入は2.9%となっている。

事業活動収入(2015年度以降は経常収入)に対する人件費比率は上昇傾向にあり、2018年度は61%となった。学生生徒等納付金に対する人件費依存率については、学生生徒等納付金が年々減少しているため、なお高い比率が続いている。更なる人件費抑制方を講じなければ、教育研究活動を安定して遂行することは出来ない(大学基礎データ表9参照)。

	人件費比率	人件費依存率
2012年度	58.9%	74.4% (2012年度から2014年度までは旧会計基)

準による)

2013年度	59.8%	75.8%
2014年度	56.9%	77.6%
2015年度	62.6%	79.2% (2015年度から新会計基準による)
2016年度	61.8%	76.0%
2017年度	60.9%	77.1%
2018年度	61.0%	77.2%

事業活動収入（2015年度以降は経常収入）に対する教育研究経費比率については、引き続き、文系複数学部を有する同系統の大学法人全体の平均を下回ってはいるが、金額・比率とも上昇傾向にある。事業活動支出に対する同構成比率についても、ほぼ年々上昇している。

	教育研究経費比率	教育研究経費構成比率
2012年度	28.7%	30.3% (2012年度から2014年度までは旧会計基準による)
2013年度	31.3%	31.8%
2014年度	29.7%	32.1%
2015年度	30.8%	30.8% (2015年度から新会計基準による)
2016年度	31.9%	32.0%
2017年度	31.8%	32.0%
2018年度	32.6%	32.7%

帰属収支差額比率、消費支出比率、消費収支比率については、実質的に悪化の傾向にある。2014年度は附設校である旧医学技術専門学校の土地を売却し大きな売却益を得たが、同年度も含めて、消費収支比率は大学単独でも法人全体でも、100%を超える状態が長期間続いている。また、学生生徒等納付金比率は、大学では82%を超える状態が続いており、文系複数学部を有する同系統の大学法人全体の平均を上回っている。

貸借対照表関係比率については、現在のところ数値はおおむね良好であると思われる。ただし、消費収支差額は、繰り越しが2011年度決算で支出超過に転換し、その後も単年度支出超過が続いており、悪化の傾向にある。また、基本金組入前当年度収支差額についても、現在のところは収入超過が続いているものの、悪化の傾向にある。

以上のとおり現時点での財務状況は比較的健全な状態にあるものの、単年度収支が悪化傾向にある今の状況は将来的な財政基盤を脅かすものであり決して楽観視できるものではない。こうした状況を踏まえ、将来を見据えた教育研究水準の維持・向上を図るための財政確保の観点により、昨年度、学費改定の検討を行い、大学での議論と理事会の承認を経て、2020年度以降の入学生に対し学納金を値上げすることを決定した。

本学は、「大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程」および「大東文化大学公的研究費の支出管理に関する取扱要領」を定め、科学研究費助成事業をはじめとする公的研究費の適正な管理運営に努めている。



2016年度以降の科学研究費助成事業の執行額(実支出額)は表10-(2)-2-1の通りとなっている。また、2019年度は、代表研究において51件(分担研究および受入額については未確定)を受け入れる予定となっており、2019年度の新規採択率は21%となっている(図10-(2)-2-1)。

受託研究費および共同研究等については、「大東文化大学共同研究及び受託研究に関する取扱要領」を定めている。2016年度以降の執行状況は下表の通りである。2019年度は2018年度より継続している1件を受け入れる予定である。

外部研究費全体の受入実績は、表10-(2)-2-2の通りとなっており、研究費総額に占める外部研究費の割合は増加傾向にある。今後は、科学研究費助成事業の研究種目として、従来の「基盤研究」に加えて、本学の特色を活かせる「国際共同研究加速基金」や「外国人研究者招へい事業」への申請支援を重点的に行い、単年度の受入額(直接経費・間接経費の合計)で1億円の獲得を目標に掲げている。

こうした外部資金獲得を強化するため、2019年度より新たに研究支援室を整備し、教員の研究費獲得に向けた支援体制の強化充実を図った。

表10-(2)-2-1

外部資金の執行額(実支出額)(大学基礎データ表8による)									
研究費の内訳	2016年度			2017年度			2018年度		
	採択数(件)	研究費(円)	研究費総額に対する割合(%)	採択数(件)	研究費(円)	研究費総額に対する割合(%)	採択数(件)	研究費(円)	研究費総額に対する割合(%)
科学研究費助成事業	95	57,677,771	24.7%	101	54,275,556	26.2%	91	61,641,190	27.8%
民間の研究助成財団等からの研究助成金	0	0		1	1,000,000	0.5%	0	0	
受託研究費	1	400,000	0.2%	2	1,269,943	0.6%	2	800,000	0.4%
共同研究費	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	

※科学研究費助成事業は、科学研究費補助金、学術研究助成基金助成金を包括した総称  
 ※科学研究費助成事業には、表8の政府もしくは政府関連法人からの研究助成金を含む  
 ※科学研究費助成事業は、間接経費(2016年度14,979,833円、2017年度13,714,200円、2018年度16,657,500円)を除く

図10-(2)-2-1 科研費新規採択率

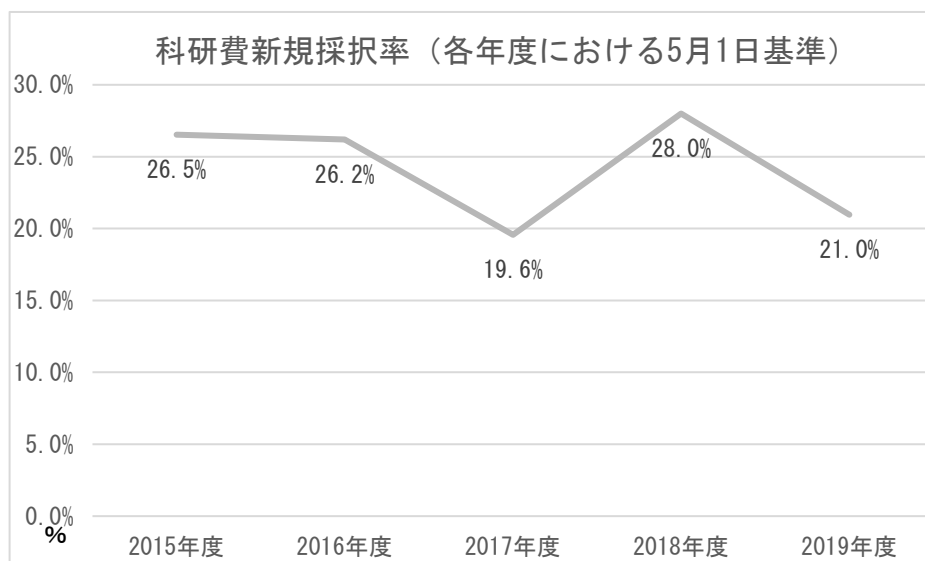
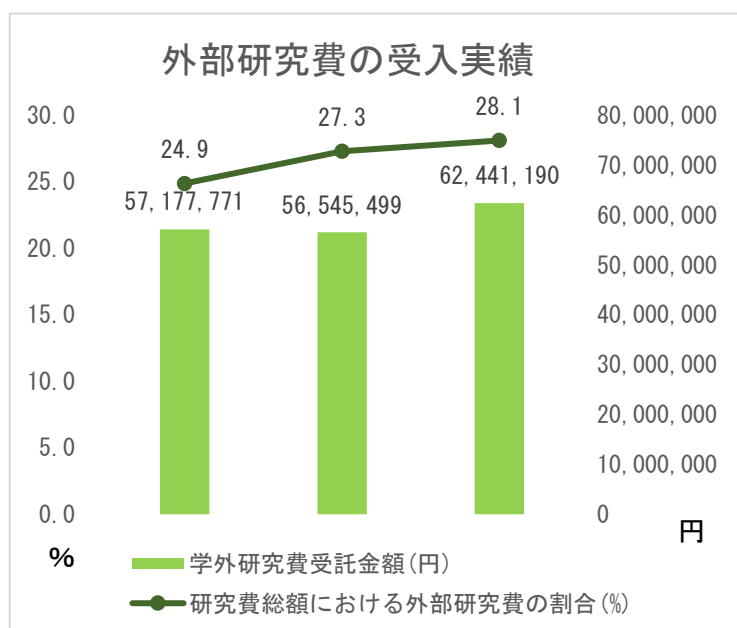


図 10-(2)-2-2 外部研究費受け入れ実績



寄付金については、2018年度のおおぎり募金の寄付実績は553万2千円(364件)となった。寄附募集については、卒業生等の関係者向けに配付する広報冊子等において募金趣意書を同封するなどの働き掛けを行い、また、2018年度よりインターネット募金を導入し利便性を図っているが、近年の実績額は目標額とは大きく乖離し、現状において寄付金を収入安定化の施策として考えることは困難である。

受取利息配当金については、相応の収入額はあるものの、金利低下が長期化していることから、毎年度確実に収入額が減少する漸減傾向が顕著である。今後も収入減少は継続すると思われる。

収入においては、学生生徒等納付金への依存率が経常収入の約80%を占めており、学生数の確保如何により収入額が大きく左右される構造となっている。支出においては、人件費比率が、他大学法人と比べ引き続き高い水準で推移しており、教育研究経費への配分にも今後更に影響を与えることもあり得る。支出全体が増加傾向にあり、新学科の学年進行に伴う学納金増加はあるものの、全体収支の悪化が続き、2019年度は基本金組入前当年度収支差額が支出超過に転じる見込みである。2020年度以降学納金値上げの効果が徐々に見込めるが、事業活動収支全体は、当面は収入増加以上に支出増加が上回るとされるため、今後においても支出の見直し検討は継続する必要がある。

将来の学園の発展のため新規事業への投資が行えるよう備えていかなければならないが、文部科学省の学生定員超過率抑制方針等により既設学科の学生数は減少することになる。2018年度までは、学園全体で収入超過を維持しているが、事業活動収入のほぼ全額を消費している状況にある。

2019年度以降は、学納金の増加は引き続き見込めるが、新規採用による人件費の増加を中心に当面は収入以上に支出が増加することとなる。学園財政を維持していくために基本金組入前当年度収支差額の均衡以上を目標にその確保を目指すことには変わりはないが、当面の達成は困難な状況にある。

教育研究水準を維持・向上させるためには、学園財政の安定化を図ることが不可欠である。当面の収支を考えると、経常的な財政確保の仕組みを確立することは困難な状況であるが、財務状況としては健全な

状態は維持出来ており問題はない。

学園全体の基本金組入前当年度収支差額の収入超過達成が当面困難であることから、学生生徒等納付金の確保はもちろん最重要であるが、更なる志願者増による入学検定料の増収確保、外部資金獲得等学生生徒等納付金以外の収入の獲得、支出全体の見直し等は大きな課題である。数年後の目標として、基本金組入前当年度収支差額の収入超過を安定的に確保出来る学園財政とすることが目標となる。

以上のような課題はあり検討の継続が必要であるが、2018年度決算における純資産構成比率（純資産を総資産で除した比率）は89.6%となっている。現状として学園財政は健全な状態にあり、財政基盤は概ね確立していると判断する。

なお、将来的な財政基盤確立の方策として、現在、多様な収入の確保とコスト削減の観点から学園の出資による事業会社の設立を検討している。すでに他大学が設立した複数の事業会社の視察及び学内業務の事業会社への移管業務の洗い出し等の検討を行っており、2019年度中の設立に向けて準備をすすめている。

## 2. 長所・特色

2018年度決算については、長期的な財務の健全性を表す純資産構成比率（純資産を総資産で除した比率）89.6%をはじめとし、貸借対照表関係比率の全般にわたり安定的な水準を維持している。2018年度の時点における財政状況は極めて健全な状態にあると判断できる。特に220億以上の第3号基本金を保有していることは、本学の大きな特徴となっている。また、将来的な事業活動収支の健全化に向けては、2015年度に策定した中長期財政計画の方針に基づき、各種の財政再建施策に取り組んでいる。

## 3. 改善すべき事項

2015年9月11日に取りまとめた「中長期財政計画策定プロジェクト報告書」に基づき、各種の施策に取り組んでいるか、これまでのところ一定の財政的な効果は認められるものの、現時点において、十分な成果が挙がっているとまでは言い切れない。これは、入学定員超過率の抑制等による学生数の減少や金融市場の低迷による受取利息・配当金収入の減少等が大きく影響しているためである。財政基盤の安定化を図るためには、今後もさらなる財政再建への取り組みが必要になると思われるが、そのためには中長期財政計画によるこれまでの施策および学費改定の効果検証と現在の外部環境変化等を反映した最新の財政予測の見直しを早急に行う必要がある。

また、入学定員超過率が抑制され学納金収入の増加が今後見込めないなかで、外部資金獲得に向けた取り組みをさらに強化していくことも喫緊の課題である。この点については、2019年度より新たに研究推進室を設置したところであるが、今後はこの研究推進室を通じて研究支援を実質的に強化していくことにより実際に外部資金の獲得実績を向上させることが求められる。また、寄付金については間もなく100周年を迎えることから、周年事業としての寄附募集等を通じた募金活動の強化を図っていく。

その他、現在準備中の事業会社に関しては、まずは確実に立ち上げて事業会社としての基盤を安定化させることが第一段階である。その上で学園財政の安定的な基盤形成に効果的な機能として確立できるように学園との関係を段階的に制度設計していく必要がある。

今後、以下について改善を進める。

1. 2016年度に取りまとめた教員人事計画を着実に実施する
2. 100周年記念事業を踏まえた寄附募集の強化を図る
3. 資金運用方針の見直しを検討し、資産運用収入の増収を目指す
4. 事業会社を活用し、業務の効率化とコスト削減を推進する

#### 4. 全体のまとめ

本学の財政状況については、財政比率のうち事業活動収支計算書関係比率に関しては年々悪化傾向にあり、一方で貸借対照表関係比率はおおむね健全な数値を維持している。このことから、現時点での財務状況は健全であるが、事業活動収支計算書関係比率が悪化しているため、長期的な将来予測としては楽観視できない状況にあると判断している。

本学では、こうした長期的な財政悪化を見越した取り組みとして2015年度に中長期財政計画を取りまとめ、各種施策に取り組んできた。これまでに4つの施策を実施したことで、一定の効果は得られたものの、近年の更なる入学定員の抑制や受取利息・配当金収入の減少等により現時点では施策の効果は相殺されている状況にある。将来に向けて教育研究活動を安定的に遂行していくためには、より一層の財政再建に向けた強化が必要であることは間違いない。

新たな取り組みについても、徐々にいくつかの検討を進めている。すでに学費改定に関しては、理事会の承認により2020年度からの改定が決定した。外部資金獲得に関しては、一つには研究推進室を設置し、研究費獲得に向けた支援体制を整備したところである。今年度はさらに研究推進室の機能強化に向けた検討を進める予定である。また、事業会社の設立についても検討し、今年度中に立ち上げることができる見通しである。事業会社の設立は業務効率化による経費節減、大学子会社による収益確保の観点から財政効果が期待できると考えている。

以上のとおり、学園では現在、中長期財政計画の施策及びその他の施策を通じて、学園財政の安定的な基盤確立に向けた様々な取り組みが実現または計画されているが、学費改定の効果はある程度確実な予測値が試算できるものの、事業会社や研究推進室による効果は今の時点では未知数である。

財政再建は短期的に達成できる目標ではないため、これらの施策等が成果として表れるには数年の時間を要するが、継続的に財政状態の検証を行いつつ、100周年からさらにその先の将来に向けた教育研究活動への安定的な財政基盤形成に努めていく。